第４回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第４回幕別町議会定例会
（平成27年11月30日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
12　岡本眞利子　　13　寺林俊幸　　14　東口隆弘
日程第２　会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
日程第３　報告第16号　専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第４　報告第17号　専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第５　陳情第７号　新庁舎の幕別町議会議場において国旗・町旗並びにアイヌ文様壁掛けの掲揚を求める陳情書
日程第６　議案第85号　幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
日程第７　議案第86号　幕別町部設置条例の全部を改正する条例
日程第８　議案第87号　幕別町職員定数条例の一部を改正する条例
日程第９　議案第94号　平成27年度幕別町一般会計補正予算（第８号）
日程第10　議案第95号　平成27年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第11　議案第96号　平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第97号　平成27年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第13　議案第98号　平成27年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第２号）
日程第14　議案第99号　平成27年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第２号）
日程第15　議案第100号　平成27年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第２号）
日程第16　議案第101号　平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第２号）

会議録

平成27年第４回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成27年11月30日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　11月30日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（20名）

議　長　芳滝　仁

副議長　藤原　孟

１　板垣良輔	２　荒　貴賀	３　髙橋健雄	４　小田新紀	５　内山美穂子
６　若山和幸	７　小島智恵	８　野原惠子	９　田口廣之	10　谷口和弥
11　小川純文	12　岡本眞利子	13　寺林俊幸	14　東口隆弘	15　千葉幹雄
16　中橋友子	17　藤谷謹至	18　乾　邦廣		

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	川瀬俊彦
教育長	田村修一	農業委員会会長	谷内雅貴
代表監査委員	柏本和成	総務部長	菅野勇次
会計管理者	原田雅則	教育部長	山岸伸雄
民生部長	境谷美智子	経済部長	田井啓一
建設部長	須田明彦	企画室長	細澤正典
札内支所長	羽磨知成	忠類総合支所長	伊藤博明
企画室参事	山端広和	総務課長	武田健吾
地域振興課長	小野晴正	糠内出張所長	阿部麗子
土木課長	寺田　治	商工観光課長	岡田直之
町民課長	山本　充	こども課長	杉崎峰之
保健課長	合田利信	学校教育課長	川瀬康彦
生涯学習課長	湯佐茂雄		

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　野坂正美　　課長　澤部紀博　　係長　佐々木慎司

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

12　岡本眞利子　　13　寺林俊幸　　14　東口隆弘

議事の経過

（平成27年11月30日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（芳滝　仁）　ただいまから、平成 27 年第４回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（芳滝　仁）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（芳滝　仁）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12 岡本議員、13 番寺林議員、14 番東口議員を指名いたします。

［会期の決定］

○議長（芳滝　仁）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 19 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 18 日までの 19 日間と決定いたしました。

［諸般の報告］

○議長（芳滝　仁）　ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第 235 条の２第３項の規定による例月出納検査結果報告書及び同法第 199 条第９項の規定による財政援助団体監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。

次に、11 月 11 日、第 59 回町村議会議長全国大会及び第 40 回豪雪地帯町村議会議長全国大会が NHK ホールにおいて開催され、私が参加をしております。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

［行政報告］

○議長（芳滝　仁）　ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　平成 27 年第４回町議会定例会が開催されるに当たり、この１年間、町政各般にわたり、議員の皆様から賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 27 年も残すところ、あと一月余りとなりました。

今年は、大きな災害や事故もなく、農業生産も史上最高の豊作となりました小麦を初め、どの作物も平年以上の質・量となる見込みであります。

また、厳しい財政状況ではありましたが、おかげさまで計画いたしました各種施策や事業等につきましても、議会を初め、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、順調に進められたものと

考えております。

ここに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、残された行政課題の解決に努めてまいりますので、議員の皆さんには、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告させていただきます。

初めに、大雪に伴う忠類地域の一部停電による避難所の開設について申し上げます。

去る 11 月 27 日、発達した低気圧による大雪の影響で、午前３時 39 分ごろ、忠類明和、幌内、栄町で 13 戸の停電が発生し、続いて午前７時 20 分ごろから、朝日、公親、日和、協徳、さらに西当でも停電となり、最大時では 59 戸が停電となりました。

明和、幌内、栄町につきましては、午前９時 28 分に復旧しましたが、その他の地域につきましては、復旧に時間がかかり、午後４時 20 分の段階においても 19 戸が停電していたことから、午後４時 50 分に忠類コミュニティセンターに避難所を開設いたしました。

地域住民の方には、防災無線による放送に加えて、電話連絡や直接訪問により、状況の確認と避難所開設についての周知を徹底するほか、高齢者や障害者等の災害弱者の安否確認作業を実施したところであります。

当日は、自主避難された方はおりませんでしたが、暖房の確保のために準備したポータブル石油ストーブ１台の貸し出しを行いました。

その後、午後９時 58 分に停電が全面復旧し、幸い大きな被害もなく午後 10 時に避難所を閉鎖いたしました。

今後も町民の皆さんが安心して暮らしていただけるように災害時の迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、TPP 大筋合意を受けての取り組みについて申し上げます。

本町では、これまで TPP 協定が、農畜産物などの関税撤廃のみならず、医療・社会保障、金融・保険、労働市場、食品の安全基準など、関税以外の貿易障壁の撤廃を大原則とした内容であることから、地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、町村会や「TPP 問題を考える十勝管内関係団体連絡協議会」を通じて、国会決議の遵守と情報公開を求める要請を続けてまいりました。

しかしながら、去る 10 月５日、米国アトランタで開催された TPP 閣僚会合において、TPP 協定が大筋合意されたと報じられたところであります。

大筋合意の内容は、関税の撤廃について、農林水産物と鉱工業品を合わせた全 9,018 品目のうち 95.1％の 8,575 品目が対象となっており、このうち農林水産物では全 2,328 品目のうち、81.0％の 1,885 品目の関税が撤廃されることとなっております。

また、日本が保護を求めていた米や牛肉などの重要５項目 586 品目のうち、約３割の 174 品目で関税が撤廃され、さらに関税撤廃は免れたものの輸入をふやす枠組みを受け入れた品目も多く存在しております。

国は大筋合意を受け、10 月９日、「TPP 総合対策本部」を設置し TPP の利活用による新たな市場開拓やこれを契機としたイノベーションの促進・産業活性化、さらに、TPP の影響に関する国民の不安の払拭を基本方針に据え、11 月 25 日に「総合的な TPP 関連政策大綱」を策定いたしました。

大綱では、牛肉や小麦など、関税の引き下げに伴う農業者の所得の減少対策として、肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキンの法制化や小麦の経営所得安定対策により、引き続き財源措置がされる見通しとなったところであります。さらに、生乳については新たに生クリーム向け生乳が補給金の対象となり、農業の所得補償に重点を置いた施策の方向性が示されております。

町では、農業分野に限らず、広く国民生活への影響が懸念されることから、11 月 19 日に「TPP 庁内対策本部」を設置し、情報の収集や影響の分析等を実施することとしたところであります。

また、11 月 20 日には、農業関係機関で組織する、ゆとりみらい 21 推進協議会において対策会議を開催し、大綱策定後における国の具体的な施策の実効性を検証することといたしました。

町といたしましては、農業者が安心して再生産に専念できる対策を講じていただくよう、引き続き

町村会等を通して国に対して要請してまいります。

次に、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使について申し上げます。

北海道日本ハムファイターズでは、平成 25 年から北海道を全力で応援する取り組みとして、選手が地域のまちづくり・まちおこしに寄与する「北海道 179 市町村応援大使」を実施しております。

本町は来年、合併 10 周年や開町 120 年を迎える年であることから、応援大使の応募をしており、11 月 22 日に札幌ドームで開催されました「ファンフェスティバル 2015」の抽選会において、大谷翔平選手と市川友也選手が本町の応援大使に就任することが決定したところであります。

両選手が応援大使に就任することにより、来年１年間ではありますが、両選手のホームページ等への掲載や、町の行事・イベントに協力していただくといったことも可能となりますことから、町のＰＲを初め子供たちの健全育成やスポーツ振興など、町の活性化に最大限協力をお願いしたいと考えております。

次に、新年度予算編成の取り組みについて申し上げます。

我が国の経済は、安倍政権のデフレ脱却と経済再生に向けた、いわゆる「３本の矢」の一体的な推進により、マクロ、ミクロ経済の両面において、およそ四半世紀ぶりに良好な状況を達成しつつあり、国においては「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方とも大きく前進したとしております。

しかしながら、財政状況については、債務残高が GDP の約２倍に膨らみ、なおさらなる累増が見込まれるなど引き続き厳しい状況にあると認識しているところであります。

このような中で､国において８月に取りまとめられた平成 28 年度一般会計予算の各省庁の概算要求総額は、過去最大の 102 兆円台前半に上るものとなっております。

国の予算編成においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算となることも踏まえ、本格的な歳出改革に向けた取り組みを進め、施策の優先順位の洗い直しを行うとともに、無駄を徹底して排除し予算の中身を大胆に重点化するとしており、社会保障制度などの義務的経費につきましても、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行うものとしております。

また、総務省においては、来年度の地方財政の課題として、一般財源総額の確保と地方財政健全化に加え、地方創生の推進を掲げているところでありますが、平成 26 年度における本町の一般会計の決算では、歳入総額の約７割が依存財源であり、歳出の多くが法令により義務づけられた経費や国の補助事業でありますことから、新年度予算の編成におきましては、これまで以上に国の予算編成や経済財政運営の動向を注視しなければならないと考えております。

平成 28 年度は、開町 120 年、町制施行 70 周年と本町の大きな節目を迎えますとともに、私にとりましても、就任後初めて本格予算を編成する年となります。

社会経済情勢等の大きな変換期におきましても、住民生活に直結する多くの事業を継続的に実施する必要がありますことから、第５期総合計画に掲げる基本目標の実現や今年度策定いたします「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策の推進、第４次行政改革大綱に基づく推進計画の着実な実施を基本とし、「誰もが住んでみたいまち・住み続けたいまち　幕別町」の実現に向け、職員と一丸となって好循環のスタートとなるよう予算編成に取り組んでまいります。

次に、JR 北海道の利用の少ない列車の見直しについて申し上げます。

経営改善に向けて合理化を進めている JR 北海道は、９月 30 日、ディーゼル車両で運行する普通列車 548 本のうち、老朽化した車両を使う路線を中心に全体の約 15%に当たる約 80 本を来年３月のダイヤ改正に合わせて減便することと、利用の少ない無人駅９駅の廃止と宗谷線美深駅などの９駅の無人化を来年３月までに順次実施する方針であることを公表いたしました。

幕別町への影響は、根室本線上り、浦幌駅 11 時 25 分発帯広駅 12 時 35 分着の便１便を廃止する予定であることを JR 北海道から報告を受けたところであります。

町といたしましては、列車の利用状況の把握と与える影響について調査を行うとともに、減便の影響を受ける東部４町で協議を行ったところ、減便に反対する立場には変わりはないが、利用者も少な

いことから受け入れざるを得ない状況にあることを確認したところであります。

その後、減便の影響を受けるものと予測されます町内高校３校と老人クラブ連合会、さらには、先般開催いたしました地区別公区長会議において、JR 北海道の公表内容を説明させていただきました。

JR 北海道には、今後におきましても積極的に情報公開に努め、市町村等に対する丁寧な説明と利用者への影響を十分考慮した上で、慎重に合理化に取り組むよう申し入れたところであります。

次に、ふるさと寄附制度の取り組みについて申し上げます。

本町のふるさと寄附につきましては、平成 20 年９月に「幕別町ふるさと寄附条例」を制定し、寄附を通して、町民、企業、幕別町出身者等、幕別町に思いを寄せる方々の意向をまちづくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めることを目的に、同年 10 月からスタートしたものであります。

本制度は昨今、寄附者にとってより身近な制度となるよう、地域の特産品などの返礼品やサービスを用意する自治体が全国的に増加してきており、本町におきましても、町外にお住まいで１回１万円以上の寄附をいただいた方に、農畜産物や加工品等の返礼品、寄附者に対するサービスを提供する取り組みを実施することといたしました。

去る 11 月４日には、本制度に取り組む意向の 12 の事業者への説明会を開催するなど、現在、12 月からのスタートに向けた準備を進めているところでありますが、今後におきましても、商工会等関係機関と連携し、ご協力いただける事業者や返礼品の種類の多様化を進めることにより、町の特産品のＰＲや地域産業の活性化にも努めてまいりたいと考えております。

次に、道東と道北のドクターヘリの十勝圏域への本格運航の開始について申し上げます。

ドクターヘリにつきましては、十勝地域は地理的な要因により、全道で唯一の空白地帯でありましたことから、交通事故や災害で一刻を争う重傷患者に対しまして、より迅速な救急医療体制を確保するため、十勝地域における運航圏域の拡大を道東と道北のドクターヘリ運航調整委員会に要請いたしておりました。

本年７月に両運航調整委員会において了承をいただき、本格運航の開始に向けて、関係機関との調整のほか、医療機関への説明や離発着場の確認等が進められ、今月 20 日から十勝圏域への本格運航が開始され、今後は、より一層、救命率の向上が図れるものと期待しているところであります。

次に、幕別町地域自主防災訓練の実施について申し上げます。

町では、昨年５月に修正いたしました地域防災訓練防災計画をもとに、本年を初年度とする５カ年計画で市街地域の各指定避難所の避難対象となっている公区の自主避難訓練を主とした防災訓練を実施することとしており、本年度は、去る 10 月 18 日、札内南小学校を避難所とする７公区を対象に、266 人の住民の方に参加をいただき実施いたしました。

防災訓練は、非常時の行動について住民、地域、行政のそれぞれが果たすべき役割を確認し合い、「自助」から「共助」「公助」へとスムーズにつなげていくことを目的としているところであり、これを契機になお一層の防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

今年は、春先から天候に恵まれ、６月から７月にかけての雨不足による影響が一時懸念されておりましたが、その後は、適度な雨にも恵まれ、どの作物も平年作以上の収穫が期待でき、管内農協の取扱高は過去最高でありました昨年をさらに上回るものと予測されており、皆様方とともに豊穣の秋を迎えられましたことをとてもうれしく感じているところであります。

主な作物について申し上げます。

小麦につきましては、開花期の好天で受粉が順調であったことや、６月下旬から７月上旬が低温傾向で実がゆっくり熟したことなどが重なり、反収では製品収量で 12.7 俵、品質や製品歩どまりも前年を大きく上回り、全量１等を確保し、平成 23 年度に全量が「きたほなみ」に転換されて以来、最高の大豊作となりました。

バレイショは、植えつけ後からの雨不足の影響を受けたものの、平年並みと見込まれております。

てん菜は、収量は平年を上回る見込みであり、糖度につきましても、10月の平均気温、最低気温がともに平年を下回り、糖分の蓄積には好条件となったことから、６年ぶりに17％台に到達すると期待されております。

豆類については、小豆は、収量・品質とも平年を上回っており、金時などの菜豆類は、収穫期の降雨等の影響も最小限にとどまり、収量・品質とも平年並みとなっております。しかしながら、豆類はここ数年豊作が続きましたことから、価格が下落傾向であり、来年以降、作付面積が確保されるか懸念されるところであります。

野菜については、ゆり根は平年並み、長いもは、平年を上回る収量・品質を見込んでおります。

レタス等の葉物野菜については、干ばつの影響を受け収量は減少したものの、品質は良好で、他産地での天候不順の影響による品不足により、価格は高値で推移いたしました。

牧草は、１番草、２番草とも干ばつにより収量は平年を下回りましたが、品質については良好な牧草を確保できており、サイレージ用トウモロコシは収量・品質ともに平年を上回る作柄となっております。

農作物全体といたしましては、総じて平年を上回る収穫量・品質が確保される見込みであり、生産者の皆さんのご努力を初め各農協や農業改良普及センターなど関係機関の皆さんのご指導のたまものであると、改めて敬意を表する次第であります。

次に、忠類白銀町町有地の売却事業の結果について申し上げます。

本事業は、忠類地域の観光拠点区域に位置するふれあいセンター福寿西側の国道236号に面した忠類白銀町町有地において、誘客施設を建設するなどの観光における新たな活力を創出するような有効な土地活用の企画提案を募り、民間事業者へ売却するために行ったものであり、さきの９月定例会において所要の経費を補正予算に計上し、準備を進めてまいりました。

対象物件は、忠類白銀町384番地５、地積が3,400平方メートル、登記地目が雑種地であり、売却価格を544万円と設定し、10月20日にプロポーザルの実施公告を行い、11月５日までの17日間を参加表明書の提出期間として募集したものであります。

その結果、事前に問い合わせのあった事業者も含め参加表明書の提出がなく、選考委員会によるプロポーザルの実施には至らなかったところでありますが、この土地の活用方法につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注済額は35億886万円で、発注率にいたしますと91.3％となっており、前年度からの繰越事業を含めて、計画しておりました工事の大部分の発注を終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成とともに労災事故の防止など安全管理の徹底を図るとともに、今後の発注工事におきましても、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　これで、行政報告は終わりました。

［報告］

○議長（芳滝　仁）　日程第３、報告第16号、専決処分した事件の報告について及び日程第４、報告第17号、専決処分した事件の報告についての２議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　報告第16号及び報告第17号、専決処分した事件の報告につきまして、一括し

てご説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第１項の規定により専決処分を行いましたことから、報告するものであります。

議案書の１ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、専決処分第 11 号でありますが、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成 27 年 10 月 29 日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成 27 年 10 月 10 日午前 11 時 29 分ごろ、幕別町札内桂町 576 番地、札内墓地において、相手方が所有する墓石に敷地内の樹木が強風により倒れ、その衝撃により墓石の一部及び花立てに損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、５万 8,320 円とするものであります。

２ページをお開きください。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、墓石修復費の全額とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

続きまして、議案書の３ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分第 12 号でありますが、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成 27 年 11 月 19 日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成 27 年８月２日午前 10 時 30 分ごろ、幕別町新町 96 番地、新田の森公園において、相手方が木道を歩行中に足元の床板が経年劣化により破損したため転倒し、全治６週間となる右坐骨を骨折する事故が発生したことから、これに対する損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、４万 2,204 円とするものであります。

４ページをお開きください。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、帯広市在住の女性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、治療費、傷害慰謝料、その他治療関係費の全額とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、両案件とも全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、損害賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

このたびの事件につきましては、町として大変遺憾なことであり、関係者並びに地域住民の皆さんに対しまして、心からおわび申し上げます。

また、墓地管理担当職員及び公園管理担当職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところでありますが、今後このような管理者の瑕疵による事故が起きないよう、施設管理を徹底し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　報告が終わりましたので、２議件について、一括して質疑を許します。

千葉議員。

○15 番（千葉幹雄）　報告第 17 号に関連して、ちょっとお伺いしたいと思います。

新田の森の施設が板が腐っている、私も実はあそこは比較的近いものですからよく行っているのですけれども、これは８月２日にこういうことがあって、その後、今も現在ロープで立入禁止になっているのだろうと思うのですけれども、そこで、町がニッタから借りて公園として管理しているという施設でありますけれども、今後あの公園をどうしていくのか。ということは、部分的に直そうと思ったら、すぐ直せる箇所なのですね。ですから、もう 12 月になろうとしているわけですけれども、そのままにしてあるということは今後のあり方について一考しているのかなというような気もするもので

すからお聞きするわけでありますけれども、それで危険だということであれば、担当の方はわかると思うのですけれども、芝生の広場がありますよね。あの北側に遊歩道があるのです。それで、鉄のこういう枠で、中にカラマツをこういうぐあいに縦にこう切って、それをはめ込んでいる道路なのですね。当然、それはもう風化していくわけですから、もうほとんどないような状態。ということは、鉄の、その枠だけあるのです、芝生の中に。それで、芝生と同じであればあれなのですけれども、それだけちょっと浮いているというか、道路を低くしていますから、ですから、その鉄の枠だけ出ているというような状態で、私は前から危険だなというふうに思っていたのですけれども、たまたま不幸なことにこういうことが起きたものですから、今はもう冬ですからあれですけれども、これは春に向けて、春になったらすぐ点検して、どうするのか、その前に新田の森の公園をどうするのかということですよね。新しく建物をつくって、上に展望台みたいなのをつくって、それなりのものにはなっているのですけれども、あの遊歩道、林の中の遊歩道も、サギの営巣地が、上にサギがいるものですから、ふん害もあるのでしょうけれども、ほとんど人が通れるような状態ではないのです。

ですから、いずれにいたしましても町で管理している公園ですから、それなりの体裁を整えなければ公園とは言えないわけですから、その辺は、今の段階でどうしていくのか、もちろん決めているわけではないのかもしれませんけれども、その辺の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　建設部長。

○建設部長（須田明彦）　ただいまご質問いただきました新田の森公園でございますが、ご質問いただきましたように、新田の森公園につきましては幕別町の歴史を眺めてきたような重要な緑地であるというふうに考えております。ニッタ株式会社から使用貸借を受けまして、整備を進めてから既に 20 年近くがたっております。残念ながら不幸な事故が起こってしまったわけでございますが、その後、そこの新田の森公園の適正な管理等を行うべく、施設につきましては、現在使用ができないようになっておりますが、来年度以降、施設について詳しく調査を行うとともに、今後の改修について検討を進めるという予定にしております。

また、いわゆる森の中につきましては、事故があった後すぐ、町においても見回りの点検を行いました。それとあわせて、降雪前にニッタ株式会社の担当者の方と一緒に現地を回らせていただきまして、ご指摘いただきましたように、木の円が、鉄枠の中に木が入ったようなものについても確認をさせていただきまして、確かにもう既に木がないというような状況もあります。それと、舗装になっている部分もありますけれども、木が生い茂っているものですから、夏場は日当たりが悪かったり、風通しが悪くて、落ち葉やなんかが堆積したりしていて、滑りやすかったりしているものもございますので、それらの清掃を行うとともに、木につきましては、ニッタ株式会社のほうで今年の冬に適正に間引き、もしくは倒木しているものもかなりございましたので、そういうものも処理をしていただいて、今後、ニッタさんと相談をしながら、樹木の適正管理、それから施設の適正管理に努めてまいりたいという予定をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　今後の方向性。

○建設部長（須田明彦）　今後の方向性については、新田の森につきましては、パークゴルフコースについては今後も芝生の管理等について適正に努めていきたいと思っておりますし、それから施設につきましては、今後、施設をどの方向で改修するかについて、28 年度で行ってまいりたいと思っております。それと、新田の森の中には、新田記念館だとかというニッタさんが管理しているものもございますので、それらとの取り合わせも含めて、ニッタさんとまた相談しながら進めてまいりたいと思っております。いずれにしても、新田の森の公園につきましては、今後につきましても適正に管理を進めてまいりまして、町民の憩いの場所ということで管理をしてまいりたいと思っております。

○議長（芳滝　仁）　千葉議員。

○15 番（千葉幹雄）　大体わかりました。市街地の本当に近くに、隣接したところに、すばらしいああいう森があるわけです。私もちょくちょく行くのですけれども、四季折々、冬はちょっとあれですけれども、春夏秋本当にきれいな花も咲きますし、珍しい木もあります。これ、ぜひきちっとした管理

をして、やっぱり町民の人が、ああ、いいところだねと言われるような、みんなが行きたくなるような、鳥のあれはちょっと何ともしがたいのでしょうけれども、そういうような管理に努めていってほしいというふうに思います。以上、そういうふうに要望したいというふうに思います。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で報告第 16 号及び報告第 17 号を終わります。

［陳情付託］

○議長（芳滝　仁）　日程第５、陳情第７号、新庁舎の幕別町議会議場において国旗・町旗並びにアイヌ文様壁かけの掲揚を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第７号、新庁舎の幕別町議会議場において国旗・町旗並びにアイヌ文様壁かけの掲揚を求める陳情書は、議会運営委員会に付託いたします。

［議案審議］

○議長（芳滝　仁）　日程第６、議案第 85 号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案第 85 号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の５ページをお開きいただきたいと思います。

平成 25 年５月に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の施行に伴い、同法の規定に基づき、次に述べる３点の事項に関して、条例で定めることとされましたことから、このたび本条例を制定しようとするものであります。

第１点目は、番号法に定められている事務以外に個人番号を利用する事務、いわゆる「町独自利用事務」について、第２点目は、町の同一機関内で特定個人情報を利用する事務、いわゆる「庁内連携」について、第３点目は、町の他機関への特定個人情報の提供についてであります。

なお、第１点目の「町独自利用事務」につきまして、本町における具体的な取り組み事務は、現時点において特に予定はしておりませんが、今後、国等からの情報や他市町村の事例なども参考にして、マイナンバー制度の運行状況にも留意しながら慎重に検討してまいりたいと考えているところであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第１条につきましては、趣旨を定めるものであります。

第２条につきましては、用語の定義について定めるものであります。

第３条につきましては、町の責務を定めるものであります。

第４条につきましては、個人番号の利用範囲を定めるものであり、第１項では、個人番号を利用する事務は番号法に掲げる事務とし、第２項では、その個人番号を利用する事務を処理するために、必要な限度で番号法に掲げる特定個人情報を保有することができると定めるものであります。ただし、他の地方公共団体等から情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでないとするものであります。

６ページをお開きください。

第５条につきましては、委任規定であります。

附則についてでありますが、本条例の施行期日を平成 28 年１月１日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第85号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第７、議案第86号、幕別町部設置条例の全部を改正する条例及び日程第８、議案第87号、幕別町職員定数条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長

○副町長（川瀬俊彦）　議案第86号、幕別町部設置条例の全部を改正する条例及び議案第87号、幕別町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第86号、幕別町部設置条例の全部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書は７ページ、議案説明資料は１ページをお開きいただきたいと思います。

本町では、平成28年５月に予定している新庁舎への移転を見据えた上で、行政改革の一環として「幕別町行政改革大綱（第３次）推進計画」の中で位置づけられている「時代の変化に対応できる効率的な組織・機構の見直し」に取り組んできたところでありますが、このたび新組織・機構案ができましたことから、現行の幕別町部設置条例につきまして、所要の改正を行いたいとするものであります。

なお、組織・機構の見直しに当たりましては、第１に町民サービスの向上につながること、第２に町民参加と協働のまちづくりの推進を強化すること、第３に簡素で効率的な組織を構築すること、第４に政策目標に迅速かつ的確に対応する体制を確立することを目指したところであります。

初めに、議案書の７ページをごらんいただきたいと思います。

第１条につきましては、地方自治法に定める町長の権限に属する事務を分掌する直近下位の内部組織といたしまして、現行の６部を４部とし、それぞれの分掌事務を規定するものであります。

第１号に掲げる「企画総務部」につきましては、現状の企画室と総務部を統合したものでありますが、あわせて分掌事務に係る文言につきまして整理統合を行ったものであります。

次に、第２号に掲げる「住民福祉部」につきましては、民生部の名称を改めるとともに、列記する事務の名称及び数を見直し、その事務内容がよりイメージしやすいものとなるよう改めるものであります。

また、「行政区、町民活動に関する事項」につきましては企画室から、「危機管理に関する事項」につきましては総務部から、それぞれ移管することとしております。

次に、８ページをお開きください。

第３号に掲げる「経済部」につきましては、部の名称の変更はありませんが、所掌事務の内容がよりイメージしやすいよう文言を整理するものであります。

次に、第４号に掲げる「建設部」につきましては、現行の水道部と統合することとしており、水道等に関する事務は建設部で所管するため、文言の整理を行うものであります。

また、「地籍に関する事項」につきましては、総務部から移管することとしております。

次に、附則についてでございますが、附則第１項におきまして、本条例の施行期日を平成28年４月１日からとするものであります。

附則第２項から第10項までにつきましては、本条例の改正に伴い、各附属機関を所管する部署について文言の整理を行うものでありますが、一部の条例におきまして所管部署を「課」としていたものにつきましては、課の名称は規則で規定されるものであることから、このたび「部」の名称に統一を

図るものであります。

それでは、議案説明資料の１ページをお開きいただきたいと思います。

附則第２項関係についてでございますが、幕別町総合計画策定審議会条例の一部を改正するものであり、審議会の庶務を「企画室」から「企画総務部」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の２ページをごらんください。

附則第３項関係についてでございますが、幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正するものであり、委員会の庶務を「総務部総務課」から「企画総務部」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の３ページをお開きください。

附則第４項関係についてでございますが、幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例の一部を改正するものであり、審議会の庶務を「総務課」から「企画総務部」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の４ページをごらんください。

附則第５項関係についてでございますが、幕別町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正するものであり、委員会の庶務を「民生部福祉課」から「住民福祉部」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の５ページをお開きください。

附則第６項関係についてでございますが、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正するものであり、協議会の庶務を「民生部こども課」から「住民福祉部」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の６ページをごらんください。

附則第７項関係についてでございますが、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正するものであり、委員会の「事務局は、民生部福祉課に置く」を委員会の「庶務は、住民福祉部において処理する」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の７ページをお開きください。

附則第８項関係についてでございますが、幕別町都市計画審議会条例の一部を改正するものであり、審議会の庶務を「都市施設課」から「建設部」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の８ページをごらんください。

附則第９項関係についてでございますが、幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであり、水道事業管理者権限に属する事務を処理する部署を「水道部」から「建設部」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の９ページをお開きください。

附則第 10 項関係についてでございますが、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正するものであり、簡易水道の事務所を「水道部」から「建設部」に改めるものであります。

次に、議案第 87 号「幕別町職員定数条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

議案書は 10 ページ、議案説明資料も 10 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、このたびの組織・機構改革に合わせて、議会及び各執行機関の区分ごとに職員の定数を見直すことにより、地方公共団体としての規模の適正化を図ろうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の 10 ページをごらんください。

第２条第１項につきましては、議会及び各執行機関の区分ごとに、職員の定数を規定するものであります。

区分ごとの定数のあり方につきましては、平成 28 年４月１日における職員の実配置予定数を基準として、災害などの突発的な事情により急遽人員増を図らなければならない事態にも速やかに対応できるように、若干の余裕を持たせた人数としたところであります。

初めに、改正条例における第１号の町長の事務部局の職員につきましては、このたび水道事業に関して水道部を廃止し建設部に統合しますことから、定数においても別掲とせず一本化することとし、現行の 224 人と７人の合計である 231 人から 19 人減の 212 人とするものであります。

次に、同じく第２号の議会の事務部局及び第３号の選挙管理委員会の事務部局の職員につきまして

は、定数の変更はありません。

次に、同じく第４号の教育委員会の事務部局の職員につきましては、幼稚園に勤務する職員も含めて一本化することとし、現行の 35 人と４人の合計である 39 人から 10 人減の 29 人とするものであります。

次に、同じく第５号の監査委員の事務部局及び第６号の農業委員会の事務部局の職員につきましては、定数の変更はありません。

次に、第２条第２項につきましては、定数外とする職員を規定するものであります。

第１号の兼務発令をされている職員につきましては、本務においてのみ定員に含めることとするものであり、第２号から第４号までに掲げられている事由により勤務に従事していない職員につきましては、定数に含めないこととするものであります。

次に、第２条第３項につきましては、前項の規定により定数外とされている職員が復職した場合、当面の措置として定数に含めないことができるとするものであります。

これは、病気などを事由として休職した職員について、復職しても当分の間、勤務時間を制限しなくてはならない場合があることを想定したものであります。

以上の改正によりまして、職員定数の合計は、283 人から 29 人減の 254 人となるものであります。

議案書の 10 ページをごらんください。

附則についてでありますが、本条例につきましては、平成 28 年４月１日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号及び議案第 87 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 86 号、幕別町部設置条例の全部を改正する条例及び議案第 87 号、幕別町職員定数条例の一部を改正する条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

この際、11 時５分まで休憩いたします。

10：55 休憩

11：05 再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第９、議案第 94 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案第 94 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第８号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ１億 7,382 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 172 億 6,501 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、２ページから４ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

５ページになります。

「第２表　債務負担行為補正」でございます。

追加でございますが、新庁舎における関連業務といたしまして、平成 28 年度から２年間、「宿日直等業務委託料」「清掃業務委託料」「環境衛生管理業務委託料」の３件を追加し、表に記載しておりますとおり、それぞれ限度額を追加するものであります。

次に、「福祉バス運行業務委託料」につきましては、平成 28 年度から３年を期間として、限度額 4,600 万円を追加するものであります。

「忠類地域通所介護事業運営費補助金」につきましては、忠類地域におけるデイサービス事業の提供体制を安定的、継続的に確保するため、平成 28 年度からの５年間、運営費補助の債務負担行為を追加するものであり、限度額につきましては、当該事業の実施に要する費用から介護報酬等を控除した額とするものであります。

６ページをお開きいただきたいと思います。

「第３表　地方債補正」でございます。

変更でございますが、「学校屋内運動場落下物防止対策事業」につきましては、新たに札内南小学校、忠類小学校、幕別中学校、札内東中学校、忠類中学校の５校における国の交付金の内示がありましたことから、起債の借入額を追加（2,070 万円）し、限度額を 4,150 万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費 467 万 6,000 円の追加でございます。

ファイリングシステムにおける今年度の消耗品の不足分と、来年度に向けた年度切りかえの準備分として、所要の費用を追加するものであります。

次に、13 目公平委員会費３万円の追加でございます。

来年度からの人事評価制度の本格実施や組織・機構の見直しに伴い、公平委員会規則の改正が必要となりますことから、委員会開催における委員報酬等を追加するものであります。

次に、14 目交通防災費 350 万円の追加でございます。

現庁舎東側の屋外に設置しております地震の震度計を新庁舎の北側に移設する必要がありますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、15 目諸費 1,286 万 1,000 円の追加でございます。

行政報告でもご報告させていただきました「ふるさと寄附制度」における記念品贈呈の実施による補正が主なものでありますが、他市町村の事例を参考に、寄附者にとってより身近な制度となるよう、インターネットを活用した取り組みに要する関連費用を追加しようとするものであります。

８節につきましては、12 月から３月までの４カ月間において、町外から１回１万円以上の寄附者に対し、件数にいたしまして 2,000 件分の寄附に対する配送料を含む記念品代金を追加するものであります。

12 節につきましては、インターネットからの寄附申し込みに関するクレジット決済の手数料であります。

13 節、細節５につきましては、寄附申し込みの受け付け、記念品の発注、配送など、事業の管理運営を民間事業者に包括的に委託する費用を追加するものであります。

細節６につきましては、選挙関連の費用でありますが、来年の参議院議員選挙から選挙権の年齢引き下げが行われますことから、選挙システムの改修委託料を追加するものであります。

14 節につきましては、「ふるさと寄附」に関するポータルサイトのシステム利用料の追加でありますが、民間事業者が運営するインターネット上のポータルサイトにおいて、寄附申し込みの入力画面や記念品として贈呈する町の特産品などの詳細を掲載し、寄附者にとって利用しやすい環境の整備を行うものであり、同サイトには町のホームページからも入ることができ、また、そのサイトからも町のホームページを見ることができるため､ふるさと寄附制度を通じて本町の魅力を全国に PR できる効

果も期待することができるものであります。
次に、16 目基金管理費 2,000 万円の追加でございます。
ふるさと寄附による基金への積立金を追加するものであります。
次に、17 目電算管理費 92 万 9,000 円の追加でございます。
新庁舎への移転に伴い、既存の各種業務システムサーバーの移設委託料を追加するものであります。
11 ページになります。
２項徴税費、２目賦課徴収費 475 万 3,000 円の追加でございます。
13 節につきましては、来年度から介護保険料、後期高齢者医療保険料、施設型保育施設保育料（常設保育料）の三つの債権を町税とあわせて収納の一元化を図るため、収納管理システムの改修に要する費用を追加するものであります。
23 節は、所得更正などに伴う町税の還付金の追加であります。
３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費 79 万 4,000 円の追加でございます。
23 節につきましては、平成 26 年度における「臨時福祉給付金事務費国庫補助金」の精算還付金であります。
28 節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。
次に、３目障害者福祉費 2,110 万円の追加でございます。
13 節につきましては、訪問入浴サービス事業と日中一時支援事業の利用人数の増加に伴う追加、20 節につきましては、生活保護受給者の入院などにより医療費が増加していますことから、所要の費用を追加するものであります。
12 ページをお開きいただきたいと思います。
６目老人福祉費 98 万円の減額でございます。
介護保険特別会計への繰出金であります。
次に、７目後期高齢者医療費 495 万 6,000 円の追加でございます。
前年度の療養給付費等負担金の確定に伴う追加であります。
次に、８目介護支援費 149 万 6,000 円の追加でございます。
介護予防プランの作成委託件数の増加に伴う追加であります。
次に、10 目保健福祉センター管理費 20 万円の追加でございます。
携帯電話への通話回数の増加などに伴います電話料の追加であります。
次に、11 目老人福祉センター管理費 40 万円の追加でございます。
老人福祉センターにおける外壁や床暖配管などの修繕に伴う追加であります。
13 ページになります。
２項児童福祉費、３目施設型・地域型保育施設費 58 万 7,000 円の追加でございます。
前年度の保育所運営費における国・道の負担金の確定により追加するものであります。
次に、３目児童館費 7 万 2,000 円の追加でございます。
各学童保育所における通話回数の増加などにより、電話料を追加するものであります。
４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費 131 万 2,000 円の追加でございます。
行政報告でもご報告させていただきました、ドクターヘリの十勝圏域への運航拡大に伴います加入時負担金の追加であります。
なお、負担金の額につきましては、加入料の総額を管内 19 市町村が均等に負担するものであります。
次に、５目環境衛生費 90 万 9,000 円の減額でございます。
個別排水処理特別会計への繰出金であります。
２項清掃費、１目清掃総務費 66 万 7,000 円の追加でございます。
南十勝複合事務組合において、来年度から雑紙を資源ごみとして収集いたしますことから、今年度中に雑紙保管庫を整備する必要があるため、整備に要する負担金を追加するものであります。
14 ページをお開きいただきたいと思います。

６款農林業費、１項農業費、２目農業振興費 700 万円の追加でございます。

みずから耕作する農地を農地中間管理機構に貸し付けた所有者などに協力金を交付する事業でありますが、事業対象面積の増加により所要の費用を追加するものであります。

次に、５目畜産業費、2,000 万円の追加でございます。

十勝畜産農業協同組合が実施する、けい留舎及び競り場の整備に対する補助金であり、北海道からの間接補助事業であります。

２項林業費、１目林業総務費 607 万 8,000 円の追加でございます。

８節につきましては、有害鳥獣の捕獲頭数の増加により追加するものであり、19 節につきましては、有害鳥獣による農林業等被害の防止を目的とした捕獲活動に対する北海道からの間接補助事業でありますが、８節と同様に捕獲頭数の増加により、所要の費用を追加するものであります。

15 ページになります。

７款１項商工費、１目商工振興費 130 万円の追加でございます。

住宅新築リフォーム奨励事業でありますが、当初予算に比べ、新築、リフォームのいずれも利用者が増加しており、今後の当該奨励事業の執行に当たり、予算に不足が見込まれますことから、事業費を追加しようとするものであります。

次に、３目観光費、65 万円の追加でございます。

アルコ 236 における非常放送設備の修繕に要する費用の追加であります。

８款土木費、３項都市計画費、１目都市計画総務費 124 万 2,000 円の追加でございます。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

９款１項消防費、１目常備消防費 856 万 8,000 円の追加でございます。

人件費に係る東十勝消防事務組合分担金の追加であります。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款教育費、１項教育総務費、２目事務局費 32 万 5,000 円の追加でございます。

９節につきましては、札幌での会議出張の増加に伴う普通旅費の追加、11 節は、公用車の燃料費（ガソリン）を追加するものであり、14 節につきましては、複写機借上料の追加であります。

次に、３目教育財産費 3,221 万 3,000 円の追加でございます。

13 節及び 15 節につきましては、地方債補正でもご説明いたしました小中学校５校分の屋内運動場落下物防止対策に要する設計委託料と工事請負費を追加するものであります。

18 節につきましては、来年度、肢体不自由の児童が札内中学校へ入学を予定しておりますことから、校内における階段移動に使用するため、電動階段昇降車の購入に要する費用を追加するものであります。

次に、４目スクールバス管理費 30 万円の追加でございます。

忠類スクールバスの排気ガス制御装置の修繕に伴う追加であります。

５項社会教育費、３目保健体育費 147 万 9,000 円の追加でございます。

各体育施設の修繕に要する費用を追加するものであります。

17 ページになります。

４目町民会館費 99 万 4,000 円の追加でございます。

現在、現庁舎の一部を使用して、農業用施設の保全管理等の業務を行っております「農地・水保全管理対策協議会」の事務室につきましては、新庁舎建設に伴い、来年度から、町民会館の１階ロビーの一部に移転することになりますことから、ロビーの間仕切り工事に要する費用を追加しようとするものであります。

次に、７目スポーツセンター管理費 25 万 7,000 円の追加でございます。

トレーニング指導員における代替職員の勤務日数の増に伴う追加であります。

次に、９目図書館管理費 31 万円の追加でございます。

このたび、本町の図書館が、公益財団法人高橋松之助記念顕彰財団主催の第９回「文字・活字文化

推進大賞」を受賞し、30 万円の副賞をいただきましたことから、受賞賞金を有効に活用するため、図書資料の購入費用を追加するものであります。

12 款職員費、１項１目職員給与費 1,666 万 8,000 円の追加でございます。

２節につきましては、教育長の不在期間による減額と職員の人事異動及び本年４月の基本給の改定（△1.8%）などに伴う減額であります。

３節につきましては、主に人事異動等に伴う補正でありますが、細節 11 につきましては、ファイリングシステム導入事務、統一地方選挙事務などに係る事務量の増加に伴う追加であります。

18 ページになりますが、４節から 19 ページの 19 節につきましても、同様に人事異動等に伴う補正が主なものでありますが、４節における各市町村共済組合負担金につきましては、本年 10 月からの標準報酬制の導入による補正も行っているところであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

７ページまでお戻りいただきたいと思います。

15 款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費負担金 230 万円の追加でございます。

障害者の自立支援医療費の増額に係る国の負担分であります。

２項国庫補助金、１目総務費補助金 14 万 5,000 円の追加でございます。

選挙システム改修に係る補助金であります。

次に、２目民生費補助金 495 万円の追加でございます。

訪問入浴サービス事業と日中一時支援事業に係る補助金であります。

次に、５目教育費補助金 1,050 万円の追加でございます。

学校屋内運動場落下物防止対策に係る交付金であります。

16 款道支出金、１項道負担金、１目民生費負担金 115 万円の追加でございます。

国庫支出金と同様であり、障害者の自立支援医療費の増額に係る道の負担分の追加であります。

８ページをお開きいただきたいと思います。

２項道補助金、２目民生費補助金 247 万 5,000 円の追加でございます。

訪問入浴サービス事業と日中一時支援事業に係る道の補助金であります。

次に、４目農林業費補助金 3,039 万円の追加でございます。

１節から４節につきましては、農林業費の歳出でご説明いたしました各事業に対する道の補助金等であります。

18 款、１項寄付金、２目総務費寄付金 2,000 万円の追加でございます。

ふるさと寄附制度における寄附金の追加であります。

20 款、１項１目繰越金 8,091 万 8,000 円の追加でございます。

９ページになります。

21 款諸収入、５項４目雑入 30 万円の追加でございます。

「文字・活字文化推進大賞」受賞に伴う賞金であります。

22 款１項町債、７目教育債 2,070 万円の追加でございます。

地方債補正でご説明いたしました町債を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 94 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第95号、平成27年度幕別町国民健康保険補正予算（第２号）から日程第16、議案第101号、平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第２号）までの７議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案第95号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ39億5,241万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

５ページをお開きいただきたいと思います。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費78万9,000円の追加でございます。

人事異動、時間外勤務手当等に係る人件費の補正であります。

３款、１項後期高齢者支援金等、１目後期高齢者支援金69万7,000円の追加、そして６ページになりますが、４款１項前期高齢者納付金等、１目前期高齢者納付金６万5,000円の追加、さらに６款１項１目介護納付金37万6,000円の減額でございます。

いずれも、本年度の支援金等の確定に伴う追加または減額でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

４ページまでお戻りいただきたいと思います。

７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金78万9,000円の追加でございます。

８款１項１目繰越金15万7,000円の追加でございます。

９款諸収入、１項延滞金及び過料、１目一般被保険者延滞金22万9,000円の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第96号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ７万円を追加し、予算の総額をそれぞれ３億5,075万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、13ページ、14ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費７万円の追加でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15ページになります。

４款１項１目繰越金７万円の追加でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思います。

議案第97号、平成27年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ74万4,000円を減額し、予算の

総額をそれぞれ23億9,831万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22ページ、23ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費134万円の減額でございます。

職員の育児休業などに伴う人件費の補正であります。

３項介護認定審査会費、１目東十勝介護認定審査会費46万円の追加でございます。

27ページにかけてでありますが、こちらも人件費の補正であります。

４款地域支援事業費、２項包括的支援事業・任意事業費、２目任意事業費12万円の追加でございます。

成年後見制度における町長申し立てによる２名分の成年後見支援に係る報酬助成額を補正するものであります。

28ページをお開きいただきたいと思います。

３目地域包括支援センター運営費１万6,000円の追加でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

24ページまでお戻りいただきたいと思います。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料２万9,000円の追加でございます。

現年度分の追加であります。

２款分担金及び負担金、１項負担金、１目認定審査会負担金38万円の減額でございます。

平成26年度の繰越金の確定により、東部３町からの負担金を減額するものであります。

４款国庫支出金、２項国庫補助金、２目地域支援事業交付金５万5,000円の追加、あわせて25ページになりますが、６款道支出金、２項道補助金、１目地域支援事業道交付金２万6,000円の追加でございます。

いずれも、地域支援事業に係る国と道の負担割合に応じた追加であります。

８款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金98万円の減額でございます。

３節につきましては、地域支援事業に係る町の負担割合に応じた追加、５節につきましては、人件費分に係る減額であります。

９款１項１目繰越金50万6,000円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。

議案第98号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ４億4,019万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、35ページ、36ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

１款水道費、１項水道事業費、１目一般管理費91万7,000円の追加でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

37ページになります。

４款１項１目繰越金91万7,000円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

次に、43 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 99 号、平成 27 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 135 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 3,608 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、44 ページ、45 ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

47 ページをお開きいただきたいと思います。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費 141 万 7,000 円の追加でございます。

人件費の補正であります。

２款事業費、１項下水道施設費、１目下水道建設費６万 4,000 円の減額でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

46 ページになります。

４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金 124 万 2,000 円の追加でございます。

５款１項１目繰越金 11 万 1,000 円の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

次に、52 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 100 号、平成 27 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 90 万 9,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ１億 9,206 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、53 ページ、54 ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

56 ページをお開きいただきたいと思います。

２款事業費、１項排水処理施設費、１目排水処理建設費 90 万 9,000 円の減額でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

55 ページになります。

３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金 90 万 9,000 円の減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

次に、61 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 101 号、平成 27 年度幕別町水道事業会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算第２条につきましては、収益的事業会計であります第３条予算に対する補正で、収益的支出のみの補正でございます。

第１款水道事業費用、既決予定額５億 5,910 万円から補正予定額 230 万 2,000 円を減額し、５億 5,679 万 8,000 円と定めるものであります。

次に、補正予算第３条につきましては、資本的事業会計であります第４条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正でございます。

第１款資本的支出、既決予定額６億 3,932 万 3,000 円に、補正予定額 22 万 5,000 円を追加し、６億 3,954 万 8,000 円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補てんするものでありますが、本補正により、不足する額は４億 8,865 万 8,000 円に、また、過年度分損益勘定留保資金は３億 1,391 万 7,000 円に、さらに当年度分損益勘定留保資金は１億 7,474 万 1,000 円に改めるものであります。

次に、補正予算第４条につきましては、第５条予算に定める流用を制限した額を 3,556 万 8,000 円に改めるものであります。

初めに、収益的支出からご説明申し上げます。

62 ページをお開きいただきたいと思います。

１款水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費 238 万 1,000 円の減額、あわせて５目総係費　７万 9,000 円の追加でございますが、いずれも人件費の補正であります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

63 ページになります。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目配水管整備費 22 万 5,000 円の追加でございます。

こちらも人件費の補正でございます。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、７議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 95 号平成 27 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 96 号、平成 27 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 97 号、平成 27 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 98 号、平成 27 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 99 号、平成 27 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決する

ことにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第 100 号、平成 27 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第 101 号、平成 27 年度幕別町水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［休会］
○議長（芳滝　仁）　お諮りいたします。
議事の都合により、明 12 月１日から 12 月８日までの８日間は休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、12 月１日から 12 月８日までの８日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］
○議長（芳滝　仁）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は 12 月９日午前 10 時からであります。

11：42　散会

第４回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第４回幕別町議会定例会
（平成27年12月９日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
15　千葉幹雄　　16　中橋友子　　17　藤谷謹至
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（６人）

会議録

平成27年第４回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成27年12月９日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　12月９日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（20名）

議　長　芳滝　仁

副議長　藤原　孟

１　板垣良輔	２　荒　貴賀	３　髙橋健雄	４　小田新紀	５　内山美穂子
６　若山和幸	７　小島智恵	８　野原惠子	９　田口廣之	10　谷口和弥
11　小川純文	12　岡本眞利子	13　寺林俊幸	14　東口隆弘	15　千葉幹雄
16　中橋友子	17　藤谷謹至	18　乾　邦廣		

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	川瀬俊彦
教育長	田村修一	農業委員会会長	谷内雅貴
代表監査委員	柏本和成	総務部長	菅野勇次
会計管理者	原田雅則	教育部長	山岸伸雄
民生部長	境谷美智子	経済部長	田井啓一
建設部長	須田明彦	企画室長	細澤正典
札内支所長	羽磨知成	忠類総合支所長	伊藤博明
企画室参事	山端広和	総務課長	武田健吾
地域振興課長	小野晴正	糠内出張所長	阿部麗子
商工観光課長	岡田直之	都市施設課長	笹原敏文
農林課長	川瀬吉治	生涯学習課長	湯佐茂雄
学校教育課長	川瀬康彦	保健課長	合田利信
経済建設課長	天羽　徹	土木課長	寺田　治
福祉課長	新居友敬	こども課長	杉崎峰之
保健福祉課長	金田一宏美	水道課長	坂井康悦

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　野坂正美　　課長　澤部紀博　　係長　佐々木慎司

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

15　千葉幹雄　　16　中橋友子　　17　藤谷謹至

議事の経過

（平成27年12月９日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］
○議長（芳滝　仁）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（芳滝　仁）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（芳滝　仁）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、15 番千葉議員、16 番中橋議員、17 番藤谷議員を指名いたします。

［諸般の報告］
○議長（芳滝　仁）　次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。
○事務局（野坂正美）　諸般の報告を申し上げます。
３番髙橋議員から本日遅参する旨の届け出がございましたので、報告いたします。
○議長（芳滝　仁）　これで、諸般の報告を終わります。

［一般質問］
○議長（芳滝　仁）　日程第２、これより一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。
最初に、藤原孟議員の発言を許します。
藤原孟議員。
○19 番（藤原　孟）　それでは、通告に従いまして質問をいたします。
30 年後の日本地図に町の名を残すために。
平成 20 年第５期幕別町総合計画が策定され、まちづくりの最上位に位置づけられ、この計画の基本理念である「人と大地が躍動し　みんなで築く　ふれあいの郷土（さと）」の実現を目指して、総合的な施策の展開に取り組んでいると推測しています。
しかし、最近の社会情勢は、TPP 問題、少子化対策、高齢化の一層の進展、大災害の発生など、私たちを取り巻く時代の流れは、これまでの予想をはるかに上回る勢いで進んでおり、町民が求める価値観や生活意識も一段と激しく変化しているのが現状です。
そこで、町の名を地図に残すために優先順位をつけて、必要な施策を検討すべきと考え、以下について町長に伺います。
１点目、現時点での第５期総合計画の５章から成る基本計画の達成度と積み残しの対応について。
２点目、人口減少対策などを斬新な発想で検討した若手職員プロジェクトチームの成果と活用策について。
３点目、町の名を残す対策として、人材育成、人口減少、魅力ある時代に合ったまちづくり、子育て支援、雇用創出など応急処置的対策と言われる施策の内容と予算付けについて。

４点目、町の将来像の検討にダウンサイジングの考えを取り入れるべきでは。

以上であります。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　藤原議員のご質問にお答えいたします。

「30 年後の日本地図に町の名を残すために」についてであります。

急速に進行する少子高齢化や高度情報化の進展、地球規模での環境問題、社会構造の変化など時代の潮流を的確に捉えるとともに、地域の特性などを踏まえ、本町の進むべく方向を定めるものとして、これまで５期にわたり総合計画を策定し、これに基づき各種事業を展開しながらまちづくりを進めてまいりました。

また、国は、人口減少対策を最重要課題として位置づけ、2060 年時点で人口１億人を維持する方向性を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と 2020 年までの対策を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 26 年 12 月に策定したところであり、本町におきましても、現在、地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定に向け取り組んでおります。

ご質問の１点目、「現時点での第５期総合計画の５章から成る基本計画の達成度と積み残しの対応について」であります。

第５期総合計画は、合併後の新しい計画として、平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間を計画期間とし、20 年３月に策定いたしました。

中間年であります平成 24 年度には、前期５年間における各種施策の進捗状況の検証を行うとともに、地方分権の進展や急速な少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化を踏まえ、25 年度からの後期見直し計画として必要な修正を行いました。

修正に当たりましては、部課長職 13 人で構成する庁内組織と９人の課長職で構成する作業部会を設置し、320 項目の施策の達成状況の検証を行いましたが、このうち「達成」が 73 項目、「計画的に進捗している」が 243 項目、「達成不十分」が４項目であり、「全くできていない」といった項目はありませんでした。

「達成不十分」であった四つの項目の現時点での達成状況は、「国道 38 号のバイパスの事業化」につきましては、現道の４車線化整備の要望との兼ね合いもあり、引き続き検討することとしておりますが、それ以外の「札内新道の道道昇格と道路整備」「公園整備・一時避難所となっている公園の防災機能の補完」「高齢者の就労支援と雇用の啓発活動」の３項目につきましては、既に事業に着手したところであります。

計画期間の終了まで、残すところ２年余りとなっておりますが、全ての項目が「達成」に近づけるよう、引き続き施策の推進に取り組んでまいります。

ご質問の２点目、「人口減少対策などを斬新な発想で検討した若手職員プロジェクトチームの成果と活用策について」であります。

若手職員プロジェクトチームにつきましては、昨年６月、柔軟で斬新な発想で人口減少対策を検討・推進するため、40 歳未満の職員 15 人で構成するチームを設置し、少子化対策、雇用・定住対策、地域の活性化の三つのワーキンググループに分かれて協議を重ね、本年２月に 32 項目の施策提案を内容とする報告書を取りまとめたところであります。

提案のありました施策のうち、マイホーム応援事業につきましては、提案の趣旨を生かし対象を町内全域に拡大した定住対策として、本年４月から実施いたしました。

その他の施策につきましても、現在、策定中の幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、子育て世代の経済的支援や父親の育児参加の環境整備、空き店舗対策、パークゴルフ発祥の地を PR する取り組みなど、実施の可能性が高いものはできる限り取り入れることといたしております。

また、これら以外の提案につきましては、担当課において実施の可能性を引き続き検討するとともに、プロジェクトチームの職員に進捗状況をフィードバックし、意見の交換を行うなど、若手職員のアイデアを今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「町の名を残す対策として、人材育成、人口減少、魅力ある時代に合ったまちづくり、子育て支援、雇用創出など応急処置的対策と言われる施策の内容と予算付けについて」であります。

ご質問の項目は、いずれもまちづくりに欠かせない要素であり、これまでも総合計画に基づき、施策の推進に取り組んでいるところであります。

また、これらの施策につきましては、現在、策定中であります幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけて推進することとしておりますので、そのうち新規または拡充する予定の事業につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、人材育成といたしましては、本年度から開始いたしました神奈川県開成町と高知県中土佐町の２町の子どもたちとの新たな交流や埼玉県上尾市子ども会との交流、中学生・高校生の海外研修など、将来を担う人材の育成事業を予定しております。

次に、時代に合ったまちづくりといたしましては、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせる環境づくりとして、地域包括支援システムの構築、コミバスの運行による生活交通の維持・確保等の取り組みであります。

次に、子育て支援といたしましては、子育てに係る負担軽減のための義務教育教材費の補助や延長保育などの実施を予定しているところであります。

次に、雇用の創出といたしましては、特産品研究開発や地域資源のブランド化への支援などによる６次産業化の推進、異業種交流事業を通じた農・商・工の後継者や新規就業者の育成・確保対策などであります。

これらの取り組みは、いずれも人口減少対策に向けた重要な施策として、平成 31 年度までの５年間、総合戦略に位置づける予定であります。

なお、地方創生の事業実施に係る予算付けにつきましては、国の新型交付金の活用を基本としておりますことから、国の動向も見ながら新年度予算の編成の中で優先順位を見きわめつつ、実施年度を検討してまいります。

ご質問の４点目、「町の将来像の検討にダウンサイジングの考えを取り入れるべきでは」についてであります。

人口減少が著しい地方都市においては、ドーナツ化した市街地を再び中心部に集め、都市運営の効率化を図らなければ、厳しい財政状況の中、行政を維持できなくなるという危機感が高まり、居住地だけでなく、行政機関や商業・医療福祉施設、大学等教育研究機関などの都市機能を、周辺部から中心部に集約するダウンサイジング、コンパクトシティという考えが広まりつつあります。

本町の 11 月末現在の住民基本台帳人口による高齢化率は、29.3％であり、公区別では 50％を超えている公区が９公区あります。

今後、人口減少とともに高齢化の急速な進行が予測される中で、これまで同様の方法で公共施設等の維持管理などの行政サービスを提供していくことは困難になるものと認識いたしております。

このため、来年度に予定しております公共施設等総合管理計画の策定の中で、ダウンサイジングの誘因となるような公共施設等の集約・再配置が可能かどうかという視点を持ちながら検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19 番（藤原　孟）　それでは、質問の要旨に沿いまして再質問をやりたいと思います。

まず、１点目でありますが、第５期総合計画の達成度、これにつきまして、当然、次年度の予算ですとか、さまざまなことに活用するということですから、320 項目にわたって部課長以上の者で検討したということです。それは、いわゆる行政側から見た私は成果の批評だと思っております。町民側から見た、いわゆる町民の実感度、それに照らし合わせてみなければ、なかなか明快な答えというか評価というのは出ないのではないかと私は思いますが、いわゆる町民実感度の調査については行われ

たのか、まず伺います。

○議長（芳滝　仁）　企画室長。

○企画室長（細澤正典）　中間年の見直しにおきましては、アンケートの実施はしておりませんけれども、新たな総合計画の策定に当たりましては、町民に対するアンケートの実施というのも予定をしておりまして、実施の年度といたしましては、来年度、新たな総合計画の策定に向けてアンケートを実施したいと思いますので、その中でこれまでの実績とかという部分を検証していきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19番（藤原　孟）　私は５期総の満足度を聞いているわけですけれども、やっていないという答えなのだろうと思っています。それでは、この基本計画を策定したころの町民が望む政策、その第１位についてちょっと述べさせてもらいます。

忠類の農村では働く場の確保、それから市街地では医療体制の整備、札内、幕別の農村では高齢者、障がい者の福祉、札内市街地では除排雪、幕別市街地では商店街の活性化、買い物の利便さ、そしてこのとき行われましたまちづくりの町民会議からは現状の職場を減らさないで欲しい、芸術、文化のまちづくりに力を入れて欲しい、子どもを育てる支援これを強めて欲しいと書かれております。少なくとも、基本計画を策定するために、町民の声というのが一番大切なことではないかと私は思います。

この件に対しての達成度というのは、全く検討されないで今に及んでいるのか、お尋ねいたします。

それと、今後は残り２年しかありませんけれども、この検討組織だとか、いわゆるスケジュール、また検討重点目標、そういうものがあるのかないのか、お尋ねいたします。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　後期の見直しに当たっては、そういった住民からのアンケート等は実施してきておりませんけれども、ただこれは基本計画というのは、個々具体な事業をのせたわけではなくて、基本的な方向性をうたっているわけでありまして、基本的な方向性に基づいて３カ年実施計画の中で具体の事業を実施していくと、そういうような三本立て、基本構想、基本計画、そして実施計画という三本立てによって、具体の事業を当面３年以内にやる事業については実施計画に位置づけをして実施しているということでありまして、これも常にローリングをやっているわけでありますので、そこは常に住民の意見を、あるいは願いというものをお聞きしながら、３カ年実施計画に反映をして個々の事業を実施していると、そういう状況にありますので、全く私どもが町民の方々の意見、要望を聞かないで仕事を進めているということではないということは、認識をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19番（藤原　孟）　確かに３年置きのローリング、これは間違いなくやっていると思っております。ただ、やはり町民側から見ると評価が低いとか進んでいない、いわゆる評価の低いものというのはどうしても年数がたっていけば、解決の糸口も見出すことができなくて未解決課題として固定化されていくのではないか、そのことが私が一番心配しているわけです。

その中で、具体的な一例として挙げますけれども、いわゆる幕別町道の舗装、いわゆる団地の生活道のこれに関しても、基本計画では舗装済みの路線と言いながらも、老朽化や改良後不足の道路が今後も維持補修と２次改良が必要であるということをうたってはいますが、決してそれに対してかなり進んでいるということにはなっていないのではないかなということが一番気になります。

また、国道38号線におきましても、本当この課題は長い間バイパスをやるということ以外一歩も進んでいないではないですか。また、６次総合計画にものってくるのか、そんなことでは本当に第６期総合計画は、５期の積み残しをほとんどのっていくだけで、新しいものが出ないのではないかと、逆に予算的なことがありますので、そういう危惧もするわけです。ぜひ、次世代に対しての負の遺産とならないような施策をやはりやらなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ご指摘にありました舗装の２次改築については、藤原議員のおっしゃるとおり平成19年から３％程度しか伸びていない、本当におっしゃるとおりでありまして、私どもも非常に進めたいのですが、なかなか進められない。なぜかというと、やはり財源の問題が一番であります。今、かつては補助金がありましたけれども、今は交付金の中で仕事をしなければならない、その交付金に限りがあるということがありまして、現状においては交付金事業は１本しかできない状況にあるということでありますので、まずはその財源をいかに確保するかということから、それができない状況がある中では絞らざるを得ない、重点化せざるを得ないというのが現状でありまして、市街地においてはそういった交付金を活用すること、そして農村部においては畑総事業であったり、農道事業というのが国の事業のメニューとしてあるわけなのでありますけれども、これもなかなか面のほうの仕事に重きがいきまして、なかなか線である道路の整備というのができない状況にあります。

そういう限られた財源の中で、いかに重点的に本当に必要なところをやっていくかということで苦慮しているわけでありまして、当然、住民の方々も毎年のようにここ整備してくれ、砂利道を舗装してくれと、そのような要望をいただいておりますけれども、そこはやはり優先順位を定めながら計画的にやっていくしかないのかなというふうに思っております。

ただ、２次改築のお話が今出ましたけれども、２次改築ともう一つ改良という問題も一つありまして、この改良も19年から比較しますと、２％程度しか伸びていない、改良のほうがむしろ伸びていない、そういった実態もあります。そういった中で、改良と２次改築、いわゆる舗装であるところの改築をどちらを優先するかということもあります。ですから、私どもは砂利道をまずは舗装していきたいという思いも強くありますので、そういった改良と舗装の事業の兼ね合いも含めまして、できる限り重点的に実施していきたい、計画的に実施していきたいというふうに考えております。

それと、バイパスの話が出てたのでバイパスについても申し上げますけれども、これ確かに何十年来の課題でありまして、実は私就任して６月に、開建の担当次長との懇談もやったわけでありますけれども、そういう中でやはり今、国幹道、国土幹線道路であります道東道の整備を優先していると。今、今年度中には阿寒インターまでは開通する予定である。そのため、かなり車の動きというのはつかめるであろうと。したがって、今年度中にスマイルパークのところと、38号と本通りとの交点のところの交通量調査を実施します。これによって、ある程度は見えてくるのではなかろうかと。見えてくるというのはバイパスの４車と現道の２車、プラス６車が必要なのかどうか、あるいはバイパスが必要なのか、現道整備を優先すべきなのかというところが、ある程度は見えてくるのではなかろうかと、そういう経過を持ってはいるのですが、しかし、いずれにしても釧路西インターまでしっかり開通しないと、本当の分析はできないと、そういう見解なものですから、当面は交通量調査を実施するものの、はっきり事業としてこういう方向でいくということは、まだ時間がかかるのかなという、そのようなお話をいただいているところでございます。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19番（藤原　孟）　国道のことですが、10月15日に止若橋で追突事故がありました。あのとき、１時間程度の通行どめがかかったのだと思いますけれども、結局、東北海道のいわゆる幹線道路が１時間も通行どめになる、これはやはり経済損失というのは本当にはかり知れないものがあるのだと思います。

ぜひ、国に対して、事故の事実をしっかりもって固定化する課題の一つを解決するように努力していくべきだと思っております。

それでは、次の②の問題に入っていきたいと思います。

人口減少対策に若手職員のプロジェクトチームがいろいろ報告を出したと聞いております。

平成26年に全体会議が６回、またワーキンググループの会議が26回行われたと聞いておりますが、これは本当に鳴り物入りで新聞にも報道されておりました。期待は非常に私は大きく思っておりましたが、なかなか提案が事業化された、またその提案が知らされていないのではないかということ、それと、この提案をもって町民の同世代のまちづくりに向けて若い者同士、語る場をまず設けたらどう

か、そのことをお伺いいたします。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　若者のプロジェクトからの提案をいただきまして、実際、実施されているのが１項目で、今度の創生総合戦略の中で何項目か掲げることができるのかなというふうには思っていますけれども、一番やはり問題なのは、非常に長い時間をかけて集中的に一生懸命にやってもらったわけでありますので、それが常に今どういう状況にあるのか提案が、どういう課題があるからできないのかとか、ここ改善すればやれるのではないかといった、そういう担当課との意見交換というのが非常に私は大切なのかなと、そのことによって一つでもコミュニケーションを図る中で実現できれば、また組織全体として活力にも結びついていくのかなというふうにも思っているところでありますので、先ほどの答弁で申し上げましたように、初めてといったらよいのでしょうか、担当課とプロジェクトチームとの意見交換会を開く中で、一つでも実現に向けた取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それと、町内の同世代の若手の方との交換会という点では、異業種交流若者の集いという既にできている組織がございます。ここにはどちらかというと農業青年であったり、商工会の青年部の方々を中心として集まりを年に数回開いているわけでありますけれども、そこにも積極的に職員が一町民として、あるいは幕別町で働く者として参加をする中で、意見交換ができればいいかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19番（藤原　孟）　30年後といえば、このいわゆる20代、30代の方が、我が町の一番の主力の働き盛りといいますか、大切な人材となって育ってくれるのだと私は思っておりますが、やはり町民の求める価値観、そして激しく変化する時代に適応する、そのために職員の研修といいますか、そういうものが一番大事ではないかなと。いわゆる職員に対するその研修のかけ方、仕方、そういうものが今後あるのかないのか伺いたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　職員研修につきましては、適齢期といいますか、入って１年２年、あるいは５年とかという、あるいは係長に昇任してから、あるいは課長に昇任してからという、そういう適齢期といいますか、そういう適期、適宜といいますか、実施しているところでございます。これは委託研修もありますし、内部での研修もあります。これはもう計画的に実施しているところであります。

そのほかに、やはり一番大事なのは日々の研修、どういった心構えで仕事に当たるかということなのだろうというふうに思います。そういった意味で日々の職場内研修というものを充実させていかなければならないなというふうに思っておりますし、何といっても職員として知識、技能を習得することはもちろん大切なことでありますけれども、それを上回るものとして私は前向きに物事に取り組む、常に問題意識を持って取り組むことなのだというふうに思っておりますので、そういった意識改革を日々の業務の中で進められれば非常によい仕事ができるのではないかなというふうに思っておりまして、そういう思いで私も職員にはお話をさせていただいているところであります。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19番（藤原　孟）　若手職員の教育、いわゆる町民の中にも本当に経験豊かな方もおります。また、役場の退職したOBの方にも、当時ライオンの役をやったり、それから野武士だという、そういう経験を持った職員もたくさんいるのだと思っております。そういう方々と講話をすると、それによってまた職員も一歩も二歩も進歩するのではないかという、そういうことを私は考えておりますが、ぜひ若手職員の育成に努めていただければと思っております。

それでは、３番目の人口減少対策としての課題に入っていきたいと思います。

人口減少対策の戦略には、いわゆる３本の矢があるのだと私は思っています。

１本目の矢が少子化抑制戦略。いわゆるこれは自然減対策、そういったことをやることがメーンのことかなと思っています。

２本目の矢が人口減少適応戦略。これは人口減少を現実に捉えて、地域に最適な町をつくらせると、今これが一番これから主流になっていくのかなとは思っています。

３本目の矢として、定住人口獲得戦略。隣の市町村から人口を積極的に獲得し、いわゆる社会増対策というものだと思っております。これも呼びかけは非常に簡単であり難しいのだと思いますが、隣の自治体の住んでいる住民に、我が町幕別に移ってきませんかという呼びかけ、いわゆる自治体間人口獲得ゲームではないかなと思っております。それだけ、少子化で人の少ない人口をこれからとり合っていくのだという、そういう戦略を幕別町は持つのか、いわゆる２本目の矢の人口適応戦略でやるのか、抑制戦略でやるのか、その辺、町長の考え方というのは、現在のことよりも、もう少し将来の５年後ぐらいまでの間にどういう方向を持つのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私としましては、欲張りなようですけども、藤原議員がおっしゃった１本目、２本目、３本目の矢、全て私は必要であろうというふうに思っています。

一つには、出生率を上げるということがこれはやはり不可欠であろうと。ただ、これをいきなり人口比が 2.07 までいくなんてことは到底考えられない。今、本町の 1.46 を幾らかでも上げよう、そういう努力は必要なのだろうなと。そのためには、子育て支援あるいは教育費の軽減だったり、これから結婚し子どもを産み育てる方々にとって魅力ある町、魅力ある施策をすることが必要であろうというふうに思っております。

それと人口減少適応、これも住んでみて住みやすさを周りの方から感じられればいいわけで、定住人口獲得ですか、これと似通っているかというふうに思いますけれども、つまり近隣町村から転入していただくということだと思います。

これは、本当は国が言っている地方創生とはちょっと違うのでないかと私は思っていまして、これは言ってみれば 35 万人の十勝管内の人口、このパイを奪い合うだけで、これは本当に日本国のために必要なのかどうなのかという点では、私は非常に疑問ではあります。

ただ、そうは言っても、やはり幾らかでも人口を維持したいという思いはありますので、そういう中で、この４月から先ほど若手の提案がありましたマイホーム応援事業、これを４月から町内全域に広げて実施しているわけでありまして、この実績を若干申し上げますと、11 月末現在 105 人ほど町外から転入してきていただいているということで、100 人からの人が転入していただくということは非常に効果があったのかなというふうに思っております。

これに加えて、今後はどちらかというと黙っていても人口はある程度維持できる札内地区ではなくて、本町地区であったり、あるいは忠類地区に幾らかでも人口減少に歯どめをかけるような定住対策というものも考えていかなければならないというふうに思っておりまして、５年後を見たときにどう考えるかということについては、出生率を幾らかでも上げていくこととともに、管内からの転入をふやしていきたい、欲張りでありますけれども、そういう思いで５年後というよりはもっと先、10 年後 20 年後を見据えた中でそういった施策をやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19 番（藤原　孟）　何としても幕別町の人口を維持したいという町長の気持ちはわかりました。結局、我が幕別町のうたい文句というのは出てくるのだと思います。収入、雇用の安定、将来に不安がない町ですよ、そうやって言うのか、ワークバランスがとれている町ですよと、経済支援が十分にある町ですよ、子どもを育てるなら幕別町、そういううたいになっているのか。また、子どもが今以上にふえて、活気のある町なのだと、そういうことを言える、それから子どもを望む人数だけ産み育てる環境をつくるのだと、そういううたい文句もあります。それと、最後はやはり女性が出産や子育て、介護をする、そのとき仕事を辞めずに働き続ける環境をつくるのだと、そういう言い方、これもできますけれども、私で考えると、やはり夢のような少子化対策ではないかなと。いわゆる自治体間人口獲得ゲームに勝つためには、手段を選ばないといいながらも、やはり我が町では財政的なことが一番心配です。これでなおかつ続けられる町なのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　総合戦略に盛り込む５カ年、少なくとも５カ年の戦略については、当然、財政計画も念頭に置きながら無理なく実施していくということを考えておりますし、また、私、公約に掲げました中学生までの医療費無料化ですとか、もろもろ公約を来年度予算に反映できるものはしたいというふうに思っておりますけれども、やはり財政計画、健全な財政運営ありきであることはこれ間違いない、そういった中でいかにこう重点化できるのか、何でもかんでも総花的にやることはこれ無理な話でありますので、そこをどういうふうに重点化していくかということを考えながらやっていきたい、計画的に事業を実施していきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19 番（藤原　孟）　それでは、一番気になります雇用創出についてお伺いします。

住民にしては、何で稼ぐ、そしてこれをどのように雇用を続けてくれるのか、これがやはり一番気になります。企業誘致なのか、または地場産業を育成するのか、あとは新規企業を起こすのか、ただこのことを考えても非常に厳しい選択だと私は思っております。

それで、今この町でやれそうなことを１点だけちょっと提案までではないですが、考え方を一つ。それは、いわゆる地域総合商社をこの町で一つつくると。このために、まず自治体の役割というのがあると思います。これはこういう地域総合商社を育成、支援し、安定的に出荷できる体制の手助け、またやはり商談、それから交流窓口等の開設、販売改革の支援やさまざまな手続の代行の応援、それと一番肝心なのは、量は少なくても高品質でオーガニックな、いわゆる差別化の作物をつくるそういう推進、これが行政の役割で、それを行政としてまずやってもらえれば、地域総合商社というそのつくりも我が町ではやれるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　地域総合商社というのは聞きなれない言葉で、今ご説明のあった内容の仕事をやるところなのだなというふうなことは今認識いたしましたけれども、ただ、これをこの町、幕別町の中でそこまでノウハウを持って外に向かって販売していくことができるのかどうかなというのは、ちょっと今お聞きした中では、なかなか難しいのかなというふうに思いました。それとやはり例えば農協は生産者がつくったものをまとめて出荷をしていくということになっております。これは今は国内のみならず、海外にも目を向けて輸出をしていこうという時代に入ってきました。

それで、我が町で何を外に向かって販売していくのかと考えたときに、現状はやはり１次産品、農産物なのかなというふうに思うわけで、これを付加価値を高めて加工して、そして輸出ができれば、これは最高なのではありますけれども、なかなかそこまでには第２次産業には育っていないということがあって、今すぐにこれが実現できるかというと、難しいなというのが感想ではありますけれども、この地域総合商社というのは、どういったところを担ってこの町の中で産業振興の役割を果たしてもらえるのかということは、少し検討しなければ、今この場では答えはちょっと難しいかなというふうに思っておりますので、今、農協が実際に輸出しいてる際に、そういった商社的な役割を担うところは介在しているのか、直接、販路を開拓して輸出しているのかということの研究も含めまして、地域総合商社については検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19 番（藤原　孟）　本当に地域総合商社、簡単ではありません。ただ、生産者であり、次の加工ぐらいまでは結構有力な農家の方は頑張っていると。やはり一番苦手なのは３次、いわゆる販売、そのことが一番苦手なものですから、いわゆるそこに力を入れていかなければ、またその道があれば、私たち農業者は頑張れるのだという声も聞いております。ぜひ、この地域総合商社、町長得意のスピードを持って検討していただきたい、そう思います。

それでは、４番目のダウンサイジングの活用についてお伺いいたします。

人口減少というのは、地域経済の縮小を当然伴っていると思っております。では、この人口減少が進んでいけば、我が町はどれだけ小さくなっていくのか、そこのところをやはり町民に示さなければ、

いろんな前段であった施策を、何か夢のような、うちは小さくならないのだなという感覚にとらわれる、そこのところはやはり町長しっかりと、最悪のパターンとは言いませんけれども、それはまず町民に示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　人口減少社会に、そういう時代に入りまして、今、総合戦略の人口推計においても、2060 年には 1 万 9,000 人台になっていくのではなかろうかと、そんな推計も今しているところでありますので、そのことは総合戦略として町民の方にしっかり示す必要がありましょうし、人口推移もこういうふうになっていくのだよ、それが今かなり 1.55 という数字見ていますので、希望値も含めて私は 1.55 だなというふうに思っていますので、1.55 で見ても 2060 年、45 年後には 1 万 9,300 から 400 人くらいまでに減ってしまうのだということはしっかりとお示しをしなければならない。そうした上でこのまちづくりをどうしていくのかということは、町民の皆様とともに考えていく必要があるだろうというように思っています。

ただ、難しいのはコンパクトにしていくことについては、何ら異論を挟む余地はないのですが、一番難しいのは、居住権との調整をどうしていくのかということなのだろうというふうに思います。俺は周りに人がいなくなってもここに住み続けたいという人が何人かいたら、もうそこは取り残すというか、そのまま中心部に移転するとかということにはなりませんので、やはり誘導するものとしては公共施設であったり、もし何か商業施設が再開発ビルみたいなものができるのであれば、それを核としてコンパクト化をしていくということは可能なのでしょうけれども、やはり都市計画上の逆線引きをするような形でのコンパクト化というのはなかなか難しい、そこが一番悩ましいなというように思っております。

いずれにしても、将来の我が町の人口がこういうふうになっていくのだと、その結果かなり歯抜け状態になっていくのだということについては、しっかりお示しをしたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　藤原議員。

○19 番（藤原　孟）　人口減少を緩和するためには、応急処置的な対策、これは当然継続しながらいかなければならないと思います。私は、この後この問題、人口対策、いわゆるこの後何が起きるのだと、そのことをやはり一番必要ではないか、町民に知らせることが必要ではないかと思っております。

そういう知らせる最大の役割を果たしているのが、町が出している広報だと思っております。この内容には多くの町からの行政のいろんなお知らせがたっぷりと満載されております。そして、選挙の改正で 18 歳、15 歳のそういう子どもたちにも幕別のことを知ってもらうために、我が町の広報が非常に大切なのだと思いますが、これ幕別町の議会だよりが表向きはこういう、かつそのとき一緒にくれました社協だよりもこういうカラー刷りで、我が町には広報まくべつ 11 月号、この黒いのは何だと町長お思いですか。子どもたちがこれをリンゴだと今識別できる、いわゆる子どもたちは文字から入る時代ではなくて、絵から色から入る時代です。このような色づきにせめてしてやらなければ、これは来た瞬間ゴミ箱へ行くのではないか。これだけ一生懸命町の広報としてつくって何万冊を配っているわけです。ぜひ、目に入るそういう仕掛けを、これはもう直ちにやらなければならないと私は思いますが、いかがでしょう。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　たまたま、その 11 月号は白黒ということでありますけれども、年に 2 回ほど実はカラー表紙というのも出しております。なかなか広報を手にとって見てもらうというのは難しさがありますね。皆さんが 100％見てくれるならいいのですが、なかなかこう手にとって中身までじっくり読んでもらえない、そういう状況にありますことから、まずは手にとってもらう、手にとってパラパラでもいいから見てもらうということを、やっぱり我々としてはそういう仕掛けをしていく必要があるのだろうというふうに思いますので、今 2 回ということでありますけれども、これを 12 回となると当然お金もかかってまいりますけれども、それはいきなり 12 回になるのか、もう少しふやしていくの

かってことについては、もう少し検討させていただきたいなというふうに思います。
○議長（芳滝　仁）　藤原議員。
○19 番（藤原　孟）　人口減少社会のこの課題を上手に解決する、それはやはり町長の強力なリーダーシップが必要なのだと私は思っております。
幕別町では初めての戦後生まれの町長が誕生しました。まだ８カ月足らずの就任だと思いますが、この急激な社会情勢をどのような道しるべを持って引っ張っていくのか、これはやはり町長の決断力が一番必要なのだと思いますが、その決断力は幸いにして飯田町長は強いというより強烈に持ってる方だなと思っております。
しかし、その町長の強さというものは、時にはやはり職員にとっては非常に負担というか、切れ味鋭くこれは切られたら町職員は大変なことになるわけですから、やはりこの切れ味鋭い、いわゆる大なたというものは、ぜひ懐なり、さやにおさめ、そして少し立ちどまりながらでも、町長、職員の行動、また情報収集力を高める、そして幕別町にやって欲しいと。そうしなければ、幕別町の庁舎の中は、みんなイエスマンになってしまうのではないかと、そういう心配もしている町民の方もおります。
ぜひ、そういうことにならない町、まだまだ我が町は持続してこの町幕別という名を残したいと思っておりますので、最後に町長の考え方をお聞きしたいと思います。
○議長（芳滝　仁）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　まちづくりをする上では、これはやはり一つの基本的な方向を持ちながらも、私は柔軟に対応していくことが一番だろうというふうに思っております。そういう中で、いかに職員からの意見を受けとめて、それを参考にしながら、どういう道筋をつけていくのかということも、おっしゃるとおり大切なことだというふうに思っておりますので、しっかり職員の声も聞きながら方向性を見出してまいりたいというふうに思っております。
○議長（芳滝　仁）　以上で、藤原孟議員の質問を終わります。
この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10：52　休憩
11：10　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、小川純文議員の発言を許します。
小川純文議員。
○11 番（小川純文）　通告に従いまして、質問をいたします。
１、農業を核にした新たな可能性を開く産業への取り組みについて。
町長は、さきの選挙において五つの基本政策の１番目に、「農業を核に新たな可能性を開く産業のまちづくり」を掲げ、農業の生産振興と高収益作物の作付奨励、循環型農業の推進、６次産業化や農商工連携による高付加価値型産業の創出などを政策の柱に位置づけられました。
去る 10 月５日には、交渉開始から５年半を経て、環太平洋経済連携協定が交渉参加の 12 カ国の間で大筋合意に達しました。
過日、その合意内容が公表されましたが、中でも TPP の大きな特徴である関税の撤廃や削減などの市場アクセスの自由化は、農業基地、北海道の農業生産者に対しても大きな影響を及ぼすものであります。
今、国を挙げての対策に向け、さまざまな機関においても対応策の検討が進められておりますが、今こそ TPP を逆手にとり、孫子の代まで農業王国十勝として君臨し得るよう、安定的かつ継続的な農業経営の確立に向け、足腰を鍛え、その盤石な基盤をつくり上げるときと考え、以下の点について伺います。
①市場拡大に対応した農業生産振興への取り組みについて。

②バイオガスプラントなど循環型農業の推進に向けた取り組みについて。

③６次産業化や農商工連携による特産品開発への取り組みについて。

④町と農協や物産協会などとの連携を基礎にした振興・発展への取り組み状況と一層の推進に向けた方策について。

２番、未来を担う人材の育成に向けた取り組みについて。

町長の公約のキャッチフレーズ、「子どもたちの未来のために・子どもたちを育ててみたいと思えるまちづくり」には、私も含め、多くの町民の方が同じ思いや願いを抱き、期待を寄せているものと感じております。

私自身、我が子が小中学校に通学しているころには、PTA 活動に携わっておりましたが、その際にも、義務教育とはいえ、教材費や PTA 会費、部活動などの負担が決して小さくはないものと感じておりました。

そこで、以下の点について伺います。

①小中学校で保護者に負担を求めている教材費と PTA 会費、小学校の少年団や中学校の部活動の保護者負担の実態について。

②全国・全道大会参加奨励金の実績について。

③「未来を担う人材を育成するまちづくり」の実現に向けての今後の取り組みについて。

以上であります。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の１点目につきまして、答弁をさせていただきます。

初めに、「『農業を核にした新たな可能性を開く産業』への取り組みについて」であります。

私は、さきの選挙におきまして、基本政策の１番目として「農業を核にした新たな可能性を開く産業のまちづくり」を掲げました。

これは、農業の生産振興、高収益作物の作付奨励、循環型農業の推進、６次産業化や農商工連携による高付加価値型産業の創出、グリーンツーリズムなどの体験型・滞在型観光の推進など、基幹産業である農業の一層の振興と農業を核とした産業全体の強化や地域経済の循環を目指そうとするものであります。

国におきましては、食料・農業・農村基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という四つの基本理念を具体化するため、本年３月に食料・農業・農村基本計画を策定し、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指しているものであります。

ご質問の１点目、「市場拡大に対応した農業生産振興への取り組みについて」であります。

農業の基本は、土づくりにあるとの考えから平成８年度から「ふるさと土づくり事業」を実施いたしておりますが、引き続き本事業により、化学肥料に頼らず有機質肥料を利用した冷湿害に強い土づくりを初め、生産性の向上と安全安心な農作物の供給を目指してまいります。

また、「農業ゆとりみらい総合貸付金」により、農業者の皆さんの自由な発想と創意工夫に対して融資を行い、農業経営の安定・向上を目指してまいります。

畜産振興では、平成 21 年度から「雌雄判別精液購入費助成事業」を実施してまいりましたが、現在は事業導入時より生乳の増産傾向にあり、妊娠牛の単価上昇や産次数の減により、後継牛に不足を来しておりますことから、雌雄判別精液の使用を含め後継牛確保対策に重点を置いた新規事業を検討しているところであります。

平成22年度からは、和牛の体格改良を目的に「優良和牛繁殖雌牛保留対策事業」を実施しており、本町の各農協の素牛価格の平均は、十勝管内の平均を上回る価格で取り引きされるなど事業の効果があらわれ始めたところであります。和牛改良には、長い期間を要しますことから、引き続き事業を継続してまいります。

さらに、平成23年度から道営事業等では対象外となる牧草地の草地改良を行う「粗飼料生産基盤向上対策事業」を実施しておりますが、輸入飼料の高どまりに対応し良質な自給飼料を確保する対策として、引き続き実施してまいります。

「小規模暗渠整備事業」につきましては、圃場の部分的な排水対策を目的に実施しておりますが、農業農村整備事業の予算が十分に確保されていない現状においては、国の事業を補完する事業として引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、試験圃場では高収益作物の試験栽培にも取り組んでおり、平成22年に試験栽培した「リーキ」は、一般農業者にも栽培され、加工品の生産も行われております。

本年度は、種子食用カボチャ「ストライプペポ」と加工用トマトの無支柱栽培として「シシリアンルージュ」の試験栽培を行っており、「ストライプペポ」は、食品メーカーからの問い合せもありますことから、継続して試験栽培を行うこととしております。

今後におきましても、農業者の安定した経営に寄与するよう、こうした収益性の高い新規作物の試験栽培について、農協などと協議をしながら取り組みを進めてまいります。

輸出に関しましては、JA幕別町がシンガポールへ「インカのめざめ」の試験的な輸出を行っているほか、個人レベルでも昨年から台湾への長芋の輸出が始まっております。

また、北海道畜産公社の道東事業所十勝工場が輸出可能となる食品衛生管理の国際規格「HACCP（ハサップ）」に適合した施設を建設中でありますので、完成後は本町で生産された和牛肉の輸出に期待が持たれるところであります。

町といたしましては、国・道の施策を見据えながら、農業者のニーズに少しでも応えることができるよう、ゆとりみらい21推進協議会や農協と連携をとりながら、今後とも町独自の施策を推進してまいります。

ご質問の２点目、「バイオガスプラントなど循環型農業の推進に向けた取り組みについて」であります。

家畜ふん尿を利用したバイオマスプラントは、家畜ふん尿の適正処理によるふん尿処理コストの軽減、副産物として作成される消化液、家畜の健康改善に伴う高品質な生乳の生産、衛生的な環境、プラント運営による雇用の創出、ガスによる発電、余熱の利用、戻し堆肥等さまざまな効果が見込めるものと思っております。

このため、畜産バイオマスを酪農畜産地域の重要な資源と位置づけ、事業化に向けた農業者の意識醸成のきっかけづくりとして、本年７月に、JA忠類の理事会において十勝総合振興局により「バイオマス資源利活用促進事業勉強会」を開催していただきました。また、11月には、ゆとりみらい21推進協議会畜産振興対策専門部会の主催による、全農業者を対象にした「家畜ふん尿を利用した地域づくりと産業興し」と題して、研修会を開催していただいております。

今後におきましては、酪農畜産業の皆さんに、導入の機運が高まりますよう、意向調査の実施について検討してまいります。

ご質問の３点目、「６次産業化や農商工連携による特産品開発への取り組みについて」であります。

６次産業化や農商工連携につきましては、農作物の付加価値を高めるとともに、製造業、小売業の振興、強化につながる取り組みであると認識いたしております。

これまで、国の６次産業化・地産地消法「総合化事業計画」の認定を受けて製造されましたのは、株式会社エルパソが行った自社生産の豚を用いた「生ハム」、株式会社大樹農社が行った水牛の生乳を活用した「モッツァレラチーズ」、北王農林株式会社のギョウジャニンニク・本ワサビ・シイタケ等があり、現在も株式会社大樹農社が乳清を利用したチーズの開発を行っております。

また、本町の特産品研究開発事業補助金制度の活用により、「ゆり根シュークリーム」や「リーキを使ったスープ」などが商品化されたところであります。

今後におきましては、平成28年４月からの実施を予定しております組織・機構の見直しの中で、商工観光課内に企業誘致・産業連携担当主幹を配置して体制を強化するとともに、幕別町特産品研究開発事業補助金制度につきましても、特産品の開発段階から販路開拓に至るまでを総合的に支援する制度に拡充する方向で、来年度からの実施を目指し検討を進めているところであります。

ご質問の４点目、「町と農協や物産協会などとの連携を基礎にした振興・発展への取り組み状況と一層の推進に向けた方策について」であります。

町内の各農協や観光物産協会との連携につきましては、本町の主要なイベントであります、まくべつ夏フェスタやまくべつ産業まつり、忠類どんとこいむら祭りなどにおきまして、地場野菜の直売や幕別産和牛の試食販売などを通じて､本町の農畜産物や特産品を幅広くPRしていただいているところであります。

さらに、観光物産協会におきましては、町内のイベントのほか、開成町あじさい祭りやさっぽろオータムフェスト、ホテルポールスター札幌での物産展に出展するなど、観光物産協会の機動性を生かした効果的な物産振興に取り組んでいただいております。

今後におきましては、ふるさと寄附をされた方に対して、本町のPRと地域産業の活性化を目的として、農畜産物や加工品等の特産品を返礼品として贈呈する事業を、今月14日から実施することといたしており、各農協や観光物産協会のみならず、商工会とも連携を図りながら「幕別ブランド」の確立を目指し、さらなる物産振興に努めてまいりたいと考えております。

以上で、小川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　田村教育長。

○教育長（田村修一）　小川議員のご質問にお答えいたします。

「未来を担う人材の育成に向けた取り組み」についてであります。

近年、価値観の多様化やライフスタイルの変化、急速に発達したインターネットや携帯電話の普及などにより、教育に対する課題も多様化し、いじめや不登校、子どもの貧困対策などの課題が顕在化しているとともに、家庭や地域社会においても、人と人とのかかわりの希薄化などにより、地域力が低下してきていると言われております。

このような社会状況を踏まえ、少子化に伴う人口減少や超高齢社会の到来などにより、町の活力低下が懸念される中、次世代につながるまちづくりのため、家庭・学校・地域等が連携し、教育を取り巻くさまざまな課題解決に取り組むことが大切であり、教育委員会といたしましては、飯田町長のまちづくりのテーマである「子どもたちの未来のために・子どもたちを育ててみたいと思えるまちづくり」を進める重要な役割を担っており、次代を担う人材の育成施策を積極的に展開することが必要であると認識いたしております。

ご質問の１点目、「小中学校で保護者に負担を求めている教材費とPTA会費、小中学校の少年団や中学校の部活動の保護者負担の実態について」であります。

初めに、小中学校の教材費についてであります。

町内の小中学校では、学校間に差はありますが、教材として使用するドリルやワークブックなどについて、平均で年間、小学１年生が3,990円、６年生が5,132円、中学１年生が3,230円、３年生が4,440円を保護者に教材費として負担をお願いしているところであります。

また、PTA 会費の保護者負担につきましても、学校間に差はありますが、年間の平均額は、小学校は5,811円、中学校が5,580円となっているところであります。

次に、小学校の少年団や中学校の部活動の保護者負担についてでありますが、各単位団体の収支予算など保護者の負担状況を全て詳細に掌握しておりませんが、会員から徴収している年会費は、負担なしから数万円と少年団により大きな隔たりがあり、その会費の内容は、ユニホーム代や保険代、指導者や大会参加にかかわる経費など、種目によりかかる経費はさまざまであり、また、その年度によ

り増減する場合や臨時的な負担が発生する場合もあるとお聞きいたしているところであります。

このようなことから、町として町内のスポーツ少年団 38 団体によって組織されている「幕別町スポーツ少年団」に対し 157 万 8,000 円を補助しているところであり、少年団から一定のルールにより各単位団体に配分されているところであります。

また、中学校の部活動の保護者負担は、同じ学校においても部活動の種類によってさまざまであり、年額で 2,000 円から３万 9,850 円までとなっており、必要な用具やユニホーム代等に充当しているものとお聞きしているところであります。

ご質問の２点目、「全国・全道大会参加奨励金の実績について」であります。

文化及びスポーツ部門において優秀な成績をおさめ、各種全国・全道大会及びこれらに類する競技会、展覧会及び発表会等に参加、または出場する者に対し、「全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱」に基づきまして、基本的に交通費及び宿泊費の２分の１について、予算の範囲内で助成をしているところであります。

これまでも本要綱の改正を行い、保護者負担のさらなる軽減を図ってきたところでありますが、平成 20 年度には、宿泊費の限度額を１泊 5,000 円を 8,000 円に増額するとともに、少年団等の基本的な補助率は２分の１でありますが、中学校の部活動に係る特例措置を平成 21 年度から新たに設け、補助率を３分の２とし、さらに、平成 26 年度から３分の３として、一部費用に上限がありますが、全額補助するなど､現在では中学校の部活動においては保護者の負担の軽減を図ってきたところであります。

また、小中学生については引率者を、さらに中学校の部活動においては外部指導者も助成対象としているところであります。

実績につきましては、スポーツ部門が平成 24 年度は、個人が 93 人、うち全国大会出場 21 人、全道大会出場 72 人、団体が 25 団体、うち全道大会出場 22 団体であり、個人と団体を合わせての助成金が 255 万 5,622 円、平成 25 年度は、個人が 84 人、うち全国大会出場 22 人、全道大会出場 62 人、団体が 26 団体、うち全道大会出場 21 団体であり、個人と団体を合わせての助成金が 289 万 1,156 円、平成 26 年度は、個人が 105 人、うち国際大会出場１人、全国大会出場 21 人、全道大会出場 83 人、団体が 17 団体、うち全道大会出場 13 団体であり、個人と団体を合わせて 205 万 204 円を助成しているところであります。

なお、文化部門はここ３年間の助成実績はございませんでした。

このほか、中学校の部活動に係る特例措置分として、中学校体育連盟、中学校文化連盟及び吹奏楽連盟が主催する全十勝、全道及び全国大会に出場した生徒への助成金の実績につきましては、平成 24 年度は、個人が 596 人、うち全国大会出場 16 人、全道大会出場 66 人、団体が 92 団体、うち全道大会出場２団体であり、個人と団体を合わせての助成金が 282 万 3,075 円、平成 25 年度は、個人が 657 人、うち全国大会出場 12 人、全道大会出場 69 人、団体が 96 団体、うち全道大会出場５団体であり、個人と団体を合わせての助成金が 336 万 8,814 円、平成 26 年度は、個人が 615 人、うち全国大会出場８人、全道大会出場 50 人、団体が 85 団体、うち全道大会出場 10 団体であり、個人と団体を合わせての助成金として 552 万 1,411 円を助成しているところであります。

ご質問の３点目、「『未来を担う人材を育成するまちづくり』の実現に向けての今後の取り組みについて」でありあます。

人口減少、少子高齢化の時代の中、これからも夢や希望を持って健やかに暮らすことのできる町であり続けるためには、未来を担う子どもたちに対する学校教育や家庭教育の充実はもとより、町民一人一人が豊かな人生が送られるような社会教育活動、文化・スポーツ活動等の生涯学習の振興など、教育の果たす役割はこれまで以上に重要になるものと考えております。

そのための方策として、学びの環境整備を図るべく、学校の計画的な改修を行うとともに、ICT 機器を利活用したわかりやすい授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成、教職員の校務負担の軽減などを通し、教育の質の向上等に取り組んでいきたいと考えているところであります。

また、発達障害など困り感のある児童生徒や保護者に対しまして、就学前から義務教育終了までの

間について、継続的に相談・助言を実施すべく、教育支援委員会を設置するとともに、特別支援教育支援員の配置のほか、不登校の児童生徒やその保護者への学習・相談支援として、子ども交流施設「まっく・ざ・まっく」の活用など、体制の整備を行っているところであります。

今後も町内の子どもたちが、その子どもに適した教育を受け成長ができるよう、ニーズを的確に捉えつつ既存の取り組みの質の向上にも努めてまいります。

また、交流事業の実施による人材の育成として、小学生国内研修事業を実施していますが、これまでの埼玉県上尾市との交流に加え、本年度から高知県中土佐町、神奈川県開成町と交流を行うとともに、中学生・高校生海外研修事業としてオーストラリア連邦キャンベラ市と交流を行っております。

今後とも、交流事業の実施などを通して、多様な教育の機会の提供による人材育成に努めてまいりたいと考えております。

さらに、教材費やリコーダー・鍵盤ハーモニカなど当該学年で準備をしなければならない教具費や修学旅行費、また中学校では、入学時における制服等の経費など、義務教育においても保護者の負担は決して軽いものではないと認識いたしているところであります。

このことから、教育委員会では現在、義務教育にある児童生徒の保護者に対しまして、これら費用の一部を支援することにより、保護者の負担軽減が図られるような効果的な施策について検討を進めております。

このほか、本町出身の現役オリンピックアスリートが４人いるという恵まれた環境にありますことから、このアスリートと子どもたちが触れ合う機会を設けるなど、人材の活用について検討してまいりたいと考えております。

また、このたびプロ野球北海道日本ハムファイターズの「北海道 179 市町村応援大使」として大谷翔平選手と市川友也選手が本町の応援大使として任命されたところであり、両選手による少年野球教室の開催など、今後、町部局と連携し、スポーツを通じての人材育成という観点からさまざまな機会の創出を検討してまいります。

いずれにいたしましても、これまで本町の教育が積み重ねてきた成果などを基礎として、今後とも「未来を担う人材を育成するまちづくり」を目指し、各種施策の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、小川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　小川議員。

○11 番（小川純文）　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、前段の「農業を核にした新たな可能性を開く産業へ」ということでありますけれども、町長の公約の中で、やっぱり幕別町の基幹産業としての農業の位置づけと、このことに対しましては、以前からもずっと町の基幹産業としての位置づけというのを変わらなく飯田町政としてもそれを継続していきたいという意味での第１項目に上げていただけたのかなというふうに感じるところでありますけれども、いかんせん、今、農業の生産というこの町内で行われている場面と、農業政策という国含めたいろんな段階で政策というものが、特に政策のほうが時代時代の中でいろいろ変わってくると。それに即応していった農業基盤、農業体制のつくり方というものも、これはやっぱり行政の中でありますから、そういう情報を的確に分析をしながら、この町に合った農業施策はどうあるべきかというものを分析、発信していくのは、これは最大の町としての第一の責任事項であり、発信のスタートではないかなというふうに思うわけでありますけれども、そういう観点にも立ちまして、いろいろとお聞きしていきたいと思います。

まず、うちで市場拡大に対応した農業生産振興への取り組みということで、いろいろ答弁の中で示されておりますけれども、今までも生産振興という中におきましては、行政の中でやっぱり生産基盤づくりというものにつきましては、これは本当に十勝管内でも例を見ることなく、本当に特出して生産基盤づくりには、幕別町というのはずっと昔から早くやってきていただいている。それによって、本当に幕別町というのは、昔は本当に若干湿性の畑が多い、湿害に弱い町と言われてきた部分があっ

たのですけれども、それからここ何十年の中での畑地やなんかの農村整備事業、俗に言う国のNN予算ですか、その中の一環として基盤整備事業、暗渠排水、明渠だとか、先ほどもありましたけれども、農村部の道路、いろんなものの整備に積極的に取り組んできてくれた。これは国策でありますけれども、町としても、これに対しての負担はいろいろ公費負担というものが、この受益者とともにずっとあるわけではありますけれども、それも農業の振興のためという位置づけの中で多大に継続的に執行してきてくれて、今の生産基盤が整っているのではないかなと。まだ、これは手を緩めるわけにはいけません。まだまだ、これからも生産基盤、今までは排水だけでありましたけれども、近年、幕別町でも行われておりますかんがいというものも入ってきましたし、排水というものは、まだまだこれも永遠に続くものでないかなというふうに思うわけでありますので、これについての前段で書いてあります町としての取り組み、これにつきましては非常に評価をするところでありますし、今後とも継続していただきたい。

また、畜産振興の中では、雌雄別判定だとか、肉牛振興についてはいろいろ施策を打ってきて、それが本当に今位置づいて、特に和牛生産におきましては、幕別町和牛振興会等もありますけれども、そこと一体となって、和牛については本当に幕別ブランドがかなり形成されてきていますし、町民の中にも幕別和牛というのが、ある程度いろんなイベントで示されていますので、浸透してきているのかなというふうに思います。

そんなところでありますけれども、今後の中におきまして、こういう生産振興のいろいろな手だてをしてきているのですけれども、いかんせんトータル的にお話をしますと、やっぱり農業者というのは生産が主力でありまして、今の時代TPPで６次化だとか、いろいろ言われております。市場拡大は輸出だという部分も含めた中の市場拡大だとか、いろいろ言われておりますけれども、やはりこれ十勝型の酪農におきましても、畜産、畑作におきましても、生産というものに徹している農業者というのが大半でありまして、２次加工、流通までいく方々もおられます、今の時代。中には、先ほどもいろいろな事例で出ていますように、４次化、５次化、本当に掛け算と言いますけれども、２掛ける３の６次化まで行っている方々もおられます。だけど、大半につきましては、やっぱり生産の段階で頑張っている農業者の方が多いのではないかなと。

その生産の段階を束ねているのが何かと言いますと、やはり農協なり、民間流通の部分も一部あると思いますけれども、大半は農協に集約されて、それが一元となって出荷をされて販売をされているという状況の中で、この生産振興の答弁書ができてきたときに、やっぱり農協との関係というものがもう少しあって、その実績というものもまだまだあってもしかるべきではないかなというふうには思うのですけれども、まず第１点目として、町長におかれましても、今まで経済部長というものをやって本当に農業振興に非常に力を入れ始めて進みかけたところだったのですけれども、その後いろいろ特別職への就任とかありまして、そこが志半ばで終わったかなと思うのですけれども、今、今度されど、町長になって、ここを頭に持ってきて、農業というものを頭に持ってきて、その中で町長の考えるやっぱり幕別農業の生産基盤の振興、まずその中で町と農協の位置づけについて、町長のお考えをまずお示しいただければありがたいと思います。お願いいたします。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小川議員がおっしゃるように、私は本町の農業の形態、ありようを考えたときには、まず生産振興というのが必要であろうと。その生産振興というのは土づくりであり、基盤整備なのだろうというふうに思っております。そういう中で、当時、私が担当したとき、そういう思いの中でやってきましたし、今後においてもそれは変わるものではない。幕別町は農業が基幹産業であります。この１次産業なくして２次産業も３次産業の発展もないのだと、そういう思いで、今、施策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、そういう中で、町単独の施策を打ち出すとき、組み立てるときに難しいのは、より多くの農業者が利益を受ける共通した施策でなければならないということが、ひとつ施策として成り立つか成り立たないかといったときに判断しなければならないというふうに思っております。

それで、では農業者が今どういったことを望んでいるのか、どういったニーズがあるのかということは、やはり個々に聞くということではなくて、農協を通してどういった生産振興の要望を持っているのかということをやはり集約していく必要があるだろうと。ですから、引き続き、各農協、それぞれ経営戦略は多少違います。幕別農協、札内農協、忠類農協、それぞれ違いますけれども、そういった中から農業者が思っておられる施策を吸い上げて、農協とともどもその施策をなし遂げていくということが大切かというふうに思っています。

これまで、いわゆる４分の１ルールということで、町が４分の１、農協が４分の１、そして農業者の方が４分の２という、この４分の１ルールで施策を実現してきましたので、これを堅持しながらも、いかに農協との協議を進める中で、施策として必要なものが何なのかということを組み立ててまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　小川議員。

○11 番（小川純文）　細かい点よりも、総論的なちょっと話になって申しわけないかなと思うのですけれども、本当に今町長がご答弁いただきましたように、農協との関係という中で、幕別町におきましては、やっぱり今も話がでました３農協と大正農協の一部と、数字で言って、こういう表現があれなのか、3.5 農協なのかなという感じでありますけれども、こういう答弁書だとか、いろんな話、町の農業施策の中で最後には独自の政策とこういう文章が続くのですけれども、逆に 3.5 農協あるのだったら、今、町長が言われたように、いろんな農協の特色があると思います。それをいかに町が、いつも連携という言葉が出てまいすけれども、本当に連携という中で、いろんな各農協さんに、今どういうことを考えているのだろうか、この先どういうことを必要としているのだろうか、農協自体さんだって、それは組合員全部の意向は束ね切れてないかもしれませんけれども、やっぱり農協運営の中での将来的な展望というものは、組合員さんの意向も含めた中で持っていると思います。そういう話も現実的には聞いております。

ただ、それが町の段階までうまくリンクして、それを幕別町の中で三つある意見をどういうふうに農業政策で点を面にしていって、どういう政策を打っていくのだという、まずそのスタンスの最初となります各農協の意向だとか、そういうものを常に把握できる体制ができているかどうかというところが一番の問題だと思います。その点について、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　農協の意向、農業者の意向につきましては、私のレベルでももちろんそれは常勤理事との意見交換などがありますので、そういう中で吸い上げることは可能でありますけれども、やっぱり何といっても、一番底辺のところで、農協、農業者の意見がどうなのかというところを拾う、洗い出すことが必要だというふうに思っています。

この仕組みとしては、幕別には、ゆとりみらい 21 推進協議会という組織があります。これは各農協の担当者あるいは農業関係の日甜であるとか普及センターですとか、そういった農業に関係する現場の担当職員が集まって、農業施策について検討していただいておりますので、そこが窓口となって農業者の意見を集約して施策の組み立て、提案をしていただくということがよろしいのかなというふうに思っておりますので、ここの動きを活性化することが大切だろうというふうに思っています。

○議長（芳滝　仁）　小川議員。

○11 番（小川純文）　今、町長のほうから、ゆとりみらいの話が出ていますけれども、これも先般もゆとりみらいが開催されたみたいでありますけれども、ゆとりみらいの今までの通常の協議会の会議でいきますと、やっぱりいろんな関連団体は出ていますけれども、農協本体としては大体参事とか管理部長が出てきている会議が今までだったと思います。そういう面からいいますと、本当に現場部門、要するにゆとりみらいに、例えば畜産委員会があってもいいのではないかと思いますし、ゆとりみらいの政策集団として、今、ゆとりみらいは、ゆとりみらい総合資金貸付金の制度というので農業者の制度資金の行き渡ってない部分の補完措置としての貸し付けの部分はやっておりますけれども、ゆとりみらいの最初にできたときの基本理念であります政策集団という中に鑑みたときに、やっぱりゆと

りみらいに今町長が言われたように、現場担当者の畜産部門があってもいいと思うし、畑作部門があったっていいと思うし、そして今やっている貸付融資部門の金融部門があってもいいと思う。

だけれども、もう少し末端の細部を見出していく中で、そういう協議の場がないと、まずこれは第１ステージとしてだめだと思いますし、それ以上に役場経済部、農林課中心になるかと思いますけれども、やっぱりそこは常に情報交換のパイプを持っているかどうか。だから今回もいろいろな施策の関係、この後も出てきますけれども、そこでのキャッチボールができているのか、今の国の体制の中では、昔は補助事業やなんかも農協単独で支庁といろんなヒアリングをしていってやれる形がありましたけれども、今は国の制度の中で、北海道でいけば道庁があって、十勝振興局があって、それから町があって、例えば運営主体である農協だとか、民間団体だとかというものがなってきたときに、町の位置づけというのは、そういうニーズをきちっと把握していて、そこでまずヒアリングに町が行って答えられるくらいのそういうスタンスでないと、今、補助事業やなんかは当たりませんよ。だから、そういうものに向けての情報収集がきっちりいろんな農協に対してヒアリングができているのかどうなのか。ここは、非常に反対側の農協に聞きますと、いや、町は余り来ないぞと、町のやることも余りこっちに伝わってこないけれども、こっちの考えることも余り気にしてくれないぞというご意見はお聞きしますけれども、そこら辺につきましては、町としてはどういう今の現状を理解しているのか、お聞かせください。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　そういうご指摘があるとするならば、襟を正してしっかりとコミュニケーションを図るということが必要であり、やはりそういうふだんのつき合いの中からいろんな情報を収集し、そしてそこからヒントをもらって施策に結びつけていくということが可能であろうというふうに思っております。

ゆとりみらいにつきましても、現在は畑作と畜産のほうの２部会がありますし、そのときのニーズに応じて部会は設置することができますので、タイムリーな話題については、当然そこの部会の中で協議をしていただき、そして施策として町のほうに提言をしていただくという、そういう仕組みはできておりますけれども、ご指摘にありましたように、仕組みはあるけれども、それが十分機能していないのではないかということでありますので、そこはやはり今の仕組みをしっかり生かした中で機能させるように努めてまいりたいと思いますし、また日常的に常勤との意見交換であったり、担当の意見交換というものを積極的に進めていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　小川議員。

○11 番（小川純文）　毎度、そういう前向きなご答弁はいただくのですけれども、前回までの農村計画の振興の中でもこういう話をしたときに、今と同じご答弁をいただいておりますけれども、その後も余り変化がないような反響は聞いておりますので、やっぱり基本的には足を向けていく考えがあるのかないのかというところに尽きるのではないかなと思います。

やはり 3.5 農協あるということは、これは非常に行政としても大変かもしれない。だけれども、一つの考えより三つの考えを聞けるということは、これは逆手にとれば、先ほども町長も言われたように幕別町は形態が違うのです、各農協の特色的な形態が違う中でおいて、その主幹となる農協ができてくると思うのですよね。そこをいかに生かした中で周りの農協と連携をしてもらうか、この音頭とりにやっぱり行政が引いているのではなくて、行政がそういうものの音頭とりにやっていくことも、これも振興策の一つではないか。

例えば、これは２番、３番を含めての話になりますけれども、例えば今回バイオガスという特定な項目を出しました。これは今の自然循環型活用の中で発電、特に発電の中におきましては太陽光はもう飽和状態、だけれどもバイオガスについては安定的に発電ができるので、これはやっぱりまだこれからも進めてほしいと、十勝管内でも鹿追町は町が主導となってやっている。士幌町においては今度農協がレンタルを中心としたリース事業を中心とした形の中で主導的にも大きく実施されている。ほかの畜産が多い町村においては、非常にもうどこの町も検討段階に入っている。うちの町も畑作の部

分もありますけれども、今言った３農協の中でいけば、忠類農協を核としたやっぱり畜産に本当に農協のウエートを置いている農協もあるわけなのですよ。

ただ、例えばバイオガスであれば、忠類農協、先ほど農協の中で勉強会を開催したとありましたけれども、意向調査もこれからやっていってということでありますけれども、やはりいち早くそういうところは行政がまずは音頭をとって将来に向けた勉強、体制、いろんなもの検討をしていかなければいけないと。バイオガス発電であれば忠類さんだねと、だけれども忠類農協だけでなくて、例えば隣の幕別にしたって、南幕のほう、忠類寄りにしてみれば結構大きな牛屋さんもいます。バイオ発電だけではなくて、今、忠類もTMRがもう２カ所稼働して今度３カ所目に入ろうとしています。こういうことだって、だんだん今度奥のほうから来て、だんだん旧幕別町寄り、要するに幕別農協側にだんだんTMRも目を向けようとしています。そういうときに、町がそういうものにも関与、参加をしていって、そうしたら農協を超えた範囲の勉強会もしませんか。せっかく忠類さんでやるのだったら、幕別農協さんも来ませんか。大正農協さんの一部、ここにしてみればちょっと畜産は少ないかもしれないけれども、札内農協さんの人も加盟できないのですかと、そういういろんな総合的な戦略を考えた中でやっていかないと、こういう事業というのは成り立たないと思いますし、そういう面でのこの各地帯の農協を束ねていく意味での経済部を中心とした動き、それは町長は農協の常勤さんらといろいろ年に１回くらい農業懇談会というのはやっておられると思いますけれども、経済部として、若干、経済部長には、そこら辺、今後の取り組みについての実態等を含めた経済部としての取り組みはどうなのか、ちょっとご意見を、お考えをいただきたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　経済部長。

○経済部長（田井啓一）　ただいま、小川議員からいろいろとご意見をいただきました。これまでの取り組みといたしましては、ゆとりみらいを通じた中でいろいろ施策について協議をさせていただいてきたところでありますが、確かに常勤との接触という意味でいきますと、私自身も少なかったのかなという思いはあります。今後は、意見をお伺いする機会も設けさせていただいて、積極的にかかわってまいりたいと、このように考えております。

○議長（芳滝　仁）　小川議員。

○11番（小川純文）　いや、これ本当に積極的って、これ今それこそちょっと大きなテーマになりますけれども、今TPPでこれからいろんな対策というものが出てきて、今、畜産クラスターが第１弾で、これはTPPも関連ありますけれども、畜産クラスターがもう完全に始まっています。今、畑作に対してはパワーアップ支援事業かな、畑作版クラスターみたいなのが今後始まるということも想定されていますけれども、これもイコール補助事業であります。

ですから、これは絶対町が絡んでいかなければならないし、畜産クラスターについてもまだまだ継続年があります。本当にそういう５年だとか10年と今言われている中の中核的農業者をつくるというのがクラスター制度ですよね。そうしたら、単年度ではなくて、本当にこういういろんなバイオガスだとかTMRだとか畜産においては、そういうものも含めていった中で、本当に10年後の幕別の畜産をどう見ていくのか、これから始まる畑作クラスター版については、どういうものを描いていくのか、それは行政が先頭に立って音頭をとって集約をしていって、一つの町の経済振興の農業施策というものになってくるのではないかなと思うのだけれども、それに対しての下ごしらえ、調査段階が非常にかなり手薄だというふうにいろんな団体、いろんな関係からは言われていますので、やっぱりそこはきちっとやっていってもらいたいし、基幹産業に据えたのであれば、そのくらいの取り組み、もう人員が足りないぞと、いろんな要望が多過ぎて、本当にまとめきれないくらいの、十勝支庁にも農林課長あたりは毎週ヒアリングに行ってるぐらいの事態を構成していかないと、逆に農業政策に取り残されてしまうのではないかなと。

そういう面も含めた中でのより一層の取り組みをお願いしたいと思いますし、特産品開発にしても、非常にここの段階ではいろいろな個人個人の６次化の取り組みが支援をされた結果も出されていますけれども、やはりトータルで幕別といったときに、ここではならないと思うのですよ。やはり幕別と

いったものが、農産物でいけば何なのかというものを、もう少し農林課も入って、商工観光も一生懸命やっているのも非常にわかります。そこにも農林課も入って、例えばふるさと納税で今回 14 日から始めるのに十何社の方々が若干インターネットでリストは見せていただきましたけれども、幕別町に関連する部分ではあるのですけれども、幕別町を代表するものまではまだ至っていない部分があると思います。ですから、そこら辺をいかにそういう業者と農協といろんなものをコーディネートしていくといくのは、これは行政の仕事でないかなというふうに思います。ですから、そこでかかとを使うというか、ひもをつないでいくという面については、今後の取り組みとして、より一層そういう方向も考えた中での取り組みを考えているのか、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　経済活動については、基本的に個人がどういう戦略で展開していくかということでありますけれども、やはりその展開するための情報をいかに町が収集して判断材料を提供していくかということが非常に大切であろうと。そういう意味では、小川議員がおっしゃるような将来に向けた産業振興の基本的な考え方のもとで、それを農業者であったり商工業者にしっかりとお示しをしていって、一つの方向に向かっていくということが必要であろうというふうに思っているところであります。そういう意味で、しっかりリーダーシップをとって、町がやるわけではありませんけれども、まとめていく、そういう気概を持ってやっていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　小川議員。

○11 番（小川純文）　今すぐどれが、明日からすぐできるというものはないかもしれませんけれども、それができるような、やっぱり町長においても、前、経済部長で幕別の今後の農業の振興というものを非常に熱く語っておられた町長でもあり、やはりそこに思い入れがあると思いますので、それは庁舎内で町長みずから先頭に立つ中で部下に指示をしていただきまして、活発に 3.5 あることがプラスになったぞと言えるように、いや、いろいろ調整とるのに難しいのだという考えではなくて、いろいろ聞くことによって勉強になるのだと、それを束ねるのが経済部の仕事なのだというふうに思える意識改革の中で、今後の農業政策に発展をしていただければ、少しは火がついてくるのではないかなと。それによって町が明るくなっていかなければならないと思いますし、例えば幕別であれば、春、ニラを食う会も今までも結構執行者の方々も、今、商工会中心にやっていますけれども、季節感というものがうちの町に、ある程度、産品であると思います、春から秋まで。そういうものも例えば幕別として、ふるさと納税にできるようなコーディネートの方法もやってみて、ちょっと具体的な例で申しわけないけれども、そういう取り組みというのは発想で何ぼでもできてくると思う。そこをやっぱりかかとでつないでいるのが部局の仕事だと思いますので、それをより一層お願いしたいと思います。

大分、時間も来ておりますので、ちょっと教育委員会のことに移らないといけないと思いますので。

教育委員会、結構、保護者負担少なくしてくれているのはありがたいのですけれども、就学資金、就学支援ですか、去年、おととしから始まった就学資金の関係で、生保の 1.3 倍という中で、この教材費やなんかも就学資金の中で見るようになっていますよね。と思うのですけれども、就学支援か、就学援助ですね、済みません。語句、間違えました。就学援助の関係でありますけれども、生保基準 1.3 という中で、その基準内と基準外が非常に分岐点となるところでもあって、これが約 20％ですから、今までの実績を見ると約 20％ですね、小中を合わせて。ということは、５人に１人、約２割の方々、そうしたらその前後もいるわけですね、その下はいいのですけれども、そのちょっと上の方が非常に一番こう負担としては厳しいところかなと。町長も公約の中に教材費の公費負担ということで、どこまでが公費、要するに個人的なもの、制服だとか、そういうものはこれ個人的なものですよね。だけれども、テスト関係は、大分、公費負担に、ちょっと決算資料なんかを見てもそこら辺の実態の数字は見えなかったのですけれども、ここではドリルとか、そういうものがまだ負担をしていただいているということでありますけれども、これについては教育の一環だと思うので、そこら辺も町長の公約の財源処置もいろいろある、予算の関係もあるかと思いますけれども、やっぱりそういう境目が一番差がないようにしていくためには、本当にできるところとできないところをもう少し再度見直してや

っていくことも大事だと思いますし、幕別は本当にオリンピックによく出ていて、よく輩出できる町で人口対比、オリンピック参加率はすごく高い町であると思います。

この先ほどの資料の中でも、全国大会にかなり毎年 20 人程度の方が全国大会に出られる、今、大分負担も高くなっているようでありますけれども、あとは中学校と少年団の差を、中学校も今３分の３ということで 26 年からなったみたいですけれども、少年団との差をいかに埋めていっていただくか。その中で、今、学校も子どもが減っています。そういう体制づくりがあると思いますので、そこら辺も含めて検討していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをして、多分、時間が来たのでこれで終わらせていただきます。

以上で終わらせていただきます。どうも済みません。

○議長（芳滝　仁）　以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

12：11　休憩
13：00　高橋議員入場
13：00　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○12 番（岡本眞利子）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今冬の除雪体制の強化について。

近年、人口減少・少子高齢化により除排雪作業の担い手不足が深刻化し、冬期間における住民の生活に著しい支障を来しています。住民が快適に日常生活を送ることができるよう、高齢者や障がい者の除排雪支援や児童生徒が安全で安心して通学できるためのきめ細やかな除排雪は町の責務と言えるのではないでしょうか。

いよいよ降雪シーズンを迎えるに当たり、町として除排雪体制が確立されているかと思いますのでお伺いいたします。

①本年度の除排雪体制の改善策。

②国道、道道との除排雪の連携。

③ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対する除排雪対策。

④歩道除雪の迅速な対応と拡充。

２番、オレンジリボン運動の推進について。

厚生労働省は毎年 11 月を児童虐待防止推進月間に定め、オレンジリボンをシンボルマークにして、全国において児童虐待防止運動を推進しています。

栃木県小山市では、2004 年に発生した２人の兄弟が虐待の末に亡くなった痛ましい事件を受け、2005 年よりオレンジリボン運動が行われています。しかし、全国的に児童虐待防止の相談件数は依然としてふえ続け、社会全体の重要な課題と思われます。

そこで、以下の点について伺います。

①本町における近年の虐待事例件数とその内容について。

②「こんにちは赤ちゃん事業」の実施状況。

③子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）の推進状況について。

以上であります。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　岡本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「今冬の除雪体制の強化について」であります。

ことしは、例年になく降雪が早く、特に 11 月 26 日から 27 日にかけて帯広で 24 センチメートルの降雪となり、11 月としては 68 年ぶりに積雪量が 40 センチメートルに達しました。

町では、これまで２度にわたり除雪車全車出動による除雪作業を行い、通行の確保に努めたところであります。

冬期間における安全で安心な通行の確保は、町民の皆さんが日常生活を営んでいく上で欠かせないものでありますことから、町内の建設関係事業所等のご協力をいただき、除雪体制の確保に努めておりますが、近年、公共事業費の縮減等により除排雪作業に用いる建設作業機械の不足、そして機械を操作する運転手の不足や高齢化などが課題となっており、除雪体制の確保に大変苦慮しているところであります。

一方で、幕別町が管理する町道は年々路線数、延長ともふえており、本年４月１日現在、1,024 路線、延長約 898 キロメートルを管理しております。

そのうち、本年度除雪を行う町道は、884 路線、延長は車道が約 635 キロメートル、歩道が約 110 キロメートルとなっており、12 社から借り上げた 43 台の除雪車両と町所有の除雪車両 19 台を使用し、合計 62 台で歩車道の除雪を行っているところであります。

ご質問の１点目、「本年度の除排雪体制の改善策について」とご質問の４点目、「歩道除雪の迅速な対応と拡充」につきましては、関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

本年度の除雪体制につきましては、除排雪機械の台数は、昨年と比較して公共施設を除雪する除雪機械が、運転手の高齢化に伴い１台減車となっておりますが、道路除雪機械については、昨年度と同じ体制を確保したところであります。

しかしながら、協力をいただいている建設関連事業所の除雪機械も老朽化が進み、今後、台数の確保が難しくなる可能性があることから、計画的に除雪機械の更新や増車の検討を進めてまいりたいと考えております。

除雪の出動基準はこれまでと同様、新雪除雪の場合、新たな積雪がおおむね 10 センチメートル以上で、その後も積降雪が予想される場合などに除雪車の出動を検討し、気象庁の降雪予報や道路管理委託業者の道路パトロール、除雪モニターによる積雪状況の確認に加え、北海道や帯広市の出動状況などを総合的に勘案し、出動の指示を出している状況であります。

歩道の除雪につきましては、車道のかき分けた雪が歩道にこぼれ落ち、歩行者の通行の妨げになることや事故を防ぐため、車道除雪完了後に速やかに除雪を行い、児童生徒が安全に登下校できる歩道の確保に努めているところであります。

これまでに町民から寄せられた除雪に関するご意見や苦情の中で特に多かった、「幅が狭い」「到着が遅い」「除雪が下手だ」という問題に対しましては、本年 11 月 13 日に、除雪作業を行う除雪オペレーター約 60 人に参加していただき、意見交換会を開催し、ご意見や苦情内容の共通認識を図るとともに、適切な除雪を行うため、除雪幅員のおおむねの目標値や均等なかき分け除雪についての技術的な問題点の改善を図るため、作業方法の確認や検討を行ったところであります。

また、本年度から郊外地や市街地など地域ごとに降雪状況を把握し、適切に除雪車を出動させるため、郊外地に居住する町民の方に除雪モニターとして協力をいただき、その地域の降雪量や吹雪の状態を電話で確認させていただく仕組みづくりを行いました。

このことにより、同時刻における降雪量の比較などが可能となり、パトロールによる降雪状況確認と合わせて、適期に迅速な対応を行うことが可能となるものと考えております。

さらに、除雪の技術力向上を目的に、本年 10 月 27 日に開催された除雪機械技術講習会に、各企業から多くのオペレーターが参加し、除雪技術の研さんに努めていただいたところであります。

ご質問の２点目、「国道、道道との除排雪体制の連携について」であります。

国道や道道と交差する町道の除排雪作業は、各道路管理者と綿密な連携が必要であると考えております。

このことから、国道を管理する帯広開発建設部、道道を管理する十勝総合振興局、そして近隣市町

村など10団体で構成する、道路交通管理協議会において、冬期の路面管理や除雪体制、除雪方法などの情報交換や出動予定時刻などの連携を密にし情報を共有しているところであります。

このほか、十勝地方道路防災連絡協議会では豪雪ワーキンググループを設け、十勝管内19市町村に警察及び消防を加えたメンバーで、豪雪災害に対する関係機関との連絡系統の確認や国や北海道への協力要請と除雪機械の貸し出しなどの連携強化を図っております。

ご質問の３点目、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対する除排雪対策について」であります。

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯にとって、除雪はとても大きな課題であり、その対応について早急な検討が必要であることを十分認識いたしております。

現在、みずから除雪を行うことが困難な高齢者世帯などに対する除雪対策につきましては、公区が主体となって行う「協働のまちづくり支援事業の雪かき支援」や社会福祉協議会が実施しております「歳末助け合い特別除雪サービス」を公区長や民生委員などの方々にご協力をいただきながら行っております。

また、札内春日町においては、江陵高校の生徒会が中心となり除雪ボランティア活動が行われているところであります。

平成26年度につきましては、協働のまちづくり事業の雪かき支援で１公区３世帯、社会福祉協議会の歳末助け合い特別除雪サービスで23世帯、江陵高校生による除雪ボランティア活動で16世帯の除雪を実施しております。

今後におきましては、公区長や民生委員、社会福祉協議会を通じて除雪サービスを必要とする高齢者の状況の確認や現状分析を行うとともに、地域住民の方々との協働による除雪サービスやボランティア活動に対する支援のあり方などを検討してまいりたいと考えております。

次に、「オレンジリボン運動の推進について」であります。

国においては人口減少問題や子育て支援を重要な課題として取り組むとしている一方で、未来の希望である子どもたちの虐待に関する事件の発生や相談件数が年々ふえ続けているのも現状であり、ご質問のオレンジリボン運動につきましては、「子どもの虐待のない社会の実現」を目指す大変重要な取り組みであると認識いたしているところであります。

オレンジリボン運動の目標は、町民憲章にある「未来をつくる子どものしあわせな町」と意を同じくするものであり、本町においても毎年11月の児童虐待防止推進月間には、児童虐待の通告窓口等について広報紙を通じて周知を図っております。

また、児童虐待の事案に関する適切な対応を行うため、幕別町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し要保護児童への速やかな対応に心がけているところであります。

ご質問の１点目、「本町における近年の虐待事例件数とその内容について」であります。

初めに、近年の虐待事例件数についてでありますが、町で対応した件数は、平成 24 年度４件、25年度７件、26年度４件、本年度は11月末までの状況でありますが、７件となっております。

内容につきましては、個人のプライバシーもありますので概要のみとなりますが、身体的虐待が７件、性的虐待が３件、ネグレクト、いわゆる育児放棄が９件、心理的虐待が３件となっております。

それらの案件における対象児童の年齢でありますが、０歳から３歳までが６人、４歳から小学校就学前が８人、小学生が10人、中学生が３人、高校生が１人の合計28人となっております。

対応に当たっては、通報や通告があった場合に、その内容や状況について事例に関係する機関から情報収集を行い、児童福祉係、小中学校、保健師、保育所など児童に係る関係機関や児童相談所などによるケース検討会の実施あるいは幕別町要保護児童対策地域協議会を開催し、速やかに支援に当たっているところであります。

ご質問の２点目、「『こんにちは赤ちゃん事業』の実施状況について」であります。

「こんにちは赤ちゃん事業」は、平成19年度に厚生労働省が、子育ての孤立化を防ぐために、原則として生後４カ月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に

関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスが受けられるよう、子育て支援事業として創設されました。

その後、平成21年４月に施行された改正児童福祉法の中で、新たに乳児家庭全戸訪問事業として位置づけられ、市町村に対しては、これを実施するよう努力義務が課せられたところであります。

本町では、母子保健法に基づき、生後28日を経過しない乳児を対象に新生児訪問指導を実施しており、これに合わせて「こんにちは赤ちゃん事業」も実施いたしております。

この新生児訪問は、保健師が対象家庭を全戸訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防などの育児に関するさまざまな相談や産婦の相談を受け、あわせて養育環境等の把握と助言を行い、養育支援が必要な場合においては、保健師や管理栄養士による専門的な相談支援を継続的に実施しております。

実績といたしましては、平成24年度の新生児訪問者数は188人、25年度は189人、26年度は170人であり、そのうち専門的相談支援を行った件数はそれぞれ４件、２件、２件となっております。

ご質問の３点目、「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）の推進状況について」であります。

国は、平成26年12月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合相談支援を提供するワンストップの拠点として、子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラの整備を進め、平成32年度までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していくこととしております。

この子育て世代包括支援センターでは、保健師、助産師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定するなど、切れ目のない支援を実施することとされております。

本町におきましては、子育て世代包括支援センターを設置してはおりませんが、母子保健事業や子育て支援事業を通じて、全ての妊婦、乳幼児の状況を継続的に把握し、妊娠期、出産直後から子育て期に至るまで切れ目なく支援する体制を築き、その充実・強化に努めているところであります。

初めに、妊娠期におきましては、母子手帳交付時に、保健師が全ての妊婦に対して面接を行うとともに、パパママ教室では助産師による指導を中心に、妊婦同士の情報交換や交流を行うほか、本年度からは地区担当の保健師が妊娠28週目の妊婦の自宅を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、必要な情報提供や個別的なアドバイスを行い、安心して出産の準備に向き合っていただけるよう妊娠期の支援の充実に取り組んでおります。

また、出産直後においては、前段申し上げました新生児訪問指導を実施し、子育て期においては、乳幼児健康診査のほか、子育て支援の専門機関である子育て支援センターと連携し、乳児を対象とした「よちよちサロン、ばぶばぶの日」、また２歳児を対象とした「すくすく相談」など、各種事業を地域ボランティアのご協力をいただきながら実施し、乳幼児の発達や育児の状況、保護者の不安等を確認し、それぞれの発達段階に応じた相談支援や社会資源の情報提供を行っているところであります。

今後におきましては、先進自治体の取り組み事例の研究を進めるとともに、切れ目のないサービスの提供として、妊産婦等の支援ニーズに応じた母子保健事業の充実に努め、孤立感、不安感の解消を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12番（岡本眞利子）　では、再質問させていただきます。

まず、１点目のことしの冬の除雪体制についてでありますが、既に11月24日に低気圧の影響でまとまった雪が降りまして、今季初の積雪となりました。まして、今回の降雪は湿った雪のため、住民の方が除雪作業に大変苦労されたところでございます。そして、さらに27日午前にかけて、大雪に見舞われましたが11月にこのような大雪になったのは帯広では68年ぶりということで苦情が500件ほどあったそうですが、11月にこれだけ雪が降りますと、どこの町でも対応に苦慮されたことと思いま

す。

そこで、本町では昨年度の苦情を踏まえまして、改善策が確立されたことと思います。その体制確立の上で出た課題が除雪業者の確保の困難、また除雪機械の確保、オペレーターの確保など、さまざまな課題が出たことと思います。

その中で、除雪業者の確保の困難ということでご答弁にもございましたが、近年、公共事業の減少によりまして、業者にとって建設機械の自社保有が負担となり、経費削減のために機械を手放す企業がふえ、同時に除雪業者も減少傾向にあるのではないかと思います。そこで、除雪業者に何らかの優遇措置を講じ、負担を軽減するための制度化の取り組みを考えるべきではないかと思いますが、例えば、機械の管理費の確保ということで、車検代とか、整備費、機械の消耗品、最低限必要な機械維持の負担を軽減をしている町もございますが、その点についてはいかがか、お伺いいたします。

○議長（芳滝　仁）　土木課長。

○土木課長（寺田　治）　除雪の関係でございます。

ことし、11 月から雪が降りまして、議員おっしゃるとおり 24 日と 26 日から 27 日にかけて、大雪が降りました。課題となっております機械の確保、今、機械の補助というか、そういう制度化したらどうだろうかというご意見ですけれども、建設業者から借り上げている機械につきましては、最低保証料と、雪が降っても降らなくても基本賃金という形で、月幾らという形で見させていただいておりますので、仮に雪が降らなくて除雪車が出動しなくても、基本料金はお支払いするという仕組みをつくっております。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　業者にしましても、やはり不安、雪が降っても降らなくても、ある程度の金額がいただけるということでありますけれども、かかるものも同じくかかるわけでございますので、そういう点も、もうちょっと考慮するべきではないかと思いますが、その点については。

○議長（芳滝　仁）　建設部長。

○建設部長（須田明彦）　除雪機械の１時間当たりの単価につきましては、除雪機械を年間維持する経費、車検料ですとか整備代、その他もろもろの経費を含んだ上で、単価を決めさせていただいております。特に夏場につきましては、自社の営業活動にも使われますことから、特に冬期間の除雪に限って補助をするというようなことではなくて、先ほど土木課長が答弁させていただきましたように、最低保障を行うだとかということで、持ち続けることができるような対策に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　そのようにされても、やはり業者がだんだん減っていき、機械が少なくなっていくというところはやはり問題ではないかなと思います。そこで、受託環境の改善を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　建設部長。

○建設部長（須田明彦）　岡本議員が冒頭申し上げておられましたように、近年、建設業を営んでおられる会社につきましても、経費節減の点から自社所有の機械ではなくて、借り上げ機械などに形態が変わってきているところでございますので、それらも機械の確保をする上で課題となっているところでございますので、それらの克服するための対策といたしましては、国ですとか道がある程度使った機械を市町村に対して払い下げを行う制度だとかということも検討されているようでございます。今後、その機械を確保するという課題に対しましては、そういう制度なども活用した上で、官貸車、町が所有する機械の台数もふやしていくことなども、ある程度考慮して体制づくりを進めていかなければならないものと考えております。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　今後も、除雪業者が減らないようにしっかりとそういうところも町として進め

ていただきたいと思います。

次に、オペレーターの育成についてもそうなのですけれども、オペレーターの育成でも高齢化が高くなっていることや、除雪機械を運転する時間が少なくなっていることにより、操作の熟練度の低下、熟練オペレーターの退職に伴う若手オペレーターの養成が必要となっている今、国では除雪オペレーターの技術向上に支援の研修会を実施しておりますが、本町でも多くの企業さんから参加をしていただいたということでございますが、何名ぐらい参加されたのかお聞きいたします。

○議長（芳滝　仁）　土木課長。

○土木課長（寺田　治）　除雪機械の技術講習会でございますけれども、10 月 27 日に、これは主催が幕別町ではなくて、日本建設機械施工管理協会というところで、町だけではなくて国の開発局ですとか北海道ですとか、いろんな町村さんで除雪されているオペレーターさんが集まって、一堂に会して 150 名ほど集まって、講習を受けております。幕別町の業者としましては、委託業者、そして借り上げ業者で、人数ははっきりとした人数は押さえておりませんけれども、65 台機械動いていますので、それぞれ 65 人以上は参加しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　機械が 65 台あるので、65 名くらいというのは、ちょっとどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　土木課長。

○土木課長（寺田　治）　済みません。正確な数字を押さえておりませんけれども、機械 65 人いて補助員もついているものですから、２名体制で除雪しているのですよね。ですので、全員が参加するということには、総勢 150 名なので、幕別町だけでそんなに参加できるわけがないのですけれども、業者さんのほうからは、参加しましたよという報告は受けておりますけれども、トータルの数字としてはちょっと押さえておりません。申しわけございません。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　やはりオペレーターのそういう熟練度が低下しているというところもありまして、しっかりとこういう研修を受けていただく、また補助員も乗っていますので、ただ乗っていればいいというものではなく、バックのとき、また前進のときということもやはりありますので、しっかりと研修は受けていただいた数を把握していただきたいと思います。

また、この研修に参加したから、では、すぐ使えるかというと、そうではないかとわかっております。しかし、やはりこのしっかりとした研修を受けながら、上手な除雪ができるようなオペレーターを育成するのも町ではないかなと思いますので、そういうところもきちっとしていただきたいなと思います。

今、除雪オペレーター支援システムということで、これは高速道路なのですけれども、除雪をオペレーターアシストシステムというのが、ことしの冬から全車に採用されるようになったようでございます。橋梁のつなぎ目などを考慮した繊細な機械操作が求められる作業で、要注意箇所の手前で音声ガイダンスを流し、瞬時の判断と的確な対応を促す仕組みだそうでございます。作業の効果として、ヒューマンエラーの防止などに加え、管理エリアを超えた広域的な除雪も望めるそうでございます。また、導入効果として、除雪時の円滑な作業が可能、オペレーターの作業負担が軽減できる。また、作業速度が１時間当たり約 15 キロから 22 キロと５割アップするそうでございます。これは高速道路ではございますけれども、このような新しいシステムもできているということでございますので、こういうところも参考にしていただければと思います。

続きまして、国道と道道との連携についてお伺いします。

ことしの冬もそうでしたけれども、湿った雪のため時間がたつと固まってしまいます。除雪業者さんも随分とご苦労されたことと思います。しかし、時間的に国が来るまで、道が来るまで、町も放っておくことができないわけでありますので、優先順位を持って除雪をしていることは認識しておりま

すが、その後の２次除雪に対しましても、通学路等は子どもたちの下校時には路面の安全性が保たれているのか確認をされているのか、お聞きいたします。

○議長（芳滝　仁）　土木課長。

○土木課長（寺田　治）　除雪の体制、国道を管理する開発局と道道を管理する北海道さん、そして私どものような市町村道を管理する各自治体でございますけれども、除雪車が一番早いのが、やはり国道でございます。国道は、１次緊急輸送道路として指定されておりまして、地震災害あるいは豪雪災害、いかなる場合でも一番先にあく体制が整えられております。今回の除雪も、国道さんの出動が非常に早くて、一番先に入っております。その後、北海道さん、幕別町は 27 日の降雪でいきますと、郊外地は 23 時 30 分に出動いたしました。市街地は、通勤通学時間を避けるために、８時半から出動しております。26 日から 27 日の降雪に関しましては、細かく分けると２回に分けて雪が降っております。26 日が３時から 10 時まで、13 センチぐらい。その後、小雨に変わりました。私ども、この後、雨に変わる予報でございましたので、明け方４時か５時だったと思いますけれども、時間当たり 11 ミリぐらいの雨になるということで、実は、夜、雨水をのむためのますがふさがっているもので、ますあけに走りまして、要するに雨対策をしたわけなのですけれども、結果として４時ごろから雨ではなくて大粒の雪に変わって５時に出動を出したということで、通勤通学の７時から８時半までの間は、やはり危険を伴うものですから、その時間を避けて８時半から出動させたというところでございます。

歩道の除雪に関しましては、車道の除雪が入った後、２時間後ぐらいから歩道ロータリーを入れて、子どもたちの通学路を確保しておりますので、朝の通学は間に合わなかったのですけれども、夕方の下校時の通学路に関しては、全路線ではないのですけれども、大方確保したところでございます。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　本当に、今回の雪の場合は雨になったりということで、大変ご苦労されたことと思います。そこで、路面状況を自動に把握する、凍結防止剤最適散布システムということをお聞きになったことがあるかと思うのですけれども、ことしから、これパトロールカーに搭載するそうでございます、はい。シャーベットとか、乾燥した道路とか、積雪、圧雪など七つの路面状況を識別することができる機械だそうですけれども、センサーで機械がそういうものがわかるそうなのですけれども、今、目視や今までの経験で管理する時代から、この新技術、ハイテクの導入を検討する時代になっているのではないかと感じますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　建設部長。

○建設部長（須田明彦）　路面状況の確認につきましては、時代の技術革新とともに、自分たちも対応していかなければならないと考えておりますが、今のところ必ず危険になるというようなところについては、日ごろの道路パトロール等で我々も把握していると考えておりますので、除雪作業が終わった後、また朝晩、降雨の後などについては、道路パトロールとあわせて一番先にそういう危険箇所の砂の散布、もしくは凍結防止剤、融雪促進剤などの散布を行っているところでございます。

そういう先進的な機械につきましては、予算的な制約も今後あるとは思いますが、今後、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　ぜひとも部長のお力で予算をいただいて、そしてこのような機械を入れられるような除雪をしていただきたいと思います。

そして、スクールゾーンなのですけれども、通学路なのですけれども、スクールバスが通れるようにということで、優先順位を考えてもちろんおられると思いますが、これ、積雪のときは、本当にもう先にということで考えられますけれども、吹雪の場合などはどのようにされているのか、お聞きいたします。

○議長（芳滝　仁）　土木課長。

○土木課長（寺田　治）　スクールバスもそうなのですけれども、収入路線も含めて優先的に郊外地に

おいては除雪のほうをさせていただいております。それと同時に、吹雪で吹きだまる路線も、大体風がつくと吹きだまる路線が決まっているものですから、そこはパトロールですとかして、除雪車を入れる、あるいはことしから、除雪モニターさんですね、地域に吹きだまりそうなところのそばの家の方にお電話で、吹雪の、風の状況どうですかとか、積雪の状況どうですかというような情報もいただきながら、優先的に除雪を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　やはり郡部なんかは吹きだまりも大変多いことと思いますので、やはりスクールバス、子どもたちが学校におくれないようにということも考えまして、優先的にぜひともやっていただきたい。スクールバスが遅いという声もお聞きしておりますので、町といたしまして、行政といたしまして一生懸命されてはいるとは思うのですが、そういうところもしっかりと進めていただきたいなと思います。

続きまして、高齢者の除排雪についてであります。

公区や地域ボランティアの方々の助け合いのもとで成り立っておりますが、現在、社会福祉協議会で行っている除雪サービスですが、ボランティアの高齢化に伴い今期いっぱいということでございますが、年々高齢者が増加する中で、幕別総合計画の見直しの中にも高齢化の除排雪の計画がなされておりませんが、どのように考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

○議長（芳滝　仁）　福祉課長。

○福祉課長（新居友敬）　高齢者就労センターのほうで、今、実施しておりますサービスについては、実際そこで働いていただいている会員の皆さん、夏の期間は 120 名程度いらっしゃるのですが、冬になりますと、その会員数が 40 名程度に減ってしまうということで、この 40 名の方々においても非常に年齢も高齢化してきているという現状は確かにございます。

それで、その就労センター自体で、今、有料ではあるのですけれども、実際、今、除雪サービスを行っておりまして、これについては、そういった会員数の低下に伴って、なかなかこう思うようにできなくなってきているという現状はございますけれども、今、年齢制限、高齢者にかかわらず進めているという状況もございまして、一応中身をもうちょっと精査していただいて、今後も継続していただくような形で、今、協議を進めているところでございます。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　ことし、高齢者のおひとり暮らしの方が、社会福祉協議会にお願いをしましたら、できませんということでお断りされたということでございます。そのようなこともありまして、すごく心配したところですけれども、ことしいっぱいは何とかするということでお話しいただきまして、ほっとしたところなのですけれども、高齢者の方は、来年の冬はどうしようということで不安を抱えておりますので、今後、早急にこれは対策を考えるべきではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

どこの町でも、公区でというのも、公区自体も高齢化が進んでおります。公区長でさえ、なり手がないところでございます。そんなようなところから、ある町では、この高齢者に対しまして助成費用の一部、失礼しました、除雪費用の一部助成をしているところもございます。75 歳以上のひとり暮らし、または 75 歳以上の方のみの世帯とか、身体障がい者１級から３級ぐらい、また要介護１の方とかというふうな対象がございますけれども、玄関から道路まで、公道の除雪をした後の雪、置いていった雪をしてもらうとかという、ほかの町ではそのようなさまざまな方策をとっておりますので、うちの町もそのようなことを考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　答弁にもありましたとおり、本町におきましても、この冬の雪対策というのは、本当に高齢者が町に住み続けるというところで、とても大切なことだと認識しています。今、おっしゃっていただいたような、各町村でどのようなことが行われているかというのは、今言った例

も含めて、あちらこちら調査している最中です。

また、本町におきましては、包括支援システムの中で、例えばボランティアが除雪をしていくような仕組みづくりがどのようにできるかというところも含めて、今、原課においてチームをつくって、除雪のみではありませんが、その地域の中で高齢者が暮らしていくシステムの中の一つとして、この件についても検討しているところです。各町村の状況なんかもきちんと把握した上で研究してまいりたいと思います。早急に対応ができるように考えたいと思っております。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12番（岡本眞利子）　この幕別町も、高齢化が進んでいる中、本当に高齢者のためになるようにしっかりと進めていただきたいと思います。

④番目の歩道除雪の迅速な対応ということでご質問したいのですが､町内の生活道路でありますが、簡易舗装が施工されているところが幾つかございます。冬になりまして、凍上等で不陸が起きまして、除雪車が路面をかき起こし、春の雪解けには一面に舗装が剝がれて舗装の残骸が残っております。これを地域の高齢者の方、住民が後片づけをしておりますが、高齢の方などは大変な苦労が、労力がかかっております。この雪が解けてからの町としての対応はされているのか、お聞きいたします。

○議長（芳滝　仁）　土木課長。

○土木課長（寺田　治）　除雪後、春先の雪が解けた後のお話だと思うのですけれども、除雪作業によって、雪に隠れて、雪が積もって隠れていた縁石ですとか、雨水ますですとか、そういうところを除雪車で少なからずひっかけて壊してしまう場合もございます。今おっしゃられた舗装道路も、簡易舗装の場合、凍上で、恐らくその除雪の排土板でひっかいて剝がれたという状況だと思いますけれども、春先にパトロールして速やかに補修を行っているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12番（岡本眞利子）　残骸は、住民が片づけるのですね。

○議長（芳滝　仁）　土木課長。

○土木課長（寺田　治）　決して、住民の方に片づけていただくということではございません。パトロールして気づいたら、道路パトロールの者が片づけたり、あるいは補修工事を速やかに発注し、業者のほうで片づけて新しく復旧するという対応をしております。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12番（岡本眞利子）　ぜひとも、よろしくお願いいたします。

この除雪は毎年住民からさまざまなご意見が出されますけれども、全てが満足いくまでとはなりませんが、少しでも住民の方に理解やご協力をいただける安全な除雪をしていただきたいと思います。

そして、では大きな２番目のオレンジリボンについてお伺いいたします。

全国の児童相談所に寄せられました2014年度の児童虐待の相談件数は20.4%、１万5,129件の増の合計８万8,931件で、過去最多になっております。調査が開始され、1990年以降、相談対応件数は24年、過去最多を更新し続けております。

そこで、本町としては先ほどご答弁にもございましたが、件数は多くはないので安堵したところではありますが、微少でも件数がふえているということでございます。これには、地域住民の方も通報するのにちゅうちょしてしまうということもあるのではないかと思います。また、保護者がしつけであり、暴力や暴言で子どもを追い詰め、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものであれば、これは虐待です。通報をいただかなければならないのですけれども、この通報をするのに住民といたしまして、虐待なのかそうでないのかというところで、ちょっとちゅうちょするところもあるかと思うのですが、この通報の不安を解決するためには、行政からの周知が最も大切ではないかと思われますが、ことし今ご答弁いただきました数は、目に見えている数だと思います。まだ、目に見えていない数もあるのではないかと思います。

そこで、ことし７月から児童相談所全国共通ダイヤルが今までは 11 桁だったものが、３桁になりました。「いち早く、189 番」が導入されたことなど、積極的に周知すべきと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　189 が設置されたことを承知しております。小さなパンフレット等もできておりますので、今、例えば学校に置くとか、それから広報に載せるとか、この後検討して、早急に実施したいと思います。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　行政の、もちろん私たちが知らなければいけないのですけれども、住民がやはり知っていただくということで、これ７月にこのようになりましたので、しっかりと周知していただきたいと思います。

また、この児童虐待は死亡率がゼロ歳児に集中しているという状況でございます。新生児訪問や３カ月健診での早期発見が重要となっております。そこで、生後４カ月まで乳児の全戸訪問、いわゆる「こんにちは赤ちゃん事業」で育児の悩み、不安や、養育環境を把握することができると申します。この部分に対しましては、うちの町としてはしっかりと取り組まれているということで、安心したところでございます。

虐待の背景には、親の孤立や経済問題、産後鬱、望まない妊娠など、さまざまな要因が考えられます。そこで、保健師やソーシャルワーカーらの専門家が、ワンストップで妊娠から育児までの切れ目なくサポートする「子育て世代包括支援センター」が必要と考えます。町の考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　この答弁にも、町長答弁にもありますとおり、今、形として設置はしておりませんが、私たち町の担当の対応職員としては、一番最初に相談を受けた私のところでワンストップという意識を全員が持って、どういう連携が必要とか、そういう形で連携をきちんとすることによって、このワンストップが解決をつながっているという段階で、今は取り組んでおります。ただ、国のほうでも進めておりますとおり、期間限定の中でこういう形としてそれを置くことで、周知徹底ができるのではないかという点もありますことから、この先、形態としてこのワンストップサービスの子育て世代包括支援センターをどのような形で設置していくかというのは、検討してまいりたいと考えております。ただ、今の段階では子育て支援センター、保健師、保育所の先生、それぞれの場所で一番最初に相談を受けた人が、私のところできちっとそれを受けて、関係機関にきちんとつないでいく、その意識をしっかりとした職員意識を持ってやっていくという形で実施しております。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○12 番（岡本眞利子）　そのような意識がありましたら、大丈夫かなと思うのですけれども、さまざまなことで、窓口に行かなければならない状況なのですが、たらい回しに、あっちの課こっちの課ということがないように、しっかりとしていただきたいなと思います。明年の機構改革ですが、その中でもしっかりとこのようなことも加味していただきたいということを申し上げたいと思います。

国では、平成 27 年度より５年後までにこの地域の実情を踏まえまして、展開を目指すとの方針が出ておりますので、今後も研究を進めていただきたいと思います。

児童虐待については、どんな小さなサインも見逃さない訪問や健診の内容を重視すること、また関係機関との連携も密にしながら、今後も要保護児童支援に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、今回の二つの質問で、もちろんスピード感も大切ではありますが、除排雪にしても、児童虐待にしても、地域の住民お一人お一人にしっかり理解していただき、行政は住民のために、また住民の皆様も住んでよかった幕別町になるよう、ご協力をいただけるよう、しっかりとしたまちづくりを進めていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（芳滝　仁）　以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14時５分まで休憩いたします。

13：55　休憩
14：05　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○７番（小島智恵）　通告に従いまして、質問をさせていただきます。

町民に対する接遇の向上と女性管理職の登用について。

憲法第15条２項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定し、これを受けて地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めております。これは、主権者である国民（町民）全体の利益のために奉仕者として公務員は位置づけられており、職員個々において職務倫理の自覚が必要であります。

奉仕者として、常に町民の視点に立ち、親切・丁寧、サービス精神に富んだ町民対応により、住民サービスの向上や福祉の増進が図られることが求められておりますが、町民からは、ほかの自治体と比べ本町では適切に対応をしてもらえなかったとの声が聞かれており、今後さらなる町職員の資質の向上を図ることが求められているところであります。

一方、国では、本年８月28日に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性が輝き、活躍する社会の実現に向けて取り組んでいるところであり、意欲・能力の高い女性を係長職や管理職に積極的に登用することは、女性ならではの視点やきめ細やかさによって、住民サービスの向上が大いに期待されるところであります。

これらを踏まえ、以下についてお伺いします。

①町職員の研修、教育体制、資質向上のための取り組み。

②人事異動を行うに当たって留意している点は。

③接遇は人事評価（給与）に反映されているのか。

④女性係長職と管理職の現在の人数と、登用に対する考え方及び今後の見通し。

２点目の質問でありますけれども、時間外勤務の縮減を。

本町の一般会計における町職員（一般職）の時間外勤務手当は、平成25年度7,370万円、平成26年度8,890万円と増加傾向にあり、町民の方からは「民間企業では考えられない。もっと縮減の努力をすべきだ」との厳しい声が聞かれているところであります。

時間外勤務が増加していくことは、税負担で賄われているという町民感情を納得させることはできず、財政を圧迫し必要な住民サービスが低下する懸念があり、また町職員の健康への影響も心配されるところであります。

現在、行政組織・機構の見直しを検討されているようでありますが、スピード感を持って行政の効率化を図り、さらなる時間外勤務縮減の取り組みを強化していくことが求められており、以下についてお伺いいたします。

①時間外勤務増加の原因と見解。

②縮減の取り組みと今後の見通し、目標。

以上でございます。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「町民に対する接遇の向上と女性管理職の登用について」であります。

憲法や地方公務員法において、公務員である職員は、「全体の奉仕者」と規定されており、地方公

務員法においては、職務の遂行に当たって、公共の利益のため全力を挙げてこれに専念しなければならないとも規定されております。

職員が「全体の奉仕者」として行政サービスを提供する上で、「接遇」はその基礎となるものであり、職員の接遇に対する町民の皆様からの厳しいご指摘は、真摯に受けとめ、襟を正していかなければならないものと考えております。

一方、本年９月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」において、地方公共団体は、女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定に努めるよう規定されるなど、今後、女性の活躍に関する状況把握やその改善についての分析などが求められるところであり、本町における住民サービスのさらなる向上のためにも、女性職員の昇進等の機会を積極的に提供することやその活用が重要であると認識いたしているところであります。

ご質問の１点目、「町職員の研修、教育体制、資質向上のための取り組みについて」であります。

職員の研修につきましては、本町行政の民主的かつ能率的な運営を期すため、公務員としてふさわしい知識、技能、教養を備えた資質の形成を図ることを目的に実施しているところでありますが、平成 26 年度には、各種研修に延べ 463 人の職員が参加しております。

課長や係長への昇任の際には、北海道市町村職員研修センターが主催する管理能力や指導能力の向上を図る研修に必ず参加することとし、採用１年目、２年目、５年目の職員には、他市町村の職員とともに、公務員としての基礎的な知識、技能等を習得する研修機会を必須として設け、このうち１年目と２年目の職員の研修には、接遇が研修メニューに盛り込まれております。

接遇研修につきましては、平成 23 年度に外部講師を招いて臨時職員を含む職員を対象に実施し 122 人の職員が参加したところであり、本年度も、接客スキルの向上に通じる、怒りの感情などをコントロールするアンガーマネジメントについての研修を実施したところであります。

職員に対する公務員であることの意識づけといたしましては、採用の際に「憲法を尊重、擁護することを誓い、地方自治の本旨を心にとどめるとともに公務に当たる責務を自覚し、全体の奉仕者として誠実にかつ公正に職務を執行する」旨の宣誓をすることにより行っているところであります。

加えて、管理職や先輩職員、あるいは同僚職員が日常業務の中で、職員としての心構え等を、機会を捉え指導や助言することにより、職務倫理の自覚を促しているところであります。

また、本年度採用職員と採用３年目から５年目までの職員に対して、「町職員として求められること」と題しまして研修会を行うなど、職員には、私のまちづくりの基本理念である町民の皆さんとの対話から、町民の皆さんの思いを実現するまちづくりを推進するために、スピード感、説明責任、法令遵守の３点を念頭に置き、職務を遂行するよう指示しているところであります。

今後におきましても、職員自身が日常業務の中のさまざまな機会において経験を積むことはもとよりでありますが、職員の接遇能力や資質の向上に多様な研修機会を設けますとともに、採用職員をサポートするメンター制度の充実等も図り、町民の皆さんと一緒に考え行動する職員を育成するよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「人事異動を行うに当たって留意している点は」についてであります。

人事異動につきましては、平成 20 年に策定いたしました「幕別町人材育成基本方針」の中で、職員の能力活用や人材育成を主眼とし、年齢や職責、業務内容によって決定することが望ましいとしているところであります。

職員の人事異動に当たりましては、３年から５年の期間を基本とし、町の職員として幅広い視野を身につけるため、過去の経歴を参考に、できるだけ他分野に配置し、新たな能力開発を促すとともに、職員の潜在能力を引き出すことにより、組織力を最大限発揮できるよう、適材適所の配置となるよう心がけているところであります。

人事異動による人材育成や効果的な人材活用を図ることにより、住民サービスの向上につながるものと考えております。

ご質問の３点目、「接遇は人事評価（給与）に反映されているのか」についてであります。

人事評価につきましては、平成 26 年５月に、地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、28 年４月には、全ての職員を対象に、職員の執務の人事評価を定期的に行わなければならないとされているところであります。

本町におきましては、「幕別町人材育成基本方針」や第３次行政改革大綱の推進計画に基づき、職員の能力開発、人材育成を図ることを目的に、平成 21 年度と 25 年度に課長補佐職以上を対象とした人事評価を試行し、本年度は、来年度からの本格実施に向け、全職員を対象とした試行を実施しております。

評価につきましては、職務の遂行に必要な能力やその発揮度を評価する「能力評価」、職務上の態度や意識に関する評価を行う「職務態度評価」、職員個々が設定する業務目標に対する達成度を評価する「業務評価」と、大きく三つの評価区分で行っております。

ご質問にあります接遇につきましては、「能力評価」と「職務態度評価」にある評価項目により、総合的に評価しておりますが、具体的には、挨拶や言葉遣い、誠実な対応、わかりやすい話し方などを客観的な評価項目としているものであります。

評価結果の給与への反映につきましては、国の取り組みを参考に、評価結果に応じた昇給及び勤勉手当の運用を図ることとされているところでありますが、他市町村の動向や職員団体との協議も踏まえた上で、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の４点目、「女性係長職と管理職の現在の人数と、登用に対する考え方及び今後の見通しについて」であります。

平成 27 年５月現在の本町の一般職員数は、236 人でありますが、このうち女性職員は 80 人であり、33.9％を占めております。

女性管理職は、忠類村との合併時の平成 18 年４月時点ではおりませんでしたが、22 年４月には管理職全体の 2.1％、現在は４人で 8.9％と、その比率は上昇しており、係長職につきましても、合併時は 23.0％でありましたが、22 年４月は 24.3％、現在は 19 人で 26.8％と同様に上昇しているところであります。

内閣府が取りまとめた「地方公務員管理職に占める女性割合の推移」によりますと、平成 26 年には、都道府県で 7.2％、政令指定都市で 11.8％、市や区で 13.1％、町村で 12.9％が女性管理職となっておりますが、全道の市町村の一般行政職に占める割合は 7.2％となっており、本町の割合は、全道の割合と比較いたしますと、ほぼ同程度となっております。

前段に申し上げましたとおり、国では近年、「すべての女性が輝く社会」の実現を成長戦略の中核に据えて、集中的に施策を講じてきているところであります。

女性職員は、男性職員と比べ、子育てや家事など家庭での負担が集中しやすいことから、男性と同じ能力があっても発揮できない場合はありますが、男女を問わず、本人の意欲と能力に基づく任用に積極的に取り組んでいるところであり、今後におきましても、女性活躍推進法の精神にも鑑み、女性職員が最大限にその力を発揮できる職場づくりと任用を進めることが重要であると考えております。

次に、「時間外勤務の縮減を」についてであります。

時間外勤務につきましては、業務の繁忙期や突発的な業務に対応するためにやむを得ず行うものであり、時間外勤務手当は、これらの業務に対応するため、定められた勤務時間を超えて業務を遂行した場合に支給される手当であります。

ご質問の１点目、「時間外勤務増加の原因と見解について」であります。

ご質問にありますとおり一般会計における時間外勤務手当の決算額は、平成 26 年度におきましては、前年度より 1,520 万円増加しております。

増加した要因といたしましては、平成 25 年７月から 26 年３月までの間に実施いたしました職員給与の減額措置終了に伴い、時間外単価が減額措置前の水準に戻ったことや、小学校教科書の採択に係る事務、平成 26 年 12 月に執行した衆議院議員選挙に係る事務、暫定的、臨時的な措置として支給された臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に係る事務による時間外勤務の増加が主な要因と分

析しているところであります。

また、本年度につきましても、全庁的に取り組んでおりますファイリングシステムの導入、新庁舎への移転準備、4月に行われた統一地方選挙に係る事務による増額を見込んでいるところであります。

先ほど申し上げましたとおり、業務の繁忙や突発的な業務はどうしても生ずるものであり、近年は、国や道からの権限移譲や各種制度の改正等もあり、職員の業務量は増加しております。

本町におきましては、必要最小限の職員数で最良の行政サービスを提供することを基本とした職員数、配置としておりますことから、一定程度の時間外勤務はやむを得ないものと考えておりますが、過度な時間外勤務は、職員の健康管理やワークライフバランスの観点からも、余り好ましいものではないと認識いたしているところであります。

ご質問の２点目、「縮減の取り組みと今後の見通し、目標について」であります。

時間外勤務の縮減に向けましては、所属長からの事前命令、事後確認の徹底、毎週水曜日をノー残業デーとするなど、業務が特定の職員に偏ることのないよう、課内、係内での連携も図りながら取り組んでいるところであります。

平成 28 年４月には、第３次行政改革大綱の推進計画に基づきまして、行政組織、機構の見直しを行うべく、本定例会に関係条例の改正を提案したところであり、迅速で効率的な組織の構築を図ることが、時間外勤務の縮減にもつながるものと考えております。

時間外縮減の目標といたしましては、時間外勤務手当の総額が、当該年度における給与総額の６％程度となるよう、適正な職員配置や各部署内での応援態勢の強化、時差出勤の拡大等に引き続き取り組んでまいります。

先ほど申し上げましたとおり、一定程度の時間外勤務はやむを得ないものではありますが、時間外勤務が財政状況を圧迫することや住民サービスの低下を招くことのないよう、職員の健康管理にも留意しながら縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　再質問をさせていただきます。

事実に基づいて、もう大変大変基本的なことばかりお伺いすることになると思うのですけれども、接遇については、さまざまな研修の参加、資質の向上のために努めていらっしゃるというご答弁だったと思うのですけれども、電話対応では、まず部署名や名前、これを名乗らないという町職員がいるとお聞きしております。このように基本中の基本もできていないということが、実際は現場で起きているようではあるのですけれども、これはどういったことでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私の認識としましてはといいますか、私が電話をかけるときには必ず部署名と名前は名乗っている例しかありませんので、私はてっきりそういうふうにやってもらっているというふうに思っているところであります。仮に、そういうところをきちっと名乗っていないのであれば、再度指示をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　通常、電話対応となると、民間企業でもそうですけれども、自然に電話をとったら口からそういった名前だとか部署名が出てくるはずだと思いますので、習慣化という部分もあると思うのですけれども、そういうようなことを見かけましたら、その都度注意、指導していらっしゃるのでしょうか。職員同士のなれ合い、見過ごし、そういったものはないのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　当然そういった例を、職員がそういったことを行っていないというようなことを見ましたら、当然、管理職なり係長なりが注意をしているところでございます。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　行っているということですけれども、実際はなかなかできていない部分もあるの

かなというふうに思います。教育の観点からも当然なのですけれども、日々の業務の中で、見かけたら必ず注意をすると、指導をするということで、上司のほうから徹底していただきたいと思います。

資質の向上ということで改善をしていただきたく、これは実際の町民の方からお聞きしている事例を申し上げますけれども、冒頭で申し上げました、他の自治体と比べ本町では適切に対応をしてもらえなかったということでありますけれども、これプライバシーにかかわることでもありますので詳細は多く伝えませんけれども、諸事情がその方ありまして、本町にある住民票を他の自治体に移さなくても、そこの自治体の介護サービス等々を受けられるのかどうかということでの内容なのですけれども、その際、大変せっぱ詰まった困った状況の中で、ご家族の方が本町に相談したわけなのですけれども、ヤクルトとったらどうですかとか、新聞とったらどうですかということで、そういった返答で、要は見守り体制、そういったことを言いたかったのでしょうけれども、かなり見当違いといいますか、その方ががっかりされるような対応でして、それで、別の他の自治体のほうに相談しましたら、みんなで協議しますということで、その後、住民票を移さなくても大丈夫なのですと、サービスは受けられますということで、そこの自治体は大変親身になって対応をしてくれたということでありました。そのご家族の方がおっしゃるには、幕別は不親切で対応が悪いと、情けないということで何度もおっしゃっておりました。この件について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町民の方が、そうやって気分を害したということについては、素直におわびを申し上げなくてはならないというふうに思っております。恐らく悪気があってそういう対応をしたのではなくて、私はやはり、町民にきちっと寄り添って、相手の気持ちになって丁寧な対応をすれば、決してこういうことがなかったのかなと。若干言葉足らずの面があって、誤解を受けるということもありますので、そういうことのないように、しっかりと指導してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　公務員、町職員は全体の奉仕者、奉仕者ということで規定されておりますけれども、実際現場ではそうした意識も欠けているのではないかと思うところなのですけれども、町長言われたように、その当事者だとか、ご家族の身になって、気持ちに寄り添って、親身になって、本当に親身な対応ができているのかどうか問われるところなのですけれども、その方がおっしゃるには、ほかの町民の方からもそのように、ほかの自治体と比べて幕別は不親切な対応をしているという、そういった話も聞いているのだということで、この件に限らずこの件以外にもいろいろと起きているのかなというふうに思えてなりません。この件の対応について、具体的にお聞きしますけれども、これまた基本中の基本ではあるのですけれども、この対応した本町の職員ですけれども、その場で、ヤクルトとったらどうですかという返答をしたようなのですけれども、方法としては、これはどういったふうに対応するのが適切だとお考えですか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　思い当たるところもありまして、私が答弁させていただくのですが、介護、見守りのためにヤクルトをとったらいいのではないかとか、もし本当にそんなことを言った職員がいるとしたら、私は本当に悲しいなと思って、それは正しい対応ではなかったと思います。ただ、そこだけ切り取って言うと、そうなってしまうのかもしれないのですが、多分前後左右があったのだと思うのですよね。ただし、前後左右があったとしても、相手がそのように受けとめてしまうような言い方をしたことは、本当に町職員として、それは恥ずべきことだったと考えています。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　今のお話では、前後左右もあり、多少ご本人が誤解もされたという部分もあったとは思うのですけれども、やはり確固たる知識がない場合もあるのかなというふうに思うのですよ、人事異動等もあると思いますので。何でもかんでも、その場でお答えして閉じてしまうのではなくて、折り返し電話しますということで一旦電話を切らせていただいて、その後きちんとした返答といいますか、ちゃんと親身になった対応をさせていただく、そういった対応が望ましいのかなというふうに

思います。他の自治体では、そういったことはされているのだろうと思います。

今、人事異動という話をしたのですけれども、全く畑違いといいますか、専門分野が違う部署に異動することも往々としてあると思うのですけれども、一から制度等々、知識を習得しなければいけない場面もあると思うのですけれども、その辺の取り組みといいますか、各自どのようにご努力されておりますでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私どもの 230 人、40 人の職員数の市町村においては、全く知らない部署に異動することは当然であります。これが何千人もいるようなところであれば、専門化するということはありますけれども、やはり私どもの組織であれば、知らないところに行って３年４年いて、また知らないところに行くと。それはもう当然宿命でありますので、職員は行ったら、まずはしっかりとそこの職務内容を勉強するということから心がけて取り組んでいるというふうに思いますし、１人が新人であっても、異動して余りわからないとしても、その係には複数の係員がおりますので、最低でも２人、３人という人員がその係にはおりますので、そこは係内でカバーをしながら対応していく、それを基本としているところであります。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　きちんとした確固たる知識を備えていないと、住民サービス向上につながらないと思うのでお聞きしたのですけれども、この件で言えば、そういった介護保険制度のサービスだとか、そういったものは全国で受けられるということですので、そういう知識をきちんと持っていれば、それもまた適切な対応というふうにつながっていくのではないかと思いましてお聞きをしました。

今、まさに超高齢社会でありますけれども、今後さらに高齢化率が上昇していくという中で、こういった介護等に関する相談というのは、さらにふえていくということがもう予測できるわけなのですけれども、今、既にこういう状況とならば、先行きが危ういといいますか、町民の方が安心して相談できないなというふうに思いますので、改善を求めてまいりたいと思っております。

答弁の中に、研修として、今年度は、怒りの感情などをコントロールするアンガーマネジメントの研修を実施したところという答弁がありましたけれども、もう一つ、町民の方からお聞きしました事例を申し上げます。街路樹が伸びていたのでご自分で枝を切ったという事例なのですけれども、その際、町職員の方から物すごく怒られたということでありました。大変心を痛められている様子でありました。このように、町民の方を怒るような対応をふだんからされているのですか。怒ることなど、もう論外だと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　先ほど来の議論をしていく中で、何か一事が万事のようなそういう言われ方をしているように、私はそういうふうに受け取れてしまうわけでありまして、決して私は、そういうことがあったかもしれないけれども、それはやはり言葉足らずであったり、ちょっと親身な対応が足りなかったのかな、その結果として町民の方に怒られた、お怒りになっているのだというふうに思いまして、だから、そういうふうに感じているところであります。決して、職員全員がそういうことではありませんし、本当のごく一部だと私は思っております。ただ現実に、そういう町民に怒りを買うような態度は、これは厳にあってはならないわけですから、それは今後においても、しっかりと職員相互の牽制もありますし、上司からの指導もありますし、いろんな場面を捉えて、そういったことのないように努めてまいりたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　一事が万事みたいなことをおっしゃられましたけれども、本当にその町民の方はそういうふうに受け取っているわけで、かなり心を傷まれているような状況でありました。先ほどおっしゃったように、きちんと町民の方の気持ちに寄り添わなければならないとおっしゃっているのですけれども、本当にそうなっているのか、本当に疑問を持つところであります。絶対にこういう町民の方を怒ってはならないです。この方、ご年配なので、目上の方なので、そういう方に対する接し方

だとか、態度もあわせて配慮が必要だったのかなというふうには思うのですけれども、決してこういった町民を怒るような対応、これ決してあってはならないことですので、今後このようなが起きないようにしていただきたいと思います。

また、先日の行政報告の中で、町長は、「誰もが住んでみたいまち・住み続けたいまち　幕別町」を掲げ、実現したいと言っておりますが、このように町職員の対応が悪いだとか、ほかの自治体の対応のほうがよいといった声が町民のほうから上がってくるような状況であっては、到底こういったスローガンの実現にはほど遠いかと思います。答弁では、しっかり襟を正していかなければとおっしゃっておりますけれども、さらに町長から一言申し上げることございませんか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは、幾ら言葉を尽くしても、お怒りになった事実は消えないわけですし、本当に申しわけないなというふうに思います。ただ、やっぱりそういうご指摘を受けることは、やはりあってはならないことでありますので、私を筆頭にしっかりと襟を正して、本当初心に返って、住民に寄り添った対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　今後の取り組みに期待したいと思います。

③ですけれども、人事評価についてでありますが、民間では人事考課という言い方、違う言い方をすることもあるのですけれども、これまで試行的に管理職から行って、本年度は、来年度からの本格実施に向け全職員を対象とした試行を実施していくということになっているようでありますけれども、答弁では、評価結果の給与への反映は、国の取り組みを参考にし、結局のところ、調査・研究を行ってまいるということでありましたけれども、その程度にとどまっておりました。

本来は、人事評価とその給与、これは連動しているものだとは思っていたのですけれども、民間ではそうしておりますけれども、もしも給与に反映をされないのであれば、それは何のための人事評価なのかというふうに、またこれ全く意味のないものになるのではないかと思うのですけれども、当然給与に反映すべきだと思いますが、またさらには昇格等にも反映すべきだとは思うのですけれども、その辺お伺いいたします。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　人事評価の給与等への反映ということでありますけれども、まず人事評価、何のためにやるかということですけれども、本町の場合は、まず初めに第一義的には、人材育成、先ほどもお話ありましたけれども、人材育成、職員のスキルを上げるということですね、職員のスキルアップを図るということで、それをすることによって、また組織力の向上につながるというようなことで、人材育成を主眼に置いてやっていくというのが一義的にはございます。それで、国のほうでは、給与に反映しております。国からの助言といたしましても、地方も給与に反映するように努めてくださいという助言はございますけれども、過去の本町における試行等の結果を検証いたしましたところ、まだその評価結果ですとか、例えば業務の目標を設定したりもするのですけれども、その業務目標の難易度に差があったり、評価結果にも評価した側の評価の仕方というか、評価結果にも格差があって、一律にまだ給与まで反映するまでには至っていない、熟度に達していないというようなことで、将来的には給与に反映するということもあろうかと思いますけれども、現段階では、まずは人材育成ということを目的に行っていこうということでございます。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　今は、主眼としているのは人材育成ということですけれども、先ほどのような、やはり不親切な対応をしているということであれば、やはりしっかり判定していただいて、評価をしていただいて、そうした給与や昇格にまで影響するのだということになれば、それこそその町職員自身の襟を正すことにこれはつながっていくことになると思いますので、今はそういうまだ導入するような時期ではあるのです……、人材育成ということに主眼を置いて行われるようでありますけれども、将来的にはきちんと給与に反映していただきたい、そのように思います。

あと、次の女性管理職についてお伺いしますけれども、女性の登用についてお伺いします。

本年９月制定の女性活躍推進法でありますけれども、国が主導で行ってきているわけなのですけれども、この法律の中で、地方公共団体は推進計画の策定に努めるよう規定されているということでありますけれども、我が町としても早急に取り組まれていくのか、めどとしてはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　総務課長。

○総務課長（武田健吾）　女性活躍推進法に基づく市町村の行動計画の策定についてでございますけれども、議員おっしゃるように、行動計画、地方自治体の規模の大小にかかわらず策定することとなっております。先般、十勝振興局でも、これに対する説明会がございました。それも踏まえまして、年度内を目途にこの計画を策定するよう、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　今の日本社会全体としては、これまでもそうなのですけれども、男性社会の傾向が強く続いてきたと思うのですけれども、現在もそれが残っている状況にあり、こういった制度というのか、法律を通して少しでも登用が進められたらいいなというふうに思います。

女性管理職の実際の人数でありますけれども、合併時はゼロということでありましたけれども、現在４人、8.9％、そして管理職へのステップとなる係長職は合併時 23％、現在 19 人で 26.8％と上昇しているところであります。女性の登用に向け始まったばかりかもしれませんけれども、確実に前進といいますか、前向きな姿勢が見受けられますので、そこは一定の評価をしたいと思っております。

先日、たまたまですけれども、１階庁舎内で少しうろうろしておりましたら、どこの課をお探しですかというふうに私のほうに声をかけてくれた女性職員がおりました。よく見てくれているなというふうに思ったのですけれども、今回の観点としましては、そういった女性の管理職の登用によっての効果として、女性ならではの気配り、きめ細やかさなど、それが接遇の向上に寄与するのではないかと思いますし、また職場の部署の雰囲気も変わってくるのではないかなというふうには思うのですけれども、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　女性らしさ、しなやかさ、柔らかさ、ソフトさというか、そういったものは、接客に応じても非常にソフトな雰囲気を醸し出して、例えば、怒ってきた方であっても、にこっとほほ笑むことで気持ちをおさめてもらう、そういったメリットも当然ありましょうし、また職場内に女性が入ることで、非常にこう、男ばっかりだと、どちらかというとぎすぎすしがちなようなところも雰囲気が非常によくなるということもあろうかと思います。

ただ、人事においては、適材適所というのがまずありますから、そういう特性を発揮していただけるところは配置ができるかなと思いますけれども、基本的には、私は男女関係なく、どういった知識、技能、経験、能力があるかということが、やはり人事をする上で一番大切なことだろうというふうに思っておりますので、逆に女性だから登用するというのは、私は、逆に女性を蔑視するようなそんな扱いにもなるのではないかなと、そんな危惧もしておりますので、私は、男性女性ではなくて、職員としてしっかりした評価をすべきだというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　ちょっと誤解を招いたかもしれないですけれども、別に女性を優遇してという意味合いではなく、これまで社会全体としてやっぱり男性が優位の傾向にあった、状況にあったのかなというふうに、今もそういった状況は続いているのかなというふうに感じているところはあるので、女性に目を向けていただきたいと、そういう意味合いで質問させていただいたところであります。意欲や能力の高い女性はたくさんいらっしゃいますが、ぜひそういった女性は積極的に登用していただきたいと思っております。

次の時間外勤務の縮減に移りますけれども、一般会計の決算額、前年度より 1,520 万円増加しているということで、原因としては、国政選挙や国からの臨時福祉給付金等々、突発的業務があったとい

うことでありますけれども、ファイリングシステムについては、そろそろこの作業が終盤に差しかかってきているのではないかと思うのですけれども、来年度あたりからその分の時間外は減少するのではないかというふうな見通しでよろしいでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　ファイリングシステムの導入にかかわっては、26 年度、27 年度、本年度と２カ年、それと引き続き維持管理の研修等実施している部分もございまして、あと２年、トータルで４年間ということになりますけれども、ただ導入時に、どうしても現行の書類の整理の仕方からかなり大幅に変更になることで、26 年度、27 年度においては、導入にかかわってかなりの時間外勤務というものがございました。来年度、再来年度については、維持管理ということで、若干はあろうかと思いますけれども、減ってくるのではないかというふうに考えております。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　若干減少を見込めるということでありますけれども、答弁の中で、毎週水曜日ノー残業デーをされているということですけれども、実際の実態わからないのですけれども、実態はどのようになっているのでしょうか。実施するに当たって、効果のほどはどのようになっているでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　毎週水曜日は、ノー残業デーということで設定をしております。ただ、どうしても、期限が決められた、例えば報告物ですとか、そういった業務ですとか、どうしてもその期限に追われてやむを得ず水曜日にやらなければならないというような場合もございます。ただ、職員の意識としては、水曜日は残業しないで帰ろうということで管理職からも声をかけておりますし、そういった意味では、時間外の勤務の抑制にはつながっているかなというふうには思っております。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　時間外に対する意識、職員の意識づけが図られるといいますか、また健康管理の観点でも取り組まれているのではないかと思うところなのですけれども。

　次に行きますけれども、答弁で、応援態勢の強化、時差出勤の拡大等を引き続き取り組んでまいるということでありましたけれども、監査報告の中で、平成 26 年度上期では職員間の時間数のばらつきがあり、多い職員では 300 から 400 時間を超える職員が 20 名いるなど、隔たりがあるということであります。こういった応援態勢、多忙な部署にほかからお手伝いに入るということだと思いますけれども、こういったことをきちんと行っているのであれば、そういった一部の職員に偏ったり過度な時間外は出てこないように思うわけなのですけれども、これはどのように理解したらよろしいでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　時間外勤務の関係ですけれども、どうしても当然、町長の答弁にもありますように、係内ですとか、あるいは課内、あるいは課を飛び越して部内ですとか、そういったところから応援をお願いしているというような例も実際にございますし、そういった意味では、庁舎内の連携は取り組んでいるところではありますけれども、どうしても業務の性質上、やっぱりそこそこの係によって異なるとは思いますけれども、どうしても自分が担当している業務というのは、なかなか人にすぐお願いをしてお手伝いをいただけないというか、ようなこともございます。そういったこともあって、どうしても特定の職員に偏るということも、ある程度は、これはやむを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　どうしてもどうしてもやむを得ないということなのですけれども、ちょっと話変わりますけれども、先日の決算審査の中でチャレンジデーを行う必要性があるのでしょうかと、時間外を出してまで必要に迫られる事業なのかという話もしたわけなのですけれども、私、必要ないというふうに申したのですけれども、町としては必要であるという、あ、ごめんなさい、チャレンジデーなのですけれども、余り過去の話にこだわりたくはないのですけれども、町としては必要であるとい

う返答でありました。そういった意識の乖離はあるわけなのですけれども、例えばそういうチャレンジデーも一部なのかもしれないのですけれども、ほかに省ける事業といいますか、無駄な事業、無駄な業務、そういったものの洗い出しといいますか、その作業はしっかり行っているのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　無駄な業務の洗い出しといいましょうか、常に事務事業、町の事務事業については予算編成の段階でも精査をしておりますし、予算編成をするに当たっては、事務事業の優先度合いですとか、スクラップ・アンド・ビルドだとか、そういったことも心がけております。また、行政改革の中でも、事務事業の費用対効果ですとか、そういったものも検証しながら、事務事業の見直しといいましょうか、というのは常にやっているということでございます。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　常にやっているということなのですけれども、その行財政改革といいますか、かなり意識の乖離もありますので、なかなか考え方として合わない部分もあったりするのですけれども、やはり思い切った決断をしたり、実効性を持ってやることによって、無駄な事業を省いて、それがまた時間外を減らすことになる、つながる、職員の負担も軽減するというふうになるのだろうと思いますので、さらなる無駄な事業の洗い出しの件については努めていただきたいなというふうに思います。

　時間外については、一定程度必要という見解も先ほどありましたけれども、しかしながら、町民の方の中には、非常に厳しい目で見ている方もいらっしゃるのは事実であります。目標として給与総額の６％程度になるよう取り組むという答弁でしたけれども、町民の方からは、数字として明確に具体的に示していただきたい、計画性を持って低減するようにという話を聞いているところであります。６％程度ということで、余りアバウトといいますか、幅がありますと、町民の方にきちんとした説明ができないといいますか、もしですけれども、今後、金額ベースで幾らぐらい削減することができるのか、こういったことは具体的に示せないものなのでしょうか。そのほうが本気度というのが伝わるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　数字で示すことについては、町民から見ると非常にわかりやすいのだと思います。ただ、時間外を 8,000 万円やっているところを 5,000 万円に、3,000 万円削減しますと、非常にわかりいいと思います。ただ、それは人をふやせば減るのですね、時間外は。時間外をやっていることが、非常に不快感を持って見られているというような、そんなおっしゃり方でありましたけれども、人をふやせば時間外は反比例して減るわけであります。そこを人を１人ふやすと、もう生涯２億円なり２億 5,000 万円なりかかるわけですから、そこはやはり仕事の照準というのをどこに合わせるか、やはりマックスのときに合わせるのではなくて、一番最小のところに合わせて、どうしてもこういう波がありますから、この波のところは時間外やむを得ないなという考え方で、今、行財政の運営をしているわけでありますので、単純に時間外の数字が減ったからそれでよしとするというふうには私は思えないわけでありまして、それは、年によっても、その年のその業務によっても、かなり違いますので、一概に、では来年 3,000 万円減らしますということが、本当に町民にとってわかりいいのか。単なる数字がひとり歩きするだけではないのかなというふうな、そんな感じもしておりますので。今、時間外が非常にふえているのは業務量が実際ふえてきていることも事実根底にあるわけでありますので、定員管理と含めて考えなければならないなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　人をふやすだとか、そういう観点には私はならないのですけれども、できるだけ効率的に、そして業務量は多いのでしょうけれども、先ほど言ったように、きちんと無駄な事業とかもないのか、そういったところも全て含めて、きちんと検討していただきたいなというふうに思います。今後の取り組みにご期待申し上げ、終わらせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

　この際、15 時 10 分まで休憩いたします。

14：57　休憩
15：10　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○14番（東口隆弘）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

高齢社会に適応した買い物弱者対策についてでございます。

人口減少と高齢化が進む中、日常の買い物が難しい「買い物弱者」の増加が大きな課題になろうとしております。

本町においても、平成22年の国勢調査の高齢化率は25.9％でありました。昨年12月末現在の住民基本台帳人口では28.1％、国立社会保障・人口問題研究所の推計では2040年に40.9％、人口が減少していく中で５人に２人が高齢者になると見込まれております。

さらに、核家族化の進展により、高齢夫婦のみ世帯やひとり暮らしの高齢者が増加する中で、日々の生活をする上で買い物が困難となる買い物弱者がふえてくるのではないかと懸念をされるところでございます。

また、町内の小売店の状況は、本町地区では撤退をしシャッターを下げたままの店舗が目立つほか、忠類地区におきましても農協店舗が10月末で閉店をするなど、地域の消費経済の衰退がはっきりと感じられる状況でございます。

このような状況の中、コープさっぽろでは、宅配サービスに加え、買い物が困難な組合員をサポートする移動販売事業のエリアと台数を拡大しており、現在、幕別地域においては週２回実施をされているようでございます。

これは、買い物が困難な方の暮らしを支えている半面、消費の町外への流出を意味するものであるというふうに考えます。

そこで、地元商店を利用した移動販売車の運行など、町の買い物弱者対策についての考えをお伺いをいたします。

①近年の小売業の商店数と年間販売額の推移の状況について。

②空き店舗解消に向けた実効性のある対策について。

③移動販売事業に対する町の支援についてであります。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　東口議員のご質問にお答えいたします。

「高齢社会に適応した買い物弱者対策について」であります。

本町の商業は、後継者問題や売り上げ低迷等により駅周辺商店の空き店舗化が進み、スーパーなどの大型商業施設に消費が集中している状況にあります。

また、消費者ニーズの多様化と車社会の進展により、十勝の中核都市である帯広市への消費の流出があるとともに、インターネットによる通信販売や平成23年10月の道東自動車道開通に伴う札幌圏などの大規模商業施設への消費流出も増加しているものと考えております。

ご質問にありますとおり、高齢化や人口減少などの影響で、身近な場所にある商店が閉店し、自動車の運転ができない方など、日常の買い物に困難を感じる方が増加しつつあるものと認識いたしております。

ご質問の１点目、「近年の小売業の商店数と年間販売額の推移の状況について」であります。

本町の小売業・卸売業の商店数と年間販売額につきましては、平成19年の商業統計調査及び平成24年の経済センサス活動調査で公表されておりますので、その数値の推移をお答えさせていただきます。

なお、平成 19 年の商業統計調査では、全ての小売、卸売事業所が調査の対象となっておりましたが、平成 24 年の経済センサスでは、管理・補助的経済活動のみを行う事業所や販売額のない事業所を含まない調査が基本となっております。

このことから、商業統計調査と経済センサスの数値を単純に比較することはできませんが、平成 24 年の経済センサスでは、全ての事業所を含めた数値を参考値として公表しており、この参考値は、商店数につきましては、小売業と卸売業のそれぞれの数が示されておりますが、年間販売額は小売業と卸売業の合計値しか示されておりませんので、年間販売額は小売業と卸売業の合計値をお答えさせていただきます。

初めに、小売業の商店数についてでありますが、平成 19 年は 199 事業所、平成 24 年は 180 事業所となっており、５年間で 19 事業所、率にして 9.5%の減少となっております。

卸売業につきましては、平成 19 年は 39 事業所、平成 24 年は 41 事業所となっており、５年間で２事業所、率にして 5.1%の増加となっております。

小売業と卸売業の商店数の合計は、平成 19 年が 238 事業所、平成 24 年が 221 事業所となっており、５年間で 17 事業所、率にして 7.1%の減少となっております。

次に、小売業と卸売業の合計年間販売額についてでありますが、平成 19 年は 394 億 1,500 万円、平成 24 年は 417 億 6,300 万円となっており、５年間で 23 億 4,800 万円、率にして 6.0%の増加となっております。

ご質問の２点目、「空き店舗解消に向けた実効性のある対策について」であります。

本町の空き店舗解消に向けた対策といたしましては、にぎわいのある商店街づくりのために、幕別、札内及び忠類地区の中心市街地に指定区域を設け、その区域内で空き店舗を賃借して出店する個人、法人、または商店街団体等に補助金を交付する「幕別町商店街活性化店舗開店等支援事業」を平成 21 年度から実施をいたしております。

本事業は、空き店舗の改修に要する経費の２分の１を、100 万円を上限として補助し、建物や来客用の駐車場の賃借料につきましては、経費の２分の１を、月額５万円を上限として、個人、または法人が行う事業は１年間、商店街団体等が行う事業は２年間、補助するものであります。

本事業の活用により、現在までに幕別地区で７件、札内地区で４件、合計 11 件の新規開店があったところであります。

店舗の内訳といたしましては、飲食業が６件、小売業が２件、学習塾、整体院、美容室が各１件となっておりますが、経営上の理由などにより、現在までに５件が廃業し、営業を継続しているのは６件となっております。

今後におきましては、本事業を継続するとともに、町並みの整備や地域の皆さんとの協働による景観の整備、さらには広場等を利用したイベント開催への支援などにより、町なかににぎわいを創出し、商店街の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、町内各所におきまして、地域の方々が気軽に集うことができる場所としての「地域サロン」が開設されており、地域住民の閉じこもりの防止や仲間づくりなどに重要な役割を果たしていただいておりますが、今後は、町なかの空き店舗を活用した「地域サロン」や子育て家庭が自由に集い、他の親子と交流を深めることができる「子育てサロン」などの開設による、町なかのにぎわい創出につきましても検討を行ってまいります。

ご質問の３点目、「移動販売事業に対する町の支援について」であります。

ご質問にありますとおり、本町における高齢化率は、本年 11 月末で 29.3%となっており、この比率は年々高まっていくことが予想され、これに伴いさまざまな課題が生じてくるものと認識いたしております。

このようなことから、町といたしましては、人々の自立を支え、安心して生活できる地域を維持するために、外出支援サービスの実施やホームヘルパーの活用、コミュニティバス、乗り合いタクシーの運行などに取り組んでまいりました。

このような中、地元の食料品店などの一部におきまして、電話による注文販売や買い物の配達が行われておりますことから、これらの事業者の方や商工会のご意見を伺いながら、今後の買い物弱者対策として、宅配サービスや移動販売事業などを含め、どのような対策が必要なのか、町としてどのような支援が可能なのか、事業者の方や商工会とともに検討してまいりたいと考えております。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　東口議員。

○14番（東口隆弘）　今後、私たち町民は、過去に例を見ない、経験のしたことがないような高齢化社会を迎えてくるというふうに認識をいたしております。その中で、一般質問させていただいているその高齢者、買い物弱者と言われる方に、住んでよかった、住み続けたいと思っていただけるような施策として、見守りを兼ねた移動購買車の運行について質問をさせていただいたわけでございます。

答弁書の中でも、1番、この小売業と卸売業の店舗数が19年から24年までの5年間で17事業者減少しているのに対して、合計販売額が23億4,800万円ほど増加をしていると。このアンバランスについては、どのように現状を見ているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　正確な分析をしたわけでありませんので、はっきりしたことは申し上げられませんけれども、店舗数、事業者数というのは、確かに減っているかと思います。ただ、大型店舗がこの間にできておりますので、具体的に申し上げますとコープさっぽろなどがその例でありますので、そういった大型店での売り上げが伸びた結果、事業者数は減りながらも売り上げが伸びている、そんな感じがしております。

○議長（芳滝　仁）　東口議員。

○14番（東口隆弘）　大型店、地元資本ではないところが、その売り上げを伸ばしたから、売上高が伸びているという認識は私も持っております。問題といいますか、地元資本の商店の方々が、結局生き延びていくことが難しいようなことになってきているということであろうと思います。それで、一般商店の今後の推移、事業経営をできる推移というような数字をお持ちかどうか。と言いますのは、例えば商店の中でも後継者がいらっしゃらないとか、それから消費者の経済圏の拡大、忠類におきましては高規格道路が開通をすることによって、帯広まで買い物に行きやすくなったというようなことになるわけですが、その点の数字というか、そういうものはお持ちでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之）　今後の商店街の推移でありますが、町長の答弁にもありましたとおり、空き店舗対策事業を本町で実施をいたしておりまして、幕別本町、札内、忠類、それぞれの中心市街地に区域を設定いたしまして対策をとっているところであります。

その中で、私たちも現状の空き店舗の数というものを押さえております。幕別本町地区におきましては、現在18ございます。札内地区では6店舗、忠類地区では4店舗というふうな数字を押さえておりまして、その中で、事業者の方と意見交換などをした結果、ほとんどの方が後継者がいないということが現状でして、今のままだと今申し上げました数字がそのまま将来的には空き店舗につながりつつあるのかなという認識でおります。

○14番（東口隆弘）　現存をしている、今事業を行っている事業者の今後の動向について。

○議長（芳滝　仁）　商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之）　申しわけございません。現状、経営されているところの今後の推移については、私ども正確には押さえておりませんが、商店街の方と意見交換をされた中では、後継者の方が少ないという現状はお聞きしているところであります。

○議長（芳滝　仁）　東口議員。

○14番（東口隆弘）　これは、商店だけではなくて、農業の中でも同じことが言えるのであろうなというふうに思っております。地元の商店がいかにして生き延びていくかの一つの方法として、何かを考えていかなければならないというようなことになろうかと思っております。

それで、この空き店舗の活用ということでございますが、今、現存をして一生懸命商売をされている商店の方々に、いろいろと諸事情はあろうかと思いますし、それから経営努力というものも当然必要であろうとは思いますが、消費者を地元に寄せるための方策、もしくはその事業者の方に対する保護策ということは考えることはできますか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　なかなか金銭的な支出というのは、これ難しいというか、不可能だというふうに思っております。ただ、今、実際やっている事業としては、プレミアム商品券があります。私は、こういった事業をきっかけとして、流出していると言われる方々に戻ってきてもらう、そういったプレミアム商品券の事業に付加価値をつけて戻ってきてもらう努力をしていただきたいということは、常々というか、もう何年も前からそんなことは言わせていただいてきているわけでありまして、個店によってのその扱いがいろいろ違いまして、実際、本当にこんなにおまけの品をつけて大丈夫なのかな、もうけあるのかなと努力されているところもありますし、ただ単にその商品券だけで、はたから見て、それの機会を捉えて消費を回復するという、そういう努力が見受けられないようなところも実はあるわけでありまして、少なくても町でやれることとするならば、そういうプレミアム商品券の発行を通じて、それを戻ってきてもらうためのきっかけづくりに活用していただきたい。

これは、今、年末しかやっておりませんので、これを年末だけではなくて、例えば年に２回やるとか、そういった方法もあるのかなというふうに思っていますので。ただ、それは単にプレミアムをやるだけでは一過性のものになってしまいますので、何回も申し上げますけれども、やっぱりそれをきっかけづくりに、戻ってくるためのきっかけづくりにしていただきたい。

それともう一つは、やはり人がいないというか、にぎわいがないとどうしてもお金がそこに落ちていかない、消費がされないということがありますので、私どもでやれるとするならば、にぎわいを創出するような地域イベントなんかも考えなければならないでしょうし、町なかを散歩してみたいなと思わせるような町並み整備というのも、私たちがやれる環境整備の一つでなかろうかというふうに思っております。いずれにしても、これは行政だけがやる、商工会だけがやるということではありませんので、お互い知恵を出し合いながら、どういった方法がいいのかということについては、相談をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　東口議員。

○14番（東口隆弘）　きっかけづくりが大切だということで、ぜひとも大きなきっかけをつくっていただきたいというふうに思っております。

それで、３番目でございます。移動購買車、ぜひとも運行を何とか立ち上げていただきたいと。それで、これは商店ですから、商工会に加盟をされているわけですし、商工会の皆様方も真剣に考えていただきたい。また、現状、その答弁書の中にもございましたが、商店が電話をいただいて配達をするというような現状もあります。それから、コープさっぽろがやっているトドック、カケル君、宅配サービス、それから外販もあるわけですが、何回も言いますが、地元に対する経済活動ではないということですね。それから、トドックについては、シートに書き込むのがなかなか大変だという高齢者の方がいるのは、もう現実でございます。そんな中で、本町において、町が強いリーダーシップを持ち、商工会、また事業者、それから地域住人の方のご理解も当然いただかねばならないと思いますが、移動購買車はただ物を売るだけではなくて、地元の商店と連携をし、生鮮、それから日曜雑貨品等も積み込んだ上で、先ほども質問の中でもいたしましたが、独居老人、老人世帯等を回りながら、見守りも兼ね、いろいろな面でできることがあるのではないかなというふうに考えるわけでございます。

それで、答弁の中では、考えていきたいということでございますが、これはどんどんどんどん高齢化が進んでいくというのは、もうわかり切ったことでございます。そのためにも地元の商店を生き延ばせる方策の一つというふうに私は思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　移動販売車で販売をするということにつきましては、地域住民の方にとってもメ

リットがありますし、仮に商店、個店がまとまれば、お話がまとまれば、当然、双方にとってすばらしい事業であるという認識は持っております。ただ、私ども聞き取りをした中では、今かなりの店が自分のところのサービスとして、あるいは差別化を図る意味から、そういうサービスをやっておられるというのが実態でありまして、その聞き取りの中では、共同でやるとかということは考えたことがないという返事がほとんどでありました。

ですから、今のところは、すぐにということにはなりませんけれども、そういう協働で運行する、あるいは商工会が運行をするということになれば、経費の節減にも当然つながりますし、人手不足解消という部分にもつながっていくかというふうに思いますし、当然、住民にとってもきめ細かなサービスにつながっていくということでありますので、その辺はやはり今の個店、商業者がどうお考えになるのか、その機運がやっぱり高まっていかないと、無理やりその今やっている個店のサービスを潰すようなことにはなりませんので、その辺の機運、意識が醸成された中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　東口議員。

○14番（東口隆弘）　個店の事業者の方々を守らなければならないというのは、当然の話でございます。それで、私の考えるところの一端をお話しさせていただきますと、商工会も入った中でNPO事業を立ち上げ、その中で、移動購買の事業だけではありません。あらゆる町のコンシェルジュみたいな形で、事業を立ち上げられるようなNPO法人を立ち上げ、その中の一つとして、農村、もしくはその商店から半径500メートル以上の住民の方々に商品を届ける。老人の方は、歩ける方はですよ、お店に買い物へ行って、買い物から終わって出るときに、荷物が重いという、いろいろなコミバスだとかタクシーとかというのはありますが、なかなか最後の最後まで面倒を見ることがなかなか難しいという現実があろうかと思っております。それでこのNPOの法人を立ち上げについて、町が強いリーダーシップをもって呼びかけをするというようなお考えはありますか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　気持ちは十分あります。ただ、そこは、いつのタイミングだということが、やはり一番問題になるのかなというふうに思っております。それが今なのかとなったら、今でしょうということにはならないのかなというふうに思います。これ、もう少し個店の状況を見定めながら、来るべきときが来れば、そこは呼びかけをしますし、場合によっては、車の調達について支援をするとかということもあるのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　東口議員。

○14番（東口隆弘）　本州、徳島県の話ですが、もう既に細かいNPO法人を立ち上げて、「とくし丸」という名称で事業を行っているNPO法人がございます。そんな中で、なかなか考えているなと思ったのは、商品1点について10円の手数料をいただくと。それはNPOの運営、それから事務のことに使っていくと。それから、地元商店から商品を一度買う、それで生鮮など売り切れないものは夕方までに戻ってきてその商店に戻して、それでその商店は安売りを、これは例えとしか言いませんが、結局、店に置いておいても売れないものはある、それは安売りをする。それが外販をすることによって売る量もふえてくるのかもしれないし、余ったものはその商店に戻して安売りをかけてもらってまた売るというような、そういうサイクルをすることによって、事業者が経営継続ができるのであろうというようなことも考えられるかなと。

それで、最後にいたしますが、結局、買い物弱者を救うということは、高齢者のみならず、農村地域を回ってでも、忙しくて、なかなかということはありませんが、買い物に出られないときにちょっと来てくれたら買い物するというような気分にもなるだろうというふうにも思っておりますので、ぜひとも、今ではないでしょうというようなお話ではございましたが、後々、この高齢化社会を乗り切るための一つの施策として、十分に検討していただきたいというふうに思って、私の質問を終わります。

○議長（芳滝　仁）　以上で東口隆弘議員の質問を終わります。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○17 番（藤谷謹至）　通告に従いまして、質問させていただきます。

１、合併 10 年後の幕別町における財政運営についてであります。

平成 11 年当時 3,232 あった市町村が、平成の大合併により 1,718 に統合された。合併に踏み切った市町村の多くは行政運営の効率化、広域化によるスケールメリット等を熟慮し、さまざまな痛みを伴うことも覚悟の上で合併という道を選択したと推察する。市町村にとって特に影響が大きかったのは、政府（旧自治省、現総務省）による合併特例債を中心とした手厚い財政支援と、同時期に進行した三位一体改革による地方交付税の大幅な削減でありました。

本町においても、来年２月をもって幕別町と忠類村が合併して 10 年を迎えます。この間、最大で 238 億円あった一般会計における債務残高は、岡田前町長による堅実な財政運営により年々減少し、平成 26 年度決算においては 168 億円に減少。実質公債費比率においても地方債の許可団体となる条件の 18%を下回り 14.3%までに改善したが、依然十勝管内トップの現状にある。さらに、合併算定がえによる交付税の恩恵は今後徐々に減額され、平成 33 年度をもって新町一本算定されることになる。

飯田町長になって初となる平成 28 年度の予算編成では、札内福祉センター、新庁舎を含め 20 億円の起債を予定し、地方交付税は前年度 2.1%減の 59 億 8,800 万円と見ていると報道された。

今後の人口減、高齢化、施設等の老朽化、挙げれば切りがない負のイメージが多い地方財政において、本町の財政運営について伺う。

１、平成 26 年度決算で一般会計の地方債残高は 168 億 8,000 万円であったが、特別会計における未償還額の状況と今後の見込みは。

また、昨今の景気低迷により土地開発公社の保有する土地の売買が思うように進んでいないものと思うが、今後の町としての関わりについて。

２、帯広市近郊３町が平成 28 年度予算編成に着手との報道がされました。音更町は全ての事務事業をゼロベースとし、旅費、消耗品を削減、芽室町では財源不足に対し事業のランクづけをし、優先順位の整理等の緊縮財政が読み取れます。本町の事業の見直し、削減等の考えは。

３、合併算定がえによって得られた地方交付税の優遇措置は今後段階的に減額され、平成 33 年度からは新町一本算定になるが、今後の財政運営について。

４、人口減少・少子高齢化が進展する中、安定した財政運営をしていくための行財政の効率化が重要であるが、同時に新たな財源確保の取り組みや民間資金の活用などの資金調達の多様化を進めていく考えは。あわせて、町民にわかりやすい財政状況を示していくことも重要ではないか。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「合併 10 年後の幕別町における財政運営について」であります。

合併協議会や両議会のたび重なる議論を経て、幕別町と忠類村が合併した平成 18 年２月６日から、来年２月には、はや 10 年の節目を迎えようとしております。

私も、職員として直接携わっただけに、感慨深いものがあり、立場は変わりましたけれども、合併後のまちづくりの基本姿勢は変わるものではなく、引き続き「一体感の醸成と均衡ある発展」に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

合併後の財政状況は、平成 18 年度末で約 238 億円あった一般会計の起債残高が、平成 26 年度末では約 169 億円に減少し、実質公債費比率は平成 19 年度決算の 23.8%をピークに、平成 26 年度決算では 14.3%に低下するなど、岡田前町長の堅実な財政運営のもと、着実に健全財政の道を歩んでまいりました。

その大きな要因として、合併による財政効果があるものと認識いたしております。

ご質問の１点目、「特別会計における未償還額の状況と今後の見込み、土地開発公社への今後の町

としての関わりについて」であります。

本町の各特別会計等の平成26年度末現在の地方債残高は、簡易水道特別会計が22億5,800万円、公共下水道特別会計が80億8,450万円、個別排水処理特別会計が10億8,980万円、農業集落排水特別会計が２億3,090万円、水道事業会計が23億7,450万円となっており、四つの特別会計と水道事業会計を合計いたしまして140億3,770万円であります。

今後の見込みといたしましては、各会計、３カ年実施計画をベースに、以降長寿命化計画に基づく一定程度の設備更新を見込んだ上で、将来的な残高を単純に算出いたしますと、各会計とも徐々に減少し、10年後の平成36年度末には、合計50億円ほど減少するものと推計いたしております。

しかしながら、簡易水道事業や水道事業においては、老朽化した配水管の更新、下水道事業においても浄化センターの更新、あるいは十勝川流域下水道への統合など将来的に不透明な面もありますことから、それらを考慮した場合、減額幅が少なくなることも想定されるところであります。

いずれにいたしましても、住民生活に密接に関係する水道、下水道施設の適正な維持管理に努め、健全な事業経営を心がけてまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社との関わりについてであります。

幕別町土地開発公社につきましては、公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和48年に設立したところであります。

土地開発公社設立以来、住宅団地や工業団地の造成及び分譲等を行っており、現在、分譲中の土地につきましては、緑町の住宅用地が１区画、555.93平方メートル、札内東工業団地が６区画、１万9,140平方メートル、リバーサイド幕別工業団地が７区画、３万4,823平方メートルとなっております。

また、土地の長期有償貸し付けも行っており、リバーサイド幕別工業団地において、太陽光発電事業者２社に対し、賃貸期間を20年間として、２区画、２万9,854平方メートルを貸し付けております。

本町には、基幹産業であります農業に関連した製造業や地域に根ざした建設業、運送業などの企業が立地いたしており、近年では、リバーサイド幕別工業団地におきまして、野菜冷凍加工工場の増設を伴う本社機能の移転や既存企業の買収による長野県からの製麺業の進出がなされたところであります。

町といたしましては、平成21年に、土地開発公社のあり方について検討を行う「土地開発公社あり方検討会議」を立ち上げ、平成25年３月まで７回にわたり検討を重ねてまいりましたが、土地供給の必要が生じた際に、速やかに取得・造成・販売が可能な土地開発公社の機動性は、企業誘致を進める上で不可欠であるとの結論に達し、引き続き土地開発公社を存続することとしたところであります。

このため、土地開発公社では、経営の健全化に向けた取り組みといたしまして、保有土地の販売を進めるとともに、有償貸し付けによる収入の確保や町のまちづくり基金からの借り入れなどによる借入金利の抑制などに努めてまいりました。

今後におきましても、土地開発公社には、経営の健全化に向けた取り組みを強化していただくとともに、町といたしましては、土地開発公社の借入金利軽減のため、まちづくり基金を活用した公社への低利融資や運営費に対する補助などを継続してまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「事業の見直し、削減等の考えは」についてであります。

新年度の予算編成作業は、現在、各担当課から予算要求原案を取りまとめ、集計作業を行っている段階でありますが、私にとりまして、平成28年度予算は就任後初めての本格予算であり、開町120年、町制施行70周年の大きな節目を迎える記念すべき予算となるものであります。

予算編成に当たっては、第５期総合計画に掲げる基本目標の実現、本年度策定いたします「幕別町創生総合戦略」に掲げる施策の推進、第４次行政改革大綱に基づく推進計画の着実な実施を基本として、「誰もが住んでみたい、住んでよかったとおもえるまち」の実現に向け、職員と一丸となり好循環のスタートとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の「本町の事業の見直し、削減等の考え」についてでありますが、本町の予算編成において

は、その前段で、総合計画の基本計画で定められた施策の方向を具現化する計画であります３カ年実施計画の策定を行っております。

計画の策定に当たっては、優先順位をつけた上で、実際の財政状況と照らし合わせ、具体的に実施する事業を計上いたしており、その際には、前年度の計画で当該年度に位置づけられた事業であっても、常に優先順位や財政状況等を加味しながら、計画年度の繰り下げ、ローリングを行うなど、現状に適合するよう毎年度見直しを行っております。

また、３カ年実施計画に計上される普通建設事業や政策的経費以外のソフト事業や事務的経費については、予算編成作業の中で精査しておりますが、常に最小の経費で最大の効果を上げるべく、必要最小限の経費を計上し、経費の節減に努めているところであります。

基本的な住民サービスの継続と政策の推進を両立させるためには、限られた財源を真に必要な事務事業に反映させる必要がありますことから、将来的な財政負担にも十分配慮するとともに、住民ニーズを的確に把握し、バランスのとれた予算編成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「今後の財政運営について」であります。

本町の財政状況といたしましては、前段申し上げましたとおり、実質公債費比率は平成 26 年度の決算で 14.3％と着実に低下いたしており、今後におきましても、普通交付税の合併算定がえの特例の終了に伴う減額分などを加味した推計でも、平成 27 年度が 13.9％、平成 31 年度には 12.9％と順調に推移するものと考えております。

また、一般会計の地方債残高につきましては、平成 26 年度末で約 169 億円と確実に減少させてきており、平成 27 年度における新庁舎建設事業に係る借り入れの影響から、一旦は増加いたしますが、その後は再び減少傾向に転じ、着実に減じていくものと推計いたしております。

ご質問にありますとおり、本町の地方交付税は、本年度をもって普通交付税の合併算定がえの特例期間が終了し、来年度から５年間の段階的な減額期間を経て、平成 33 年度から新町一本算定へと移行してまいります。

国におきましては、現行の特例措置の７割程度を確保し、特例措置の終了に伴う影響を緩和するとしており、本町における影響額といたしましては、6,000 万円から１億 4,000 万円程度の減額になるものと推計いたしております。

こうした中にありましても、将来的に健全な財政を維持していくためには、町税など自主財源の確保のため、より一層の収納率向上対策に努めることや国の経済対策などに適切に呼応し、有利な補助金や交付金、起債を有効に活用するなど歳入面はもとより、歳出における経常経費の削減など、常に行財政改革に取り組んでいくこと、あるいは合併特例債の基金造成分として積み立てました基金等を有効に活用することなど、時代に即応した柔軟な財政運営が肝要であると考えております。

いずれにいたしましても、今後においても、国の動向や経済状況を注視しながら、町として、町民サービスの向上に最大限努力するとともに、最小の経費で最大の効果を上げることを基本とした慎重かつ効率的な財政運営に意を注いでまいりたいと考えております。

ご質問の４点目、「資金調達の多様化を進めていく考え、町民にわかりやすい財政状況を示すことについて」であります。

初めに、「資金調達の多様化について」であります。

将来に向かって、安定した財政運営を行っていくためには、自主財源の確保が非常に重要であり、とりわけ最も大きな割合を占めている町税については、ここ数年の推移では若干の増加傾向にありますが、今後の税制改正や人口動態を勘案いたしますと、大幅な増額は期待できない状況にあります。

このような中で、新たな財源確保の取り組みや民間資金の活用は有効な手だてであると認識いたしており、財源確保の観点といたしましては、行政報告でも申し上げましたとおり、ふるさと寄附制度の取り組みを今月 14 日から開始する予定であります。

本制度は、寄附者に対して、地域の特産品などの返礼品やサービスを提供することによって、町の PR や地域産業の活性化につなげるとともに、町の寄附金収入の増加も見込めるものであり、商工会等

関係機関と連携を図りながら事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、第３次幕別町行政改革大綱推進計画には、自主財源の確保のために、施設の使用料の見直しについて計画されているところでありましたが、消費税率の引き上げ等の影響により、なかなか進められていない状況にあります。

今後におきましては、第４次行政改革大綱推進計画に継続して計上し、消費税率の 10%への引き上げ時である、平成 29 年度を目途として、見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、「民間資金の活用について」であります。

公共施設の建設や管理運営などにかかわってはPFI などの手法が考えられるところでありますが、PFI は公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法であります。

PFI につきましては、安価で良質な公共サービスが提供され、当該事業に係るコストの削減が期待できるというメリットがある一方で、民間の事業受注者が主体となるため、事業や運営に係る町のコントロールが難しくなるなど、デメリットも考えられるところであります。

また、普通建設事業に係る資金調達としての住民参加型市場公募債の発行などの手法も考えられますが、住民参加型市場公募債は地方公共団体がみずからの判断で発行できる一方、地方債としての借入金であるため、実質公債費比率や将来負担などへの影響を考慮しなければならないことなど、課題もあるところであります。

いずれにいたしましても、それぞれ他団体の事例等を参考にしながら、今後、その活用について調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、「町民にわかりやすい財政状況の公表について」であります。

財政状況の公表につきましては、地方自治法の規定に基づき、予算の概要や決算状況をそれぞれ年１回、広報紙を活用して公表するとともに、町のホームページにも予算や決算に係る資料を常時掲載しているところであります。

その際には、グラフや写真を用いるなど、町民の皆さんにわかりやすくすることを心がけておりますが、今後もできる限り多くの町民の方が興味を持っていただけるよう配慮してまいりたいと考えております。

また、国においては、住民や議会などに対する財務情報のわかりやすい開示を目的として、平成 27 年度から 29 年度までの３年間で､全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等の作成を行う新地方公会計制度の整備を推進しており、本町におきましても、固定資産台帳の整備などの準備を進めているところであります。

本制度は、これまでの単年度の現金主義会計を、ストック情報やフロー情報を把握した発生主義会計で補完することによって、財政状況をよりわかりやくしようとするものであり、本町といたしましても国の要請に基づき、取り組んでまいりたいと考えております。

町民との協働のまちづくりを進める上で、情報の共有化は非常に大切なことであり、今後においても、よりわかりやすい財政状況の公表に努めてまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　会議の途中ですが、この際、16 時 10 分まで休憩いたします。

16：01　休憩
16：10　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　幕別町の一般会計における地方債残高というのが常に注目を浴びておりまして、それは議会と広報等に出てくるわけでございます。答弁にありましたように、最大で 238 億円あった

ものが、それが168億円に圧縮されているというところは、町民も理解されているところだと思っております。また、実質公債費比率がどんどん、だんだん下がってきたと。起債を受けるために政府に対して、借りますよということを聞かなくてもいいというところまで来たと。用語が難しいものですから、なかなか、本当に財政は、私、今回勉強しまして、いや難しいなというふうに思っているところでありますけれども、ただ特別会計における債務残高、借金ですよね、それがなかなか住民の人にはわからないというか、表に出てこない部分があると。

９月の決算特別委員会をやったときに、一番多い下水道会計の80億円について、私、質問したのですけれども、そのほかの会計において幾らあるかというところを知りたくて、今回、一般質問したところでございますけれども、やはりこの財政を語る上では、サラリーマン家庭だったら、収入があって給料があって、生活費を除いて、あと借金が幾らあるか、ローンですね、ローンが幾らあるか。収入に対して出すローンの額というのは決まっているのですけれども、行政の場合は、借金をして長年にわたってローンを返していくのですけれども、その割合によっては地方交付税、給料に転嫁される、カットされる部分もあるものですから、なかなか難しい。今回、本当に幕別町の借金というのは幾らあるのか、そういうところで聞いてみたところであります。

一般会計の債務残高と特別会計を含めると、現在のところ309億円というふうな数字になると思うのですけれども、この合算した数字に対してどのような感覚でおられるのか、そこからちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　地方債を起こすということは、世代間で負担を公平化していく、均一化していくということにあるわけで、これを起債、地方債を起こさないで当年度限り現金でやってしまうと破綻をしてしまうということがありますので、それは財政運営していく中で地方債を起こすことは、私は当然必要であるし、これがなければ財政はできないというふうに思っているところであります。その額が多いのか小さいのかということはもちろんあります。これは指標として残高が幾らだとか、あるいは公債費負担比率が何ぼだとかということは、毎年のようにそのシーズンになりますと、こちらの新聞に掲載されますので、住民の皆さんも非常に関心が高いのかなというふうに思いますけれども、ではそれが一番幕別町が悪いから、では実際に財政運営ができないのかといったら、そういうわけではなくて、やはり一番、財政が厳しくなると予算が組めなくなると私は思っています。

やはりその当該年度の歳入が歳出にとんでもなく追いつかなくて、基金を何億円も崩さなければやっていけない、その基金も当面崩すのならいいのですが、年度末になっても戻ってこない、積み戻しができないということになると、やはり本当に財政運営が非常に厳しくなるというふうに思っています。まずは、今、本町の予算編成をこれから本格化、28年度するわけなのですが、これは、結果はまだ数字積み上げていませんので、何とも言えませんけれども、これまでの財政運営を見る中では多少なりとも基金は繰り入れしますけれども、大体が積み戻しができるような形できておりますので、私は借金残高が一番最下位だとか、比率が一番最下位だからといって、幕別町の財政が悪いという認識は持ってはおりません。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17番（藤谷謹至）　わかりました。

そのほか、今、一般会計の残高、特別会計の残高を示していただいたのですけれども、例えば、債務負担行為に基づくこの支出のうちに、公債費に準ずるものは何があるか。これも借金であると思うのですけれども。そのほか、あと消防が、今度、広域化されましたよね。それで消防団が町に入ってくるわけでございますけれども、当然、財産も入ってくるのでありますけれども、債務に関してはどうなのか。

あと、臨時財政対策債。これは、100％国が補償してくれる、100％返ってくるものなのですけれども、その残高はあるのか、幾らになるのか、その点をお伺いします。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　債務負担のお話が出ましたけれども、主なものは国営事業を町内で実施しております。直近で言いますと、東西道路がそういうことになりますけれども、この事業を実施して、完了してから５年後から払っていくということになります。それが今かなりの部分を占めておりますけれども、それもあと二、三年でたしか終わるはずでありますので、債務負担しているものが財政を圧迫するということは、ちょっと考えられないかなという認識でおります。

それと消防団の経費については、従来からも東十勝消防事務組合に消防団経費として負担金で支出しておりますので、これは消防団の規模が大きくなったとか、そういうことではありませんので、負担は従前と何ら変わらないのかなというふうに思っております。

それと臨時財政対策債については、これ交付税にかわるものとして起債を借りなさいということになっておりますけれども、その元利償還金については、交付税上 100％措置してもらえるものでありますので、これはあくまでも本来は交付税で当該年度交付してもらうべきものを、国もお金がないものですから、起債という形で交付されると。その償還については、100％国が面倒を見てもらえるという内容でございますので、これも将来負担には影響がないのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　この臨時財政対策債なのですけれども、これ国の事情によってこれ返還されないというか、交付税算定されない部分もあるのかなというふうにちらっと読んだのですけれども、けれども、国から来る部分に関して、20 年ないし 30 年で償還していくというふうになると、これも一応債務の一部ではないかなというふうに私は思うのですけれども、その辺の考え方はおかしいですかね。一応、債務は債務だと思うのですけれども。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　臨時財政特例債という、債は起債の債ですね、これがつくので借金というようなそういう印象を持たれるかもしれませんけれども、本来は交付税として当該年度交付すべきものを起債という形で交付税にプラスされて一般財源化されるというものであります。これは国がその分、本来は交付税特会に国の一般会計からお金を特会に入れて、特会から地方に交付されるべきものなのですよね。これは後年次、国の一般会計から交付税特別会計に補填をしていくのですね。補填をしていきますから、それは国の借金ではありますけれども、地方の借金ではないということであります。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　私も、臨時財政対策債についてはちょっとかじってみたのですけれども、実質的な債務残高からこの臨時財政特例債を除外する考え方というのは、本当にこれ妥当なのか。先ほど言ったように、借金は借金だけれども、実質公債費比率とか将来負担比率には全く影響ない、それはわかるのです。でも、債務は債務であろうというふうに思うのですけれども、行政の考え方と民間の私たちの考え方は違うかなと思うのですけれども。だけれども、地方のほうは、国のほうで財政の部分で、これがどういうふうに変化していくか。また、当面はこれ 2016 年までとされているというふうに見たのですけれども、その辺のこれからの国の臨時財政特例債の考えですね、町はどのように理解しているのかだけお伺いします。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　臨時財政対策債の関係ですけれども、議員言われますように、残高、借り入れとしては借り入れになりますので、町の債務としてあるというのはこれ間違いないことで、ただ実質公債費比率の積算ですとか、そういったものからは除かれるということでございます。

今後なのですけれども、今、私どもが知り得ている情報の中では、縮小傾向にあるというお話は聞いているのですけれども、2016 年度をもって終了というお話はまだ情報としては入ってはきておりません。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　わかったような、わからないような、まあ、わかりました。

次に、先ほど言いました特別会計の債務残高ですね。例えば音更町を調べますと、音更町の広報の

中には、一般会計の町債残高が平成25年で194億5,000万円で、別に特別会計の町債残が161億1,000万円、合わせて358億6,000万円と、これはっきり広報に出ているわけです。幕別においても、広報等で特別会計の債務残高を、こういうふうにわかりやすく公表したらいかがと感じるのですけれども、どうですか。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　本町におきましては、一般会計の残高は掲載しているのですけれども、確かに特別会計のものについては掲載しておりませんので、今後において、そういったものも含めて、掲載できるような形で検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17番（藤谷謹至）　それで、音更町のを見てみますと、今言った358億円ですか、その内容として、平成27年度の一般会計と特別会計、企業会計を合わせた借入金残高の見込みは、広報にこう図が描いてあって幾らですと。町民にとっては借金が幾らですというふうに書いてあって、このうち約80%というのは、一般会計の残高と特別会計の残高を足した358億6,000万円のうちの80%が、地方交付税や使用料によって賄われると、そういうふうに書いてあります。本町では、そういうことで理解して、309億円ありますよね、８割ぐらいが返ってくる、乱暴ですかね。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　残高に対して、借金に対して、町の使用料なり税なりがどれぐらいの割合に充当しているのかというようなお話ですけれども、ちょっと今手元には資料はございませんで、毎年度バランスシートを議会の資料でお渡しはしているのですけれども、その中で町民１人当たりの借り入れ、残高、借金の状況ですとか、そういったものを掲載したりというようなことで、そういった面では、少しわかりやすく、例えばその音更の例も掲載しておりますし、そういったことではわかりやすい、若干ではありますけれども、そういった資料も提供しているところではございます。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17番（藤谷謹至）　次に、実質公債費比率なのですけれども、幕別町は14.3%、26年度ですね。総務省でしたか、決算カードが全国の市町村示されているのですけれども、その中ではまだ平成25年度までしか出ておりません。それで、26年度の管内状況ですね、幕別町14.3%になって、まだ管内で１番目なのか。それと、将来負担比率では、これ実は１位が池田町で114.9ですね、平成25年度で。25年度で池田町が114.9、２位が帯広市で113.5、３位が広尾町で111.1、それで４位に幕別町が来ると。実質公債費比率で、26年度の数字がわかれば教えていただきたいと思うのですけれども。管内の中で。いや、出ていなかったらよろしいです。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　実質公債費比率の状況ですね。ちょっと、今、手元に資料は持ち合わせておりませんので、ちょっとお知らせすることはできないです。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17番（藤谷謹至）　いずれにしましても、４月にはこれ全部、来年度４月には全部の数字が出てくるのですね。それ待ちということにしたいと思いますけれども。

　次に、特別会計の中の一番債務残高がある80億円の下水道の関係なのですけれども、将来負担比率、連結実質赤字比率、こういう財務指標が出てきたのは2007年度に成立した地方財政健全法によってこういうふうな数字が出てきたわけなのですけれども、下水道事業等、水道もそうでありますけれども、初期投資の建設費用が多大であるということで、財源を企業債の発行で賄って、その後、使用料によって企業債を償還していくと、それが通常だと思います。しかし、雨水公費、汚水私費という原則があって、雨水は自然現象であり、その受益から広く住民に及ぶことから、これ税金で負担と。汚水は、それぞれの家庭から出るものだから、その量に応じて使用者が負担すると。であるから、雨水は一般会計からの繰入金、税金で賄って、汚水は使用量で賄うと、それで会計を運営していくというところでありますけれども、毎年、総務省から通達されると思うのですけれども、基準内繰入金と基準外繰

入金というものがあると思うのですけれども、本町はこの基準内繰入金で賄っているのかどうか、それをお聞きします。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　一般会計からすると、特別会計には繰り出しということになりますけれども、繰り出し基準というのがございまして、今、議員おっしゃられますように、雨水については一般会計からの繰出金で充当しております。汚水に関しては基本的には特別会計、下水道の特別会計というのは基本だとは思いますけれども、ただ、建設事業費等を総体の下水道特別会計の中で不足している部分につきましては、基準外の繰り出しを一般会計から行っております。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　本来は基準内の繰入金でやるのが原則で、今回 26 年度の決算ですと公共下水道は借入額が４億 1,500 万円、償還額が６億 600 万円で、うち一般会計の繰入額が３億 5,700 万円、そのぐらいだと思うのですけれども、ですから、その借入額４億 1,500 万円から３億 5,700 万円を引いた部分が基準外ということではない、違う。ぼろが出るのですけれども、もう一回、基準内繰入金と基準外繰入金について、もう一回説明をお願いします。

○議長（芳滝　仁）　総務部長。

○総務部長（菅野勇次）　先ほど言いました繰り出し基準というのがございまして、その中で基準内のものと基準外のものがあるのですけれども、総体的には、先ほど言いましたように、下水道の特別会計の中で不足している部分については、一般会計からの繰り出しで対応してございますので、基準外の繰り出しはあるのですけれども、その内訳として、どういった経費に幾ら繰り出しをしているかというところまでは、ちょっと今手元に資料を持ち合わせてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　わかりました。

上水道会計においては、一般企業会計に移行しましたよね、去年ですか、もうちょっと前ですか。下水道会計においては、まだ企業会計には移行していないと。この企業会計への移行というところで、まず上水道に関しては、幕別上水道の健全プランでしたか、が策定されて案が出されているのですけれども、下水道事業の公営企業会計への移行ということで、総務省から何か内示か何か来ていると思うのですけれども、その中で、「下水道及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、『重点事業』と位置づけ、集中取組期間内に以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること」ということで、人口３万人以上の市町村には移行する必要があるというふうにされていまして、「人口３万人未満の市町村については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要である」というふうに書かれてございます。その支援措置については、マニュアルの策定、地方財政措置、財政措置については、公営企業会計の運用に要する経費については、平成 27 年度から平成 31 年度までの間、公営企業債の対象とする措置を講じるとともに、下水道事業及び簡易水道事業については、元利償還金に対する普通交付税措置を講じることとしていると、こういうふうなことが検索した結果、出てきたのですけれども、この辺について説明お願いします。

○議長（芳滝　仁）　水道課長。

○水道課長（坂井康悦）　今お話あったとおり、厚労省のほうからはそういう通達は来ております。ただ、移行義務というのは人口３万人以上ということで、人口３万人以上の市町村におきましては移行義務が課されております。ただ、当町の場合におきましては、人口３万人未満ということで重要検討ということで、今、原課のほうでは移行することがどれほどのメリットがあるのかないのかというのを検討を現在しているところでございます。それをもちまして、31 年度までに、移行に係る費用の一部が交付税措置されるということになっております。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　わかりました。いろいろ精査した上で、メリット・デメリットを考えてやっていただきたいと思います。

次、土地開発公社の件なのですけれども、土地開発公社について、平成 25 年度までの全国の各公社の債務がどれだけ減ったかというのが出てございました。その中に幕別町が含まれているわけなのですけれども、その中で 25 年度末で債務保証残高、これが 11 億 200 万円の債務残高があると。ほかの北海道内の市町村なのですけれども、軒並みにこれ債務保証残高が減ってございます。減っているのです。ふえているのが帯広市で 240 万円ふえているのでございますけれども、幕別町はプラス・マイナス・ゼロ、何も変わっていないというのが説明されてございます。現在のこの債務保証残高について、お尋ねします。

○議長（芳滝　仁）　商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之）　現在の債務残高でありますが、議員のおっしゃっておりました 11 億 200 万円と現在も変わってございません。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　まず、土地開発公社の方向性でございますけれども、平成 22 年の第 4 回定例会の一般質問において、牧野前議員が一般質問に立っているところで、当時の副町長が答弁している部分がございまして、それが一応解散の方向性で理事会で検討されているという趣旨の話が議事録に載ってございます。そのときですね、平成 22 年ですから、その後、この平成 25 年度までに国で起債措置をしてくれる有利なものがございまして、その答弁の中に、全額を借りて返済をしていくと公債費比率にある程度影響が出てくるというようなことがございました。現在、やはり幕別町の実質公債費比率の中には、この土地開発公社における債務残高というのは含まれていない数字であると思うのですけれども、その辺お伺いします。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　土地開発公社の債務残高というか、土地開発公社が土地の取得、造成をするに当たって金融機関から借り入れた額が 11 億何がしということで、それを町がといいますか、一般会計で全額債務保証をしているので、そういう額が出ているという状況でありまして、これは土地が売れればどんどん減っていくわけなのでありますけれども、売れていないということから、前年と数字が変わっていないという状況でありまして、実は土地開発公社をどうするかということは、平成 21 年度に第三セクター等改革推進債という起債ができまして、その起債をもって、町が土地開発公社が持っている土地を全部取得すると、そのことによって公社を解散してしまうということが可能であったわけなのですが、議論の中では、先ほどの答弁でも申し上げているように、やはり土地開発公社というのは案件が出たときに、やはり素早く対応できる、借り入れをしまして、そして土地を取得し造成、販売ができると、そういう非常に機動性にすぐれているということから、解散をせずに経費を節減しながら、解散をせずに土地開発公社のメリットを最大限生かした企業誘致に努めていくことがよかろうということがありまして、公社は今も残っているわけでありまして、これ、今後、土地が売れればですね、どんどんこの 11 億何がしというのは減っていくわけなのでありますけれども、一部は 20 年間にわたって太陽光のメガソーラー用地としても貸している部分がありますので、これを除くところについては、できるだけ売るような努力をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至）　方向性としてはわかりました。

一応、決算カードの中には土地開発公社の基金残高が 5 億 2,500 万円というふうに、これ違うのですか。土地開発基金現在高、基金ではない。申しわけございません。では、話を変えます。

基金が 5 億何ぼあるのかなというふうに思ったわけなのでございますけれども、やはりこの自主財源を確保していく中でも、この決算カードでいろいろあれしたのですけれども、幕別町は税収が 26 億 3,100 万円、25 年度ですね。音更町が 48 億円で、芽室町が 26 億円と、人口規模が少ない芽室町に

おいても町税が 26 億円、幕別より少ないわけなのですね。だから、その辺でやはり自主財源というか、その辺を含めて考えていく中でも、土地開発公社、経営安定にやっていただきたいというふうに思います。

まだ、いろいろしたかったのですけれども、最後、ひとつ住民にわかりやすい財政ということで、今回、ニセコ町の予算説明書というのを、これ売っているのですけれども、インターネットで、1,000 円です。これ一般質問終わってから払わないとならない、２冊買いましたから、14 年と 15 年を買ったわけです。年度によってはこれ売り切れがございます。210 ページにわたるあれなのですけれども、これやはり長期計画、ニセコ町の総合計画に従って、事業全部、事業数が何あるかというのが全部載っていまして、あと事業ごとに何に使ったか、補助金は何かというのも、わかっていらっしゃるとは思うのですけれども、こういうふうな「もっと知りたいことしの仕事」ということで出しています。これ、逢坂町長が就任してからですから、25 年ぐらい、全町民にこれ配っていると。人口規模が小さいのでできるというふうに言われるかもしれないのですけれども、実は音更町も調べましたら「まちの台所」ということで、これ広報なのですけれども、特別版ということで、音更町のおおそでくんというのを初めて聞いたマスコットキャラクターと大所先生がこう町の財政について教えてくれているわけですね。

本町に至っては、広報には載っているのですけれども、これ３ページ、これが決算でしたよ、26 年度決算。ほかの芽室も音更も決算にはそんなに力、音更はやっていますね。予算については、やはり策定の過程から住民にわかりやすいように示しているのですよね。本町の財政状況は、インターネットに全部出ているのですけれども、いろいろ見たのですけれども、やはり専門用語があって、決算書も我々が使っている決算書を出しているだけです。一番わかりやすかったのが、記者発表資料。これ、記者に丁寧に発表していて。

○議長（芳滝　仁）　藤谷議員。時間です。

○17 番（藤谷謹至）　記者に丁寧に発表するのに、住民には発表しないということはおかしいと思いますので、町の財政、これ住民にわかりやすく説明するように申し上げて、終わらせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16：48　散会

第４回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第４回幕別町議会定例会
（平成27年12月10日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
18　乾　邦廣　　19　藤原　孟　　1　板垣良輔
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（６人）

会議録

平成27年第４回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成27年12月10日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　12月10日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（20名）

議　長　芳滝　仁

副議長　藤原　孟

１　板垣良輔	２　荒　貴賀	３　髙橋健雄	４　小田新紀	５　内山美穂子
６　若山和幸	７　小島智恵	８　野原惠子	９　田口廣之	10　谷口和弥
11　小川純文	12　岡本眞利子	13　寺林俊幸	14　東口隆弘	15　千葉幹雄
16　中橋友子	17　藤谷謹至	18　乾　邦廣		

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長　飯田晴義	副町長　川瀬俊彦
教育長　田村修一	農業委員会会長　谷内雅貴
総務部長　菅野勇次	教育部長　山岸伸雄
会計管理者　原田雅則	経済部長　田井啓一
民生部長　境谷美智子	企画室長　細澤正典
建設部長　須田明彦	忠類総合支所長　伊藤博明
札内支所長　羽磨知成	地域振興課長　小野晴正
企画室参事　山端広和	総務課長　武田健吾
こども課長　杉崎峰之	糠内出張所長　阿部麗子
農林課長　川瀬吉治	福祉課長　新居友敬
経済部参事　廣瀬紀幸	町民課長　山本　充
経済建設課長　天羽　徹	保健課長　合田利信
保健福祉課長　金田一宏美	

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　野坂正美　　課長　澤部紀博　　係長　佐々木慎司

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

18　乾　邦廣　　19　藤原　孟　　１　板垣良輔

議事の経過

（平成27年12月10日　10:00　開会・開議）

［開議宣告］
○議長（芳滝　仁）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（芳滝　仁）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（芳滝　仁）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、18 番乾議員、19 番藤原議員、１番板垣議員を指名いたします。

［一般質問］
○議長（芳滝　仁）　日程第２、昨日に引き続き、一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。
最初に、板垣良輔議員の発言を許します。
板垣良輔議員。
○１番（板垣良輔）　通告に従いまして、質問させていただきます。
自然・再生可能エネルギー活用のまちづくりについてです。
全国の自治体で独自に自然エネルギー、再生可能エネルギーの活用が多岐にわたって行われています。
バイオマス産業都市に選定された十勝管内においても国内最大級バイオガスプラントを有する鹿追町やバイオマスタウン構想を策定した足寄町など、エネルギー活用の事例をかいま見ることができます。
道では、省エネルギー・新エネルギー促進条例を制定し、自然・再生可能エネルギーの開発及び導入の促進を図っています。また、全国各地でも同趣旨の条例制定が広がっています。
これらに先駆けて、「地域自然エネルギー基本条例」を制定した滋賀県湖南市では、条例の制定が契機となり、現在、官民連携でさまざまなプロジェクトが複数進行しており、自然・再生可能エネルギーが地域活性化の起爆剤となっています。
本町においても、豊富な資源を生かし、自然・再生可能エネルギーの利用を推進していくべきだと考えます。
よって、以下のことについて伺います。
１番、本町の自然・再生可能エネルギー活用の取り組み状況。
２番、自然・再生可能エネルギー地域基本条例を制定すること。
３番、庁内に自然・再生可能エネルギー担当部署を設置し、庁内の利用及び普及を推進すること。
以上です。
○議長（芳滝　仁）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　板垣議員のご質問にお答えいたします。

「自然・再生可能エネルギー活用のまちづくりについて」であります。

本町では、平成18年２月に「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定し、エネルギーの効率的な利用と環境負荷が少ない新しいエネルギーの導入に積極的に取り組んでまいりました。

エネルギーは、私たちが文化的な生活や経済活動を行う上で必要不可欠なものでありますが、近年新興国における人口の増加、経済発展に伴い既存の化石燃料を主体とするエネルギーについては、その資源の有限性や消費に伴い発生する二酸化炭素の蓄積による地球温暖化問題など多くの課題があると認識いたしているところであります。

また、原子力エネルギーについては、東日本大震災とこれを起因とする原子力発電所事故により、その安全性に多くの課題が生じているとともに、その廃棄物の処理についても大きな問題として存在しております。

このようなことから、エネルギーの効率的利用を図る省エネルギー対策と新たなエネルギー資源としての自然・再生可能エネルギーに対する取り組みには、持続可能な社会への転嫁を図る一方策として、大きな期待が寄せられているところであります。

ご質問の１点目、「本町の自然・再生可能エネルギー活用の取り組み状況について」であります。

自然・再生可能エネルギーとしては、太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、波力、バイオマス等があり、本町における太陽光発電の設置状況につきましては、平成 26 年度末現在、個人住宅では 407 件、事業所等が93件となっており、このうち1,000キロワット以上のメガソーラー施設が６件であります。

公共施設におきましては、幕別中学校、白人小学校、さかえ保育所の３カ所で導入しており、平成26年度の発電量では５万7,645キロワットアワー、原油換算で１万3,085リットルが削減となりました。

また、役場新庁舎建設や札内福祉センターの改築における自然・再生可能エネルギーの活用については、「省資源や省エネルギーへの対応」を基本に、本町の自然環境を生かし、環境に配慮することを目指すこととして、太陽光発電や地中熱ヒートポンプ、外断熱工法による高断熱建築の採用により、自然環境に優しい庁舎を実現することとしております。

このほかの取り組みといたしましては、ペレットストーブ設置に対する町の助成が平成26年度末で14台、バイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油の回収状況は、7,789リットルとなっております。

家畜ふん尿を利用したバイオガスプラントにつきましては、小川議員のご質問でお答えしましたとおり、家畜ふん尿の適正処理によるふん尿処理コストの軽減、副産物として作成される消化液、家畜の健康改善に伴う高品質な生乳の生産、衛生的な環境、プラント運営による雇用の創出、ガスによる発電、余熱の利用、戻し堆肥等さまざまな効果が見込めるものと認識いたしておりますことから、酪農畜産業の皆さんに導入の機運が高まりますよう意向調査の実施について検討してまいります。

また、公共施設整備における今後の自然・再生可能エネルギーの活用に当たりましては、施設規模や用途、維持管理の容易性、工事費やランニングコストなど、さまざまな角度から比較検討した上で、導入の是非を判断してまいります。

ご質問の２点目、「自然・再生可能エネルギーの開発及び導入の促進を図るための基本条例を制定することについて」であります。

平成23年の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を受け、とりわけ原子力エネルギーについては、その安全基準が大幅に強化されたことに伴い、ほとんどの原子力発電所が現在も発電を停止している状況にあります。

国は、代替エネルギーとして自然・再生可能エネルギーの導入を促進し、平成24年７月から始まった固定価格買い取り制度が誘因となり、全国各地で自治体や民間事業者によるさまざまな自然・再生可能エネルギー事業が取り組まれてきており、自治体においては、地域固有の資源である自然・再生可能エネルギーの利用等に関する条例化に取り組んでいる状況であります。

道内では、北海道が平成12年に「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」を制定し、芦別市、

東神楽町の２市町が条例を制定しております。

また、全国的には、民間の調査ではありますが、平成 27 年３月現在で８都道県、24 市町村で条例が制定されております。

先進自治体において制定されている条例の内容を見ますと、自然・再生可能エネルギー政策の基本理念や各主体の役割を規定しているものがほとんどであり、本町において、利用の可能性が高いのは経済の循環や雇用の拡大、酪農畜産業のふん尿処理などの課題解決等をトータルで考えますとバイオマス、とりわけバイオガスプラントのみであることに加えて、他の条例に規定されております理念や役割については、既に幕別町環境宣言に盛り込まれており、条例にかわるものとの認識を持っております。

今後は、平成 18 年に策定した「地域新エネルギービジョン」の検証の中で、自然・再生可能エネルギーの利活用につきまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「庁内に自然・再生可能エネルギー担当部署を設置し、町内の利用及び普及を推進することについて」であります。

地域特性を生かした自然・再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化を抑止して地球環境の保全に寄与するものであるとともに、その技術革新が新たな産業化につながることも期待できるものであります。先ほども申し上げましたように、本町における自然・再生可能エネルギーの利用の可能性が最も高いのは、バイオマス、とりわけバイオガスプラントであり、これは今後、農林課において意向調査の実施について検討することとしているところであり、事業が具体化する場合には、専任の部署が担当することも考えられるところであります。

したがいまして、現時点では、全庁的に各種の情報を共有しながら、関係部署が調査・研究を担当することで対応が可能であると考えております。

なお、今回の機構改革において、自然・再生可能エネルギー対策の総合調整を行う部署を設置することを予定としているところであります。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　板垣議員。

○１番（板垣良輔）　自然エネルギー、再生可能エネルギーの導入促進、そのための基本条例の制定及び担当部署の設置を求めて質問したいと思います。

自然・再生可能エネルギーの導入には温室効果ガスの低減に有用だということ以外にもさらになお二つの大変重要な意義を持っています。それぞれの長所のお考えを伺っていきたいと思います。なお、今回はエネルギーについて、電気のみを扱っていきたいと思います。

それでは、再質問を行います。

自然・再生可能エネルギー導入の意義の一つ目は、その経済性です。本町における電気料金について概算を調べてみました。総務省統計局が、毎年、家計調査というものを行っております。それによると、北海道では季節あるいは月で大きな変動はありますが、年間、およそ２人以上の世帯の年間電気料金はここ３年間の平均で１世帯当たり 12 万 1,603 円、およそ 12 万円だということのようです。本町の世帯数は 11 月末で１万 2,207 世帯、およそ１万 2,000、北海道の年間電気料金の平均 12 万円と世帯数１万 2,000 を掛けると、何と本町において家庭部門だけで１年間で 14 億 4,000 万円が電気料金として電力会社に支払われ、町外また管外へと流出しているという計算になります。

この 14 億 4,000 万円というのは、平成 26 年の町税収入 26 億 9,900 万円の半分以上に匹敵し、ここ３年間の地方債、地方債は余り平均で言うものではないかもしれませんけれども、地方債の平均およそ 14 億円を上回る計算になります。ここに役場庁舎あるいは小中学校など公的部門、商業施設などの産業部門を含めればさらに数億円という規模で電気料金流出、金額がどんどんふえていくことになります。

自然・再生可能エネルギーの産業的活用で、電気料金による富の流出を食いとめて町内、管内、そして域内循環させることができたなら、それは町民所得の向上につながり、担税力の向上、収納率の

向上、そしてそれは本町の自主財源の向上につながることと思います。

そこで、町長に伺います。

自然・再生可能エネルギーのその経済性についてどうお考えでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今るる計算した説明をいただきました。確かに町内で各世帯が支払っている電気料の合計が 14 億 4,000 万円となると非常に大きな額が支出されているのだと、私はそういう計算をしたことがなかったので、今、改めてそんな感じをしたわけでありますけれども、問題はこれが全て流出しているというお話なのですが、これを流出しないがためには町内でそれを賄うということになります。賄うということになれば、そこには投資が必要であります。しかもランニングコストも必要であると、そこを計算しなければ単に流出だということは、私は言えないのかなというふうに思いますので、そこら辺を、今、そういう提案をいただきましたので、果たしてそれが得になるのか損になるのかということは十分検討しながら考えていかなければならないものでなかろうかというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　板垣議員。

○１番（板垣良輔）　ただいま投資、ランニングコスト等かかるというふうなお話でした。

自然・再生可能エネルギーの導入の重要な意義の二つ目についてお話ししたいと思います。

二つ目は、その自然・再生可能エネルギーの自立分散型という性質についてです。自然・再生可能エネルギーは現在の電力会社による大規模一極集中型とは違い、さまざまな主体が独自に取り組むという自立分散型という性質を持っています。本町において 11 月に最大時 59 戸で停電が起こりました。

ことしの北海道の停電について調べてみましたが、非常に発生数や被害戸数が余りに多くて全容を把握することができませんでした。際立っているものをご紹介したいと思います。ことしの６月に北海道の北部、中央部、大雨落雷のため約 4,000 戸で停電、10 月には釧路で暴風のため 742 戸で停電が起こりました。11 月だけでも本町の件を含め、少なくとも 16 の地域で、北海道だけで、しかも 11 月だけで 16 の地域で停電が起こりました。つまり、しょっちゅう停電が起きているということです。そんなしょっちゅう起きている停電に対して、私たちは非常に無防備だと思います。停電が発生したとき、私たちができることはたった一つだけ、電気の復旧を待ち続けることしかできません。現代において電気を使うことができないと、個人の生活の自由が著しく制限されてしまうと思います。

自治体や行政機関には地域の社会インフラを整え、支え、住民の生活の自立を保障する責務があると思います。異常気象が頻発している昨今、大規模な災害が起こる可能性がより高まっています。一刻も早く本町において社会インフラの重要な一部分であります電気を保障するために自然・再生可能エネルギーの導入、自立分散型エネルギーシステムの確立について早急に検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか、町長の認識を伺います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今のお話はちょっとお聞きしますと、ちょっと飛躍し過ぎているのかなという感じを受けました。といいますのは、地域で発電ができれば停電が防げるという、そういう論法は、私にはちょっと理解できませんでした。といいますのは、発電をしてそれを送電して電気が使えるということになりますので、今の停電の多くは送電網が断線することによって停電が起きているわけでありますから、発電を自賄いで幾らしたとしても、発電が一方通行というか、１本だけであれば停電してしまうわけでありまして、ついこの間、新聞にも載っておりましたけれども、陸別で大規模な停電が起きて、１本しかなくて長時間停電してしまった。それを２本にしたということで、かなり安心の度合いが増したのだよというような、そんな記事も載っておりましたように、やるとするならば私は送電網をダブルにしていくといったことが必要なのかなというふうに思いまして、では、そうなったときに、それを自治体でそこまでやるのかと、今、発送電分離なんていう話もありますから、そういった中で発電は発電、送電は送電、あるいは売電は売電というような、そんな役割分担も今はできていくようにも思っておりますので、そこはそちらのほうにお任せするべきかなというふうにも思って

もいるところであります。

○議長（芳滝　仁）　板垣議員。

○１番（板垣良輔）　自然・再生可能エネルギー、その環境性だけでなく、経済性もまたそういった自立分散型エネルギーシステムだというその性質においても非常に有用なものだと思います。それゆえに非常に気軽に私たちはその自然・再生可能エネルギーシステムをもっともっと推進していくべきだと、軽々しく求めてきたと思います。

自治体が自然エネルギー、再生可能エネルギーを導入するということは、個人が自分の自宅の屋根の上に太陽光パネルを載せるか悩むというのとはわけが違います。財政状況逼迫していく中、経費を継続して投入していく政策には資金的な制約があると思います。また、本町における最適なエネルギー政策とは何なのか全庁的な議論が必要だと思います。ほかにも法制度の制約や関係部署の横断など先進事例の支援など簡単な問題でないことは容易に予想することができます。これからの地域の自立的な持続的な暮らしのために、エネルギー政策非常に重要だと思います。

地域自然エネルギー基本条例、全国に先駆けて制定した滋賀県の湖南市では、その中で自然再生・可能エネルギーのこと、市の考え方が明記されています。自然エネルギーは地域固有の資源であることというのがまず一つ、自然エネルギーは地域に根ざした主体が地域の発展に資するように活用すべきことというのが二つ目、最後に自然エネルギーの活用には一定のルールが必要であるということが定められております。基本条例を制定し、自然エネルギーに対するルールが共有されたことで、滋賀県湖南市ではごく小規模から中規模に至るまでプロジェクトが複数同時に進行しています。

また、自然再生可能エネルギーの担当部署、これを多重的に設置した北九州市では、全国でも例を見ない債権、市債と寄附によって維持管理されている公設の市民太陽光発電所が建設され、市の特別会計でその維持管理が行われております。先ほど述べましたとおり、さまざまな制約があります。でも、自然・再生可能エネルギーを真剣に導入するためには、基本条例を制定し、一つの政策パッケージとして推し進めていくことが欠かせないと思います。そして、自然・再生可能エネルギー、その利活用のためにはそれを推進する担当部署が必要だと思います。国の動向や電気会社の政策、方針に一喜一憂する時代は少しずつ終わりつつあると思います。

自然・再生可能エネルギー制度の仕組みを幕別町において安定的に構築するために、幕別町には先ほど環境宣言という理念があると答弁されました。理念の枠にとどまらない具体的なルールを定めた基本条例及び担当部署を設置することが何としても必要だと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今、湖南市あるいは北九州市の事例を紹介いただきました。それぞれの市町村においてはそれぞれの立地特性があって、その特性を生かして発電をしているのだろうというふうに思っております。ただ、私もちょっと湖南市の例を見させていただきますと、太陽光なのですね、湖南市の場合は。

私は、我が町のことを考えたときに、もう太陽光は要らないと言ったらちょっと失礼かもしれませんけれども、目指すべきところは、本当に地域の畜産酪農場の課題を解決することとあわせて、そこに雇用がある程度生まれることを考えますと、やっぱりバイオガスのほうに向かっていくのかなと。それが一番私たちの町においては最も可能性が高くて今ある課題も解決する、しかも地域の活性化にもつながっていくいいものであろうというふうに考えております。

ですから、向かうべきところはそこの研究をまずはやっていきたい。したがいまして意向調査も実施すると、実施したいというふうに考えているところです。その意向調査の実施結果いかんでは、その事業化に向かっていく、それで終わってしまうこともあるかもしれませんけれども、そこで事業化に向かっていきましょうと、具現化しましょうとなったときに、私は、特別な専門部署が必要になってくるかもしれませんけれども、今はまだ全体的な情報収集であったり、これから意向調査をやろうかという段階でありますので、その結果いかんによって組織あるいは条例についても必要なのかどう

なのかということも含めて検討していかなければならないのかなとは思っておりますけれども、現時点においては現体制の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝　仁）　板垣議員。

○１番（板垣良輔）　以上で僕の質問は終わりなのですが、これからも積極的に僕自身も頑張っていきたいと思います。ぜひ、自然・再生可能エネルギー導入に向けてお互い頑張っていきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（芳滝　仁）　以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10 番（谷口和弥）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一つ目、長寿社会を安心して迎えられる町となるために。

2014 年６月、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に向け、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の整備等を行う」ことを趣旨とした「医療・介護総合確保推進法」が公布されました。介護保険関係は 2015 年４月以降、順次施行がされてきています。介護保険制度の改正としては、「医療と介護の連携強化」「認知症施策の推進」「介護予防と一体的な生活支援サービスの提供」「費用負担の公平化」などが行われ、これまでも数度にわたって介護保険制度の改正が実施されてきましたけれども、今回は 2000 年の制度創設以来かつてない大きな改正となっています。

幕別町においても「幕別町第６期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」が策定され、ことし４月から実施されています。今後、幕別町がどのような長寿福祉社会像を策定し実現していくのか、自治体の権限・裁量が大きくなっている中で、自治体としての力量が問われることになります。

ついては、以下の点について伺います。

①利用者負担段階の第１段階から第３段階に該当する人への負担軽減制度である補足給付の見直しがことし８月から実施されました。幕別町は介護保険３施設等の利用者に対し、介護保険負担限度額申請書の提出を求め、その中で申請者に銀行等への残高等の調査を承認する同意書の記載を求めています。幕別町は認定に当たり、残高等の調査をどのように実施しているのか伺います。

②一定以上の所得のある利用者のサービス利用負担割合が、ことし８月より１割から２割負担となりました。高額介護サービス費の支給制度があるにしても、負担増を理由に本来必要なサービスの利用中止や利用回数の調整が行われることが危惧されているところです。負担増となった利用者の利用状況について伺います。

③介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成される総合事業は、幕別町では 2017 年度からの実施を予定しています。残すところ１年と少しとなりましたが、実施に向けての基盤整備等の進捗状況について伺います。

二つ目であります。

ファイターズ応援大使の取り組みで最大限の効果を。

プロ野球北海道日本ハムファイターズは、北海道 179 市町村を地域の住民と交流を図りながら、まちづくり・まちおこしに寄与していく取り組みとして、毎年 18 市町村に応援大使となる選手を任命しています。この取り組みは 2013 年から 10 年間かけて全市町村に任命する計画で、これまで十勝管内では５町が応援大使派遣を受けてきました。

2016 年には幕別町が応援大使派遣市町村に選ばれ、２人の選手が任命されました。応援大使には１月１日からその１年間の期限で幕別町を応援してもらえることとなり、幕別町のポスター、広報誌、ホームページ、ブログ掲載に起用ができたり、特産品等のプロモーションやイベント、行事に協力してもらうといったことが可能となってきます。また、球団が認可するものには肖像権を無償で使用できるとされているところでもあります。

幕別町の応援大使の１人が実力、人気の両面でファンに限らず大変注目を浴びている選手であることなどもあり、幕別町が応援大使の取り組みを十分に活用することができたなら、さまざまな面で幕別町の振興に大きな効果、影響があるものと予想されます。

幕別町がこの取り組みをどのように活用していこうと考えているのか伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　谷口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「長寿社会を安心して迎えられる町となるために」ついてであります。

我が国では、高齢者の増加が諸外国に例を見ないスピードで進んでおり、内閣府の平成 27 年度版高齢者白書では、65 歳以上の高齢者人口は過去最高の 3,300 万人となり、高齢化率も 26.0％と過去最高となっております。

高齢化の進展に伴い、要介護認定者が増加する中で、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や老老介護が増加するなど、高齢者を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、さらに、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、医療と介護の需要がますます増加することが予測され、今後、複雑・多様化するニーズへの対応が必要とされております。

介護保険制度は、高齢期の安心を支える制度として定着してまいりましたが、介護保険制度の持続性を確保するため、地域包括ケアシステムの構築と低所得者の第１号保険料軽減の拡大、所得、資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたところであります。

ご質問の１点目、「介護保険負担限度額申請者の残高等の調査をどのように実施しているかについて」であります。

介護保険では、平成 17 年 10 月から介護福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を利用する方の費用のうち、食費や居住費については、本人の自己負担が原則となっておりますが、住民税非課税世帯の利用者については、申請に基づき、食費・居住費を補助する特定入所者介護サービス費を支給し、負担軽減が行われております。

介護保険制度の改正に伴い、単身世帯で 1,000 万円を超えるなど一定額以上の預貯金等の資産を所有する場合や配偶者が住民税課税である場合については、本年８月以降のサービス利用から負担軽減の対象外とされたところであります。

本町における本年 11 月末現在の利用者負担軽減の認定者数は 336 人でありますが、認定申請の際には、本人や配偶者が所有する全ての預貯金、有価証券等の残高の写しを添付していただいていることから、預貯金等の所有状況が把握できないといったケースはなく、金融機関等へ残高を照会した事例はありません。

今後とも利用者負担軽減の認定に当たりましては、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「介護保険制度改正により負担増となった利用者の利用状況について」であります。

平成 12 年の介護保険制度の創設以来、介護サービスを利用した場合は、所得にかかわらず利用者負担が１割とされておりましたが、高齢者世代内で負担の公平化を図るため、65 歳以上の被保険者のうち、合計所得金額で 160 万円以上、単身世帯で年金収入のみの方であれば年収が 280 万円以上ある場合など、一定以上の所得のある方については、本年８月以降のサービス利用に係る負担割合が２割とされたところであります。

本町における本年 11 月末現在の２割負担の認定者数は 102 人であり、病院に入院されている方、新規の認定者などで介護サービスをいまだ利用されていない 24 人の方を除きますと、78 人の方が居宅サービスや地域密着型サービス、施設介護等のサービスを利用されております。

サービスを利用されている方の制度改正前と直近までの利用状況につきまして、個別に確認いたしましたが、利用を中止した方や利用回数に大きな変動があった方は見受けられなかったところであり

ます。

今後も介護支援専門員や事業所との連携を図り、利用者が適正なサービスを使うことができるよう支援してまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「総合事業実施に向けての基盤整備等の進捗状況について」であります。

町では、平成 29 年度からの総合事業の実施に向けて、現在、内部に検討会議を設置し、事業の内容について検討を進めているところであります。

介護予防・生活支援サービス事業につきましては、現行の予防給付の訪問介護と通所介護が総合事業へ移行するほか、新たに緩和した基準や住民主体、保健・医療の専門職などの多様なサービス、その他の生活支援サービスなどに分類されますことから、サービスの担い手の確保、地域資源の開発や掘り起こしの検討のほか、既存の介護事業者からの意見聴取、情報交換等を行っております。

また、その他の生活支援サービスにつきましては、現在の介護予防ポイント制度を活用したごみ出し、掃除、洗濯等の軽度な家事支援サービスのほか、給食サービスは、減塩食や低カロリー食の導入を検討しているところであります。

次に、一般介護予防事業につきましては、現行の介護予防事業のほか、新たに地域リハビリテーション活動支援事業に取り組むこととなりますが、地域サロンなどの住民主体の通いの場において、リハビリテーション専門職による介護予防の機能強化を促進したいと考えております。

現在、本町における前期高齢者の要支援・要介護の認定率は１割未満であり、大半の前期高齢者は活動的な生活を送っております。こうした高齢者が新たな担い手として活躍していただきながら、地域の増大する生活支援ニーズを実情に合わせて、コーディネートしていくことも大変重要であると認識いたしており、今後におきましては、町、介護事業者、企業、専門職、地域住民等が地域の課題を共有し、世代を超えてともに考える仕組みと支え合う地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、「ファイターズ応援大使の取り組みで最大限の効果を」についてであります。

北海道日本ハムファイターズでは、平成 25 年から 10 年間、北海道を全力で応援する取り組みとして、選手が地域のまちづくり・まちおこしに寄与する「北海道 179 市町村応援大使」を実施しております。

市町村応援大使は、毎年、希望する市町村の応募の中から、抽選により 18 市町村が決定され、これまでの３年間で 54 市町村、十勝管内からは５町が選ばれ、町の PR や地域の活性化の取り組みなどの活動が行われております。

本町は来年、合併 10 周年や開町 120 年などの節目を迎える年であることから、応援大使に応募したところでありますが、去る 11 月 22 日、札幌ドームで開催された「ファンフェスティバル 2015」で実施された抽選により、大谷翔平選手と市川友也選手の２人が本町の応援大使に就任することが決定いたしました。

ご質問の、「応援大使の取り組みをどのように活用していこうと考えているかについて」であります。

応援大使の活動期間につきましては、来年１月１日から 12 月 31 日までの１年間となっており、どのような取り組みが可能であるかにつきましては、北海道日本ハムファイターズとの協議の上、進めていくこととなります。

今後の具体的な取り組み内容につきましては、現在内部で検討しているところですが、これまで実施された例では、成人式でのメッセージ披露や応援観戦ツアーの実施、少年野球教室、インターネット電話回線を使用した小学生との交流など、さまざまな取り組みが実施されております。

今回の応援大使の活用は、北海道日本ハムファイターズの情報発信力やテレビなどのマスメディアへの露出を生かした町の PR が可能となり、町の活性化につながる大きな機会であるのと同時に、北海道日本ハムファイターズの応援やイベントへの参加を通じて、町内でさまざまな人々の交流や子どもたちの健全育成、スポーツ振興など、多くの効果が期待されるものであり、実施に当たりましては、

町民の皆さんからアイディアを募集するなど、町民の皆さんとともに幕別町を盛り上げる有効な機会となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　会議の途中ですが、この際、11 時まで休憩いたします。

10：46　休憩

11：00　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

一つ目の設問の①介護保険負担限度額認定申請書にかかわってであります。

ご答弁にいただいたこと、同意書はとっているけれどもまだ、まだというか、その同意書に基づいて銀行等への調査はしたことがないということでありました。私はこのことについて、その姿勢を評価させていただきたいなというふうに思います。ただ、この申請書が７月６日付で８月１日からの実施に当たっては、該当する高齢者の方に配付されたその文章を目にしているところでありますけれども、この申請書のあり方についてはちょっと残念な思いをしているところであります。そのことについて述べさせていただきたい、質問させていただきたいというふうに思います。

こういう銀行等への残高調査、それの同意を求めるということは大変プライバシーの侵害になることなのだと思うのです。こういうことをする、同意書を求めるということはほかにも銀行預金等のことが申請を受理しなかったような条件になっている介護保険の申請の制度がありますけれども、そのこととはそれは課税状況を調査するという程度の中身でありますから、役場庁舎内の中でおさまることであって、でも、今回のこの同意書の中身は銀行へ調査するわけですから、それが外に出る、そのことに同意を求めることでなりますから、その申請書を書くに当たっては、そのことにも記入が必然であって、大変複雑な思いで書く、書かざるを得ない、そういうことになってくるのだというふうに感じるのです。

どういう経過の中で、この申請書の中にこういう中身の同意書を加えて送られてきたかということの真意を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　制度改正に伴いまして、８月以降の食事居住費の利用者負担段階の関係につきましては、預貯金を把握するということになりまして、国のほうからは申請書に当たりましては、必ずこの同意書をいただくという指示のもとに、今回８月の申請に当たりましては申請書を、様式を改正したところであります。町といたしましては、添付以外の預貯金はないということで判断しておりますので預貯金の調査を行っておりませんが、これが仮に預貯金の調査を行うといったケースになった場合につきましては、この同意書がないと銀行に対しては調査ができないというこれも国の指示に従ったところであります。以上です。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　国のほうでそういう指導があって、こういう種の同意書をつけなければならなかったのだということの背景はわかりました。そうであれば、なおさらのこと、今後も基本的にこの同意書を使っての調査については慎重に取り扱う、そのことを内部でしっかり意思統一していただきたいなというふうに思うところであります。

一つつけ加えますと、この申請書のことについて、虚偽の申請があった場合は罰則というのはあるのでしたか。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　今回の申請に当たりまして、虚偽があった場合につきましては、国のほうで要綱を定めておりまして、３倍の返還ということになっております。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　そうですか、３倍の返還ですか。かなりな大きな金額の罰則があるということなのですね。

いや、実は、そのことが今回のこの申請書の中には書かれてないのです。幕別町のホームページにはそういう金額だったかどうかはあれなのですけれども、そのことについて触れられているところがありました。申請書にも書いておくべきだと。そしてこの罰則がついついうっかりしていましたと、本当は確かに言われてみたらありましたというようなことも許されない、失念していたとしても罰則しますよという中身であったというふうに思います。そうであればなおさら、この申請書の中にそういったこともあるのでということを書いておくことは重要なのだと思います。

毎年更新がされるし、65 歳になって第１号被保険者になった、そういった方には随時この申請書が同時に配られるのかなというふうに推察します。ですから、来年の更新のときを待たずして直ちにそういったことも加えながら、町民感情にちゃんと応える中身でつくりかえて実施していただきたい、そのように思うのですが、いかがですか。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　介護保険につきましては毎年複雑な改正が行われておりまして、町といたしましても制度改正の内容につきましては十分町民の方に周知する義務があると考えておりますので、今いただいたご提案につきましても、内部で検討いたしまして住民の方に十分伝わるような形で申請書のほうを考えていきたいと考えております。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　わかりました。本当にこのことの経緯が町民はわからないですから。町に裁量はなかったから、国の指導の中でそういったことをせねばならなかったのだということはもちろんわからないわけです。町のその実際に住民に接する職員、たくさんいるのだと思うのですけれども、大変町民のほうから疑いの目で見られるようなそんなことにもなってしまう、これはもう残念なことでありますから、これからも丁寧な対応を続けていっていただきたいというふうに思います。

二つ目であります。

収入の多い少ないで２割負担になる。そういったケースが、今、実際利用している方は 78 件でしたか、そして個別の調査の結果ではそのことによってサービスの利用を中止すること、それやサービス計画を変えるようなことが、大きな計画を変えるようなことがなかったということの答弁をいただいたわけでありますけれども、今、この収入によってあなたは多いから２割にするという手法については、これもまた国がやってきたことでありますけれども、私はすごく残念に思っているところであります。失業やそれからリストラ、それから安倍政権が新しい第三の矢と言っている介護離職、そういったことなどで本来まだばりばりと働けるサラリーマン世代が離職をしてしまうということなどがあるわけで、その親の年金収入が生活の主たるものになってきてしまう、そういうケースもあるわけで、いろんなことが想定されます。そして、年金収入が主たる収入ということに、もしなってきているとすれば、順番が来て介護しているお父さん、お母さんが亡くなったときにはその収入が失われる。以前と同じように収入を得られるような仕事につくなどというようなことはなかなか困難なわけで、生活の不安というのは、それはずっと今後続くということになってくるのではないかなということなども推察されるわけであります。

私は、個別の調査ということでありますけれども、その個別の調査というのがどのような内容で行われたかということの説明をまず受けて、その上でまた質問を続けさせていただきたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　今回 78 件、利用されている方の状況なのですが、町といたしましては給付管理を行っておりますので、今回２割になられた方の給付状況、制度改正前、さらに制度改正後８月、

９月、今、直近でいきますと９月までの状況しかわかりませんので、その状況を一件一件給付状況から確認させていただいたところであります。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　ということは、その調査の手法というのは本人からの面談等ではなくて、利用者さんの家族に調査を、例えば職員が行って行ったというのではなくて、書面上の調査であったということを確認させていただいていいですか。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　そのとおりです。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　私はここで、ちゃんとしたといいますか、かつて幕別町が行ったことに相当する調査も行っていただきたいなというふうに思うのです。平成 24 年６月 12 日付のあの文書で介護サービス利用調査というのが行われています。どういう調査かというと、幕別町の居宅介護支援の事業所に協力を求める形で、今、幕別町の介護認定を受けている方のサービスの利用状況は使用度限度額の 50％ぐらいであると、これで十分かどうかということが町としては評価できないと、わからないと。だから、何らかの事情でサービスの利用ができないようなことになっていないかどうか、居宅介護支援事業所の皆さん、データをくださいということでの恐らく全認定者、全ての認定者の調査がそういう協力のもとで行われたのだと思うのです。

私は、この調査票を見たときにすばらしい中身の調査だなと、そういう町民の生活実態を幕別町がちゃんと知ろうとした上での調査内容であって、それは３年に１回介護保険事業計画を見直すときにいろいろなアンケートをとるのとは全然違って、それも大事なのですけれどもね、それとはまた全然意味合いも違う、もっともっと意味のある調査を幕別町が行っているのだな、行おうとしているのだな、そんなような思いでいたところでした。

今、２割負担という大きな制度改正の中で、わずか全員としたって百数人、利用している人は 78 人のことであります。改めて、ちゃんとした生活実態の調査を町として行って把握するべきではないかなというふうに考えるのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　介護保険の改正に合わせましては、これまでも利用実態状況の調査をさせていただいております。今回こういった形で負担増になっている部分もありますので、この方、こういった方以外にも利用者の状況については把握するべきと考えておりますので、今後の中で状況把握に努めたいと考えております。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　状況把握をぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。そして、私自身もほかの介護にかかわる従事者の方から２割になった方でプラン変更をしたのだという方を知っています。このまま入所施設に入所することをためらっているのだと、そういう方もいます。その人たちが今回の書面上の調査では、大きな国の中でプラン変更がないのだということになっていることがわかるわけですよ。ぜひ進めていっていただきたい。

そして、もう一つ言えば、２割になってしまった方の中で生活が大変なのだと、先ほど言った事情等でですという方がいれば幕別町としてもそういった方に対して全てのアップした方ではなくて、そういった方に対して救済の制度を設ける、助成の制度を検討する、そのことが必要なのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　町はこれまで低所得の方に対しましては、社福法人の減免だとか訪問介護を含めてさまざまな軽減制度を行っております。今回につきましては所得のある方ということでありますので、そういった方に対する軽減というのは今までも行っていない面から考えますと難しいものと考えています。ただ、制度の持続性を考えますと、これからも利用者の負担が多くならないように国

に対しましては要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10番（谷口和弥）　助成制度については前向きな答弁ではなかったというふうに思いますけれども、まずは、戻りますけれども実態を把握した上で、その上できっとそのことは何らかの形で報告もいただけることになるのだと思いますから、また状況を見ながら改めて私見を述べさせていただきたいなというふうに思います。

三つ目、総合事業についてであります。

答弁いただいた内容については、残り約１年ちょっと少しであるけれども、今あるいろいろな施設体系も含めて順調に進んでいるのだなというふうな受け取りをしたところでありました。

今回のこの質問をさせていただいた意図は、これまで私自身がこの介護保険制度について、やっぱりどの町に住んでいても同じ保険料で同じ、受けたいサービスが受けられて、国の保障の制度の中でしっかり行われるべきだということをベースに主張をしてきたわけであります。そのことは基本的には変わっていないのですけれども、今の政権の中でやはりこの介護保険制度、このお金の出入りの仕組みは、期数を重ねればますます利用者、負担だけでなしに介護保険そのものがだんだん大きくなっていくのだということが目に見えている仕組みであるから、実はその辺のところはこの町の自治体の力量でできる範疇として総合支援事業をやはり信頼される総合事業を推進していくことが、ひとつ大きな手法になってくるのではなないかなというふうに考え方を少しチェンジもしているところであります。

介護保険料ですけれども、最初の平成 12 年、2000 年のときは幕別町はそのときはまだ町村合併の前でありましたけれども、月額、旧幕別町は 3,025 円、旧忠類村で 2,933 円で始まりました。それが、第２期のときには少し下がったけれども、第３期では 3,350 円、４期では 3,850 円、５期で 4,950 円、そして今、第６期、今、初年度ですけれどもとうとう 5,000 円を超えて 5,150 円になったと。第７期に向けてはもっとさらに上がっていくのだろうなということになってしまう、これを防ぐための手法としての総合事業、この展開を容認する、いいものをつくっていく、そのことを町と一緒にやっていきたいという立場に、そんなふうに思っているところです。

それで、結局、今この総合事業、北海道ではこの４月から開始したのは３市町でありました。士幌町、長沼町、それともう一つ、すぐこの６期から始めたところは少なかったのだけれども、最終的にやらなければならないというふうに義務づけられている 2017 年、平成 29 年ですか、そこのスタートに向けては絶対やらなければだめだし、そこの時点でやろうというふうに準備している自治体が多いわけでありますけれども、一方でこのことを前倒しして早く実施するというふうに、予定よりも早く実施するという自治体が、今、私が言った理由でもって、理由、まだもう一つ移行時の 10％特例のこともあって、経済的に有利な財源が生まれるということもあって早く実施するというところもふえてきているのです。

この十勝管内では池田町が来年３月、今年度から実施する、この後、来年度は幕別町より１年早く音更町や上士幌町や本別町も実施していく、そんなことが新聞等で明らかになっています。そういうこともあるものですから、この総合事業、幕別町がそういったことではぎりぎりのスタートを予定しているわけでありますけれども、先送りするという、そういうことの考えなどは議論の中ではあるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　本町におきましては、計画策定時、第６期計画策定時におきまして 29 年度実施ということで考えております。現状は前倒しで 27 年度３月からぎりぎり始められる自治体もあると聞いておりますが、本町といたしましては在宅におけるサービス基盤が固まらない中で早期に実施するというのは、やはり利用者の混乱を招くという考えから、十分在宅サービスが整備される時期を、期間をもって 29 年度から始めたいと考えたところであります。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　そうですか、わかりました。どうしても前倒ししなさいなんていう、そういうものではない、やっぱり住民のサービスが、ちゃんと基盤整備が整った上でやられなければならない事業だという認識がありますから、引き続きそのスタート時点の制度の充実に向けて一生懸命取り組んでいただいて、2029 年のスタートしっかりやっていただきたいというふうにエールを送らせていただきます。総合事業については、今、私は期待する立場でこのことを申し上げておきます。

最後につけ加えれば、結局そのことをする、サービスを提供する事業所のところ、介護保険制度ではしっかりといろんなルールの中で定まった縛りがある中で、言葉は悪いですけれども、いい加減な業者は入ってこれなかった、少しそれが緩むことになってしまうのかなという部分もあったりするのだと思うのです。その辺の指導もしっかりとやって、住民が不利益にならないようにしていただきたい、そのように思います。

二つ目の設問の応援大使について質問させていただきます。

もう私の周りの人たちの、私の交流のある人たちという言い方をすればいいでしょうか、本当に幕別町が今回 18 市町村の中の一つに選ばれて、そしていただいた選手が大谷選手だということについてはね、喜びの声、ほかの自治体の住んでいる方にしたらばもううらやみ、いわばねたみにも近いようなそんな言葉が寄せられているところであります。応援大使をいただくこの官民一体の事業でありますけれども、大変ありがたい事業でありますけれども、その中で大谷選手が、ちょっと市川選手に申しわけないのですけれども、大谷選手がいただけたということを本当に喜んでいます。この大谷選手、この間の世界大会でも大変活躍をされましたし、けがなどしなければ今後 10 年 15 年、さらにはもっと日本や世界の頂点の選手として頑張れるのだと思う、この１年間の限定つきでありますけれども、その後もかつて幕別町の応援大使に大谷選手がなっていたのだということが残るような取り組みをしていただきたいものというふうに思っています。

浦河町に今 2015 年、大谷翔平選手は浦河町の応援大使、そこにも職員を派遣されていろいろとどんな事業をされてきたかということを調査に行ったとのことも聞いているところであります。どこまでがやれて、どこまでがやれないかということは役場の担当の方でないとわからない、やれることはどんどんやっていただきたい。そして、早期にもう１月１日からのことですから取り組んでいただきたい、成人式のメッセージのこともありました。浦河町の１月 11 日にことしやっているのですね、そこでもう応援メッセージいただいているのです。１月６日には、大谷選手がそのファンフェスタ、フェスティバルで引いたくじを庁舎内に展示して、そしてやってもう１月、年を越えたと同時にもうアクションがある、そういうことなわけでありますけれども、そういうことでは、まずは、では担当の部局はどこになるかということと、もう今この準備についてはどういう状況なのかということ、そのことをお話、お聞かせいただけませんか。

○議長（芳滝　仁）　企画室長。

○企画室長（細澤正典）　日ハムの応援大使の事務局の関係でありますが、とりまとめとしては企画で行いたいというふうに思っております。あと商業的な部分もございますので商工観光、そしてまたスポーツの野球教室みたいなものもございますので、教育委員会、そこの担当部署と連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

あと、具体的な打ち合わせといいますか、事業の部分なのですけれども、まだ球団の担当者が幕別町にお越しいただいておりません。ですから、具体的な何がやれて何がやれていないという打ち合わせがされておりませんので、この訪問予定が 12 月 22 日にお越しいただけるということで連絡が入っておりますので、実際に何がやれて何ができないのかという打ち合わせは、そのときにいろいろと打ち合わせさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　12 月 22 日ですか、楽しみですね、その日が。いろいろな形での応援をしていただくわけでありますけれども、もちろんスポーツ選手ですから、プロ野球選手ですから、そこの場での本職の活躍があっての応援大使なのだというふうに思います。幕別町としてもその２人の選手、フ

ァイターズ球団をことし１年は、ことし１年はそういうシフトだよと、いろんな競技の方もいるし文化事業の方もいるわけでありますから、もちろんプロ野球が好きな人であっても、ほかの球団のファンの方もいらっしゃいますから、でもでもことしは町の姿勢としてはファイターズなのだよということの理解をちゃんともらうこともやっていただきたいし、私はこれからまた述べさせていただきますけれども、町長に本当に、担当の部局はわかりましたけれども、先頭に立ってこの応援大使の事業を進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今回応募して当たって、そして当たった選手が大谷選手、市川選手と、本当に最高のくじを引いてくれたなと、もう私も感激でいっぱいであります。この千載一遇のチャンスをしっかりと町の PR あるいは子どもたちの健全育成にスポーツ振興に生かしてもらいたいというふうに思っているところでございますので、これは町民の中にはいろいろ趣味趣向、違う方もいらっしゃるかと思いますけれども、私はこの町のために、これから育っていく子どもたちのためにこれはもう最大限生かしてもらいたいというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝　仁）　谷口議員。

○10 番（谷口和弥）　町長の決意は、考えはわかりました。それで、述べさせていただきたいことということの中では、町長にも応援にも先頭にもちろん立っていただく、なかなかプロ野球選手としては、こちらからも接触する機会というのはそうないのだというふうに思います。今、自主トレの中で２月のキャンプを迎える、１軍はことしはアメリカに行く、途中から帰ってきていつもの名護、２軍は２月１日から国頭村でと、沖縄の中でのキャンプ、もう接触する機会が、選手に接する機会とすればもうその２月のその時期のちょっとした、ちょっとした時間にしかとれないのではないかな、私はそこでもね、町長自身に行って町の PR をしていただきたいと思っているのです。

その理由は、沖縄は結構パークゴルフが盛んなのですね、いろいろ調べてみますと。全体の中では 20 ぐらいのパークゴルフ場があります。沖縄本島はその３分の２ぐらいです。キャンプ地であります名護にも二つのパークゴルフ場、18 ホールが二つあります。そして、２軍キャンプのある国頭村ではすぐ球場の川を挟んで向こう側にパークゴルフ場 18 ホールがあって、ほかにも 36 ホールと 18 ホールが 5,000 人程度の小さい町なのですけれどもね、三つある、そんな町なのです。その国頭球場のちょっと 300 メートルほど北に行ったところには道の駅があるのですけれども、そこにはニッタクスの、あ、名前言ってしましたけれども、幕別町の工場でつくられたパークゴルフのいろいろな用品も売っているのです。私、うれしくて店員さんに聞いたのですよ、パークゴルフ盛んなのですかといったら盛んなのだと。昼休みとか仕事終わったら、向こうはこちらと違って日暮れが遅いですから、そうやって帰るのだと。そこのパークゴルフ場のホームページの予定表見ればね、12 月予定表ももうびっしりいろいろコンペが入っている。そういうふうにほとんど幕別町のパークゴルフの意識と変わらないような感じでもってパークゴルフ場が、パークゴルフが親しまれている、そんなこともわかっているところであります。

町の振興ということでは、このパークゴルフ発祥の地、幕別、そこのスポーツがさらにその地で盛んになること、そしてあわよくば発祥の地である幕別のパークゴルフ場でパークゴルフを楽しんでいただきたい、そんなことなどもね、できるのはやっぱり町の顔である町長でなければならない仕事なのかなと。お忙しいのだと思うのだけれども、ぜひ先頭に立っていただきたいという私の思いの中では町長にもそんな予定も考えていただければいいな、こんなふうに思っているところであります。パークゴルフの振興についてまとめますけれども、この点について町長どうですか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　先ほど申し上げましたように、今回は本当に町の PR をする最高のチャンスだと思いますので、もちろんパークゴルフも含めて、これからどんな事業をやっていくかということは町民の皆さんからもご意見を伺いながら、そして球団のほうとも協議をしながらどんな事業をやるかということは決めていくわけなのでありますけれども、その中で最大限のやっぱり PR をパークゴルフを含

めたPRをさせていただきたいというふうに思っています。
○議長（芳滝　仁）　谷口議員。
○10番（谷口和弥）　町民の意見を聞きながら、最大限の取り組みをということ、非常に大事だと思います。ぜひ、やっていただきたいと思います。
　最後に述べさせていただきますけれども、やはり本当に私の周辺では喜びが大きくて、このことを語れば尽きない、いろんな提案も受けます。パークゴルフ用品のクラブやボールに大谷翔平モデルなんてどうだ、パークゴルフ場に立ってもらってコースに名前を残したらどうだ、地元の温泉に入浴してもらって浴槽に大谷翔平の入った風呂、地元の名産品の宣伝に一役を買ってもらうのはもちろん、ふるさと納税の返戻金に何らかのそのあかしを。
　それから、2014年鹿追町は中田選手だったのです、これもね、やっぱり大きなことだったのですよ。名刺にしっかり３分の１ぐらい中田選手の写真を事あるごとに話題を提供する、そういう道具にしてきた、そんなことなどあります。いろんな意見、町民持っていますから、いろんな場で聴取してそして本当にこのいただいた大きなチャンスを、転がり込んできたというような表現もできるこのチャンスを生かしていただきたい、そのように述べさせていただいて、私の質問は終わりたいと思いますが、もし最後にあれば、述べていただきたいと思いますけれども。
○議長（芳滝　仁）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　これは私が個人的な趣味趣向で言うと非常に怒られるのでありますけれども、私自身も今もファイターズの熱心な応援団であります。これを全面的に出すと、これまた町民の方に怒られますけれども、ただやはり町のことを考えた中でしっかりと先頭に立ってこの機会を最大限利用してまいりたいというふうに思っております。
○10番（谷口和弥）　終わります。
○議長（芳滝　仁）　以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。
　次に、若山和幸議員の発言を許します。
　若山和幸議員。
○６番（若山和幸）　通告に従いまして、質問させていただきます。
　まず初めに、TPP対策についてであります。
　10月のTPP大筋合意により、全国の農業者が困惑と将来に対する大きな不安を強く感じているところであります。
　政府は、TPP 対策を早急にまとめ提示し、農業者の不安を解消するとしています。しかし、対象となる業種・作物等の項目が多岐にわたっていることから、不安を払拭できるのか、また、TPP 締結後も恒常的に対策が続くのか心配する農業者の声を多く聞くところであります。
　そこで、以下のことについて伺います。
　一つ、庁舎内に対策室となる部署設置の考えはあるのか。
　二つ目、締結後の検証として、幕別町内のTPPによる農業所得の影響額はどの程度あるのか。
　三つ目、幕別町として対策の考えはあるのかであります。
　二つ目、幕別町農業・農村振興計画について。
　幕別町農業・農村振興計画は、平成20年に策定され８年が経過しようとしています。
　TPP、EUとのEPAなど、農業情勢や環境が大きく変化する中、農業・農村振興計画の見直しのお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。
○議長（芳滝　仁）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　若山議員のご質問にお答えいたします。
　初めに、「TPP対策について」であります。
　去る10月５日、TPP協定が大筋合意されたと報じられたところであり、その内容は、農林水産物では全品目の81.0％に当たる品目の関税が撤廃されることとなっております。
　また、日本が保護を求めていた農産物重要５項目のうち、約３割で関税が撤廃され、さらに輸入枠

をふやした品目も多く存在しております。

国は大筋合意を受け、10 月９日に「TPP 総合対策本部」を設置し、11 月 25 日には「総合的な TPP 関連政策大綱」を策定いたしました。

大綱では、関税の引き下げ対象となった農産物の輸入増による価格低下を想定し、農業者の所得対策として、予算措置のみであったものを法制化するほか、関税を財源とした生産振興策についての財源確保や新たに給付する補助金の枠の拡大など、農業の所得補償に重点を置いた施策が示されております。

ご質問の１点目、「庁舎内に対策室となる部署設置の考えについて」であります。

TPP 協定は、農業分野に限らず、広く国民生活への影響が懸念されることから、本町におきましては、11 月 19 日に特別職、部長職で構成する「TPP 庁内対策本部」を設置し、情報の収集や影響の分析等を実施することとしたところであり、事務局は全体調整を企画室が、農業部門におきましては農林課が担当することといたしました。

TPP 協定の及ぼす影響は多肢にわたり、分野ごとにそれぞれ専門的な知識が必要でありますことから、担当部署ごとに調査分析したものを対策本部の事務局で集約することが迅速かつ効率的に対応することができるものと判断しておりますので、当面は対策本部で対応してまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「幕別町内の TPP による農業所得の影響額について」であります。

国、北海道が示しております TPP 協定による農業への影響額は、「輸入増の懸念」「価格低下の懸念」など概念的な表現にとどまり、詳細な影響についての発表はありません。

本町での影響は、小麦、牛肉、小豆などの豆類、牛乳につきましては関税の引き下げによる農業者の所得の減少が、また、タマネギやスイートコーンは、現在の関税は６％から 8.5％と低いものの４年から６年で撤廃され国内産価格の低下が懸念されます。

ビートやでん粉などの甘味資源作物は、所得への影響はないものと考えておりますが、糖価調整制度の輸入糖から徴収している調整金の減少により、てん菜の生産振興対策への影響が懸念されております。

また、この影響についての発表は「総合的な TPP 関連政策大綱」が示される前の分析であり、国ではこれらの影響を与えないよう対策を講じるとしております。

ご質問の影響額につきましては、国が試算方法等を示し、これに準じて都道府県や市町村も算出すべきものと考えておりますが、現時点では国から何も示されておりませんので、本町の影響額を算出することはできない状況にあります。

ご質問の３点目、「対策の考えについて」であります。

ゆとりみらい 21 推進協議会では、11 月 20 日と 12 月４日の２回、対策会議を開催していただき、「総合的な TPP 関連政策大綱」をもとに、国の具体的な施策の実効性を検証することといたしましたが、現在のところ、大綱の内容の把握等にとどまっております。

TPP 協定の影響は、数年後に発効されるものも数多く、長期間にわたるものと考えられますので、今後、国や道の対策の内容を見きわめながら、関係機関と協議の上で対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、「幕別町農業・農村振興計画について」であります。

本町の農業・農村振興計画は、平成５年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉合意を受けて、農産物の関税化の受け入れや国内補助金の削減など、農業情勢の変化に伴い、平成６年９月、本町農業の将来を見据えた「幕別町農業・農村 21 世紀への道しるべ」として策定したのが始まりであります。

その後、平成 11 年７月の「食料・農業・農村基本法」制定により、小麦やてん菜などの政府の価格支持政策が市場原理に転換されたことに伴い、農産物の品質向上や高い商品性、市場競争力が求められる中、本町における農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化などの課題を踏まえ、12 年 12 月、21 世紀への道しるべを見直し「幕別町・農業・農村振興計画」として策定いたしております。

当時の計画は、農業従事者の高齢化・担い手不足の急速な進展や農地流動化対策などの課題解決に向け、担い手の確保育成や農地流動化対策、農業支援システムの充実を柱として策定したものであります。

この計画に基づき、現在の「農業担い手支援センター」の建設を初め、「幕別町農業振興公社」の設立、さらには、より細やかな農業気象情報の提供を目的とした、地域微気象観測機器マメダスの整備を行っております。

現在の「幕別町農業・農村振興計画」は、平成 20 年３月に見直しを行ったものであり、忠類との合併に伴い 12 年に策定した「幕別町農業・農村振興計画」と、14 年に策定した「忠類村農業活性化計画」を統合し、今後 10 年の農業の目指すべき方向について、農業経営の安定化対策や食の安全・安心と食育対策、耕畜連携対策の三つを柱とし、ゆとりみらい 21 推進協議会や農業者との懇談会等を経て、20 年３月に策定したものであります。

計画の中では、平成 19 年から開始した「水田・畑作経営所得安定対策」いわゆる品目横断的経営安定対策を初めとした農業政策の変化により、所得等の考え方が大きく変更されるなど、農業を取り巻く環境の変化を背景として、「農業経営の安定化対策」「食の安全・安心、食育対策」「耕畜連携対策」を重点対策に掲げ策定したところであります。

ご質問の、「農業・農村振興計画の見直しについて」であります。

議員のご指摘のとおり、TPP 協定、EU との EPA 経済連携協定などの経済情勢の変化や人口減少時代に即した生産体制、担い手対策、ITC 技術の導入等、将来の展望を見据えた計画を策定してまいりたいと考えております。

また、策定の時期につきましては、平成 20 年３月に策定いたしました現在の農業振興計画がおおむね 10 年を期間としていたことや TPP 協定に対する対策や予算措置、生産者の動向を確認することなど一定程度の期間が必要になると考えておりますが、遅くとも TPP が発効する前までに策定したいと考えております。

以上で、若山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　会議の途中ですが、この際、13 時まで休憩いたします。

11：45　休憩
13：00　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

若山議員。

○６番（若山和幸）　それでは、再質問をさせていただきます。

町内におきまして TPP 対策本部を設置されるというお話でございましたけれども、その対策本部で分析、話し合われたこと、内容等の公表ということは考えておられますでしょうか。町民に対する公表という意味でございます。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　当面は分析あるいは要綱に基づく施策がどういうふうに出てきたというところを中身を検討していくこととなると思いますけれども、国の対策を受けて町としてどういった対策を考えている、方向を決めたのだという段階では町民の皆さんにお知らせしなければならないなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　若山議員。

○６番（若山和幸）　２番目の農業所得に影響ということにも関係しますけれども、変に不安をあおるということではないですけれども、TPP というお話が国民に知らせられた以降、道であったり市であったり、全地区ではないですけれどもいろんな影響額が、数字が新聞等、知らされました。その中にあって、対策本部でこれから国に対して要望であるだとか農業者の立場に立ってのいろんなことを話

し合われると思うのですけれども、農業者は大変その辺を気にしていくと思うのですね。だから、私としては定期的に今こういうことをしていますということを公表することは大事ではないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かにおっしゃるとおりだと思います。ただそれも、具体的に町として何をやるのかということが決まらないとなかなか農業者の方も安心ということにはつながっていかないのかなというふうに思っております。国においては大綱に基づいて現実の予算づけをしてくるわけでありますから、そういう中で漏れる部分で町が、いわゆるすき間を埋めるといいますか、そういった役割を果たせるものがあれば、これはやっていかなければならないというふうに思っていますけれども、その点については、前段、農協も含めて、ゆとりみらい21世紀推進協議会の中でまずは素案というものを考えていただくことになりますので、その段階でまずは農業者の意向が反映され、そして施策として組み立て、決定をしていくということになりますので、その段階では前段から農業者の方はどういった状況にあることは、当然知り得る立場にあるかとは思いますけれども、決まった際にはしっかりとお知らせしなければならないなというふうに思っています。

○議長（芳滝　仁）　若山議員。

○６番（若山和幸）　町の対策もそうでありますけれども、国に対しての地方からの要請といいますか、さらには国には目の届かないところを国に要請するという意味からも頑張っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、政府はこのTPPの中で農業というものに対して成長産業という捉え方をしておりますし、安倍総理は所得倍増産業にするのだというお話をされておりますけれども、この点について町長はどう考えておられるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ある意味ではそういうことが考えられるのかなというふうに思いますけれども、やはり大部分は、やはり所得がまず間違いなく落ちてくるということになりますので、そこをきっちり補填をして、そして再生産につなげる、そこからでないと成長産業はなかなか難しいなと。

ただ、輸出できる部分はあろうかというふうに思っております。現に川西農協などは５億円ぐらい輸出をしているということもありますし、個人レベルでも町内には輸出している方もいらっしゃいますので、外国にはないものといいますか、そういうものもありましょうし、また日本の安全・安心だというところを訴えかけていくことで評価を得られるということもあるかなというふうに思いますので、そういう部分は確かにそうかもしれませんけれども、十勝全体に考えてみても、3,000 億円近くの生産が見込まれる中での輸出額というと、本当に５億円ということになると本当に微々たるものでありますので、まずは再生産ができるような対策が講じられて、そこから一歩強気に出ていけるというものが出てくるのかなというふうにも思います。

○議長（芳滝　仁）　若山議員。

○６番（若山和幸）　町村会などを通して、道、国に対して強力に農業者の立場に立って、これからも町長には頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、農業・農村振興計画についてでありますけれども、先ほどの答弁の中でTPPの発効前までには作成したいというお話でありましたけれども、TPP の締結に向けてのスピードがひょっとしたら来年早まるかもしれない、アメリカの大統領選挙後すぐになるのかもしれないというような報道がある中で、TPP 発効前までというようなことを言わずに、今から考えていくべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　TPP 対策を除けばやれるかというふうに思いますけれども、やはり今後一番大切なところは、重要になるところはTPP対策をどういうふうに町として打っていくのかということになろうかというふうに思っております。先月、農水省伊東良孝副大臣のところを訪問した際にも早くて

平成30年の春ぐらいに発効になるのかなと、そんなお話もお聞きしておりますので、一つのめどとしては、やはり30年、29年度中がひとつめどになってくるのかなというふうに思っております。いずれにしてもTPPの対策を盛り込まないと余り意味のないような計画になってまいりますので、十分そこは町ができることをうたい込んでいきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　若山議員。

○６番（若山和幸）　それでは次に、農村振興計画書の中身についてちょっとお伺いしたいと思うのですが、私、議員になって初めてこの計画書を見させていただいたのですけれども、43ページに担い手の確保・育成というページがあって、ちょっと見させていただきましたけれども、後継者に対する対策は書いてございましたけれども、後継者のパートナーに対しての対策というのが抜けております。

今現在、振興公社等でいろんな対策をされておりますけれども、９月の定例会におきまして、幕別の農家六百三十数戸のうち百八十数名の独身者がいるというお話を私は聞かせていただいたのですが、ざっと計算しても３分の１の方がパートナーを募集しているということは、20年、10年先を考えても早急な対策が必要ではないかなと私は感じるのですが、結婚ですので犬や猫をしつけるというようなわけにはいきませんので、それは大変難しいことではございますけれども、今年、日本ハムの応援大使に大谷選手とか市川選手が来られる、来年は特別幕別町が注目される年でありますので、そういうこともいろんなことを含めた中で、婚活が全てではないですけれども、若者を対象としたイベントというのを町として考えていくべきではないか、出会いの場をつくるという意味においてイベントを考えるべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　農業の後継者対策については非常に重要であるというふうに思っておりまして、このまま推移してしまうと本当に農業を継いでいく方がどんどんどん減っていく、そんな感じをいたしているところであります。

そういう中で今、農業振興公社の中で後継者対策、花嫁対策も含めた後継者対策を実施しております。主にはクラブアップルという出会いの機会を設けたり、あるいはきめ細かくアフターフォローするために、世話をする方を従来の１人から２人に、しかも女性、１人が女性だということで、きめ細かなアフターフォローもできるような体制は整えているところであります。

その公社におきまして、これまでのクラブアップル事業に加えて、例えば都会に行って女性を紹介してもらうという、そんな事業も実は私お聞きしておりますので、そういうことも視野に入れながら、できる限り出会いの場というものを設けてまいりたい、設けてまいりたいというか私がやるわけではないので、公社のほうにそういうようなことをやっていただくようにお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　若山議員。

○６番（若山和幸）　クラブアップルも成果は出ていると私も思いますが、総体の独身者に占める割合からすると本当に少なくて、年々後継者も育ってくる幕別町でございますので、なかなかその百八十数名のという数字から大きく数字が変わっていかないというのはここ数年だと思います。もっともっと大きな手だてをしていかないとならないのではないかなと私は思いますので、町長先頭に立って、今、私はテレビの見過ぎかもしれないですけれども、テレビでもそのような番組もありますので、そういったことも考えていくべきではないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　本当に幾ら一生懸命やってもすぐ成果が出るというものではございませんので、本当に地道に回を重ねていく、あるいは工夫を凝らして女性の方になるべく参加していただけるということもやっていかなければならないと思います。

そんな中で、一つやはりこれはなかなか成功に結びついていかない原因として私が考えているところでは、今の若い後継者の方がいま一つ積極的に女性と知り合いたいのだというそういう気概が感じられないのですよね。親にしても、息子のことだからというようなことで息子の自主性に委ねている

というようなことで、本当に家全体として花嫁を迎えたいのだという思いがひとつ感じられないところがあるものですからそういった機運というものをしっかり醸成していかなければならない、そういうことも含めて１人でも一組でも成功に結びつくように事業に当たっていきたいとは思っております。

○議長（芳滝　仁）　若山議員。

○６番（若山和幸）　この後継者のパートナーの問題につきましては、本当に一刻も早くというか１日も早くアクションを起こさなければいけないということでございますので、町長いわくスピード感を持ってよろしくお願いしたいと思いますし、庁舎内においてでもいろんな意見をまとめた中で先ほど言ったイベント等考えていっていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

次に、農村・振興計画書の中に午前中の中にもお話があったのですけれども、計画書の中には載っていないという部分の中で、先ほど、午前中、町長の答弁の中にバイオガスプラントというのがありましたけれども、これは振興計画書を見てもどこにも載っておりません。そんなこんなを含めた中で私はそろそろ見直したほうがいいのではないかなということを言わせていただいたのですけれども、８年近くたって農業は生き物ですし、このごろ近年の農業環境はスピードがかなり早く進んでいますし、我々農業者にとってもついていくのがやっとという状況なのですけれども、町としてもこの振興計画というのは、８年たつとそれだけ変わってきているということは現実ですので、スピードをもっと早めて次の段階に入ってほしいというのが私の願いでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（芳滝　仁）　以上で、若山和幸議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○８番（野原恵子）　通告に従いまして、次の質問を行います。

障がいのある人が安心して暮らせる町に。

１、障害者総合支援法の見直しを。

2006 年に始まった障害者自立支援法は、障害が重ければ重いほど負担がふえるという応益負担を根幹に据えたもので、障害を自己責任化し、生存権を保障していく上において相入れない法でした。

障がい者の福祉サービス利用はそれまで応能負担（負担能力に応じて自己負担額を決定）であり、約８割の人が無料でしたが、応益負担（原則受けた福祉サービスの１割負担、世帯の所得に応じて上限額の設定があります）に変えられ、多くの障がい者が自己負担を余儀なくされました。

障がい者の実態調査（2012 年きょうされん調査）では、99％が年収 200 万円以下、生活保護の受給率は障がいのない人の６倍以上であるなどの結果から、障がい者の生活は困難をきわめております。にもかかわらず、生きるための福祉サービスに利用料を求められ、人間としての尊厳まで傷つけられ、障がい者は自立支援法の廃止を望んでいました。しかし、少しの見直しだけで、2013 年「障害者総合支援法」が成立し、現状は改善されていません。

障害者総合支援法は、今年度が見直しの年となっています。国に制度の見直しを求めるとともに、町の施策を充実させるため、以下の点について伺います。

①65 歳以上になると介護保険の優先利用が規定されているが、障がい者が障害福祉と介護保険の利用を選択できるようにすること。

②福祉サービス利用には、相談支援員によるサービス等利用計画書の作成が義務づけられておりますが、必要な相談支援員の配置を行うこと。

③国に対して、事業所に対する基本報酬を原則日払いから月払いに改めること、福祉サービス利用を応能負担に戻すこと、福祉労働者の処遇改善など障害者総合支援法の改善を求めていくこと。

２、社会福祉法の改定について。

政府は社会福祉の法の改定をさきの国会で成立を目指しておりましたが、継続審議となっています。

その内容は、①全ての社会福祉法人に自主財源での地域公益活動（無料・低額の福祉サービス）を責務化する。

②障害分野の社会福祉士施設職員等の退職共済への公費助成を廃止するとなっています。社会福祉法人は９割が中小の法人であり、運営が困難になっていくことが予想され、利用者が必要な支援を受けられなくなる可能性が生まれます。したがって、社会福祉法の改定を行わないよう国に求めていくこと。

３、手話言語条例の制定を。

手話は、聴覚障がい者同士や手話を学んでいる人々とのコミュニケーションをとるときに、手指の動きや表情などで意見を視覚に訴える視覚言語です。多くの町民が手話を学ぶことで、聴覚障がい者が町民とのコミュニケーションを広げたり、地域活動の参加などが容易になり、日常の交流も広がります。

幕別町でも手話の普及、理解を深める手だてとして手話言語条例の制定をすべきと考えます。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　野原議員のご質問にお答えいたします。

「障がいのある人が安心して暮らせる町に」についてであります。

平成 25 年に施行された障害者総合支援法においては、法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念にしております。

本町におきましては、こうした法の理念に基づき、「自立」、「社会参加」、「共生」を基本理念に掲げ、幕別町障害者福祉計画と第４期幕別町障害福祉計画を定め、障がいのある方が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおります。

ご質問の１点目、「障害者総合支援法の見直しを」についてであります。

初めに、「65 歳における障害福祉と介護保険の利用選択」についてであります。

障害者総合支援法では、65 歳になった障がい者がサービスを利用する場合、居宅介護などの障害福祉と介護保険に共通するサービスについては、社会保障制度の原則である保険優先の観点から、介護保険が優先して適用されることとなっております。

ただし、障害福祉固有のサービスについては引き続き利用することができ、また、介護保険だけでは必要なサービス量が確保できない場合などは、その足りない分を障害福祉サービスで補うことができる仕組みとなっております。

町といたしましては、利用者の状況や意向などを踏まえた上で、国の制度の適切な運用を図るとともに､障がい者の方々が何歳になっても安心して必要なサービスが受けられるよう努めてまいります。

また､国では本法律の附則において、平成 28 年４月を目途に高齢者の障害に対する支援のあり方について検討することとしており、現在、その見直しが行われているところでありますことから、町といたしましても、こうした動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、「必要な相談支援専門員の配置を」についてであります。

相談支援専門員は、障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する役割を担うものであります。

平成 24 年４月からサービス等利用計画の作成が義務づけられ、３年間の猶予期間を経て、本年４月にはサービス利用者全員に提出いただいており、その計画に基づき適切なサービスが提供されているところであります。

サービス等利用計画は、利用者の約８割の方々が町内や近隣市町の事業所の相談支援専門員によって、残りの約２割の方々は、福祉課の担当職員などと相談し、本人や家族によって作成されております。

本町では、平成 26 年度から保健福祉センター内に基幹相談支援センターを設置し、その運営を十勝

障害者総合相談支援センターに委託を行い、配置した職員による相談体制の充実や各事業所の相談支援専門員に対する専門的アドバイスを行い、資質向上に努めているところであります。

今後も基幹相談支援センターを中心に、利用者にとって必要かつ適切なサービスの提供や相談支援体制の充実を進めてまいりたいと考えております。

次に、国に対しての要請についてであります。

ご質問の１点目の事業所に対する基本報酬の考え方や２点目の利用者負担のあり方など、障害福祉施策の展開においては、国の制度に沿った施策を進めていくことが必要であると考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、現在、国による制度の見直しが行われているところであり、今後ともその動向を注視してまいりたいと考えております。

また、3点目の福祉労働者の処遇改善についても、平成24年度から賃金改定のための助成金制度が、本年４月から福祉・介護職員処遇改善加算が拡充されましたが、依然として雇用条件が厳しく担い手不足の状況にありますことから、今後も機会を捉えて要請を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「社会福祉法の改定について」についてであります。

13：25　千葉議員退場

社会福祉法は、日本の社会福祉の目的、理念、原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律であり、昭和26年に社会福祉事業法という名称で制定されております。

また、平成12年には社会福祉法に改称されるとともに、社会福祉サービスの定義や理念、福祉事務所・社会福祉審議会などの行政機関に関する規定、社会福祉法人に関する規定など大幅な改正が行われたところであります。

本町におきましても、本法律に基づく地域福祉計画を策定し、「地域でともに支え合い健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念にその施策に取り組んでいるところであります。

今回の社会福祉法の一部を改正する法律案では、主に社会福祉法人制度における経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための取り組みや社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるものであります。

この法案は、現在、参議院において審議中でありますが、衆議院においては、地域公益活動の責務化について、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担は求めないこと、退職手当共済制度の公費助成廃止についても法人経営に支障が生じないよう必要な措置を講ずることなど10項目の附帯決議を付して可決されたところであります。

町といたしましては、衆議院での附帯決議が守られるよう注視してまいりたいと考えております。

13：27　千葉議員入場

ご質問の３点目、「手話言語条例の制定を」についてであります。

本町には、４月現在で聴覚障害による障害手帳をお持ちの方は137人で、障害が重度でほとんど聞こえない方が42人おります。

町では、障害者福祉計画に基づき、聴覚に障がいのある方に対して必要に応じて手話通訳者や要約筆記奉仕者の派遣を行っており、手話奉仕員の養成については、帯広市開催の研修会に参加する形で奉仕員の養成を行っているところであります。

また、町内の小学校では高学年を対象に、障害への理解に対する講話や聴覚障がいのある方からの経験談や手話を学ぶ授業を行っており、障がいのある方と身近に触れ合うことでより互いに助け合う意識を育み、障害への理解・啓発に努めているところであります。

手話言語条例の制定につきましては、本町の地域福祉計画の基本理念である「地域でともに支え合

う安らぎと温もりのあるまちづくり」の実現に向けて意義のあるものと認識いたしております。

町内の聴覚障がい者の方の実態やご要望を十分に把握し、障害や手話に対する教育、啓発を通じてその理解を深めながら、既に条例制定の自治体の理念や運用状況を十分研究し、当事者や関係者等から幅広くご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　まず65歳になりますと、今まで障害サービスを受けていた方が介護保険に移行する、この質問でございますが、障がいのある方はその障害サービスを受けております。先ほど質問の中でもいたしましたけれども、所得の低い方が多いわけで、ほとんど８割ぐらいの方がそのサービスを無料、ゼロで受けていた、受けているという、そういう状況も生まれております。それが65歳以上になりますと１割の負担というのが発生いたします。幕別町では、その介護保険制度の中では自己負担額25％、40％と軽減している部分もありますけれども、それでも負担はかかります。それで、介護度が高くなればなるほどその利用料も上がるということに、サービスの利用料ですね、上がるということになりますね。そうしますと、今でさえもその障がいのある方、65歳以上になりますと暮らしが大変な上に介護保険制度に移行させられるという状況になります。

それで、町としては介護を受けております福祉サービス、それをきちっと、介護保険制度に移行するのではなく、福祉サービスを現状のまま利用していくのか、それと介護保険制度を利用していくのか、それは高齢者サービスを利用している障がいのある方の選択をしていく、こういうことも可能ではないかと思うのですが、その点どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　福祉課長。

○福祉課長（新居友敬）　今のご質問でございますけれども、私どもとしましては、やはり社会保障制度という中身の中では、介護保険優先ということで国の制度に沿って進めていくというのが考えではございますけれども、実際に障害福祉サービスから介護保険に移行する段階では共通するサービスについては移行するというところで、それで障害福祉サービス固有のサービスについてはそのまま継続するという形では考えております。

またあと、その移行するという段階においてもやはりその方の特性なり状況なりをきちっと判断する、またその方の相談支援専門員等とお話をさせていただきながら、その方が介護保険のサービスに移行することが果たしていいかどうかということを判断させていただきながら、ただいま移行できる方は移行する、その介護サービスにやはり移行できないという状況であれば、そのまま障害福祉サービスを使っていただくということは、課長のほうで判断させていただいて行っているところでございます。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　それでは、今まで障害福祉サービスを受けていた方は、その方の意向に沿って障害福祉サービスを受けるということも選択肢の中であり、町ではそのような判断をして障害福祉サービスを優先したいという方にはそういう制度を優先して、今、実施しているという、私はそのように受け取ったのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　福祉課長。

○福祉課長（新居友敬）　最初にも申し上げたとおり、基本的には介護保険にあるサービスについては今障害福祉サービスで利用されていながら介護保険のほうに移行するというようなのは基本原則はそこにあります。ただやはり、その方が例えば事業所自体が介護、障害という形で例えばヘルパーさんとかだったら、その事業所自体が両方の持っているという事業所もございますので、そういったところは介護保険に移行してもヘルパーさん自体は変わらない、それでそのサービス自体がそのまんま障害から介護に移ってもその方には影響がないというところは当然移行させていただいているところなのですが、ただやはりそういう事業所が変わったり、そういうことがご本人さんに影響を及ぼすような状況であれば、言ってみれば障害福祉をそのまんまサービスを受けていただくということも中には

あろうかなというふうに思っていますので、そういった形で対応させていただいております。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　そこが本当に大事だと私は思うのです。障害福祉サービスは利用料は無料になります。介護保険制度に移行しますと利用料がかかります。そうしますと、障がいのある方、65 歳以上に移行した場合には、やはり障害サービスを優先することが暮らしを支えることになるわけですからね、ですから、これは町の判断として選択できるということであれば、しっかりと障害サービスを受けている方、65 歳以上になった場合にその利用している方にその制度の中身を説明して、どちらを選択するかということの制度を説明して判断してもらうというふうにしなければ、利用する方は制度の中身知らなかったら選択できないわけですから、そこはしっかり説明して障害福祉サービスをしっかり受ける、そのことを周知していくことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　視点なのですが、サービスを利用者が自己負担の関係を中心に選択するということは基本的には考えておりません。今、課長が申し上げましたのは、例えば障がいの方というのは、障がい者の方をサポートするための事業所で今の制度の中ではその事業所は相談も受けるし、単に介護保険で介護を提供する事業所よりは障がい者の方とかかわりをたくさん持った形で障害サービスを提供している事業所が大半なのですね。その事業所でなければ受けられないサービスを受けている方については、65 歳になったときにそのサービスを続けることが最もその人にとっていいことである、それが、そうすることがその人が地域の中で暮らしていくことに本当に必要だという判断がついた方についてはそのサービスを提供すると。

　先ほど来申し上げていますように、障がいの方が障害サービスは無料で介護保険が１割という考え方にはなくて、障害サービスを受けている方でも所得に応じて上限額が決まっております、おっしゃっているとおり費用をいただいている方もいます。だから、そこで介護保険のサービスの判断をしているわけではなく、あくまでその方にとって必要なサービスを提供するかどうかを視点として以降の判断をしているわけですので、今おっしゃっていただいたように、利用者がいろんな自分の事情を勘案して選択できるように周知するということは考えてはおりません。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　65 歳になったときに事業所で福祉サービスを受けられている方はそのまま福祉サービスは受けられる、その利用者の選択に、そのサービスが必要だという障がいのある方は事業所の中でその福祉サービスを利用しているということですね。そうしますと、それを利用していない障がいのある方が 65 歳になったときには、介護保険が優先されて介護保険で利用するということですね。そうしますと、やはりそこには 65 歳になったときに介護保険サービスを受ける障がいのある方、その方にとって必要なサービスも事業所でそのサービスを受けている方も、同じサービスであればそこに違いが出てくるのではないですか、そこは同じように 65 歳以上の方がサービスを受ける場合には、同じように利用できるというふうにすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　議員のおっしゃっている理論ではそうかもしれないのですが、これは国の制度の中で介護保険創設の当初から、介護保険は 40 歳以上の方から介護保険料をいただいている社会保障制度として介護保険という成り立ちなのですね。介護保険は給付をするという形での介護保険の社会保障の制度、障害のサービスというのは障害福祉の福祉サービスとしての位置づけなのですよ。それで、障がいのある方もない方も 40 歳になったら介護保険料を払っていただいているので、当然、社会保障の制度としてその制度が 65 歳になって使えるようになった方については、そこに移行を優先するというのが制度設計の中の国の制度としてのありようなので、町としてはそこは制度としてきちんと守っていきたいというのは、それは大原則となっています。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　説明は理解できました。それで、障がいのある方はみずから障害になったわけで

はないわけですから、いろいろな形で障害を持ってその地域で暮らしているわけですよね。それが65歳になってから、障害福祉サービスからいきなり介護保険制度に移行させられる、そこに大きな矛盾が感じられます。ですから、障がいのある方がそういうふうにして移行していく場合には、そういう制度も説明しながらも選択できる、そういうことも必要ではないかというふうに私は思います。

それで、その選択はできないのか、それが制度上はできないのですと今説明されたわけですが、そこのところを今までの福祉サービスを受けていたわけですから、介護保険制度に移ってもそこのサービスはできるように、そして、この中で福祉サービスと介護保険制度のサービスということの違いの中で外出支援とかそういうところでは福祉サービスではあったのですけれども、介護保険制度ではそれはなくなりますよね。そういうふうになりますと、地域に出ていくですとか、そういうことが狭められる、そういうことも障がい者の中で出てきているわけです。これは、介護保険制度とはまた違う制度ということなのですけれども、そうすると社会に向けて障がいのある方がいろんな活動をしたいという場合に制限を受けるということになるわけですよね。ですから、そういうようなところも含めて福祉サービスをしっかりと優先すべきではないかというふうに思います。もう一回いかがですか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　説明がちょっと届いていなかったかもしれませんが、障がい者固有のサービス制度、福祉サービスとして介護保険のメニューにないサービスについては従前どおりそのサービスは使えます。ですから、移動支援ですとか、そういうのが65歳以上になっても障がい者固有のサービスとしてその人の計画書の中に必要なサービスとして位置づけられれば、それは介護保険にないサービスですからそれは使い続けられます。あくまでも介護保険と同様のサービスを同様の条件のもとに使うときには介護保険が優先しますよというのが条件になっています。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　そうしますと、今まで障害福祉サービス、福祉サービスは従前どおり65歳以上になっても使えますよということですよね、ないサービスはね。その周知は障がいのある方にされているという。わかりました、そこのところをしっかり周知していただければ、安心して障害福祉サービスを使えるということですね。ただ、その介護保険に移行した部分は利用料がかかるということで、この負担が障がい者に大きく負担がかかるという、そこのところがやはりちょっと私としては暮らしを困難にさせることになるのかなと思います。

それで、これは国の制度なわけですから、町としてはその制度に基づいて進めているということなのでしょうけれども、やはり今までが無料だったものが有料になるという矛盾はありますので、これは国のほうにしっかり意見を上げていくということになると思いますので、これは障害福祉サービスのかかわりで後のほうにも質問もかぶさってきますので、この質問はこれで終わりにしたいと思います。

次に、福祉サービスの利用の相談支援員なのですが、お答えの中ではこれは今年度から義務づけられていると思うのです。障がい者のサービスのプランを立てるということは。そのサービスプランをつくるのが相談支援専門員ということです。

それで今、この幕別町では福祉課の担当職員、そして本人や家族によって作成されておりますというお答えでした。これは、サービスを利用したいという方のサービス計画は滞りなく進められているということだと思うのですけれども、これは本人や家族によって作成されているというこの部分は、いずれは専門員によって立てていかなければならないという部分ではないかと、その点は、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　福祉課長。

○福祉課長（新居友敬）　今回のこのサービスと利用計画の策定につきましては、制度の中でこういった事業所の相談支援専門員が策定する、もしくはご自分、それからその家族、その支援者が策定するセルフプランというのが、この二つが認められております。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　わかりました。そうしますと、家族や本人も計画をつくってもいいという、そういうことになっているということですね。それで、相談支援員というのは、サービスプランをつくるときには本当に家族の状況ですとか、介護保険のケアマネジャーと同じような立場になるのかなと思うのですが、そういうものを全部含めてしっかりと生活を見ていく中でプランを立てていかなければならないということになると思うのですが、現在、幕別町でそのプランを立てるための相談員というのは十分に配置されているのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　福祉課長。

○福祉課長（新居友敬）　現在町内には６カ所の事業所がありまして、そこの事業所に専門員が配置されております。札内地区に６カ所ということで、その配置バランスというのがあろうかなとは思いますけれども、数的には他の町村よりも多いというような状況ではございます。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　そういうプランをつくる相談支援員なのですけれども、子どものプランをつくる相談支援員がまだ十分ではないという声も地域から聞こえてきているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　福祉課長。

○福祉課長（新居友敬）　障がいのお子さんをお持ちの親ということでは、親自体がその子の状況、これからの目標などをしっかりと持たれている親御さんについてはセルフプランという形で行っているケースが多い、また事業所では、なかなか計画策定に当たっては親の意向も当然ございますし、学校との調整ということも非常にそのプランをつくる中で非常に難しいところがあるものですから、現在そういった自立支援協議会の相談支援部会という中で障がい児の相談についての研修会、それから勉強会を行っているところでありまして、今後そういった障がいのお子さんに対するそういった相談の体制の整備に今努めているところでございます。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　やはり、子どものプランはしっかり立てることによって将来につながっていくことですので、ここの対策もしっかりこれから立てていっていただきたいと思います。

次に、この制度なのですけれども、2006 年に自立支援法ということがつくられまして、ことしがまた障がい者の自立支援法ですか、障害者総合支援法というふうに名前は変わったのですけれども、中身としては本当に事業所ですとか事業している方々の中からさまざまな問題点が出されております。その中で二つほどここに挙げておりますけれども、事業所の基本報酬が原則月払いから日払いに変えられたということがありまして、その改善も事業所ですとか、それから障がいのある方からいろいろと本当に暮らしが大変になった、事業所の運営も大変になったというそういう声が出てきております。

それで、今まで利用した方が１週間とか 10 日とか利用しても事業所に支払われるのは月額幾らという形で支払われていたのが、日払いになったものですから本当に経営が大変だという、そういうことも報告されております。そういうことですとか、それから福祉サービス利用が、今 65 歳以上の方の中でもお話しいたしましたけれども、今まで利用料もかかるようになった、それから事業所に行くのにも利用料がかかるとか、そういうことがあります。それから、そういうところで働いている方々の待遇ですか、そういうものも月払いから日払いに変わったということで、本当に事業所の運営も大変で職員の待遇もよくならない、そういう中で希望を持ってそういう事業所に勤めていても将来の生活設計が成り立たなくて、やはり退職せざるを得ない、そういう状況が生まれてきているということで、この障害者総合支援法、これの見直しを国にしっかりと求めていくべきではないかというふうに思います。

今の答弁もずっとお聞きしていても、国の意向に沿って進めていくという答弁が何カ所かで出てきているのですけれども、やはり障がいのある方の暮らしをしっかりと地方で支えていく、そして不備な点は国にしっかりと意見を上げていく、そういう意味では、この障がい者の総合支援法、見直しの年になっておりますので、国にしっかりと意見を上げていくべきではないかというふうに思いますが、

その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　福祉とか障害に関して法改正があるたびには、もちろん自治体である私たち町村会ですとか、そういうところを通しての要請もありますし、あと障がい者団体ご本人たちからの要請等も含めて大きな力になるような活動があるかとは思います。

今回も、この法改正に関しましては、国のほうでも障がい者のみだけではなく、福祉全体の例えば福祉にかかわる介護職員の処遇改善ですとか、介護保険も含めて大きなくくりの中で改善しなければいけない点というのを厚労省の担当部会みたいなのをつくりながら、今研究して、今回の改正に向けて動いているところだと聞いています。

私たちもですが、今回今のお話の中で、改善点の中に事業所の運営が大変だというのはもちろんそれもあると思うのですが、法改正の基準になっているのは利用者本位の体制をつくる、今回、月単位が日払いになったことで障がい者ご本人の方にとっては非常にいいこともあったのですよね。使っていないサービスに関しての利用料を払わなくて済むようになったところも含めて、そういう点、全体的な考え方の中で考えていかなければいけないというところも考えていますので、私たちも一つ一つの法律の全てについて詳細には見えていないところもありますので、今後その辺も十分勉強して、必要な要請に関しては、どんなところがどんな要請をしているかというところも含めて検討していきたいとは考えております。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　月払いから日払いになってその必要のないサービスを使わなくなったので利用者にとって必要な部分もあるのではないかというお答えでした。けれども、障がいのある方たちの生活の状況を見ますと、当日になって行きたいと思っていても事業所に行けなくなっただとか、そういういろいろな部分がありまして、それが総額１カ月幾らというのが日払いになったことによって、その利用している方だけではなくて事業所というのは運営していかなければならないわけですから、総体の報酬が少なくなる、国から支払われる報酬が少なくなることによって運営自体が困難になるということは、大きなそういう事業所は別として、今そういう事業所というのは８割９割が小さな事業所ですから、そういう事業所の運営が大変困難になっている、そういう現実をしっかり踏まえて、そういうお答えになっているのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　報酬の決め方の中には１回の報酬を決めるときに全体にかかる運営費等々も含めての報酬改定がされてはおります。確かに現状は私もわかります。ただ、今、私がお話しした利用者の方本位にというのは、例えば事業所を変えたりしたい場合に、前半 A 事業所に行って、後半 B 事業所に行った利用者さんなんかにとっては非常に有利な場合も出てくるとか、そういう一視点だけをとってではなく、あらゆる場面でどんなふうにそれが使われるときにどういう状況が起きるのかということを十分検討したいという意味です。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　この報酬、月払いから日払いになったということでは、現場からは本当に行政サイドからではなくて現場のそこで働いている職員、それからそこに通所している障がいのある方、そういう方たちの暮らしがこの制度になってから大変困難になってきている、これは障がい者団体からもアンケート調査や何かからも現実として経営が大変になっているという声が全国的に大きな運動となりまして、声も寄せられているのです。それが日払いになったからよくなった部分もあるという、そこだけを見て、全体を見てどういうふうにしていくのかということも考えていかなければならないと思うのです。そういう点で大変困難だという現実があるということを自治体がどう押さえているのか、ここを本当に障がいのある方が日々そこで暮らしていかなければならないのです。これは生きていく上の大切な部分なのですよね。それを自治体がどう押さえているかということは、本当に自治体がそういう人たちを守っていく立場に立ってくるのかどうか、本当に大きな視点の違いというのは、

これ大きいと思うのですよね。ですから、そういう点でやはり小さな事業所がそこでしっかりと障がいのある方たちの暮らしを守っていく、そういう立場に立つことが大事ではないかと思うのですが、私、その点がちょっと欠けているのではないかなというふうに思いまして、再度質問いたします。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　利用者の負担が少なくなるということも大切でありますし、その結果、事業所が潰れてしまえば利用したくても利用する事業所がないということがありますので、そこはやはり事業所にとってもそして利用者にとっても、トータルの中で制度が維持できるような、そういう観点で我々としては国に対しても要請していきたいというふうに考えています。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　しっかりと国に対しても要望していっていただきたいというふうに思います。それで、そこで働いている人たちの、そうですね、労働条件の改善も含めて、ぜひそういう人たちがしっかり職員がそこでサポートしていくことによって、障がいのある方たちもしっかり生きていく希望も湧きますし、そして働く人たちも希望を持ってその人たちときちっと対処していく、これが本当に障がいのある人たちがこの地域で暮らしていくために大切なことですので、ぜひそこのところを国のほうに要望していっていただきたいというふうに思います。

次に、社会福祉法の改定について質問をいたします。

これはまだ、これからどうなるかということなのですが、これは今参議院できちっと決まっていないという、そういう状況ではありますけれども、これも本当に社会福祉法人、それも障害にかかわるところの社会福祉法人に対しまして、地域公益活動、これは無料・低額サービスということでして、地域公益活動とちょっと耳なれない言葉かなと思うのですけれども、これは補助金が入らない制度外の事業などとされてきたもので、社会福祉法人が人やお金、物を独自に負担して支援を要する人たちに提供するサービス、これを地域公益活動というふうにされております。

この活動の中には社会的孤立の防止や相談支援を含めた生活困窮者への支援、それから介護保険の要支援者の生活支援、これは本来、公的な責任において対処すべきことではありますけれども、これを新たに社会福祉法人に求めていく、こういう内容になっております。

そして、障害の分野の社会福祉施設職員の退職金への公費の助成金、これも廃止していくということに予想されているわけですね。既に、介護保険の分野ではこの部分への公費の負担廃止されております。それに倣って障害の部分もこういうふうに公費負担を排除していくという状況に今なろうとしています。ですから、既に介護保険の分野では、そのように公費が、助成がなくなったということで、介護保険にかかわる従事者の本当に待遇も悪くなりまして、その仕事をする方も減ってきているという状況で、これに倣って障害分野の方のこの退職共済への公費負担をなくすということになれば、介護保険と同じように携わる人たちが少なくなっていく、そういう状況も生まれてくるのではないかということで、これが決まる前に同じように国にしっかりと地域の障がいのある方たちの暮らしを守っていくためにも国に意見上げていくべきではないかと思います。その点でしっかりとこの内容を踏まえまして、町の対応を考えていっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは先ほどご答弁でも申し上げましたように、法案が衆議院を通過し、今、参議院で審議中であるということでありまして、その衆議院の附帯決議として 10 項目ほど考えられた、決議がされた中にこの二つについては入っておりますので、まずは、私はそこはきちっと国会の責任において、国会といいますか、議院の責任において私はやっていただけるのかなというふうに思っておりますので、そこは当面はというか、まずは注視していきたいということであります。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　衆議院で 10 項目の附帯決議を付してるということですね。このことは、これが決まりましたら、こういうことが起こる、懸念があるということで附帯決議はついたのだと思うのです。ということは、衆議院ではここを本当に心配だということで、障がい団体の方ですとか、労働組合で

すとか、事業所を経営されている方たちがこういう中で意見を述べてきたから、こういう附帯決議がついたのだと思うのです。そういう危険性、心配があるということで参議院ではまだ継続審査になっているということだと思うのです。本当に障がいのある方はみずからの責任ではないのですよ、必死に生活しているわけです。

そうしますと、そういうことはやはり今、障害者権利条例も条約でしたか、締結されました、批准されました。そして、基本的人権、お金があってもなくてもどういう人たちもこの社会でしっかり生きていく、そういう点からもこういう心配されることはこの地方自治体からしっかりと声を上げていく、この実際に障がいのある方と対面して日々対処しているのは地方自治体だと思うのです。ですから、そこから意見上げていくことが国が本当に障がいのある方に対してどう対処していったらいいのか、どういう政策をつくっていったらいいのかということを考えてもらう、それが地方自治体の役割ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　もちろん、全国的に共通するような案件課題については国に要請していくことは当然であります。また、このところの道の町村会、あるいはこの間、町村長大会もありましたけれども、そいった中で、今おっしゃるようなこの附帯決議に係るような案件については、実は取り上げられていないわけでありまして、その辺はなぜかというところは詳細にはわかりませんけれども、そんなに皆さんが重視しておられるわけではないのかなという、逆に言えば、そんなことにも感じるわけでありまして、ですから、だからということではありませんけれども、まずは衆議院の中で団体等の意向要望を受けてそういった決議がされた、附帯決議がされたわけですから、私はやっぱり国会の責任において、参議院においても恐らく附帯決議がなされるでしょうし、その後の実施に向けてそれを重く受けとめて、政府においてしっかりとした施策がとっていただけるのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　私は町長のそのお答え、大変心配します。障がいがある方たち、声はなかなか届いていかない、そういう部分もあると思います。そういう障がいのある方たちの暮らしをしっかり守っていくということは、健康でいる方たちの暮らしもしっかり守っていくということにつながると思うのです。声が小さいからどうしてかなではなくて、声が小さかったら大きくしていく、それが町の、町長の役割でも私はあると思うのです。本当に暮らしが大変な人たちの立場にしっかり立った町政を進めていくべきではないかと思います。そういう点でもまずこういう問題があるのだということをまず、町長が属しております町村会とか、そういうところでこういう提起があったということを提起していただきまして、しっかりと考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　この後、法律が通り、そして政令が、あるいは省令が出て細部が決まっていくのだというふうに思いますけれども、私どもとしましても自立支援協議会からそういう心配する声は聞いておりますので、それをどうやって伝えるかということはちょっとまだはっきりは申し上げられませんけれども、まずはそういう声は全く私が聞いていないわけではなくて、聞いておりますので、それを踏まえてどう行動を起こしていくのだ、これ一つの町ではなくて町村会もありましょうし、ほかの障がい者団体との連携というのもあるのかもしれませんけれども、そういった中でいつ上げるはともかく、まず今の段階では私は国会あるいは政府の責任はしっかり果たしてもらうことを期待したいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　もちろん政府の責任は果たしていただきたい、それは私も同じ思いです。そのためにも地方から声を上げていくべきでないかというふうに私は思っております。ぜひ町長のその姿勢、何らかの形で国に届ける、そしてそれを全十勝に広げていく、そういう手だてをとっていっていただきたいと思います。

次に、言語手話条例の制定ですが、検討していただくということでした。

ぜひ、早目に検討していっていただきたいということですが、2015年９月末では全道では180の議会で可決されております。そして、今、道議会でも検討に入っているという報道もされております。このことは、今現在、幕別に住んでいるそういう方々だけではなく、今、旅行される方ですとか、それから高齢者も年を重ねていくことによってなかなか耳が聞こえづらいという方も、これから高齢化社会になってふえてくると思います。そういう方々に対してでもやはり町民が手話で会話できる、そういう状況になれば安心して外に出ていくことができるのではないかというふうに思います。そういうことも踏まえまして、なるたけ早く条例を制定していただきたい、このように思います。その点は検討ということでしたが、どのぐらいの先を見通して検討されていかれるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　まだ手話条例については制定されているというところが数少ない状況でありますけれども、ひとつ現実の問題として、手話の普及というのは非常におくれているわけでありまして、ほとんど町内では使えないわけで、よく国では官房長官が話をするときにはそばでこうやったりしていますけれども、町内では、障がいのある方、聞こえない方であっても、使えないという実態があるというふうにお聞きをしておりますので、私はそれは条例が先なのか手話が通用することが先なのかという、これ鶏が先か卵が先かみたいな議論になりますけれども、私はまずは障がい者の方も健常者の方も手話で会話ができると、言語ですから会話ができるというふうなことに重点を置くべきなのかなというふうに思っておりまして、条例ができたから手話ができるという、普及する、理解をされるというものではありませんので、まずは優先してどちらかといったときには私は手話をしっかり理解して使える方がふえればいいのかなというふうに思っておりますので、そういう状況を見ながら手話について決して否定するわけではありませんので、条例についても並行するような形で検討していきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　利用する方が少ないというお答えでしたけれども、今、答弁の中で小学校高学年対象に障害の理解に対する講演や聴覚障害、手話を学ぶ授業を行っているという答弁でした。こういうことが経年で続けられていきますと、そういう手話を学ぶ機会がふえるわけですよね。そうしますと、そのことが町民の中で普及していきます。小学校で手話を学んでも活用するところがなければなかなか利用する機会がありません。そういうことを進めていく上でもこういう条例があることによりまして、条例に基づいて、ではどうやって手だてをとっていくか、そういうこともしっかりと手だてとっていけると思うのです。そういう意味で、それはなくてもあっても同じだということであれば何のために条例つくるのですか。それをきちっと町民に知らせる、そういう手だてのもとでさまざまな条例があるのではないでしょうか。そういう点で手だてをしっかりとっていくべきではないかということで質問をいたしました。いかがですか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　条例もいろんな性格のものがありまして、恐らくこの手話条例というのは、何ていいますか、基本的な方向を述べるような形になるのかなというふうに思っておりまして、条例があるから、人を規制する条例も一方ではありますけれども、この手話条例をつくったとしても手話を使いなさいというような規制する条例にはなるわけでもありませんので、手話をしっかり理解して普及していこうというような内容の条例になるのかなというふうに思っております。

それよりも、それよりもといったら、どちらが大事だということは言いませんけれども、まず現実に手話が使われていない、障がいのある方でも使えないという実態があるわけなのであります。小学校のお話出ましたが、私も教育長時代に明倫小学校でそういう手話の授業を総合的な学習時間を使ってやるというような話ありましたので、私も実際その場に行って授業の様子を聞いてまいりました。こういったことが継続的にまず行われて、子どもたちに広まっていくことが大切でありましょうし、

町の公式行事の中で手話通訳者に出てもらって、それを町民の皆さんに町の姿勢として示していくということも必要になるのかなというふうに思っております。あらゆる機会を使いながら、手話というものについての理解を深める努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　野原議員。

○８番（野原恵子）　その努力、期待しております。早目の条例の制定、これは町民、町民から望まれて、私、質問しているわけですから、町民からも多数声も寄せられている、そういう質問でございます。そのことを踏まえて終わります。

○議長（芳滝　仁）　以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14 時 30 分まで休憩いたします。

14：15　休憩

14：30　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○２番（荒　貴賀）　通告に従いまして、質問させていただきます。

学童保育の充実についてであります。

全国学童保育連絡協議会の 2014 年度から 2015 年度の調査によると、学童保育は全国で 1,611 市町村、２万 5,541 カ所、101 万 7,429 人が利用し、そのうち新１年生の 77％が学童保育に通っています。

また、小学校低学年の子どもたちは学童保育の場に年間平均 283 日、1,681 時間以上も過ごし、これは小学校で過ごす時間よりも約 460 時間も多いといわれています。今や学童保育は子育て家庭にとってなくてはならない施設になっています。

さらには、拡大する共働き家庭やひとり親家庭の増加に加えて、家庭だけでは子どもの健やかな成長を保障することが難しくなっています。地域での仲間づくりが少なくなり、子どもたちが人間関係を学び合い、集団性、社会性を身につけていく上でも学童保育は重要な役割を果たしています。

2012 年に「子ども・子育て支援法」の制定と「児童福祉法」の改定により、学童保育は新しい法整備のもとで、2015 年４月からスタートしました。

幕別町でも学童保育条例を定め、ことし４月より施行され動き出しています。さらなる学童保育の充実について、以下の点について伺います。

一つ目、幕別町の各学年ごとの利用実績と今後の利用見込みについて。

二つ目、支援が必要な子どもたちと学校との連携が図られているのか。また、支援が必要な子どもたちへの支援員の配置を行うべきではないか。

三つ目、保護者の要望である学童の保育時間を午後７時までに延長できないか。

四つ目、学童の児童１人当たりの面積基準は 1.65 となっていますが、定員を超過しているつくし学童保育所の施設の拡充を検討すべきではないか。

五つ目、子どもの豊かな育ちの場になるかどうかは、日々直接子どもとかかわっている指導員・行政支援にかかってきていると思います。指導員は臨時職員であり、待遇の改善をお願いします。

六つ目、指導員の研修の実施状況と今後の計画についてであります。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　荒議員のご質問にお答えいたします。

「学童保育の充実について」であります。

学童保育につきましては、平成９年に「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化され、児童福祉法第６条の３第２項に、「放課後児童健全

育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」と規定されているところであります。

本町におきましては、「幕別町立学童保育所条例」に基づき５カ所の小学校の校下に６カ所の学童保育所を設置し、本年４月からは「子ども・子育て支援新制度」に伴い、学童保育所の入所対象を小学校６年生まで拡大したところであります。

ご質問の１点目、「幕別町の各学年ごとの利用実績と今後の利用見込みについて」であります。

初めに、利用実績につきまして、本年 12 月１日現在の在籍児童の状況をお答えいたします。

幕別南コミセン併設の「はぐるま学童保育所」は、１年生 14 人、２年生 10 人、３年生 10 人、４年生６人、白人小学校北側に設置しております「あすなろ学童保育所」は、１年生 17 人、２年生 15 人、３年生 15 人、４年生 11 人。札内南コミセン併設の「つくし学童保育所」は第２も含めまして、１年生 53 人、２年生 56 人、３年生 33 人、４年生８人、５年生１人。札内北コミセン併設の「やまびこ学童保育所」は、１年生 31 人、２年生 13 人、３年生 11 人。ふれあいセンター福寿内に設置しております「ちゅうるい学童保育所」は、１年生８人、２年生７人、３年生４人、４年生１人、５年生２人。総数では、１年生 123 人、２年生 101 人、３年生 73 人、４年生 26 人、５年生３人、合計 326 人が在籍している状況であります。

次に、今後の利用見込みについてでありますが、平成 28 年度の学童保育所入所申し込みを 11 月２日から 20 日まで行い、現在集計をしているころであり、12 月１日現在の集計状況で申し上げますと、１年生 83 人、２年生 114 人、３年生 88 人、４年生 42 人、５年生 17 人、６年生２人、合計 346 人であります。

今後、追加申し込み、転入等が見込まれることから、最終的には、１年生 110 人、２年生 120 人、３年生 90 人、４年生 45 人、５年生 20 人、６年生５人、合計 390 人と見込んでいるところであります。

ご質問の２点目、「支援が必要な子どもたちと学校との連携、支援員の配置について」であります。

学童保育所は、授業終了後に児童が生活の場としていることから、学校との連携は大変重要なものであり、在籍児童の学級通信のほか適宜指導員と教職員が情報を交換し、連携をしているところであります。

また、支援が必要な子どもに対する支援員の配置につきましては、行事や長期休業中などは必要に応じて指導員を加配して児童の支援をしており、今後におきましても、必要に応じて配置することにより対応したいと考えております。

ご質問の３点目、「保育時間の延長について」であります。

学童保育所の保育時間は、「幕別町立学童保育所条例」により定めておりますが、平成 23 年度に実施した保護者アンケートの結果を踏まえ、24 年度から土曜日を除き、30 分間延長し、現在は午後６時 30 分までとしております。

保育時間のあり方につきましては、今後、多子世帯の保育の実態や保育体制の確保の観点から調査検討を進めるとともに、保護者の皆さんのお考えをお聞きししながら対応してまいりたいと考えております。

ご質問の４点目、「つくし学童保育所の施設拡充について」であります。

札内南小学校下のつくし第１・第２学童保育所におきましては、12 月１日現在、定員 90 人に対し登録者数が 151 人となっておりますが、実際の通所者数は、１日平均約 120 人で登録者数の約８割前後となっております。

施設の面積につきましては基準を満たしておりますが、従前と比較して遊びや活動を一部制約する場面も発生しております。

しかしながら、平成 29 年度を境に児童数の減少が見込まれることから、新たな施設改修については考えておりませんが、併設する南コミセンの活用も視野に入れ、地域住民、コミュニティセンター利用団体の方々のご理解、ご協力をいただきながら子どもたちが放課後を安全・安心に過ごせる場所を

確保するよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の５点目、「指導員の待遇改善について」であります。

本町におきましては、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、放課後児童支援員として学童保育所に主任指導員と補助指導員を配置しております。

子どもの生活と育ちに関する専門性を有する職員が保育に携わることが重要でありますことから、小中学校等の校長や教頭の経験者を主任指導員に、また保育士や幼稚園教諭の経験者を補助指導員に選任し、配置しているところであります。

勤務形態については、通常の１日の勤務時間が４時間 30 分でありますことから日額臨時職員として任用いたしておりますが、社会保険と雇用保険に加入しているほか、非常勤公務災害保険にも加入し、良好な労働条件の確保に努めております。

ご質問の待遇の改善については、本年４月から日額賃金を４％増額したところでありますが、今後も人材確保の観点からも、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

ご質問の６点目、「指導員の研修の実施状況と今後の計画について」であります。

学童保育所は、１年間を通して小学校１年生から６年生までが同じ場所で同じ時間を過ごす場であり、各家庭において兄弟姉妹が少なくなった昨今、学童保育所での日々の生活は、児童の成長に大きな役割を果たすものであり、指導員の資質の確保・向上は重要であると認識いたしております。

このため、指導員は、毎年、北海道が主催しております「地域の教育支援活動推進研修会」に参加し、放課後支援、保護者等への相談対応、家庭教育支援等についての研修を受けております。

今後におきましては、北海道が実施する研修会への参加に加え、学校支援員の研修や保育所の療育研修などの機会を活用した各種研修会への参加など、指導員の資質の確保・向上を図るための研修に努めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　それでは、一つずつ再質問をさせていただきます。

こちらに９月にいただいた決算資料がございます。こちらに学校別の児童者数、生徒数が記載されていまして、こちらの情報によりますと、平成 21 年から 27 年度との間に学童がある地域だけを限定させていただきますが、生徒数が 297 人減っているということで、少子化は、やはりどんどん進んでいるというふうに思います。

しかし、その中で学童はむしろふえているという現状があります。この７年間で 61 人ふえています。

子どもたちにとって学童保育所は、自宅にかわる第２の家であります。指導員は親がわりであり、学童保育所は、何よりも放課後の子どもたちの安心の居場所であり、生活の拠点になりつつあると私は実感しております。そういった意味でも、学童保育の重要性は大きいと考えます。保護者が安心できる対応をしていただきたいと思います。

答弁では、小学生の生徒が減ってきて、学童も少しずつ減っていくというふうな答弁でしたが、実際にはこのように小学生は減っていますが、学童の需要はふえているという実態があります。ますます学童の重要性は増してくると考えますが、そこでもやはり学童保育所の増設や増築は必要ではないでしょうか、それについてお聞きいたします。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小学生が減少している中、学童保育所の児童はふえていると、そういう傾向があるというお話でありました。そんな中で、私どもも南コミセンにありますつくし学童保育所についても同じように傾向をはかっているわけでありまして、南小学校にこれから入学してくる子どもたちというのはもう押さえておりますので、そういう子どもたちの中で一定割合が、当然、学童保育所にも入ってくるということを考えたときに、そういう推計を、一つのトレンドに基づいて推計をしたときに 29 年度がピークで以降は減っていくであろうと、そういう推計をしているわけでありますので、これがずっと 29 年も 30 年も 31 年もずっとふえていくと、４年も５年もふえ続けていくということであ

れば話は別なのでありますけれども、29年、あと２年、不便かと思いますけれども、それはコミセンとのうまくすみ分けをしていただいて、子どもたちのは多少不便かもしれませんけれども、地域にとっても不便かもしれませんけれども、お互い譲り合って施設を使っていただければというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　やはり、これは緊急の課題であります。今現在、ふえ続けているという中で、29年、３年後から減っていくというお話がありましたが、やはり今、使っている人たちへの支援ということを考えますと、併設の何か対応を行うべきではないかというふうに私は考えますが、今、答弁にありました今年度から利用者年齢が引き上げられたことによって、そのことも計算に入れられての数字なのであるかどうかを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　今、町長がご答弁申し上げました中には、当然６年生までの人数の試算を入れての推計としております。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　答弁書の中には４年生が大きく上がって、５年生、６年生というのはそんなに上がっていないというご答弁をいただきました。その中に、やはり今後も４年生の方が、そのまま５年生というふうに使っていくといった場合、やはりさらにふえていくのではないかというふうに思いますが、小学校低学年のほうは減っていくかもしれませんが、全体的には変わらない、もしくはふえていくというふうな予想を考えるのですが、やはりその辺についてもしっかり考えていただけるということで答弁はよろしかったでしょうか。わかりました。

　では、次に移りたいと思います。

　支援が必要な子どもたちへの答弁の中に、学校側としっかりと調整を、連携をしていくというふうにお話がありましたが、実際には学校と学童との連携がとれていなくて現場が大変苦労しているというお話があります。やはりその辺について、もう少し密に連携をとっていただくということは必要ではないのかと思うのですが、その辺については、システム的な構築については考えがあるかどうかをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　こども課長。

○こども課長（杉崎峰之）　今の２番目のご質問になるかと思いますが、支援を要する児童の各学童保育所に対して、答弁にもありますが、基本的には学校のほうと連絡調整で、行動観察をしまして、その上でこの子はどうなのだろうとかというふうに考えたら、当然、私たち、こども課の担当職員と学童の指導員とが話し合いまして、加配をつけたりしています。

　今、ご質問の中にありましたが、定期的に学童の指導員とは大きい会議でも年に３回以上やっていますし、１週間に常時、２回から３回、各学童の主任指導員さんとは面談を持つようにしておりますので、私どもは、今の現状で十分というかどうかはあれですが、把握に努めて行動観察をしながら対応を考えていっていると認識しております。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　現場からは、やはり支援の方への加配というか、支援員の設置というのはないというふうにお伺いしていますが、その辺については十分にないというお話なのかもしれませんけれども、やはりそれについては、やはりもっと検討をしていただきたいというふうには思っております。

　決算資料にもよりますと、やはり幕別町が、小学校に通う特別学級の支援、特別学級に生徒がもう110 人を超えていることを考えますと、学童にもたくさんの子たちが来ているのではないかというふうに予想されます。やはりその辺については、個人情報の関係等もありますけれども、やはり子どもたちにとって、支援の必要な子たちには、その子に応じたケアや対応が絶対必要だと思うのです。学校だけではなくて、やはり家庭のことと学校、学童と三者が連携をとってしっかりしていただきたいというふうに思っております。

先ほどのお話では、やはり役場と学童の先生方のような連携はとっているというお話がありましたけれども、保護者のほうがやはり抜けているということはあるのではないかと思います。学校のほうと、やはり連携をしっかりととっていただきたいと思うのですが、その辺について考えがございますでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　おっしゃるように学童保育所と学校、そして学童保育所と保護者は、しっかりと意見交換、お話を聞きながら連携を図ることはもちろん大切であります。不足しているということであれば、それはさらに強化をしなければならないというふうに思いますけれども、ただ一つ、支援員の関係について申し上げますと、支援員がたくさんつけばつくほど、それは好ましいというか、保護者にとってみれば安心できるのでしょうけれども、この学童保育所の性格というものをやはり考えなければならないのかなという。これは、学校とは違うのですね、小学校、中学校においては、これは支援が必要な子については特別支援学級がありますし、ただ、親として保護者として、支援学級ではなくて、なるべく普通学級の中でという、そういう意向もおりますので、そういう意向のある子どもについては支援員をつけて、よりきめ細かな指導をしていくというのは実態でありますけれども、学童保育所というのは、勉強を教えるところ、学ぶところではなくて遊びの場、生活の場というところでありますので、そう考えたときには、私は子どもたちの安全確保、施設管理、安全確保の観点から必要であれば、これはつけなければなりませんけれども、そこで勉強を教えるということではありませんので、それはおのずと支援員の配置というのは限界が出てくるのかなというふうに思います。まずは安全確保、施設管理の面から危険のないように安心して子どもたちがそこで遊べる、生活ができると、そういう場にすることを第一に考えたいというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　私も、そのように学童保育所と学校というのは別物であるというふうに認識しておりますので、町長の見解に大変賛同したいと思います。

やはり私の言葉足らずなところがありまして大変申しわけございません。支援員というわけではなくて、やはりそういう子どもたちが学童にいるということで１人とられてしまうのですね。今現在、通常の学童ですと、主任指導員さんと補助指導員さんの２人でやっているのですよ。そこに支援が必要な子どもたちが入ってくることになりますと、やはり危ないので、少し人がとられてしまうという現状が出てきているのですよね。そういった状態になると、やはり１人とられてしまって、もう一人でほかの 30 人、40 人を見ているというのが現実的に存在しているのが現状なのですよ。その辺について、やはり支援が要る子どもは軽度、重度とかありますので、つける、つけないというのは、やはり相談することにはなるかと思いますが、やはり学童の先生方が大変困っているのだというお話が多く聞かれますので、その辺については、やはり検討していただきたいというふうに思っております。

続きまして、では３番に移りたいと思います。

保護者の要望であります学童保育所の延長についてでありますけれども、前向きな答弁をいただきましたので参考までにお話ししたいとは思うのですが、やはり青葉保育所とともに南保育所が民営化されて７時までになった中で、たくさんの方が利用されています。青葉保育所につきましては、６時から７時まで預かっている子どもが 12 人から、日によって変わるそうですが、３人から４人というふうに多くいらっしゃるそうです。

南保育所では、延長保育のほうをしっかり集計しているらしくて、６時半から７時の時間で月平均で 70 から 80、土曜日は延長されている子がいないという話なので、１日、４人から５人利用していますというお話でした。やはり日によってばらばらなため集計が微妙なところもありますが、多いときでは、やはり 10 人近くの子どもたちが保育所で７時まで預かっているという現状があります。このことは、保育所から学童に上がったときの小１の壁になってくるのだと思うのです。やはり幕別町としましても、６時半まででではなくて学童保育を７時まで延長していただけるように、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

近郊の音更町では、保育所の何カ所かが夜７時まで延長保育を実施しているというところがありまして、今年度から学童の４施設がそれに合わせる形で夜７時まで拡大しているというお話でありました。やはりたくさんの子どもたちが来るようになったという話もあります。例えばなのですが、兄弟がいた場合、保育所と学童となった場合、６時半と７時ということになると、やはり７時までは今までのようなことはできない、結局は小１の壁ということで時間の壁が出てきてしまうということで音更は対応したという話を聞いておりますので、幕別町としても、ぜひ対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、４番目に移りたいと思います。

学童の新制度に変わりまして、１番目のお話とかぶるのですが、やはり高学年の方たちがどんどんふえているところもありますので、代替施設の検討、そして何よりも南コミセンがどれだけ利用しているのか把握しているのであれば、ぜひお聞きしたいと思うのですが、学童を、よろしくお願いします。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　ちょっと資料を持ち合わせておりません。申しわけありません。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　学童が隣にコミュニティセンターを併設しているところもありまして、やはりたくさんの小さな子どもたちにコミュニティセンターを開放して、利用していないときだけ限定なのですが、使っているという現状があります。その中で、やはり一部の町民の方から、子どもたちがコミセンを使用しているために施設が使えないという方がいらっしゃるそうなのですよね。やはり、そういうお話があるので、学童保育所に対する相談窓口、苦情だとか、そういう窓口を併設するという考えは考えられないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　学童のことの苦情を扱う相談窓口ですか、学童の苦情を言ってくるのは町民の方というのですか、それとも学童の方で、町民の方で。

とりたてて、その苦情はこの窓口にという取り扱いはしておりませんけれども、何か町に対してご要望がある方は、その方が考えた役場のどこかにご連絡をいただくと思うので、その段階で、聞いたところできちんと学童のことであればこども課が対応するとかという、そういう体制で今のところやっておりまして、学童の苦情受付窓口みたいな開設はしておりません。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　わかりました。やはり学童は、やはり町民、町にとっても大切な施設だったので、町民の方のご理解とご利用の相談をしっかり対応するためには、やはり窓口的なものはあってもよいのではないかというふうに思っております。

次に、保護者の方に対する窓口のほうの設置はあるのかどうか聞きたいのですが、保護者の方ですね、保護者の方の相談窓口的なものはあるのかどうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　学童のことに関して、学童保育に関する所管課をこども課に置いておりますので、それに関するご要望ですとかご意見ですとか、それから問い合わせ等についてはこども課に入ってくるということで認識いたしております。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　保護者の方からも、やはり要望というのは少しあるのですね。しかし、なかなか役場のほうには相談しにくいところもあるのか、それとも学童に苦情の何か、少し難しいところもあるのですが、やはりその辺についても親子の茶話会的なものも取り組んではどうかなというふうには思っておりますので、やはりその辺の検討もしていただければと思います。

次、ほかに、つくし学童が南側に新しく運動場を併設しまして、夏場になると 35 度まで上がって、扇風機を回してもなかなか耐えがたい状態が続いているそうなのですよ。子どもたちを心配するとい

う保護者の声もありますので、その辺について、つくしは、特に子どもたちがいっぱいいますので、環境状況も心配されますので、対応についても検討していただきたいと思いますが、それについては話とか聞いていますでしょうか、それから対応の意思はありますでしょうか、お聞きします。

○議長（芳滝　仁）　こども課長。

○こども課長（杉崎峰之）　夏場の運動施設といいますか、そこの部屋の暑さに対しては、直接は私どもは伺っておりません。

ただ、常時、主任指導員の方とは、特につくしにつきましては頻繁にやりとりしていまして、ほとんど毎日、朝、打ち合わせをしておりますが、その他いろいろ、そういう要望とか施設の整備だとか管理については対応しておりますが、直接、その件については、今のところ伺ってはおりません。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　つくし学童の保護者の方からのお話になりますので、やはり指導員の方と多少、そういう連携不足というところもあるのかと思いますので、それについても、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

続きまして、指導員の待遇改善について移りたいと思います。

日本の学童保育所は、乳幼児の保育の延長として学童保育所が設置されて誕生しました。鍵っ子対策という面もあるのですが、児童福祉法の中で法改正が進み、子どもの暮らしを保障する保育行政の分野に今現在、位置づけられていることでこども課に移ったのだと思います。さらに多くの学童保育所で、学校から持って帰る宿題を活動の中において、保護者の方も学童保育所で宿題を終わらせて帰宅していることをやはり望んでいる声もあるのですよね。そういう意味でもやはり福祉の場であって、時には教育の場でもあるという意味で学童を多く期待されている場というのがあります。そういう点の中でも、やはり教員の長期的な視野に入れた支援職員の配置について必要と考えますが、町としてはどのような考えがありますか、お聞きします。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　学童の職員さんに関しましては、勤務時間ですとか、そういうことを考えた上で、どのような待遇が必要かとか、あともちろん正職員であっても、そういう正職員ではない身分の職種であったとしても、子どもにかかわるところで責任を持っていただくということでのお願いは、きちんとした形で保障していく。例えば、その方の持っている免許の関係ですとか、そういう位置づけをしっかりした上で、勤務時間に関するものも含めた上での、現在、配置と考えておりますので、現行どおり進めていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝　仁）　荒議員。

○２番（荒　貴賀）　現場では、やはり若い人が入ってきても、すぐやめてしまうという話があります。ことしに入っても２人やめたという話がされていました。やはり生活できるだけの収入改善は必要と思いますので、正社員化は考えるというふうにありましたが、生活が保障できるぐらい収入改善は、やはりしっかり対応していただきたいというふうに思っております。

あと、答弁の中にありました主任指導員の教員の待遇、教員の方の採用についてなのですが、小中学校の校長先生ですとか教頭先生を主任指導員として迎えるというお話があったのですが、やはり限りがあるのではないかというふうにあるのですよね。今現在、教員の多くのところは再雇用ですとか再任用が国で義務づけられていますので、やはりそういった意味でも校長先生、教頭先生と限ってしまうと、なかなか次が見つかるのかどうかというところもありますので、やはりその辺については柔軟な対応をしっかりしていただきたいなというふうには思っておりますが、その辺については、町としてはどのように考えておりますか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　限定しているわけではありません。ただ、質の確保、失礼な言い方ですけれども、こちらで一定の基準を持って例えば考えていくときに管理という部分もありますので、管理を経験された方がいればそちらへお願いしている。たまたまこれまでの中で校長、教頭の経験者の方

が多くいらしたということで、採用条件にそこをしているわけではありません。
○議長（芳滝　仁）　荒議員。
○２番（荒　貴賀）　わかりました。
　補助指導員さんに関しても、では保育士の方とか幼稚園教員の方というふうに、そこは限定していらっしゃるのですか。
○議長（芳滝　仁）　民生部長。
○民生部長（境谷美智子）　保育士、幼稚園教諭に限定はしていません。教員免許でも構わないのですけれども、２職種いることでの利点を考えて、主任の先生が教職員免許を持っている方ですので、できれば補助の先生は保育とか幼稚園教諭の免許を持ってる方をこちらではそういう要望がありますけれども、教員免許を持っている方も応募していただいて働いていただいております。
○議長（芳滝　仁）　荒議員。
○２番（荒　貴賀）　わかりました。多少答弁とずれがあるような感じでしたけれども、今、わかりました。
　それでは、やはり待遇改善について、今年度４％上げていただいたというのもありますけれども、やはり生活ができないとかで、実際に４月から２人やめている現状もありますので、その辺について今後も検討していただきたいと思います。
　次の６番の研修についてお話を聞きたいと思いますが、研修は幕別町としては、しっかり取り組んでいただいているという答弁をいただきました。代替員さんへの研修についてはあるのかどうかお聞きしたいのですが、代替員さんです。
○議長（芳滝　仁）　こども課長。
○こども課長（杉崎峰之）　現時点では、代替さんにつきましては、研修等は特に行っておりませんが、今後、28 年度以降につきましては代替さんの参加も視野に入れて、今、検討中でございます。
○議長（芳滝　仁）　荒議員。
○２番（荒　貴賀）　わかりました。検討中だということですので、ぜひ代替員さんも指導員の方が休んだときは１日、学童に入るわけですから、やはりしっかりした研修はあったほうがよいかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。
　今、子どもたちの地域の集団生活が成立しにくくなっているところもあります。やはり地域の子どもや放課後の子どもの遊びと生活の保障は学童や子ども教室を抜きには難しい時代になってまいりました。それだけに学童保育のあり方や子どもとかかわる指導員さんへの取り組みや実績が大きく問われる時代になってきましたので、指導員さんにつきましては、やはりこれからはしっかり成長も視野に入れた取り組みもぜひ検討していただきたいというふうに思っております。
　今後、法改正する中で、子どもたちの自由を拡大する方向に向かうのか、それとも子どもの生活と遊びの管理化が進むのかが学童保育の進路、今、とても分かれ目に今回の総合計画で示されてました。やはり幕別町としましても、「子どもの権利条約」に沿った取り組みをしっかりしていただきまして、私からの質問とさせていただきます。
○議長（芳滝　仁）　以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。
　この際、15 時 20 分まで休憩いたします。

15：10　休憩
15：20　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　次に、中橋友子議員の発言を許します。
　中橋友子議員。
○16 番（中橋友子）　通告に従いまして、２点について質問を行います。

１、TPP 交渉の影響と撤回に向けた取り組みについてであります。

米国アトランタでの環太平洋連携協定（TPP）交渉の閣僚会議は、９月 30 日から 10 月５日まで行われ、異例の会期延長を重ねた上で、「大筋合意」に至ったと伝えられています。

しかし、その内容は、国民の食料、農業、経済はもとより、医療や福祉や多方面に多くの問題を与え、決して認めてはならないものと考えます。

問題は、１、そもそも TPP 交渉は、秘密の交渉ルールで行われたため、全てが明らかにされるのは協定発効後、４年を経過してからであり、国民主権の否定につながります。

二つ目には、2012 年の国会決議をほごにし、主要５品目だけではなく、大半の農林水産品の自由化に応ずる一方、米国には自動車関税撤廃を 25 年後にするなどの大幅な譲歩となっています。

３、医療、知的所有権、食品安全、労働等における非関税障壁の撤廃にもつながっています。

そして４、ラチェット条項、ISDS 条項も盛り込まれ、多国籍企業の出店、進出規制ができなくなり、地方自治体にも影響を及ぼします。

⑤決め方も域内 GDP の 85％を占める国々及び最低６カ国の承認で行うという不平等なものとなっています。

このように明らかにされた情報だけでも農業者はもとより、町民全体に甚大な影響を与え、地方自治権にも抵触する内容となっています。「大筋合意」で政府は、あたかも決定したかのように国内対策の代替措置を進めていますが、根本解決にはなり得ません。

今後、細部にわたる調整も残されており、各国とも批准には大きな困難が予想されています。

これらを踏まえ、TPP 協定の調印・批准は行わないよう町挙げて取り組む必要があるのではないでしょうか、以下、次の点についてお伺いいたします。

①幕別町で予測される影響。

②TPP 阻止に向けての町民学習会の開催。

③国に対して「大筋合意」の撤回を求める。

２点目、新規就農対策の強化についてお伺いいたします。

十勝の 2015 年の農業算出額は、史上初めて 3,000 億円を突破する可能性があると伝えられています。食料の自給率は 1,100％と高く、幕別町の農業者を初め、多くの関係者の努力で、多くの関係者がその役割を担ってきております。

今後も基幹産業として発展していくことが望まれていますが、残念ながら幕別町の農家戸数は 1990 年の 986 戸から 2010 年には 632 戸になり、20 年間で 354 戸も減少しています。経営規模の拡大で遊休地をつくらず、今日まで緻密な努力が続けられておりますが、減少傾向には歯どめがかかっておらず、このままでは耕作放棄地も生まれかねないことが懸念され、対策が急がれます。

幕別町では、平成 14 年から農業振興公社を中心に担い手確保育成事業に取り組み、新規参入者の就農を支援しておりますが、さらなる充実を求め、次の点についてお伺いをいたします。

①幕別町の現在の農家戸数と後継者の実態について、札内、幕別、忠類の地域別に示していただきたい。

②新規就農者のこれまでの実績。これまでの新規就農の希望があった人数と、また農村アカデミー終了者の町内外の就農者数、また就農に至らなかった主な要因について伺います。

③新規就農支援事業の拡充について、（１）基金補助要件の緩和、これは単身者にも適用を求めるものです。

（２）新ひだか町、浦河町と挙げましたけれども、受け入れ体制など充実を求め、支援体制づくりをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「TPP 交渉の影響と撤回に向けた取り組みについて」であります。

去る 10 月５日、TPP 協定が大筋合意されたと報じられたところであり、その内容は、農林水産物では全品目の 81.0%に当たる品目の関税が撤廃されることとなっております。

また、日本が保護を求めていた農産物重要５項目のうち、約３割で関税が撤廃され、さらに輸入枠をふやした品目も多く存在しております。

国は大筋合意を受け、10 月９日に「TPP 総合対策本部」を設置し、11 月 25 日には「総合的な TPP 関連政策大綱」を策定いたしました。

大綱では、関税引き下げ対象となった農産物の輸入増による価格低下を想定し、農業者の所得対策として予算措置のみであったものを法制化するほか、関税を財源とした生産振興策についての財源確保や新たに給付する補助金の枠の拡大など､農業の所得補償に重点を置いた施策が示されております。

ご質問の１点目、「幕別町で予測される影響について」であります。

TPP 協定の影響は多岐にわたりますが、本町におきましては、特に農業について大きな影響があるものと思われますので、農業分野について申し上げます。

若山議員の答弁でも申し上げましたが、国・北海道が示しております、TPP 協定による農業への影響は、「輸入増の懸念」「価格低下の懸念」など概念的な表現にとどまり、詳細な影響についての発表はありません。

本町での影響は、小麦、牛肉、小豆などの豆類、牛乳につきましては関税の引き下げによる農業者の所得の減少が、またタマネギやスイートコーンでは、現在の関税は６％から 8.5%と低いものの４年から６年で撤廃され、国内産価格の低下が懸念されます。

ビートやでん粉などの甘味資源作物は、所得への影響はないものと考えておりますが、糖価調整制度の輸入糖から徴収している調整金の減少により、てん菜の生産振興対策への影響が懸念されております。

また、影響額につきましては、国が試算方法等を示し、これに準じて都道府県や市町村も算出すべきものと考えておりますが、現時点では国から何も示されておりませんので、本町の影響額を算出することはできない状況にあります。

ご質問の２点目、「TPP 阻止に向けての町民学習集会の開催について」と、ご質問の３点目、「国に対して「大筋合意」の撤回を求めることについて」は関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

本町におきましては、TPP 協定につきまして、交渉への参加に反対をし、交渉参加後は、農産物の重要５項目の関税撤廃阻止、国会決議遵守の立場で「TPP 問題を考える十勝関係団体連絡協議会」「十勝圏活性化推進期成会」や町村会の一員として国への要請を行ってまいりました。

現在は、TPP 問題を考える十勝関係団体連絡協議会が 11 月７日に決議しました「TPP から十勝の経済と暮らしを守る決議」にありますとおり、影響の分析と地域ごとの丁寧な説明、農業生産が再生産を維持しながら発展できる万全の対応を求めているところであります。

さらに、11 月 18 日に全国町村長大会での「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する特別決議」にもありますとおり、政府においては、これまで以上に国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、国内農林水産業の振興と農山漁村の活力の維持を求めております。

このように、TPP 協定の大筋合意を受け、これまで要請活動をともに行ってきた各団体とも現実的な対応を求めており、「総合的な TPP 政策大綱」の実施により影響の出ない対策が講じられるかが焦点となっております。

本町におきましても、この大綱が確実に実行されるかを注視していかなければならないものと考えており、TPP 阻止に向けての町民学習会の開催や国に対して「大筋合意」の撤回を求めることは考えておりません。

次に、「新規就農対策の強化を」についてであります。

先般、公表されました 2015 年農林業センサスの概数値によりますと、北海道内の販売農家戸数は５

年前に比べ6,334戸、約14.4%、十勝総合振興局管内では656戸、約11%が減少し、農業人口におきましては５年前に比べ１万5,645人、約14.1%、十勝総合振興局管内では2,104人、約11.5%が減少しており、高齢化と後継者不足により、担い手育成と労働力確保が最大の課題となっております。

本町では、農業後継者の育成や新規参入希望者への研修や受け入れなどの担い手対策、経営規模の拡大や農作業効率の向上に対応した農地の集積などを図るための農地流動化対策、さらには気象情報や農地情報の提供などを一体的に総合的に行うため、平成14年に公益財団法人幕別町農業振興公社を設立し、生産性の向上と地域農業のさらなる発展に努めているところであります。

ご質問の１点目、「幕別町の農家戸数と後継者の実態について」であります。

農家戸数を把握する資料といたしましては、５年に１度行われる農林業センサスがあります。

先般、公表された2015年農林業センサスは、まだ概数値ということで町村別、地域別の統計資料が明らかにされていないことから、2010年農林業センサスの数値により説明をさせていただきます。

農家戸数は、幕別地域314戸、札内地域191戸、忠類地域91戸、幕別町全体で596戸となっております。

後継者のいる農家戸数は、幕別地域125戸、札内地域62戸、忠類地域28戸、幕別町全体で215戸となっております。

なお、農林業センサスでいう後継者は「満15歳以上の者で、経営主から次の代に農業経営を継承することが確認された者」と定義されております。

ご質問の２点目、「新規就農者のこれまでの実績について」であります。

本町における新規就農実績のうち、農家子弟の新規学卒やＵターンを除く、いわゆる新規参入希望者数につきましては、「まくべつ農村アカデミー」がスタートした平成７年度以降の実績で申し上げます。

新規参入を希望する方が入りますアカデミーのフロンティアコースには、幕別地域で41人、忠類地域におきましては２人の合計43人が入校いたしました。

このうち、研修を修了し新規参入を果たされた方が、幕別地域におきましては７組８人、忠類農協管轄では２組３人、合計９組11人の方々で、営農類型ごとの内訳では酪農専業が２組、肉牛専業が２組、畑作等が５組という状況であります。忠類地域で合併前に新規参入をされた酪農専業の３組６人と合わせますと12組17人であります。

まくべつ農村アカデミーのフロンティアコースに入校した43人のうち、新規参入を果たされた11人を除く32人についてでありますが、１人は研修を修了し町内の親族が経営する農家に就農しております。残り31人は研修修了には至らず、１人は町内の実家で農業従事、３人が自分の実家を含む他町村で就農、６人が他町村で農業の研修となっております。そのほか６人は農業関係の職種に就職し、３人は農業以外の仕事に従事され、12人が不明となっております。

就農に至らなかった主な要因ついてでありますが、平成17年度までは、新規就農を希望した場合は、当初からフロンティアコースに入校という形でありましたことから、研修中に研修生がそれまで持っていた農業に対するイメージが現実とは違っていたことにより研修を断念したというケースが大部分を占めております。

このため、平成18年度からはフロンティアコースに進む前に、１年以内の短期農業体験を経て、農業関係機関と北海道指導農業士で構成されるアカデミー事業部会において、本人への面接による就農の意思確認や受け入れ指導農家との面談を経ることで、本人の農業に対する熱意や農業技術に対する習熟度合いを勘案してフロンティアコースに入校させるという内容に変更するとともに、フロンティアコースの修了に際しましても、アカデミー事業部会において本人への面接、受け入れ指導農家との面談を行い、本人が作成する経営計画なども加えて審査し、営農を決定するという手続きをとっており、慎重を期しているところであります。

ご質問の３点目、「新規就農者支援事業の拡充について」であります。

初めに、資金補助要件の緩和についてでありますが、農業を新たに始めるためには、農地の確保や

生産設備などの営農資産を取得しなければなりません。

また、その資産を用いて営農するためには、生産技術や労働力の確保、営農資金の調達などに関する知識の習得が必要であり、このための研修に数年を要することとなります。

先ほども申し上げましたように、本町において新規参入をするためには、１年間の短期農業研修を経てフロンティアコースに移行し、３年程度の研修を積んで就農に至ることになりますが、「まくべつ農村アカデミー実施要領」では、新規参入を目指すフロンティアコースの対象者として、「新たに幕別町で農業を始めたいおおむね 35 歳までの者。夫婦が原則。」としております。これは、就農後、２人で協力し合うことが望ましいことや１人が病気やけがなどに見舞われた場合においても対応が可能で、より就農しやすい要件として夫婦を原則としておりますが、「独身者についても相談に応じる」こととしており、経営計画が成り立つことはもちろん、関係農協や地域の理解を得ることができれば、独身者であっても就農は可能であると考えております。

次に、「新ひだか町や浦河町に見られる受け入れ体制の充実のための支援体制づくりについて」でありますが、新ひだか町では、本町の短期農業体験に当たる期間を３カ月以内として、その間、日額 3,000 円の農家実習手当が支給されております。

また、本町のフロンティアコースに当たる期間を２年以内として、その間、研修支援として月額 16 万円、住宅補助として月額３万円を限度として支給するほか、家族がいる場合の扶養費、自動車等購入費を支給しております。

浦河町においては、新規就農希望者の研修期間中は研修補助金として月額８万円を支給し、就農に際しては支度金として 100 万円を、就農後は就農開始年度の翌年から３年間で必要な農業経費の２分の１、100 万円を限度に経営安定補助金を支給しております。

本町における研修生に対する支援といたしましては、農業担い手支援センターに研修生が低額で入居できる宿泊施設を整備していることに加え、フロンティア研修生を受け入れされる指導農家から月額 15 万円以上の研修手当が支給がされております。

また、研修修了後、新規就農された方に対しましては、「幕別町新規就農者の育成に関する条例」に基づき、５年間の農用地等の賃貸料相当額と取得した農用地等の５年間の固定資産税相当額や農業関係制度資金を借り入れた場合の５年間の借入利率１％に相当する利子補給金を奨励金として支援措置を行っているところであります。

本条例により、これまで幕別地域８人、忠類農協管内３人の方に奨励金を交付しておりますが、その金額は平成９年度に就農された畑作の方には約 790 万円を交付しており、平成 23 年度に就農された酪農の方には、今後も含め 870 万円の交付が見込まれおり、現時点では本町における新規就農への支援体制・支援策は、他町と比較いたしましても見劣りすることなく充実しているものと考えております。

近年、農業を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、今後におきましても、農業関係機関や関係者のご意見を伺い、他町村の事例も参考にしながら、できるだけ新規参入がかなうよう研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16 番（中橋友子）　それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、TPP にかかわって、まず予測される幕別町の影響をお尋ねしたところです。若山議員のときにもお答えされておりましたので、詳細、当然うちの町ですから、農業を中心とした試算がされるということで、その基準となる方向性が国から出されていないので難しいのだということでありました。対策本部も設置されているということですから、そこでいろんな情報を得られて、可能な対策といいますか、相談をされているのだと思うのですけれども、国の情報というのは、なかなかこれまで猛反対というか、うちの町も十勝挙げて反対していたものでありますから、簡単にその影響額について、こういった形で出せますよというようなことは、あるいは政治的な意図も働くということもあっ

て、簡単には出てこないのではないかというふうに逆に思うところもあるわけです。

しかし、実際に影響を受けるのは我が町であり、我が農業者でありますから、可能な限りの情報をあらゆる手段を使って、その対策本部がキャッチするということが大事だと思うのですけれども、今、どのようなルートで情報が入ってこられるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　現状においては、非常に情報が少ないわけでありまして、一つには十勝選出の代議士を通じてというのもありますし、また各省庁からの縦の通知というものも当然、考えられるのでありますけれども、これはもう極めて少なくて、現状のところ本当に判断に至るような材料というのはほとんどない。国がマスコミ等を通じて公表しているような情報しかないというのが現状であります。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16 番（中橋友子）　１回目の質問で申し上げましたように、最初から秘密裏にされているという、そういった困難さがありますので、町長、言われるように情報は多くないと思います。

しかし、多い、多くない中でもこの TPP の交渉そのものは外国で行われているわけでありますから簡単なものではないのですけれども、ご承知のとおり交渉が行われた最終的には 10 月 6 日だったのですが、1 カ月後の 11 月 5 日にそういった文章の責任国といいますか、ニュージーランドであったそうですが、そこがネットを通じて 1,000 ページから 1,600 ページを公表したということが、今、いろんな情報のベースになっているわけですよね。それでわかり得ることを提示しているということなのですけれども、日本は、それを受けて 1,000 ページから 1,600 ページのものを 90 ページといいますから、物すごい縮刷といいますか、大きくまとめて出したのだと思うのですけれども、そういった中でも、例えばこれまでなかった幕別にも大きい影響が与える野菜なども対象になるというようなことも、そういったところから見えてきているわけですよね。ですから、なかなか少ないという、そのジレンマもあるのでしょうけれども、そういった、今、ネット社会というのもありますから、ただし今、出されているものは、法的な検閲を受けたものではない、あくまでも大筋で約束したことということでありますから、参考にしかならないと思いますが、そういったものを駆使する中で、ある程度幕別町は、今までと比べて影響が大きくなることなどということを大枠で想定できるのではないでしょうか。つまり、今まで幕別町の影響は、これまでは農業生産額だけで 107 億円と出しておられましたよね。それから見て今の状況としてどうなるか、町長の判断といいますか、予想はどうでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　107 億円というのは、国、農水省が試算をし、そして北海道もそれと同じ方法で試算をし、そして私どもも同じ方法で試算した結果、107 億円という数字が出てまいりました。これは、すぐに影響が出るという前提でありますので、ところが今回は、年数をかけて出てくるわけでありますから、私は 107 億円よりはふえるという感覚は持っておりません。当然、これ以内であろうなと、これ。それが、ただマックスになったときには、これがどうなっていくのかというのは、ちょっと今のところでは想像つきませんけれども、107 億円は、本当に即影響が出るという前提で試算しておりますので、私はそれよりは少なくなるかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16 番（中橋友子）　長いものでは 25 年とかありますので、当然、町長のお答えのようなことであろうと私も思います。

そこで、これは対策本部を設置している以上は可能な限りの情報キャッチと、キャッチしたものについては、公開できるものは速やかに公開していくということが、先ほどもありましたけれども、非常に大事だと思いますので、鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。その上で、影響は農業だけではありません。食の安全や、特に国や地方自治体は ISDS の状況などについては、やはり非常に危機感を持っていなければならない、幕別町にとって直接影響の与えられることだと思っております。それについての町長の見解も伺いたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　影響としては、そういった具体的な影響額のほかに、今、中橋議員がおっしゃったような食の安全・安心、特に農薬基準が日本だけのものですから、これがどうなるのかだとか、遺伝子組み換えのものがどうなっていくのかだとか、非常に食の安全・安心という面では、非常に懸念をされるわけであります。

そういったもののほかにISDS条項というのがありまして、これも裁判所がアメリカにあるわけでありまして、今まで聞くところによれば、かなりいいようにやられてしまうというのか、主権国家でありながら、その主権がなくなるおそれがあると、そういう懸念があるといったことも言われております。したがいまして、そこは本当に国としてしっかり主権国家として考えねばならないというふうに私、思っております。ただ、それが各市町村にまでどこまで影響してくるのか、もちろん調達の問題も実はあるのですね、これも一定金額以上でありますので、それがどこまでくるのか、恐らく市町村への影響というのは非常に少ないのだろうなというふうな思いを持っておりますけれども、全くないかというと、これはないわけでありまして、これはあると思います。これは、例えば調達の入札にしても、大きな額、一定の金額以上については外国から参入してくれば、当然、それによって日本の市場が狭まるわけですから、どんどんどんどん下におりてくるというようなことも、つまり今までゼネコンがやっていた事業が、下のランクに比較的金額の低いところにおりてくる。それが、どんどん玉突きのような状態になって、私どもの町にも影響があるのかなというふうに思いますので、そういう具体的な農業生産額以外にも懸念される事項はあるのかなというふうな思いではおります。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16番（中橋友子）　そうなのですよね、まだスタートしていませんから、なかなか描きづらいというものもあるのですけれども、国同士で訴訟が起こされて、メキシコであるとかカナダであるとか敗訴して多額の賠償金を払ったという報道はあります。

市町村にかかわるものはどういうことなのだろうと、今、町長が言われたような大きな公共事業にかかわって、実際に訴訟を起こされたというのは、そういう事例は見つけられなかったのですけれども、ただ韓国でソウル市の学校給食にかかわりまして、輸入のものを使っていて、これが安全性に問題があるということで、それは韓国の中の市の条例で安全規制をしていたものを、やはり輸出する側は、そのことが損害を与えると。本当に安全でないというふうに確証もないのに、その条例があることによって阻むということで訴訟を起こされて、これは韓国がみずからその条例を撤廃したということはあるというふうに報道されています。

ですから、本当に農業だけではなくて、多方面にわたってこの町に影響を及ぼすTPP、だからこそ、この具体的な運動、始まったのは５年ほど前からですけれども、町挙げて、十勝挙げて、そういうものはしないでくれと、交渉に参加しないでくれということを取り組んできたのですよね。幕別町議会としても何度も意見書、上げてやってきた、ここに来てこういう状況になっているわけです。

それで、次の質問にもなっていきますけれども、これがやはりなかなか今、多くの方たちに危険な状況が薄められてしまっていると言っていいのでしょうか、結局、こういうことが起きると、必ず全容が明らかになっていないのに、もう既に「TPP 大綱」だとかといって代替策がつくられて、どんどんそれが宣伝され、先行すると。もちろん直接の農業者に影響を与えるなどということはあってはならないことですから、当然、そういうことは求めることは求めるのですが、しかし最も大事なのはそういった農業者だけではなくて、全般的に影響を及ぼすものを影響を受ける側の町民が知らされていないという、そういった不利益を実際にはこうむっているわけですよね。ですから、そういうことを可能な限り住民にきちっと知らせて、確かな判断を住民ができるようにしていくというのも行政の役割だというふうに私は思うのです。そうすると、ただ、今、町長がお話ししたような食の安全の問題だとか、いろんな角度から提供できることはあるわけですから、こういった機会にきちっと住民の方に、私は「TPP 阻止に向けて町民の学習集会」というふうには書いたのですけれども、これ知っていただく手だて、取り組みをすべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　もちろん事実がこうであるということについてはお知らせをしなければならない、これは私どもだけではなくて、国においても道においても、しっかりそれはやってもらわなければならないなというふうに思っております。

ただ、私どもとしては、とりわけ今、農業に対する影響が非常に懸念されている中で、今、要綱ができましたけれども、その要綱に基づいて、毎年度の予算の中で対策が措置されていくということになりますので、そこがしっかり見きわめなければならないなと。そこで、懸念される事項がさらに出てくるということになったときには、これはやっぱり農協と農業関係者で、きちっと協議をした中で、要請活動も必要ですし、大した額でないのであれば、町単独の施策っていうのも考えなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、農業に関して言えば、一つには、きちっと生産振興をやっていただく、そのための基盤づくりを国においてやっていただくということと、もう一つは経営安定対策、所得補償の、今は二本立てということになっておりますので、それがあって初めて再生産に結びついていくというふうに思っておりますので、そこをしっかりと見きわめてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16番（中橋友子）　ちょっと違うかなと思います。農業者に対しては、そういうふうな、もう実際に、今、スタートしていますよね、政府の説明会ですとか、それから要綱をつくったとかと。私は思うのですけれども、確かに大筋合意に至ったということが、そこまで事を運んでいる理由なのですけれども、しかし大筋合意ということで大々的に報道されているのは、これ、マスコミ情報ですけれども、日本ぐらいであって、12カ国、11カ国がまだあるわけですけれども、そういった、もう実りそうだと、実ったのだと、あたかも誤解されるような、そういった伝え方は少ないというふうに聞いております。つまり、まだまだ大筋合意といっても、これから実際には調印もあるわけですし、日本では国会の決議が必要ですし、批准というところもあるでしょうし、そういったプロセスを踏んでいかなかったらならないものですよね。そうすると、現実的な対応と、よく言われるのですけれども、生きていかなければならないので、現実というのは、それは絶対そこは外せませんけれども、しかしもともとの本家本筋が間違ったものがどんどん来ていて、まだそれができ上がったものでないと、でき上がりつつあるというふうに見ているというのであれば、これはやはりでき上がらせてはだめだという、そういったアプローチもしていく必要が一方では必要なのではないかというふうに思うのですよね。この辺は、町長、どうお考えですか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かに大筋合意で、先ほどご答弁申し上げましたように、発効するのは、早くても平成30年の春ぐらいだと、そんなお話も農水の副大臣からお伺いしたところであります。したがいまして、確かに中橋議員おっしゃるように、一方では撤回に向けて動いてもいいのではないかと、そういう考えも確かに私は理解するというか、わからないわけではないわけであります。ただ、今の国の、我が国の国会の情勢を考えてみても、これは今、大筋合意で締結のほうに向かってかじを切って動いているわけであります。これは、一番影響が大きい農業者、農業者団体においても完全にこれかじを切ってるわけでありますから、恐らく我々よりも、農業に関しては現地に行ったりもしていますし、相当の情報は持っているのだというふうに思います。そういう人たちが、そういう対応をとっている中、より情報のない私たちが違う方向を向くというのは、それこそやっぱり現実的な対応ではないのかなというふうに思いますので、やはり関係者がしっかりと我々よりもより多くの情報をつかんだ中で判断をして、今、動いているわけですから、それはやっぱり私はそのことを信頼しなければならないなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16番（中橋友子）　心配しますのは、そういった現実的な対応、町長の言われること、私もわからないわけではないですよ。だけれども、一方の手を下げてしまうことによって、逆に大筋合意が本合意

になることをいわゆるバックアップする、そういった、もうギブアップですよと、だからもうその旗は全部おろしましたと。それで、どんどん対応策とってくださいというふうになれば、実っていない交渉であっても、それはもう合意を得られてから実らせていくという逆な働きにもなりかねないというふうに思うのですよね。それで、農業団体の皆さんも、私は本当に残念だなとは思いますけれども、あの旗をおろすまでには相当な葛藤があるのだと思うのですよ。つまり、昨年からことし、農協解体まで出されてきたわけですよね。ですから、情報が多いというのは、その TPP の情報というよりも、むしろそういった政治的な力学が働いて、そして自分たちの身を守るために、小さなそれぞれの組織ですけれども、選択せざるを得ないというようなそういう流れを感じます。この間、私も農業団体、農協の組合長さんや各農家、関係団体、歩かせていただいたときに、本音と建前ってやっぱりあるのですよね。なかなか公職についていらっしゃる方たちですから、ここでは全て申し上げられませんけれども、しかし農業者として心までは売らないよと、食べ物をつくる者として売らないよというような、そういった決意を持って今の状況について大きな不安を持って過ごしていられるというのが現実です。そういうことも受けとめるのであれば、町長、言われるように、本来 ISDS 要綱にしても国のことですよ。だけれども、影響を受けるのは幕別町なのですよね、農業のスタートもそうですよ。国が決めているのだけれども、うちの町が、うちの農業者が、そしてここで暮らす２万 7,000 人が影響を受けるのですよ。そうすると、その国が皆さんを守るようなことをしていないわけだから、やっぱりその辺は言えないこともあると思いますが、私は言えますので、それは大いにこれからも撤回を求めて運動をするということが大事だということを申し上げたいと思います。

この点では、そういう点で、まだまだ大筋合意の段階、これは相当 30 年、今は 27 年ですからこれからの動きで変わっていくということもありまして、ぜひ繰り返しになりますが、素早く情報をキャッチして住民に知らせる。そして、そういうさまざまな動きの中で、現在、この地、この状況に置かれているということをお酌み取りいただきたい、このように思います。

ですから、住民に対する学習会なども、そういった適切な時期に提供していただければ、農業者だけではなくて、適切な時期に取り組んでいただければ、もっともっと理解が町民全体に広がるのかなというふうに思います。

この間の取り組みを見てみますと、町民全体の集会、取り組んでいるところは、やはり少ないのですよね。ですが、10 月 30 日に道南の瀬棚町で TPP 交渉に関するシンポジウムを開いて、ここには各党の国会議員の先生方も含めてご参加いただいて、実情をきちっと町民にわかっていただく努力をされています。こういう町もありますので、町長、ぜひ、こういう提起もあるのだということを受けとめていただいて農業政策に当たっていただきたい、まちづくりに当たっていただきたい、このように思います。

次に、後継者担い手対策に入りたいと思います。

ただいまの担い手対策につきまして、幕別町の現状をお答えいただきました。改めて数字を示していただいて、その先行きに大きな不安を感じています。今までの 2010 年の数字だということでありますが、596 戸の幕別町の農家が、ここでは後継者がいらっしゃる方が 215 戸ということでありますから、三十数％ということですね。農業者の平均年齢は 55 歳ということを前に示されておりましたので、この方たちが、今、55 歳の方たちが、あと 30 年たったら 85 歳になる。後継者のいらっしゃる方たちは、215 軒ということでありますから、黙っていたら自然にもうなくされてしまうということになろうかと思います。

それで、新規就農対策の強化を求めた背景には、こういった現状に危機感を持っている農業者はもとより、関係団体の方たちからも、やっぱり新規就農対策、今まで以上に取り組んでいただきたいのだという声がありまして、今回取り上げさせていただいたのですけれども、実際にこれまでの実績を伺いましたところ、全体で９組が就農されたということでありますが、こういった減っていく、もう毎年これ、この間の新聞報道によりますと 12％から 13％ぐらいずつ減ってきているのですよね。ですから、やはり一桁ぐらいの就農者では、本当になかなか盛り返していくだけの力に、もう頑張ってい

ただいているのだけれども、なっていないという現実をまず直視して、新しい農業計画も立てられるのですけれども、そこから出発していかなければいけないのではないかと思うのです。

まず、このたびいろいろな要望の中で浮き上がってきたことは、農業を希望される方たちが全くいないのかといったら、そうではない、希望される方たちはいるのだと。しかし、なかなかそれが答弁にもありましたように、職業に対する魅力、技術的な面、資金的な面、いろいろな問題があって就農に結びつかないと、離れていく人もなるべく新しい人についていただきたいのだけれども、そこがきちっとつながらないということもあって実らないということでありました。

それで、特に最近、農業、畜産大学ですとか、それから農業高校に農家を希望して、農業をやりたいということで学んでいらっしゃる方が結構いらっしゃるということなのだけれども、なかなか就農には至っていない、先ほどのような理由ですね。例えば、帯広農業高校の平成 25 年度の卒業生の進路状況を見ますと、196 名の方が卒業されているのですけれども、就農を予定されている方は、その４分の１ですね、42 名なのですね。ここに象徴されるように、まだ十勝には更別も、あるいは士幌も農業高校ありますし、普通高校からも農業者になる方はたくさんいらっしゃると思うのですけれども、そういう実態があります。

それともう一つ、「銀の匙」の影響もありまして、これは本当によかったと思うのですけれども、他府県からも畜産大学ですとか農業高校にも来られると。だけれども、このような現状だということもあります。何とか希望を持って、そういった十勝に目を向けている人たちに、うちの町ではできるよというような、そういった政策を示して迎え入れることができて、実際に就農につながるまでの支援も行ってやっていただける道はないものかというふうに思うのが切なる農業者の願い、私たちの願いでもあります。

それで、まず一つには実態を伺いました。特に、地域的には一番後継者がいないのが忠類地域ですよね、この忠類地域は畜産関係が多いのだと思うのですけれども、関係者のお話を伺いますと、まだ幕別本町あたりは、これはお話ですからあれなのですが、まだ規模拡大、離農された方の跡の土地を受け継いで何とか耕作できるのだけれども、もう忠類ぐらいに大規模になって、これ以上減っていったら、隣の人の土地を引き受けて、そして営農するということは難しいと、そういう段階に来ているということをおっしゃっておられました。つまり、同じ就農対策でも、忠類地域、幕別地域、札内地域で、それぞれやはり固有の問題がありますから、それぞれの対策をとってやっていかないとだめだというふうに思うのですよね。そういった地域性のことについては、町長、まずどんなふうに考えられておられますか。

それと、この減少について、将来的にはどうしようということも含めて、考え示してください。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　まずは、農家、農業後継者、農家戸数の減少に関してなのでありますけれども、実は､新規参入を目指す方々のために農業担い手支援センターというものを平成 14 年度に建設をいたしました。そのバックボーンになっていたのが、平成 10 年ぐらいから 12 年ぐらいまで、非常に新規参入を目指す方が多かったわけであります。それで面接をして、ふるいにかけて５組、５人限定でアカデミーのフロンティアコースに入ってもらっていた、そんな状況が実はありまして、そういうことがあって、できるだけ夫婦で来ていただいて新規参入を果たしていただきたい。そのために担い手センターにも夫婦用の部屋を多くしたわけですね。そのほうが実現性が高いという感じで、そういうこともそういう時代の流れというか、需要があって当時はアカデミーに入校し、そして拠点としては、農業担い手センター宿泊棟に泊まっていただきながら研修を積んでいただきたいと、そういう時期がありましたけれども、それから本当に三、四年たたないぐらいに希望する方がばたっと減ってきたわけなのですね、就農、新規参入を希望する方が。最近の状況を見てみましても、研修には入るけれども、それが一つのバイト感覚で、短期間で次の農業と全く関係ないところに行ってしまうと、そういう風潮がひとつ私は、今あるのかなというふうに思って、若者の気質といいますか、そういうところでは、やっぱり変化が見えているのかなということで、なかなかやっぱり新規参入については、今後

も非常に難しいなと。いかに農業というものを職業としてすばらしいものだよというふうに見せていくことがやっぱり必要である。特に都会の方にとっては憧れだけでは農業はできませんので、職業として選択できるだけの収入が得られる、暮らしていけるのだよといったことをやっぱりPRする必要があるかと思うのです。そういう発信を、まずしていかなければならないのかなと。

それとあと、町の中の後継者についても、このセンサスでいうと596戸のうち215戸しかいないという、非常に少ない戸数、割合になっております。ただ、これ条件がついております。満15歳以上の者ということと、もう一つの条件が、経営者が後継者に指名するというか、承認をするという二つの条件がありますので、非常にこれハードルが高いかなと。十五、六歳にいたら、まだわからんわという、余り期待もしないわという、そういう親の方もいらっしゃるかもしれませんので、この数字がかなり少ない数字なのかなと。実際にはもっと後継者としては予備軍といいますか、実際には潜在数があるのではないかなというふうに思います。

ただ、やはり現実として離農が毎年あります。ありますので、ここは営農を維持していく必要があろうかというふうに思います。そのための所得対策なんていうのは、町で大々的なことはできませんけれども、少なくとも経営を手助けするような施策については、現状のものも含めて考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

それと、それぞれの地域に適応したような対策をとるかどうかということでありますけれども、これははっきり申し上げて難しいですね、難しいですね。やはり町がやれるとするならば、対策をメニュー化してそれを選んでもらうような形が一番、そのことが地域に応じたということになるのかもしれませんけれども、例えば今、ゆとりみらいの総合資金の貸付金ありますけれども、これはやっぱり、今、11 項目ぐらいあるかと思うのですが、それぞれの営農類型に合ったような貸付金制度をその中から選択するというふうな形になっておりますので、そういった選択できるような施策が打てるかどうかということは検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

先ほど忠類のお話が出ましたけれども、忠類については、確かに酪農で70ヘクタールぐらいのと言われております。畑作でも50ヘクタールぐらいと、ですからかなりもう飽和状態に近い状況になっております。そういう中で後継者がまだ結婚していない家庭も見受けられますので、そこのところ、まずは本当に花嫁対策というものに力を入れていかなければならないのかなというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16番（中橋友子）　地域対策につきましては、きのうの小川議員の質問でもありましたけれども、やっぱりそこここの農協、経済団体が、そこ雇用のやはり対策を考えているわけですよね。そこをきちっと考慮していく。ともすれば行政というのは、同じように並べて、同じようなJAだから、だから一つにならないときちっと実現はしませんよという決めつけはしませんが、そういう傾向がなきにしもあらずだと思うのですよね。ですから、固有の問題に対応できるような、きちっと関係団体と連絡をとって、町がイニシアもとって頑張るということをしていただきたいと思います。

それで1点、新規就農の支援の拡充なのですけれども、単身者にも適用されているということが答弁にありましたので、実はこの認識、私なかったのですよね。農業者からしてくれというふうに言われていますので、周知が足りないのだと思うのです。女性の方が牛屋さんに入ったりとか畑に入ったりとか、そういうのもどんどんあるわけです。だから、そういうところにもきちっと応援できるようにしていくと、少しは改善になっていくというふうに思いますので、これ、ぜひ周知、頑張っていただきたいというふうに思います。

あわせて、新ひだかや浦河のこと丁寧にお答えいただきました。私は、資金面ももちろん大事だと思っています。大体スタートするときには700万円なり800万円なり必要だと。そして、特に幕別の市街地のほうは土地が高いということもあって、資金面で拡大してほしいということなのですが、同時に関係団体の方がおっしゃるのは、こういった例に出した町は受け入れ体制、支援体制、お金だけではなくて、みんなで新規就農者を育て上げるというグループづくり、協議会づくりもやりながら、そこで応援をして途中で諦めないように、あるいはもっともっと農業の魅力を伝えるということをや

ってられると、ずっと視察にも入られたようなのですけれども、そういったこともありまして、事例に取り上げさせていただきました。ぜひ、そういった取り組みも旺盛にやっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　協議会的な組織はありませんけれども、各農協において、それぞれ新規参入を育てるような農家、指導農業士とか農業士の方はいらっしゃいますので、そういう優秀なところで今までお世話になってきておりますので、私は受け皿としては、しっかりと育てていっていただける、そういう受け皿は各地域にあるのだというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16 番（中橋友子）　足りないのは何でしょうか。

では、受け皿は大丈夫だというのであれば、足りないものは何か、町長、お答えください。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今、新規参入の話をされているかというふうに思うのですけれども、新規参入は、やっぱりまずは意欲を示してもらわないことには、意欲を示して来てもらわないことにはということがあるわけで、女性の話もされましたけれども、女性はどちらかというと新規参入というよりは、花嫁さん、お嫁さんとして入っていただく形が多いのかなと。

ただ、女性であっても、それは全く拒否するものでもなくて、制度的には道は開かれておりますので、それは意欲がある方であれば、十分今の制度の中で、今のアカデミーの制度もそうですし、新規就農を目指す条例による支援もそうですし、また受け皿となる農業者の指導農業者等の受け皿もしっかりしていると思いますので、あえていうならば、あえていうならばといいますか、しっかり PR をして、そういう意欲のある方に来てもらう、そういう努力はしなければならないというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16 番（中橋友子）　農業者みずからがインターネットなどを使われて、どんどん PR をして、実際に後継者に、担い手になっていただく方のみを従業員として雇うというようなことも実際に進んでいます。だから、町ももっともっとアプローチされて、そういった他府県からも来られているわけですから、やはりアピールも工夫をされて、受け皿があるというのであれば、そこにつなげるような努力を今後やっていただくよう求めて終わりたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝　仁）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前 10 時から開会いたします。

16：22　散会

第４回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第４回幕別町議会定例会
（平成27年12月11日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
２　荒　貴賀　　３　髙橋健雄　　４　小田新紀
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（１人）
日程第３　議案第88号　幕別町税条例の一部を改正する条例
日程第４　議案第89号　幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
日程第５　議案第90号　幕別町防災会議条例の一部を改正する条例
日程第６　議案第91号　幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例
日程第７　議案第92号　東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第８　議案第93号　新町まちづくり計画の変更について
日程第９　議案第102号　幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

会議録

平成27年第４回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成27年12月11日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　12月11日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（20名）

議　長　芳滝　仁

副議長　藤原　孟

１　板垣良輔	２　荒　貴賀	３　髙橋健雄	４　小田新紀	５　内山美穂子
６　若山和幸	７　小島智恵	８　野原惠子	９　田口廣之	10　谷口和弥
11　小川純文	12　岡本眞利子	13　寺林俊幸	14　東口隆弘	15　千葉幹雄
16　中橋友子	17　藤谷謹至	18　乾　邦廣		

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	川瀬俊彦
教育長	田村修一	農業委員会会長	谷内雅貴
代表監査委員	柏本和成	総務部長	菅野勇次
会計管理者	原田雅則	教育部長	山岸伸雄
民生部長	境谷美智子	経済部長	田井啓一
建設部長	須田明彦	企画室長	細澤正典
札内支所長	羽磨知成	忠類総合支所長	伊藤博明
企画室参事	山端広和	総務課長	武田健吾
地域振興課長	小野晴正	糠内出張所長	阿部麗子
商工観光課長	岡田直之	町民課長	山本　充
保健課長	合田利信	税務課長	中川輝彦

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　野坂正美　　課長　澤部紀博　　係長　佐々木慎司

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

２　荒　貴賀　　３　髙橋健雄　　４　小田新紀

議事の経過

（平成27年12月11日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］
○議長（芳滝　仁）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（芳滝　仁）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（芳滝　仁）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、２番荒議員、３番髙橋議員、４番小田議員を指名いたします。

［議案審議］
○議長（芳滝　仁）　日程第２、昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。
小田新紀議員の発言を許します。
小田新紀議員。
○４番（小田新紀）　通告に従いまして、２点の質問をいたします。
一つ目、農村ホームステイ事業の今後の展開について。
大阪や東京の高校生が、修学旅行時に食料生産者宅でありのままの農村生活を体験する「農村ホームステイ事業」が、十勝全域で 12 の協議会のもと行われています。年々その需要は高まり、今年は約 3,300 人の受け入れが行われました。
本町においても、「まくべつ稔りの里」が中心となり、毎年多くの生産者宅において、修学旅行生の受け入れの協力をいただき行われています。
たとえ１泊のみとはいっても、生産者宅の方には多くの負担がかかっていると思いますが、本事業の趣旨を理解され、継続的に受け入れを行っている生産者の方には本当に敬意をあらわしたいと思います。
本事業は、この十勝でますます広がりを見せており、本町の立地、規模、農家数など、十勝管内において本町に求められる役割、そしてその役割を果たしていくべき効果・価値は大きいものと考えます。
今後の本事業のさらなる推進のためには、生産者の方だけではなく、その価値を町民全体で共有していくことも必要と考えます。
そこで、今後の事業推進にかかわり、以下の２点について伺います。
１点目、今後の本事業に対する町長の見解。
２点目、町民全体で本事業推進をしていくための今後の体制づくりについて。
二つ目の質問、東日本大震災における東北復興支援の今後の展開について。
2011 年東日本大震災から、はや５年がたとうとしています。
しかし、被災地、特に東北地方においては、いまだに復興したとは到底言えない状況であります。そればかりか、震災直後と比べて被災者の状況は多種多様化しており、支援体制が一層複雑化してい

ると聞いています。

各自治体においての支援策としては、震災直後は職員の人的派遣、見舞金支給、被災者受け入れなどを中心として取り組まれていましたが、今後も継続的かつ細分化された支援策の検討が必要と考えます。

東北復興支援を継続的に続けている町内団体あるいは個人の方もいます。今後も一時的な支援にとどまらず、支援先とは復興後も相互補完の関係づくりが続くような官民一体となった支援策が必要と考えます。

そこで、以下の２点について伺います。

１点目、過去４年間の東北復興支援の取り組みに対する町としての総括。

２点目、今後の東北復興支援に対する考え方と具体的方策について。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「農村ホームステイ事業の今後の展開について」であります。

本町における農村ホームステイ事業につきましては、農村地域での生活や農業体験、農業者とその家族との交流､食の大切さや農業と日常生活のつながりを学ぶ体験型修学旅行等の農家民泊を通じて、農村地域の活性化に資することを目的として設立されました「まくべつ稔りの里」におきまして、十勝管内での農村ホームステイの窓口となります「NPO 法人食の絆を育む会」との連携により、平成 24 年度から取り組んでいただいております。

ご質問の１点目、「今後の本事業に対する町長の見解について」であります。

農村ホームステイ事業につきましては、「まくべつ稔りの里」の会員 70 人の農家の皆さんに修学旅行生の受け入れを行っていただいており､平成 24 年度は道内の中学校１校と大阪府の高校３校から受け入れ農家 69 戸で 153 人を､25 年度は大阪府の高校３校から 52 戸で 118 人を､26 年度は兵庫県の高校１校と大阪府の高校２校から 46 戸で 116 人を、27 年度は兵庫県の高校１校と大阪府の高校２校から 43 戸で 118 人を､４年間で延べ 210 戸の農家の方に 505 人の子どもたちを受け入れいただいているところであります。

農村ホームステイでは、到着後の入村式では緊張した面持ちの子どもたちも、受け入れ家庭の皆さんから、自分の息子や娘が里帰りしたときのように、飾らずありのままに接していただき、そんな農家の皆さんの笑顔に触れ、たった１泊のホームステイにもかかわらず、退村式では多くの子どもたちが涙ながらに別れを惜しんいる光景を目にいたしております。

本事業を通して､人々が生きていくために欠かせない食糧を育むのが十勝のような農山漁村であり、都会は農山漁村に支えられているということを深く知ってもらい、日常生活では経験できない農作業を体験したり、大自然を体感する中で、本町を訪れた子どもたちには、幕別農業のファンになってもらい、幕別町がいつでも帰れる「第２のふるさと」になることを期待しているところであります。

本事業は、本町の基幹産業であります農業と幕別町を末長く発信する上で重要な役割を果たしているものと認識いたしております。

ご質問の２点目、「町民全体で本事業推進をしていくための今後の体制づくりについて」であります。

農村ホームステイ事業は、都会の子どもたちみずからが、農村での農業体験や生活体験を通じて、命の糧である食に対する理解を深め、農畜産物の生産現場の実態を肌で感じたいとの思いから、修学旅行の中に必ず農村ホームステイを取り入れております。

町といたしましては、「まくべつ稔りの里」の事務局を町の経済部が担当いたしており、受け入れ農家との調整や農村ホームステイの様子を町の広報誌などを通して町民の皆さんにお知らせすることなどを行ってまいりました。

今後におきましても、受け入れ農家の拡大に努め、本事業の重要性を町民の皆さんへ幅広く発信す

るとともに、本事業に参加された子どもたちには、食の安心・安全への取り組みについて理解を深めてもらい、幕別農業の応援団になっていただけるよう、入村式で本町についてのPRを行うことや農村ホームステイ終了後も子どもたちとのつながりが期待できるような取り組みにつきましても、農業者や関係団体との連携を深めながら進めてまいりたいと考えております。

次に、「東日本大震災における東北復興支援の今後の展開について」であります。

平成23年３月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、それが起因として津波・原子力発電所事故が重なるという、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から４年８カ月が経過いたしました。

東日本大震災により、今もなお不自由な避難生活の中、生活再建に取り組んでいらっしゃる皆さんにお見舞いを申し上げるところであります。

ご質問の１点目、「過去４年間の東北復興支援の取組に対する町としての総括について」であります。

当時、刻々と伝えられる東北地方を中心とした被害状況は、我々がこれまでに目にしたことのない惨状であり、人命救助の困難さや被災状況の深刻さを予測させるものであり、心を痛めておりましたが、町としてでき得る最大限の支援を迅速かつ的確に進めるため、地震発生５日後の３月16日、庁内に「東北地方太平洋沖地震連絡会議」を設置し、「救援物資の支援」「義援金等の支援」「人的支援」「受け入れ支援」に取り組んだところであります。

救援物資の支援につきましては、３月18日に町の災害備蓄品の中から、毛布500枚と非常食（アルファ米）1,000食分を自衛隊の輸送路を通じて被災者にお届けいたしました。

また、平成23年４月１日から４月15日までの15日間、公区回覧で町民の皆さんへ生活物資の提供をお願いし、167人の方々から、食料品95箱、トイレットペーパーやティッシュなどの生活用品560箱、学用品472箱、その他13箱、合計1,140箱のご提供をいただき、その全てを北海道を窓口として被災地に届けたところであります。

次に、義援金等の支援についてですが、受付窓口を日本赤十字社北海道支部幕別町分区に開設し、平成23年３月14日から24年３月30日までの期間で、役場ほか５カ所に募金箱を置き、期間終了後の随時受け付け分も含め、平成26年度末現在で1,519万5,170円の義援金が寄せられ、日本赤十字社北海道支部を通じて被災者のもとに届けられております。

また、町からの義援金といたしまして、岩手県、宮城県、福島県に各100万円ずつ、合計300万円を贈呈するとともに、幕別町内に避難された被災者に対しましては、１世帯当たり10万円の見舞金を２世帯に支給いたしたところであります。

次に、人道支援につきましては、町職員２人を平成23年３月31日から４月４日までの５日間、宮城県仙台市に派遣し、被災宅地危険判定の調査業務に従事いたしました。

また、幕別消防署からは救助工作車１台と５人の消防職員を平成23年３月25日から３月30日までの６日間、宮城県石巻市に緊急消防援助隊東十勝隊として派遣し、行方不明者の捜索に当たっております。

さらに、受け入れ支援につきましては、被災された方を一人でも多く受け入れができるように公営住宅４戸、白銀台スキー場宿泊ロッジ５棟、教員住宅３戸、農業担い手支援センターの宿泊室等８戸を町で用意したほか、民間会社の社員住宅３戸を、いずれも１年間、家賃を無料で提供させていただくことといたしました。

平成23年５月24日から24年３月28日までの間、１世帯４人のご家族が教員住宅に入居されております。

また、町での取組以外でも、個人による被災地でのボランティア活動やジャガイモ等の農産物を被災地の仮設住宅に避難している人たちに無償で送り続けている方、団体では、チャリティーコンサートを実施したり、個人商店によります支援募金箱の設置、パークゴルフ用具工業会においては、パークゴルフを通じて、仮設住宅や町内会などでの住民同士の交流を深めてもらおうとパークゴルフセット570セットとコース用品９ホール分を寄贈したりするなど、心温まる支援があったことを聞いてお

ります。

以上のように、震災後、町を挙げて、できる限りの被災地支援に取り組んできたものと思っております。

ご質問の２点目、「今後の東北復興支援に対する考え方と具体的方策について」であります。

被災された住民の皆さんが安全・安心に暮らせる完全復興までには、まだまだ長い道のりになるかと思いますが、今まで行ってきた支援策を今後も継続するとともに、新たな支援要請をいただいた際には、最大限の支援、応援を行ってまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　ただいまの答弁に対しての再質問をさせていただきます。

まず、農村ホームステイの事業についてですが、町長の農村ホームステイ事業に対する深い意義があるというものについては、理解したつもりです。

ただ、その中で、24 年度からスタートしているわけですが、年々、残念ながら受け入れ戸数というものが減ってきているというのも事実だというふうに思います。そのあたりの減少している原因について、どのように捉えておられるのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　当初は 81 戸ほどあったかと思うのですが、それが現在 70 戸まで 11 戸ほど減少しているわけでありまして、当初は何とか協力してくださいやといって無理にお願いした農家もありまして、そういうところは名前だけかしていたみたいなこともあって、実際にスタートしてからは受け入れについては協力いただけなかったという農家の方も何戸かおります。そのほかは、１回、２回は受けたのだけれどもやっぱりちょっと負担になるなといったところもありまして、現在の戸数になっているのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　やはり農家さんが感じる負担というものは、間違いなくあるだろうと思いますし、それをなくすというようなことにもならないというような事業だというふうに思っております。ただ、農家さんの負担を感じながらも、やはりこの事業の大切さという部分は非常に感じているところなのですけれども、今後、最後のところにもありますが、受け入れ農家の拡大に努めるというような答弁もありましたが、そのための工夫というか方策という部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　なかなか私たちが各農家一軒一軒回っても協力を得られるものでもないですし、非常に労力を要するものでありますので、まず私は農協を通じましてこの事業の大切さ、重要性というものを理解してもらって、そういう農協の方々、農協の職員からの情報によって、恐らくここであれば協力してくれるのではないかなといったところに実際に私たちが当たるといったことで掘り起こしをして、せめてあと 20 戸ぐらいはふやしてもらいたいなという思いでおります。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　この事業というのは、町長の答弁にもありましたが、都会の子どもたちが自然を体験したりとか、あるいは農業者ファンになるということなんかも目的だというふうに思っておりますが、今それこそ、この TPP の問題がある中で、非常に今後の幕別あるいは十勝の農業ということが生き残るという部分においても、すごく大切な事業だというふうに思っております。都会の子どもたち、子どもたちに限らずですけれども、やはり北海道に住んでいないとどうしても、TPP という問題一つをとっても実感として感じていない。もっと言えば、安く物が入るのではないか、安く食べられるのではないかというふうなもので、簡単にそちらのほうに移ってしまうというようなおそれが十分あるというふうに思います。

そうした中で、やはり１泊経験する、農家さんを知る、農家の生活を知る、ご苦労を知るという部分については、直接体験という部分が非常に大きな意義を感じていて、その後も事後学習もされてい

るということですので、戻った子どもたちがお店に行って一つ物を見たときに、比べたときに、幕別産と書いてあるか、あるいは十勝産と書いてあるものからアメリカ産と書いてあるもの、それが多少の値段が違って、ではどっちをとるかというところでは、全てがとは言いませんけれども、やはり人の人情としては十勝産、幕別産というところにいくと思いますし、東日本大震災であの大きな事故があったとき、一番物があっという間になくなってしまったというのは、東北はもちろんですけれども、一番便利だ、何でもあると言われていた東京、大阪、そういうあたりの都会のコンビニエンスストアが物が一気になくなってしまったというところも、北海道についてはもう自給率 1,100％ですから、そういったこともない。では、本当に答弁にもありましたけれども、都会がどこで支えられているかといったら、やはりこういった北海道、十勝という地域によって支えられているというようなことを伝えていく、実感として感じてもらうというような大きな事業だと思いますし、農家さんにとっても農家さん自身がそういったことを伝えられる場というふうに思っています。

受け入れてくれる農家に対してということももちろん第一歩だとは思いますけれども、やはりそれをもっともっと全農家さんにその意義を伝えるという部分においては、もっともっと大きな力というか、大きなパワーを使って伝えていくべき事業かなというふうに考えているわけなのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは、やっぱりどういう切り口でというのが非常に難しいのですね。先ほども申し上げましたように１戸１戸歩くというのも非常に労力がかかるわけでありまして、やはり理解がある農家というのは、大体農協情報の中である程度つかめますので、そういったところからまずは絞り込みをした中で、あとは個々に当たっていって、我々の熱意もそうですし、この事業の大切さ、今、小田議員が言っておられました農業理解もありますし、将来的に幕別町のファンになっていただきたいという思いもありますし、また、将来は何人かは農業をやってみたいなんて思ってもらえればありがたいですし、そういう中から花嫁になってくれればもっとありがたいと、いろんな意味合いがこの事業には込められているというふうに私は思っておりますので、そういった重要性をしっかりと理解してもらえるように、また、私たちが本当に熱意を持って納得をしてもらえると、理解、協力してもらえるということがやっぱり最後は一番大切なのかなというふうに思っています。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　二つ目のことにもかかわってくるのかなというふうに思いますが、町長がそのような見解を持っているとしたら、現在、経済部のほうで担当していただいておりまして、特に商工観光課のほうでご尽力いただいています。もともと、この事業は農林課のほうでスタートしたものだと思うのですが、それがどういった意図というか目的の中で、そういった経済部の商工観光のほうに移っていったのかということ、今後の体制づくりにもかかわってくることなのですけれども、そこについてちょっと確認させてください。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今は商工観光課が担当しているということでありますけれども、これは商工観光課だけではなくて、もちろん農業理解をしてもらうという点では、あるいはその後の先ほどちょっと言いましたけれども、花嫁対策とかあるいは就農というようなことも考えたときには、これはやっぱり両方なのです。今は商工という形になっておりますけれども、農林課もそうですし、あと経済部長が筆頭になってこれを進めていかなければだめだというふうに思っていますので、体制としては事務局は商工観光課ということでありますけれども、実際に進めていく上では、私は経済部が主体となって、あるいは忠類であれば忠類総合支所、支所長が先頭になってこの事業をやるべきだというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　私もやはりこの事業を非常に大切だというふうに感じていますし、商工観光課、いろんなイベントが集中している中で、そこにかける負担がちょっと今まで大き過ぎるのかなという

ふうに感じている部分もあります。

本当に町長答弁ありましたとおり、いろんなことにかかわってくる、それからこれからの新しい仕掛けもできるような事業かなというふうに思いますので、本当に多分野、農林関係はもちろんですけれども、企画総務とかあるいは今度の子どもたちにという部分も含めると教育委員会というところもかかわってくるのかなというふうに思っておりますが、そのあたり今も少し具体的にも若干お話しいただきましたが、もう少しこういった事業を考えられる、あるいは今のこの農村ホームステイの中でのこの役割についてはやっぱりここに任せるべきだという部分がある程度お考えがあれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　この事業で一番大変だというのは、高校が来ますよといったときに、まず受け入れ農家をではどこにしましょうかという、例えば１クラス来るのであれば 40 人ですか、そうなると２人１組としても 20 軒の農家をまず決めなければならない。決めるといっても単純に机上で決めるのではなくて、これはここという農家のところとの調整をして、今回都合どうですかといってその調整がやはりかなりかかるわけで、これが一つ、一番初めに手間としてかかる仕事であります。その後は、実際にきょう来るよとなったときの準備というのが当然あります。そして、１泊する。１泊した翌日、各農家を回って様子どうでしたかといったことも聞いて回るといったことも仕事としてあります。ですから、受け入れが決まってからの調整、当日の各農家への見回りといいますか、巡回、これがやはり非常に手間としてかかるのかなと。

それと、もう一つは、先ほど出ました受け入れ農家をふやしていくということも、今この事業を継続していく中では大きな仕事でありますので、これは農林課のほうで、農林課が中心になってやることが一番これは農協とのつながり、農家とのつながりを考えても適切なのだろうなというふうに思います。その受け入れの調整については、やはりこれは商工観光課で今のところはやるしかないのかな、やるしかないのかなと言ったらあれですけれども、どこがやればいいのかというだけであって、これはどこでもいいやというわけにはいかないものですから、これは従前どおり商工観光課のほうで、これは町全体の物産も含めた PR ということがありますので、商工観光課がいいのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　今後、農家さんの中の意見としても、受け入れというところからさらに発展して、それは受け入れられている農家さんなのですけれども、受け入れというところから発展して、観光的な自然体験であったりとか、スポーツ体験であったりとか、あるいはさらなる農業体験であったりとか、そういった部分においてもやっぱり観光という部分の役割というのも大きいなというふうに思いますので、本当に町全体多角的にという部分で取り組んでいくべき事業かなというふうに思いますので、今後さらに幅広くという部分でいろんな課がかかわっていっていただきたいなというふうに思っています。

さらに、今のこの事業については、もちろん広報等で紹介されていたりとか、いろんな部分でマスコミの中で放送されていたりとかするわけですけれども、まだまだ町民全体に浸透しているというようなふうには受け取っていません。逆に言えば、農家さんが孤立しているというか、お一人というか、農家さんだけで責任を負ってしまって負担を感じているというようなところも見受けられるなというふうに思っています。これ町民の皆さんが宿泊を受け入れるとか、そういうことでは全然ないのですけれども、やはりもっともっとこの幕別町の意義、この農家という第１次産業の意義ということも含めて、町民の皆さんにもっともっとこれを広める、普及する、あるいは子どもたちに教育するという部分についてのお考えについては、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは農村ホームステイ、民泊ということがこの事業の目的です。私たちが受け入れる目的ということになりますので、やはり受け入れないところがかかわるというのはなかなか難

しいのですね。しかも、１泊２日で滞在が 24 時間までない中で、どこの時間を割いて町民の方に応援してもらうのかというのは、ちょっと時間的にはそういう時間をとるのは難しいなと。ただ言えるのは、受け入れ式、入村式があります。この際に、例えば幕別町の PR をしてもらうため、オリンピック選手も出ています。では、体連の方に来てもらって幕別町でこんなスポーツが盛んですよとか、あるいはパークゴルフ発祥の地ですから、パークゴルフ協会にパークゴルフについて説明してもらうとか、そういうかかわり方はあるのかなとは思いますけれども、それでもせいぜい 30 分ぐらいしか時間がとれないのかなと。ただ、そういうことを通じて、少しでも口コミで広がることも効果として期待できますので、そういうことができるかできないか、これは相手のあることで時間がとれないよといったら全く無理な話ですけれども、この辺は高校側、この日程については生徒たちが自主的に日程をつくっているということでありますので、学校側は生徒たちにどうだいという話はできるのかなというふうに思っていますので、小田議員おっしゃるように、なるべくこの事業が町民にも理解してもらう、参加してもらいながら、やれるような工夫はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　町民の皆さんが直接参加するとか、何かするということについては、難しいことかなというふうには思いますが、やはり知ってもらうということです。この事業の価値というのを共有するということについて、いわゆるもっともっとアピールして、広報してやっていければいいのではないかなというふうに思うわけですね。幕別の、自分の町の住んでいる農家さん、こんなにすばらしいことをやってくれているのだ、あるいはこの幕別というところの価値というのをより感じてもらう。正直、市街地の子たちだって農家さんの生活って知らないという子が結構いると思うのですね。そういったこともちろん市街地にいる子どもたちだけじゃなくて、移り住んできた大人の方々も含めて知らないということがかなりあるかと思いますので、そのあたりのアピール、広報という部分の強化という部分で、いかがかなということです。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これも、おっしゃることはよくわかるのですが、やはり限界があるのかなと。毎号毎号広報でお知らせするということにもなりませんので、それはお知らせすることはお知らせするとして、あと機会、何か会議を捉えてとか、今、食育事業というのもやっていますので、そういった中で紹介するなんてということもありましょうし、そういう時間はたくさんとれないにしても、５分程度会議の中でお知らせするというようなことはあるのかなというふうには思っていますので、それがその会議になじむかなじまないかということもありますので、お知らせしても差し支えないなといったような会議あるいはイベントであれば、その中でも話ができるように考えてみたいというふうに思っています。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　若干、堂々めぐりみたいになってしまうのですけれども、やはり周りが応援しているというような態勢、雰囲気というのは、幕別町全体でみんなで応援している、この事業を大事にしているのだというような雰囲気があるということは、また農家さんたちにとっても勇気づけられることなのかなというふうな思いもあります。形、形だけでちょっと説明して、広報してということではないと思いますけれども、そういったことでなくて、もっと何か町全体であるいは浸透してという部分も考えていただきたいなというふうに思います。

　また、例えば浦幌町でもやっております町内の子どもたちが町内の農家さんに民泊するというような、一つの方法としてはあると思うのですけれども、そのあたりも農家さんにまた負担がふえてしまう部分もあるので何とも言えないですけれども、そういったような教育の中に取り入れていくというようなあたりなどはいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　この事業を一生懸命やればやるほど、小田議員がおっしゃるように農家の負担がふえるという、そういうものも実はあります。ただ、今、登録されている 70 戸の方については、全て

の方が負担を感じているわけではないと私は思っていまして、実は子どもがいない夫婦二人の農家で若い人に来てもらって話しするのが非常に楽しいのだよねという方もいらっしゃるので、ですから、そういった思いも紹介しながら理解を深めていくというのも一つ手なのかなとは思っていますけれども、なかなか本当に町民の応援を得てというのは、口では簡単なのですが、実際にどうやってやっていくかというのは、なかなか私難しいのかなと思いますし、農家自身が応援してほしいと思っているかといったら必ずしもそうでない人も、そうでない人というか、楽しみでやっているのだよという人もいらっしゃるので、機会を捉えてこの事業の内容についてはお話をさせていただきたいと思いますけれども、町民すべからくも知ってもらうというところまでいくというのは、なかなか難しいのかなとも思っているところであります。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　いずれにしても、非常に地方創生とかまちづくりという部分においても、今後大きなきっかけになるような事業かなというふうには押さえています。私自身も大好きな事業ですので、一緒に考えていきたいと思いますので、さらに広げていきたいと思います。

では、次の東北復興支援の質問に移ります。

こちら、現在、震災直後からこれまでの支援というものについて答弁いただきました。大体、震災直後のやっぱりどうしても支援というのが一番大きかったのではないかなというふうに思います。その後３年４年たってという部分については、少しずつ減ってきているというか、現実に少なくなってきているというふうには見受けられます。

その中で、何点か確認ですけれども、義援金ですね、日本赤十字社北海道支部幕別町分区に開設してという義援金についてですが、26 年度末までの総額についてはご紹介いただきましたけれども、期間中から期間終了後の部分について、細かい数字ではなくて全然構わないのですけれども、やはりその辺の差があったのか、あるいは大きくあったのか、あるいは継続的に義援金というのが続いているのかそういったところ、よろしくお願いします。

○議長（芳滝　仁）　町民課長。

○町民課長（山本　充）　義援金につきましては、やはり震災直後１年間については、たくさんの方に義援金を寄附していただきまして、その後、延長が続きまして、額的にはやはり復興がされてきているという状況もあることから、義援金の金額という点については減少している状況ではありますが、一応、日本赤十字社につきましては再延長ということで来年の３月 31 日まで窓口を開設しているということでございますので、引き続きご協力をいただきたいということで考えております。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　赤十字社に義援金を託してというような形だと思いますけれども、そのお金の流れという部分については町のほうで把握ができているものなのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　町民課長。

○町民課長（山本　充）　実際、町のほうで確認できているかというと、担当のほうは福祉課のほうになっているのですけれども、赤十字社の北海道支部のほうを通じてお金が送金されまして、それが被災者のもとに渡っているということで、どういうその詳しいお金の流れみたいなものはちょっと押さえてはいない状況でございます。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　本当に東北の支援については、非常に難しいところだというふうに思っています。今現在、東北のほうでもハード面の復興という部分は大分進んでいるのかというふうに聞いております。ただ正直、お金に困っていないという言い方はちょっとおかしいかもしれませんけれども、やはり今必要な支援というのはお金ではなくなってきているという部分もあるかと思います。もちろん町民の皆さんからいただいているそういった支援のお金というものは、大事に託していくということは当然でありますけれども、それ以外の支援という部分について、必要になってくるようなときになってきたのかなというふうに感じております。

現在、町の取り組み以外でもという部分で、個人で続けておられたりとか、あるいは団体の中で継続的な支援を続けているというようなところが日本中を見ても多々あるわけなのですけれども、国のほうでもだんだんだんだんそういった団体に対しての支援というのが２年３年ぐらいでなくなってきて、そしてここ三、四年ぐらいで東北の被災地からも多くの団体や個人が撤退してしまってきているというようなことを聞いております。東北の皆さんの中では、やはり忘れられているのかな、だんだん見放されているのかなというような声をよく聞きます。今後、お金の支援だけではなく、直接的な与えるという支援ではなく、やはり支えるという支援であったり、あるいは町内で取り組まれている団体さんへのサポート、個人へのサポートということが必要になってくるのかなというふうに考えているのですが、そのあたり、見解いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　震災からかなり年月がたちまして、当初は本当に町を挙げて、ボランティアも含めて東北に入って、今は確かに小田議員おっしゃるように、だんだん意識として私たちも薄れてきているというふうに思っています。それと、もう一つわからないのは、今、東北の人たちが何が必要なのかということが十分わからないのが実態だと思います。ですから、その辺が、聞くということにもちょっとならないので､物すごく県なりが情報を発信してくれればありがたいなと私は思っています。その中で、我が町ができること、あるいは町民に協力いただけることについてはやっていきたいなというふうには思っています。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　実際、本当に多種多様で、ここの地域の方はこういった悩みがあり、ここの地域の人にはこういった悩みがあり、あるいは家に戻れている人、戻れていない人と、本当に多種多様あるので、この支援が必ずしも必要だというような一つのものでは本当にないのかなというふうに思います。

それからまた、東北の方々もなかなかもう発信できなくなっているというような事情もあるというように聞いております。そういった中で、やはり今だからこそという部分で、待つ、待って支援、要請を待ってそれに対する支援というよりは、やはりこちらのほうから出向いていって、幕別町で何ができるか、我々に何ができるかということを考えていくような体制というのが必要なのかなと思います。現地の人から見たら、とにかく来てほしい、見てほしい、直接現地を知ってほしいというような声なんかもよく聞きます。それが全員の声とは言いませんけれども、そういった声も聞きます。行政という立場の中では、町として震災直後に人的な、直接的な助っ人というか助ける形で出向いていったような形もあるかと思うのですけれども、いわゆる現状を知る、そしてこちらのほうで何ができるかということを考えるというような、そういった職員派遣みたいな、そんなようなことというのは可能でしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私どもが行っています職員研修の一環としてではちょっとなかなか難しいかな。ただ、自主研修という制度がありますので、そういう意欲を持っている職員がいれば、東北の実態を知りたいという、そういう自主研修というのは可能でありますので、それはできるかなというふうに思います。

ただ、本当に町として、なかなか向こうに行くというのは難しいのかなと。やはり行くといってもどこも行けばいいのかということがまずわからないわけですし､例えば姉妹町村の盟約といいますか、そういうところは、例えば更別などは東松島でしたよね、そういうつながり、各課の行き来、つながりがあればそこを通じて、あるいはそこの町に対してということが可能なのでしょうけれども、今のところ我が町ではそういったつながりがないのです、実は。そういう深いつき合いをやっているところがないものですから、まずはどういった形でその情報を得るのかな、できれば先ほど言ったように県がやはり各町村からの要望を集約して、震災直後にあったのですね、実際そういうことが。集約してこういう支援が欲しいのだという、そういうものがあったのですね。それに基づいて我が町として

はそれに応える形で支援をさせていただいたところもありますので、できれば私は、県が中心になって復興をやっているわけですから、支援についてもこういったところが足りないのでできればお願いしたいということがあればありがたいなというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　おっしゃっていることはよくわかります。よくわかるのですけれども、やはりそれですと、今までのとおりの支援で、きっと動きがないだろうというふうなことも推測されます。行きたい職員が自主研修でというようなこともありましたが、当然そういう職員に対しては大きなサポートをしていただきたいなというふうに思いますが、やはり幅広くいろんな職員の皆さんが現地に行ってくるということも非常に大切だというふうに思います。

それから、直接的な提携先がないということですが、それらも含めてやはり情報をこちらのほうから仕掛け、探し、行ってくるということが、また復興後にも新たな町やその地域との相互補完という部分でも関係づくりが続く、また、幕別町が何か災害があったときに自分たちの復興の材料にもなるでしょうし、また、助けてもらえるような関係づくりにもなるというふうに思うのですが、やはりこちらのほうから仕掛けるということが大事かなというふうに思いますが、改めてちょっとそのあたりどうでしょう。

10：46　千葉議員退場

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町の仕事として、どこまでやるのだということがやっぱり一番の前提にあると思います。我が町、私としては、まずは町民のために仕事をしっかりしなければならないということが大条件、大前提としてあると思います。そういう中で、必要とあらば復興に協力をするということになってくるのかなと。ですから、復興が一番ではなくて、私はやっぱりこのまちづくりをしっかりやることが私の役割でありますし、そういう中で要請があれば行くというのが自然な流れなのかなと。こちらから税金をかけて調査をする、出向いていくということが、悪いとは言いません。これは当然すばらしいことだと思いますけれども、やはり仕事の中には優先順位が私はあると思いますので、まずは町民のため仕事をする。そういう中で要請があれば支援をさせていただくという、そういうふうな順番なのかなというふうに思っていますので、なかなか小田議員がおっしゃるようにこちらから仕掛けていくというのは、そこまで私たち余裕があるかな、そういう思いもしておりますので、ちょっと難しいかなというふうに思っております。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　これは町民のためになるというふうに思って、今こうやって話をさせてもらっているのですけれども、やはり本当に幕別町もいつどういう状況になるか、津波ということはあり得ないかなとは思いますけれども、どんな災害が起こるかということについては、本当に今何も予想できないような自然現象もありますし、そういったときに、本当に未曾有の災害が起こったとき、何か事件が起きたとき、そのときに今回の教訓を生かしてという部分も含めて、これは非常に大きな財産になるのではないかなというふうに思うところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私は、決して無駄とは言いませんけれども、いわゆる優先順位というのは当然あるわけでありまして、そういったとこからきずなができるということはすばらしいことだと思いますけれども、そこまで町が主体となってやるところまでは熟度といいますか、必要性と言ったらこれまた語弊がありますけれども、仕事の順番としてそこまで手が回るかなという、そんな思いで実はいるわけでありまして、決して否定はしませんけれども、現状においてはそこまで町が主体となって調査するなり出向いていくなりということは難しいかなという、そういう思いです。

○議長（芳滝　仁）　小田議員。

○４番（小田新紀）　私は、今だと思うのです。今だと思うのです。これが、５年、10 年たってしまって余裕ができました、多分余裕ができることないと思うのですけれども、余裕ができたから行きますといっても、もうそのときは時既に遅しというような感じもします。今、本当に次の東北という部分の復興が次の段階に入ろうとしているときに、その現実というのをしっかり見てくるということは、このときがチャンスだというように思います。そこに、そんなに大きなお金をかけるとかということではないのですけれども、それを優先順位第一ということでも、何を優先順位かはあれですけれども、非常に大事なことだというふうに思っています。

また、その後になってしまうと本当に何が、５年後、10 年後行ったときに、その中間の今というのを知らないでそのときに行っても、またそれは知識として、情報としては浅い情報になってしまうのかなと。今行って、継続的にやっぱり続けていく。忘れないように続けていく。ずっと寄り添い、見守っていくというような、そういった体制が必要だというふうに感じています。せっかく大谷翔平選手も東北出身ということもありますので、それも一つの、趣旨は違いますけれども、本来の趣旨とは違いますけれども、一つのきっかけという部分で東北という部分を改めて見詰め直すというような機会に必要なちょうどいいタイミングなのかなというふうには思っています。

今回二つの質問ですが、いずれにしても幕別町において、幕別町だからこそ発信できるというか、今だからこそスタートできる、発信できるというようなものがあると思います。ほかの事例を参考にというよりも、幕別町が先進事例となってできるような内容かなというふうに思っていますので、積極的にどちらの事業も自分も大切だと思っておりますので、一緒にこの事業を大切にしていっていただきたいなというふうに思っています。

では、これで質問を終了します。

○議長（芳滝　仁）　以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、11 時５分まで休憩いたします。

10：52　休憩

11：05　千葉議員入場

11：05　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

「付託省略」

○議長（芳滝　仁）　お諮りいたします。

日程第３、議案第 88 号から日程第９、議案第 102 号までの７議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、議案第 88 号から日程第９、議案第 102 号までの７議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（芳滝　仁）　日程第３、議案第 88 号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案第 88 号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を

ご説明申し上げます。

議案書は11ページ、議案説明資料は25ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成27年度の地方税法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、幕別町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正する条例の主な内容につきましては、１点目は、個人町民税に関して、国外転出者の保有する有価証券等の含み益を個人町民税の課税標準から除くこと、２点目は、たばこ税に関して、旧３級品に係るたばこ税の特例税率を段階的に廃止すること、３点目は、徴収猶予に関する規定を整備すること、４点目は、番号法の施行に伴う各種申請書及び減免申請書に個人番号又は法人番号を記載する規定を追加することなどであります。

それでは、議案説明資料の25ページをごらんください。

「幕別町税条例等の一部を改正する条例」の概要について記載したものでありますが、これにてご説明申し上げます。

初めに、「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正関係」についてであります。

１点目は、「個人町民税」についての改正であります。

１番の「個人町民税所得割の課税標準の改正」につきましては、条例第33条の改正部分になりますが、平成27年７月１日以後に国外転出をする一定の高額資産家が保有する有価証券等の含み益に対し、新たに所得税が課税されることとなりましたが、当該譲渡所得等について、翌年度の個人町民税の課税標準からは除くこととされましたことから、所得税法の規定の例により計算することとしている個人町民税の課税標準において、当該譲渡所得等の計算においては、同法の規定の例によらないものとするものであります。

次に、２番の「引用条項及び文言の整理」につきましては、条例第23条などの改正部分になりますが、所得税法、法人税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、２点目の「たばこ税」についてであります。

１番の「特例税率の段階的な廃止」につきましては、条例附則第16条の２の改正部分になりますが、旧３級品の特例税率が平成28年４月１日から廃止されることに伴う所要の改正を行うものであります。具体的には、1,000本当たり現行税率は2,495円でありますが、平成28年度は2,925円に、平成29年度は3,355円に、平成30年度は4,000円に、３年かけて段階的に税率を引き上げることにより激変緩和を図り、平成31年度以降は、一般品と同じ税率の5,262円とするものであります。

26ページをごらんください。

３点目の「徴収猶予規定の整備による改正」についてであります。

１番の「徴収猶予の規定の追加」につきましては、条例第８条などの改正部分になりますが、納税者の負担の軽減を図ることを主たる目的として創設されたものであります。

具体的な内容といたしまして、１点目は、第８条徴収猶予に係る徴収金の納付又は納入方法について、２点目は、第９条徴収猶予の申請手続等について、３点目は、第10条職権による換価の猶予の手続等について、４点目は、第11条申請による換価の猶予の手続等について、５点目は、第12条担保を徴する必要がない場合についてなどを規定するものであります。

次に、２番の「引用条項及び文言の整理」につきましては、条例第18条などの改正部分になりますが、地方税法の改正に伴う法律の引用条項の整理をするものであります。

27ページをお開きください。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う改正」についてであります。

「個人・法人町民税」「固定資産税」「軽自動車税」、28ページになりますが、「特別土地保有税」及び「入湯税」に係る各種申告書及び減免申請書において、個人番号又は法人番号を記載する規定を整備するものであります。

議案書の 17 ページをお開きください。

附則についてでありますが、第１条につきましては、施行期日を平成 28 年１月１日からとするものであります。

ただし、「個人町民税所得割の課税標準」につきましては平成 28 年度以後の年度分から、「たばこ税」につきましては平成 28 年４月１日から、「徴収猶予」につきましても同じく平成 28 年４月１日から、それぞれ施行するものであります。

第２条から、25 ページの第８条までの規定につきましては、徴収猶予や町民税などの改正に係る経過措置についての規定となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○16 番（中橋友子）　説明資料の 27 ページの行政手続における個人を識別するための番号利用のことについて、関連的になりますのでお許しをいただいて、質問させていただきたいと思います。

ご説明では、平成 28 年、来年の１月１日から実施されるということでありました。この個人番号につきましては、既に番号を個人の方に送付をして、それぞれ受け取っていただくという作業がされているという流れになっていますけれども、現実的には、きょうの新聞にも書いてありましたけれども、施設の入所者であるとか、あるいは長期に不在、それからそれぞれの個々の事情によって受け取ることができないでいる世帯が、個人も含めて多数、少なからずあるというふうに聞いています。幕別町の実態はどうなのか、そしてそういう方たちが必要性を生じてきたときには、どんな対応をされていくのか、そのかかわりについて伺いたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　町民課長。

○町民課長（山本　充）　ご質問の通知カードのまず配達の状況なのですけれども、12 月５日現在ですけれども、一応１万 2,366 世帯に対して通知カードを送付する総件数となっておりまして、そのうち返礼された通知カードにつきましては 1,089 通ということで、返礼率は 8.8％となっております。その後、町より普通郵便で、窓口において保管しておりますのでとりに来てくださいというご案内をさせていただきまして、12 月 10 日現在ですけれども、窓口でとられた方につきましては 410 通、それと、あと死亡等で必要がなくなった件数が 14 件、あと転出等で転出先、転入先で受け取るというような手続等をされる方等を含めると 86 通ありまして、合計で 496 通については手元に行き渡るというようなことということで、12 月 10 日現在の未交付件数は 593 通ということで、率に致しますと 4.8％という状況になっております。３カ月間町で保管することになっております。普通郵便でご案内させていただきまして、順次とりに来ていただいている状況ですけれども、それでもとりに来られない方につきましては、再度そういった施設に入ってとれない方とかがございましたら、そういった保険課等、福祉施設とか担当しているところと連携をいたしまして、実態等を調査して、なるべく未交付にならないように３カ月間の保管の中できちんと行き渡るように手立てをしていきたいと考えております。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16 番（中橋友子）　そういった物理的に受け取れない状況があるところを回収しなかったら、全体の方たちが手にするということにはならないだろうというふうに思います。

それで、この通知、お一人お一人に 12 桁の番号がそれぞれ知らされて、それを今後税の申告のときに使っていくということなのですけれども、法律が改正されまして記入することと国の法律がなったことによって今回の提案になっているのだと思うのですけれども、そういった諸般の事情で記入できないこともあり得るのではないかと。現在も 4.8％届いていないということであれば、そういう事例も出てくるのではないかというふうに思うのです。そういうときの対処というのは、どのようにされるのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　既に個人の方に付番がされた時点で、システム上はもう個人に特定の番号

が振られた状態になっているのです。個人の方に届いていないという現状は確かにあります。なので、例えば住民票の発行ですとか、そういうときに希望すればその番号が付番された形で出てくる住民票がもう既に使える形はとられるのです。ただし、それには費用がかかってしまうので、個人の方の負担にはなるのですが、そのところは、こちらの不備で例えば届いていないときにどうするかとか、その辺はまだ具体的には考えておりませんけれども、番号がなくて困る状態にはならない形で、ご本人が希望されたときに、その番号が個人にわかる形はとれることになっているので、その方に通知がどんなふうに届いていないかということについては、この後対応は考えなければいけませんけれども、今のところは、この 496 通を３カ月間にきちんと個別対応も含めて届けたいというふうには考えております。おっしゃっていただいたように、こちらで持っている付番で調整できるものについては調整していきたいと考えております。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16 番（中橋友子）　本当に大変な作業だと思うのです。いきなり 10 月から始まって、２カ月間の間にそういった手立てもとらなければいけない。比較的幕別は、市と違って人口規模も少ないということでこの数字で落ちついているのかなというふうには思いますけれども、帯広市内などはもっともっと高くて、それともう一つは、本人が番号を受け取ることを望まない、それはそれで手続をきちっととって役所にお返しするという、そういうことをされている方たちも多数いる。うちの町はどうなのかも伺いたいのですけれども、そういった人たちにとっては、こういう書類のときに番号、付番はされているのだけれども、自分では承知していないということになりますので、そういうときには要するに記載しないでも事務が進んでいくのかどうか、法はそういうふうに変えられたのだけれども、そういった手続のできない人たちにとって、番号を記載しないでもきちっと所得の申告ですとか税の申告、そういったことができるようになっているのかどうかということです。個人の番号ですから、知り得ている役所にとってもそれを勝手に使うということにはならないと思いますので、そういったことも含めて見解はどのようになっているのでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　税務課長。

○税務課長（中川輝彦）　個人番号の記載がない場合においても、従前どおり受け取って処理させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　当町におきましても、今おっしゃっていただいたような、絶対、手続をしてまで交付は要らないといった方はいないのですが、特別使わないから、免許証も持っているしいいわという形で拒否、言い方で言うと受取拒否になるのですが、その方は９件いらっしゃいます。

○16 番（中橋友子）　わかりました。

○議長（芳滝　仁）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第 89 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案第 89 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 26 ページ、議案説明資料は 29 ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、１点目として緊急通報用電話機設置事業における使用機器の名称変更及び通報先の変更に伴う文言の整理であり、２点目として高齢者食の自立支援サービスにおける遠隔地への配達に係る加算を廃止するものであります。

それでは、議案説明資料の 29 ページをごらんください。

第 14 条は、介護保険を補完する各種事業について規定しております。別表は、それらの事業ごとに対象者、事業内容、手数料等について規定しているところであります。

初めに、１点目の緊急通報用電話機設置事業における使用機器の名称変更及び通報先の変更についてであります。

本町では、現在、緊急通報用電話機設置事業につきましては、ひとり暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報用電話機を設置し、急病や災害等の事態が発生したときに、迅速な救護を行う事業として実施しているところであります。

初めに、使用機器の名称変更についてでありますが、現在使用している通報機器を電話機タイプから操作がより簡単な通報装置に切りかえるので、第 14 条第１項第６号の「緊急通報用電話機」を「緊急通報装置」に改めるとともに、別表に記されている事業名及び事業内容の文言に関しましても同様に改めるものであります。

また、この事業における通報先の変更についてでありますが、現在の通報先は、東十勝消防事務組合幕別消防署となっておりますが、平成 28 年４月から十勝圏における消防組織の広域化に伴い、幕別消防署の通信指令室が廃止されるため、別表の 30 ページの中段に記載されている「電話回線で東十勝消防事務組合と結び」の文言を削除するものであります。

なお、本事業の受信業務につきましては、外部委託方式とし、民間のコールセンターへ切りかえることになります。

次に、２点目の高齢者食の自立支援サービスにおける遠隔地への配達に係る加算を廃止することについてであります。

高齢者食の自立支援サービスにつきましては、食事の調理が困難な高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否を確認する事業として、平成 12 年度から実施しており、平成 16 年度からは、市街地からおおむね９キロ以上の区域への配達に対して、当該利用者が１食あたり 200 円を加算して負担しているところであります。

本町の高齢者世帯の割合は、市街地よりも市街地以外（農村部）の世帯の割合が高いという状況にありますことから、市街地以外（農村部）の地域における高齢者に対しましても、安心・安全な給食サービスの利用促進を図るとともに、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、遠隔地の配達に係る加算を廃止するため、別表の中の 29 ページの「手数料等」の規定において、「１食あたり 400 円」以降に記載されている「ただし書」を削除するものであります。

議案書の 26 ページをごらんください。

附則についてでありますが、第１項につきましては、施行期日を平成 28 年４月１日からとするものであり、第２項につきましては、経過措置を規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○16 番（中橋友子）　緊急通報システムの名称の変更ということで、装置にかえられたということであります。これにかかわりましてお伺いしたいのですが、緊急通報、どんな装置になるのかということが一つありますが、もう一つは、これまでの緊急通報システムの流れといいますと、設置された方に緊急性が必要が生じたときにはサインを送って、それが幕別の消防につながって直接お話をして対応していただくということでした。もう一つ、それができなかった場合には、応答がない場合には、ご近所にそれぞれその方の近況を掌握していただく方の協力をお願いしていて、登録もしていて、その方に連絡をして状況を掌握していただいて対応するというやり方をされていたと思うのです。今度は、

外部委託で民間のコールセンターということでありますから、まずコールセンターというのはこれどこに所在しているところなのか、そして今までの流れと変更があるのかどうか、それと十勝圏の消防ということで帯広に集中していますので、その流れの中でも帯広を経過するようなことになるのか含めて、これまでとどう変わっていくのか示していただきたい、このように思います。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　まず、1点目の緊急通報装置の関係でありますが、説明にありましたとおり、現在使われている部分につきましては電話機タイプ、まさにダイヤルといいますか、ボタンがあるタイプと、平成23年度から緊急通報装置につきましては電話機タイプとさらにレンタル機、レンタルの簡易な、ボタンを押すだけで消防署につながるタイプ、併用しております。このたび、民間のコールセンターへの委託に当たりまして、電話機タイプから全機をこのレンタル方式の、レンタルの簡易な緊急通報装置にかえるものであります。通報装置といたしましては、電話機タイプも簡易なタイプもボタンを押しますとすぐ相手先につながるということで、何ら操作は変わらないものであります。

それと、流れにつきましてでありますが、これまではボタンを押しますと消防署に通報が行きまして、相手方と話した中で状況確認して、これが緊急の出動であれば消防署が出動する、また応答がない場合においても消防署が現地に向かって状況確認、または協力員、または親族、また民生委員の方が事前に登録されておりますので、この方々にも連絡をいたしまして状況を把握しているところであります。今後におきましても変わらないところがあるのですが、一つは民間コールセンターにボタンを押しますと連絡が行きますので、民間のコールセンターの方が内容確認します。そのときにおいて、緊急の消防、火災や救急の場合でありますとそこから、来年でありましたら広域の消防のほうに連絡しまして、現地のほうに緊急車が出動するという状況になります。また、応答がない場合においてもコールセンターのほうが、コールセンターが今札幌にありまして、札幌のほうのコールセンターの受信員が状況を確認すると、さらに応答がない場合については消防にも連絡いたしますし、協力員、または親族、民生委員の方に順次連絡をとる体制でありますことから、現状としましては、最初に通報されるところがコールセンターにかわるだけであって、その後は消防に行ったり、協力員に連絡する体制には変わらないところであります。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16番（中橋友子）　緊急のシステムでありますから、緊急性が問われる中身でありますよね。それで、現状として変わらないというお答えなのですけれども、しかし、一つの過程がふえているというのは事実ではないでしょうか。今まででしたら、直接消防でありましたけれども、札幌のコールセンターに一度連絡、最初の連絡は札幌のコールセンターと。それから、そのときの緊急性の度合い、相手とのお話の中で判断されてという、そのコールセンターというのは今までなかったわけですから、そこがコールセンターではなくて直接消防がやっていたわけですから、コールセンターが判断をして消防に連絡が行く、そこはやはりワンクッションを置かれるというか、緊急性からちょっと後退するというふうに思いまして、どうしてこういうシステムに切りかえなければならなかったのかということがあります。広域圏の関係もありますので、その流れも含めてあったのかどうか、変更に至った予算的なものなのか、どういうことなのか示していただきたい。予算的にはどう変わるのかも示していただければ。

それと、もう一つですけれども、本人とお話しできなかった場合には、協力員、親族、民生委員等にお願いしているということでありました。この協力員の関係なのですけれども、設置するときに書類を出していただいて、協力員を定めていただいて、お願いしていますよね。しかし、時間が経過していく中で、協力員の状況が変わっていく、つまり転居だとか、病気だとかいろんな状況で、協力ができなくなってしまう状況が多々生まれているのだと思うのです。そういう場合に、一定期間で調査をして変更するということが必要になってくると思うのですが、そこはどんなふうに対応されていますか。

○議長（芳滝　仁）　企画室長。

○企画室長（細澤正典）　まず、１点目の消防が広域化したことに伴いまして、この緊急通報のシステムが変更した過程でございますが、十勝１市 18 町村の中で、それぞれの緊急通報の通報先が異なっているということで、一部はもう既にコールセンターを利用して緊急通報のシステムを動かしている町村もございましたし、うちの町のように消防が緊急通報先となっている自治体がありました。それで、広域になったときに、広域消防として緊急通報を業務としてやれるのかということが検討されました。しかし、多くのところが、半分以上のところがもう民間のコールセンターを利用しているということで、広域の消防の組合としては緊急通報の受け先となることはできないということで判断されたことから、町村においてコールセンターを利用しての緊急通報を継続していこうということの協議をしたところであります。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　続きまして、予算の関係でありますが、民間のコールセンターに委託することになりますと１台当たり月 1,000 円ということであります。あとは、月で考えますので、年間、今現在 438 台でありますから、これを１年間に置きかえますと約 500 万円程度、外部委託に伴いまして費用が発生するところであります。

それと、協力員の関係でありますが、確かにおっしゃるとおり緊急通報、相当前に設置された方におきましては、協力員の方がかわっておられることもありまして、私ども今回この装置の切りかえ、いろんな、このコールセンターに切りかえることに当たりまして、協力員の方、民生委員の方を含めて親族の方にも全員通知をいたしましたところ、やはり協力をなっていないという方もいらっしゃいましたので、それにつきましては改めてお願いするか、また、別の方にご案内するということで、全て協力員の方は新たな方にかわってはいないのですが、そういった方には切りかえているところであります。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○16 番（中橋友子）　切りかえられた要因は、我が町の自主的なものというよりは消防の広域化に伴って、これまで 19 町村それぞればらばらだったのだけれども、多くがコールセンターとの連携でやっているところがあったということで、広域もそちらを勧めるという中で幕別町も判断をしてそこに行ったということの説明ではないかと思う。一番心配するのは、何も札幌だからということではないのですけれども、今まででしたら、状況のわかっている幕別町に直接緊急のときにつながってすぐ対応していただけるのだというのが一番の安心感でしたよね。ところが、今度は遠いコールセンターのところに行って、そしてそれから帯広の広域に入るのですね、それから幕別町ということになるのですね。それで、私は、緊急性を要するときに、そういう携わるところが一つふえることによっておくれが生じてくるのではないかということを懸念するものですから、そういったところの問題も恐らく議論されて決められたと思うので、どんなふうにそこは解消されるのか、そのような心配はないのかどうか、そのことも伺っておきたいというふうに思います。

料金の関係では、ちょっと今予算書がないので、これまでどのぐらいであったのか、これまで以上に町の負担は多くなるのかどうか、合計で１台 1,000 円で 438 台ということでありますが、どんな状況なのかも伺っておきたいと思います。

もう一つ、協力員の関係です。これ、相当、地域を歩いていましたら、こういったことで、今お答えもありましたけれども、協力員になっている、そのなっていたということも実感されていない方もいましたし、それから既に転居して離れていて、届け出は出さなかったからそういうことになるのでしょうけれども、かなりの数なのではないかと思うのです。今回、全員に通知されて、連絡はあったところは対応されたと思うのですが、放置されていることも考えられます。これ１回、定期的にきちっとそういう協力員として役割を果たしていただけるかどうかというチェック、確認、これは今回のことがあったということもありますが、そういうことがなくても、定期的にきちっとチェックしていく必要があるのではないでしょうか。そして、きちっといつでも協力員のところにつながる状況を確保しておくということが大事なのではないでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　民生部長。

○民生部長（境谷美智子）　コールセンターにかえたところの消防広域化はもちろんなのですが、一番は地元の消防に通信員がいなくなるということが大きなことで、物理的にもう地元で受けることができない状況なのです。それが大きく一つあります。

それと、コールセンターにかえるときに十分論議しましたし、どういう形で選ぶかという中では、コールセンターには保健師ですとか医師ですとか専門職が、その電話の内容によってはそこで相談を受けて解決をするという機能も持っているのですね。緊急の場合に、議員がおっしゃったように広域の消防につながってから、そこからうちに連絡するではなくて、前の議会のときに話もありましたとおり、緊急ということで入ったものは、同時に幕別だということがわかれば幕別消防にも音声がつながる、ちょっと仕組みがわからないのですけれども、一緒に同時につながる仕組みも、緊急だということがわかったときに。ということなので、そこはもう一つのクッションが入るということはないと考えていただいていいかと思います。

あと、協力員については、おっしゃっていただいたとおり、確かに申請時には民生委員さんであるとか協力員さんとの連携等々もするのですが､継続的にケアマネジャーがついていたりする場合には、いろいろな情報の交換で更新していたのですが、確かにそれしかつけていなかった方に関しては、継続的な、定期的にやっていなかったのは事実なので、今後その方法論については考えていきたいと思います。

○議長（芳滝　仁）　保健課長。

○保健課長（合田利信）　予算の点でありますが、これまでの金額でいきますと、レンタルにつきましてはふえる分だけ今後もかかってくる部分なのですが、これまでできますと、電話機タイプであれば毎月保守点検というのがかかっておりました。月額 800 円ぐらいなのですが、この電話機タイプからレンタル機にかわりますので、保守点検料が全くなくなる部分、ただレンタル機につきましては全部切りかわりますので、この分がふえることと、委託料が毎月 1,000 円で台数分かかってくるということが大きな違いであります。

○議長（芳滝　仁）　どれだけふえるか減るかという。

○保健課長（合田利信）　差でありますが、ちょっと今現在、決算の……。緊通全体につきましては、そういった保守点検料だとか、既存の部分のレンタル料だとかというのがありますので、ちょっと今手持ちがないのですが、大体、保守点検分がなくなるという部分でおきますと、そんなに大差がない。ただ、委託料分は確実にふえると。月 1,000 円ですね、これだけはちょっとふえるということで。

それと、従来機でありましたら、例えば消防に設置する場合でありましたらセンター機、消防にセンター装置があるのですが、これが大体初期費用 300 万円かかるのですが、これは実際更新されないので、こういった費用も発生しなくなるということもあります。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第 90 号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例及び日程第６、議案第 91 号、幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例の２議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案第 90 号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例及び議案第 91 号、幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 90 号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書は 27 ページ、議案説明資料は 31 ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町防災会議につきましては、地域防災計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議などを所掌事務といたしておりまして、関係公的機関及び学識経験者などから組織されております。

このたび、会議を組織する公的機関のうち、東十勝消防事務組合につきまして、十勝圏における消防組織の広域化に伴い、平成 28 年３月 31 日をもって解散し、同年４月１日から「とかち広域消防事務組合」に消防事務が引き継がれるため、会議における組織構成に変更の必要が生じますことから、所要の改正をしようとするものであります。

議案説明資料の 31 ページをごらんください。

第３条第５項第４号につきましては、本年９月に議決いただきました幕別町消防団条例に基づき、平成 28 年４月１日から幕別町に消防団が設置されますことから、「町の消防団長」に改めるものであります。

第３条第５項第５号につきましては、さきにご説明いたしましたとおり、十勝圏における消防組織の広域化に伴い、「東十勝消防事務組合」を「とかち広域消防事務組合」に改めるものであります。

議案書の 27 ページをごらんください。

附則についてでありますが、第１項につきましては、施行期日を平成 28 年４月１日からとするものであります。

第２項につきましては、この条例による改正後の幕別町防災会議条例の規定により新たに任命される委員の任期につきましては、平成 28 年７月４日までに任命される者に限り、同日までとする経過措置を規定するものであります。

次に、議案第 91 号　幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書は 28 ページ、議案説明資料は 32 ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町防災行政無線施設につきましては、災害時の場合など、広報活動等を迅速かつ正確に行うことを目的に、忠類地域において設置されております。

防災行政無線における送信施設の遠隔制御局は、現在、東十勝消防事務組合幕別消防署忠類支署に設置されておりますが、十勝圏における消防組織の広域化に伴い、東十勝消防事務組合が平成 28 年３月 31 日をもって解散し、同年４月１日から「とかち広域消防事務組合」に消防事務が引き継がれるため、遠隔制御局の設置場所の名称につきまして、変更の必要が生じますことから、所要の改正をしようとするものであります。

議案説明資料の 32 ページをごらんください。

第２条の表の中にあります送信施設の遠隔制御局の設置場所につきましては、さきにご説明いたしましたとおり、十勝圏における消防組織の広域化に伴い、「東十勝消防事務組合」の文言を「とかち広域消防事務組合」に改めるものであります。

議案書の 28 ページをごらんください。

附則についてでありますが、施行期日を平成 28 年４月１日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 90 号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第91号、幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第７、議案第92号、東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。
説明を求めます。
川瀬副町長。
○副町長（川瀬俊彦）　議案第92号、東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書は29ページをお開きいただきたいと思います。
本議案は、十勝圏域における消防体制のさらなる充実強化を図るため、十勝19市町村で、とかち広域消防事務組合を設立したことに伴い、平成28年３月31日をもって東十勝消防事務組合が解散されますことから、消防署の管理に属する財産については、各所在する町に帰属させることを、地方自治法第289条の規定により、関係町と協議の上定めることにつきまして、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。
30ページをお開きください。
協議書につきましては、この別紙に記載のとおりであり、協議の対象とする組合の財産は、31ページから34ページまでに記載しております財産に関する調書のとおりであります。
初めに、31ページになりますが、１番、公有財産につきましては、（１）土地、（２）建物、次のページになりますが、（３）水利施設として記載のとおりであります。
２番、物品につきましては、（１）車両、34ページになりますが、（２）その他の物品として記載のとおりであります。
３番、債務につきましては、（１）次に掲げる地方債の未償還の元利償還金に係る債務として記載のとおりであります。
なお、解散後において町が所有することとなる公有財産及び物品につきましては、「十勝圏広域消防運営計画」に従いまして、消防力の維持を図るために、無償でとかち広域消防事務組合に貸与することになっております。
次に、30ページにお戻りください。
２番、財産の処分、３番、処分年月日、４番、その他につきましては、記載のとおりであります。
以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第93号新町まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案93号、新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

別添の議案書の１ページをお開きいただきたいと思います。

新町まちづくり計画は、幕別町と忠類村の２町村が合併後の新しい町を創造していくための基本方針やそれを実現するための施策などについて定めたもので、地域の速やかな一体感の醸成を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目的に、「旧市町村の合併の特例に関する法律」、いわゆる「旧合併特例法」の規定により、平成17年２月に幕別町・忠類村合併協議会において作成されました。

国の財政支援の一つである合併特例債につきましては、平成24年６月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、被災地以外の合併市町村におきましても、合併特例債の発行可能期間が合併年度及びこれに続く10年度までであったものが15年度までに延長されました。

本町では、この法律の改正に合わせまして、合併特例債の発行可能期間を確保するために、新町まちづくり計画の期間を平成32年度までの15年間に延長するとともに、計画期間の変更により整合性を図らなければならない将来推計人口と財政計画の見直しをあわせて行おうとするものであります。

２ページをお開きいただきたいと思います。

「新町まちづくり計画（変更）」につきましては、この別紙のとおりであります。

変更内容につきましては、表の左側から、変更箇所、変更前の内容、そして変更後の内容として新旧対照表の形にて記載しております。

以下、この表に沿いましてご説明申し上げます。

表紙につきましては、「平成27年12月変更　幕別町」という文言を追加するものであります。

次に、「第１章　新町まちづくり計画の策定方針」の中の「第３節　計画の期間」について、計画終了年度を「平成27年度」から「平成32年度」に５年間延長するものであります。

次に、「第２章　地域の概況」の中の「第１節　位置と地勢」について、忠類村の面積「137.54㎡」を更別村との境界確定後の面積である「137.22㎡」に変更するものであります。

次に、「第４章　新町のまちづくりの基本方針」の中の「第１節　主要指標」について、１点目の「人口」に関しては、平成17年と平成22年の数値を国勢調査人口に置きかえるとともに、平成27年と平成32年の数値を国立社会保障･人口問題研究所が公表した推計人口に置きかえるものであります。

２点目の「世帯数」に関しては、３ページになりますが、平成17年と平成22年の数値を国勢調査による世帯数に置きかえるとともに、平成27年と平成32年の数値を国立社会保障・人口問題研究所が公表した年齢別推計人口と世帯主率によって推計した世帯数に置きかえるものであります。

３点目の「産業別就業人口」に関しては、平成17年と平成22年の数値を国勢調査による産業別就業人口に置きかえるとともに、平成27年と平成32年の数値を国立社会保障・人口問題研究所が公表した年齢別推計人口と総務省統計局が公表する労働力調査による就業率等をもとに推計した就業人口及び産業別就業人口に置きかえるものであります。

次に、「第８章　財政計画」についてでありますが、３ページの下段から５ページの表までに記載したとおりであります。

財政計画における数値につきましては、平成18年度から平成26年度までの数値を決算額に置きかえるとともに、平成27年度以降の数値を歳入歳出の項目ごとに過去の決算状況等を踏まえ、現段階で想定できる要素などを勘案した上で推計したものであります。

３ページになりますが、「第１節　基本的な考え方」につきましては、所要の文言整理をしたもの

であり、４ページになりますが、「第２節　財政計画」につきましては、実績の表と、５ページになりますが、推計の表に整理したところであります。

このたびの計画の変更に当たりましては、旧合併特例法附則第２条第２項の規定により効力を有する同法第５条第７項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

なお、計画の変更に係る北海道との事前協議につきましては、本年 11 月 16 日をもって協議を終え、異議がない旨の回答をいただいているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第 102 号幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案第 102 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日追加でお配りしました議案書の１ページをお開きいただきたいと思います。

「過疎地域自立促進市町村計画」、いわゆる「過疎計画」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、過疎地域に指定された市町村が、地域の自立促進を図ることを目的に、必要な事業を実施するために策定する計画であります。

このたび、現行の過疎計画に登載されていない事業を新たに追加する必要が生じましたことから、同法第６条第７項の規定に基づき、過疎計画を変更するものであります。

議案書の２ページをお開きいただきたいと思います。

別紙「幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）」でありますが、過疎計画の変更内容についての新旧対照表でありまして、表の左側から、変更箇所、変更前、変更後となっております。

変更後の欄をごらんください。

今回、追加する事業は２事業であります。

１つ目の事業ですが、「（３）計画」の「自立促進施策区分　４高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の「事業名　（１）高齢者福祉施設」に「その他」を追加し、事業内容として、「忠類地域通所介護事業送迎車両購入費補助金事業」を追加するものであります。

２つ目の事業は、同じく「事業名　（８）過疎地域自立促進特別事業」の事業内容に「忠類地域通所介護事業運営費助成事業」を追加するものであります。

この２事業につきましては、過疎対策事業債の対象とするためには、過疎計画への登載が必要となりますことから、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

議決に当たりましては、あらかじめ北海道との事前協議が必要とされておりますが、今回、この事前協議に時間を要しましたことから、本日、追加提案とさせていただくものであります。

なお、北海道との事前協議につきましては、11 月 30 日をもって協議を終え、異議がない旨の回答をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［休会］
○議長（芳滝　仁）　お諮りいたします。
議事の都合により、明 12 月 12 日から 12 月 17 日までの６日間は、休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、明 12 月 12 日から 12 月 17 日までの６日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］
○議長（芳滝　仁）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は 12 月 18 日午後２時からであります。

12：03　散会

第４回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第４回幕別町議会定例会
（平成27年12月18日　14時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
５　内山美穂子　　６　若山和幸　　７　小島智恵
（諸般の報告）
日程第２　発議第10号　幕別町議会基本条例の一部を改正する条例
日程第３　発議第11号　幕別町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第４　発議第12号　ＴＰＰ「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書
日程第５　議案第103号　平成27年度幕別町一般会計補正予算（第９号）
日程第６　議案第85号　幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
日程第７　議案第86号　幕別町部設置条例の全部を改正する条例
日程第８　議案第87号　幕別町職員定数条例の一部を改正する条例
（以上、総務文教常任委員会報告）
日程第８の２　発議第13号　幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第９　常任委員会所管事務調査報告
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）
日程第10　閉会中の継続審査の申し出
（議会運営委員会）
日程第11　閉会中の継続調査の申し出
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

平成27年第４回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成27年12月18日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　12月18日　14時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（19名）

議　長　芳滝　仁

副議長　藤原　孟

１　板垣良輔	２　荒　貴賀	３　髙橋健雄	４　小田新紀	５　内山美穂子
６　若山和幸	７　小島智恵	８　野原惠子	９　田口廣之	10　谷口和弥
11　小川純文	12　岡本眞利子	13　寺林俊幸	14　東口隆弘	15　千葉幹雄
16　中橋友子	18　乾　邦廣			

６　欠席議員

17　藤谷謹至

７　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	川瀬俊彦
教育長	田村修一	農業委員会会長	谷内雅貴
代表監査委員	柏本和成	総務部長	菅野勇次
会計管理者	原田雅則	教育部長	山岸伸雄
民生部長	境谷美智子	経済部長	田井啓一
建設部長	須田明彦	企画室長	細澤正典
札内支所長	羽磨知成	忠類総合支所長	伊藤博明
企画室参事	山端広和	総務課長	武田健吾
地域振興課長	小野晴正	糠内出張所長	阿部麗子
商工観光課長	岡田直之		

８　職務のため出席した議会事務局職員

局長　野坂正美　　課長　澤部紀博　　係長　佐々木慎司

９　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

５　内山美穂子　　６　若山和幸　　７　小島智恵

議事の経過

（平成27年12月18日　14:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］
○議長（芳滝　仁）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（芳滝　仁）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（芳滝　仁）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　本日の会議録署名議員に、５番内山議員、６番若山議員、７番小島議員を指名いたします。

［諸般の報告］
○議長（芳滝　仁）　次に、事務局から諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（野坂正美）　諸般の報告を申し上げます。
　17 番藤谷議員より、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
○議長（芳滝　仁）　これで、諸般の報告を終わります。

［行政報告］
○議長（芳滝　仁）　ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　お許しをいただきましたので、診療報酬返還請求事件につきまして、ご報告をさせていただきます。
　本件につきましては、不正または不当に診療報酬を請求し、平成 17 年９月に保険医療機関の指定を取り消された帯広脳神経外科病院の経営者に対して、診療報酬の返還を求めるため、去る第３回町議会定例会において、訴えの提起についての議決をいただき、釧路地方裁判所帯広支部に提訴していたところであります。
　これに対し、一昨日、第１回口頭弁論が開かれ、即日結審となりました。
　判決は、本町の請求を全て認めるとの内容でありましたが、今後、被告が控訴する可能性もありますので、本町のこれまでの主張を堅持し、引き続き対応してまいりたいと考えております。
　以上、診療報酬返還請求事件に係わるご報告とさせていただきます。
○議長（芳滝　仁）　これで行政報告は終わりました。

［付託省略］
○議長（芳滝　仁）　お諮りいたします。
　日程第２、発議第 10 号から日程第５、議案第 103 号までの４議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。
　これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
　したがって、日程第２、発議第 10 号から日程第５、議案第 103 号までの４議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

日程第２、発議第 10 号、幕別町議会基本条例の一部を改正する条例及び日程第３、発議第 11 号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則の２議件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○16 番（中橋友子）　朗読をもって提案にかえさせていただきます。

発議第 10 号、幕別町議会基本条例の一部を改正する条例であります。

議案をご覧ください。

発議第 10 号。

平成 27 年 12 月 18 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員小川純文。

幕別町議会基本条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により、提出します。

提案理由です。

議会基本条例は、町民にわかりやすく開かれた議会を目指すもので、町民の負託に応えるための議会の最高規範として、平成 26 年 4 月 1 日から施行しました。

議会基本条例が施行して 1 年が経過しましたことから、議会基本条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、議会運営委員会において検証し、その結果、幕別町議会基本条例について所要の改正を行うものであります。

発議の説明資料の 1 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 20 条第 1 項中「検討するものとする。」を「検討し、その結果を公表しなければならない。」に改める。

議案にお戻りください。

附則でありますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、日程第２、発議第 11 号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則であります。

議案をご覧ください。

発議第 11 号。

平成 27 年 12 月 18 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員小川純文。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により、提出します。

提案の理由です。

全国町村議会議長会が示しております「標準」町村議会会議規則の一部改正により、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定および文言の整理をするため、幕別町議会会議規則について所要の改正を行うものであります。

発議説明資料の２ページの新旧対照表をご覧ください。

第２条第２項中「、閉会中においても」を削り、「議会活動」の次に「（閉会中に公務として出席するものを含む。以下同じ。）」を加え、「届けなければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第２条第２項の次に次の１項を加える。

３、議員は、出産のため議会活動ができないときは、日数を定めて、その旨をあらかじめ議長に届

け出なければならない。
議案にお戻りください。
附則ですが、この規則は、公布の日から施行するものであります。
以上であります。
○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
発議第10号、幕別町議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。
発議第11号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第４、発議第12号、ＴＰＰ「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
中橋友子議員。
○16番（中橋友子）　ＴＰＰ「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。
発議第12号。
平成27年12月18日。
幕別町議会議長芳滝仁様。
提出者、幕別町議会議員中橋友子。
賛成者、幕別町議会議員寺林俊幸。
賛成者、幕別町議会議員田口廣之。
賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄。
ＴＰＰ「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書。
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出します。
ＴＰＰ「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書。
ＴＰＰ交渉は、10月５日に米国アトランタの閣僚会合において、大筋合意に至ったと発表された。政府の「合意」内容によると、農林水産物は全体の８割が即時もしくは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖・でん粉の重要５品目についても３割が関税撤廃となっている。しかも、関税が残った重要品目も無税又は低関税の特別輸入枠が設定されるなど、我が国において、かつて経験したことのない高い水準の農畜産物市場の開放がなされる結果となっている。
農林水産業が基幹産業である本町においては、ＴＰＰ「合意」の結果に対し、農業者をはじめ多くの人々は「不信・憤り・不安」を抱え、失望感が漂っている。さらに、国会決議との整合性が問われる「高い水準の市場開放」によって、農業の担い手が将来にわたり、意欲と希望を持って営農を継続できるかどうか途方に暮れており、家族農業を中核とした本町の農村社会及び地域経済へのさらなる疲弊を招きかねない。

また、ＴＰＰは、関税など物品市場アクセスだけではなく、食の安全・安心や投資、サービス貿易、金融サービス、政府調達、知的財産などの分野にまたがる広範な経済連携協定であるにもかかわらず、政府は守秘義務を盾に、情報の開示や国民的議論が一切なされぬまま、合意が国会批准と同様に捉えられ既成事実かのように国内対策の論議を進めている。

しかしながら、徐々に明らかにされつつある「合意」内容をみると、我が国の食料安全保障の観点を含め国会決議との整合性が問われる農畜産物関税の扱い、さらには衛生植物検疫措置や医療制度、ＩＳＤＳ条項など、国民の暮らしに係る懸念事項に関しても、疑念は完全に解消されていない。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要望する。

記

１、政府においては、国会における承認手続きに入る前に交渉過程を含めた徹底した情報公開を行い、ＴＰＰ合意内容の全容と影響などについて国民各層に対する説明責任を果たすこと。

２、国会においては、衆参両院の農林水産委員会における国会決議との整合性について徹底した検証を行い、その結果、国会決議に違反すると判断された場合は、速やかにＴＰＰ合意を撤回すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 18 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、ＴＰＰ担当大臣、農林水産大臣。

以上、提案といたします。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第 103 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　議案第 103 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第９号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 164 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 172 億 6,665 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

５ページをお開きいただきたいと思います。

２款総務費、１項総務管理費、15 目諸費、164 万 2,000 千円の追加でございます。

このたび、北海道日本ハムファイターズによります本町の応援大使に、大谷翔平選手と市川友也選手の就任が決定し、その活動期間は年明けの１月から 12 月までの１年間となります。

本町のＰＲを含めた地域振興に、両応援大使をどのように活用していくのかにつきましては、北海道日本ハムファイターズと協議の上、進めていくことになりますが、今回の補正予算につきましては、平成 27 年度の事業に係る所要の経費を追加しようとするものであります。

一つ目は、「ナウマンそり大会」を盛り上げるための経費であり、８節、細節６として現在協議中でありますが、球団の公式チアリーダーチームであります「ファイターズガール」を招くことに係る

謝礼などを計上するものであります。

二つ目は、２月に沖縄県名護市にて行われる「春季キャンプ」等に町長等が表敬訪問し、応援大使を激励することに要する経費であり、９節旅費をはじめとして、11 節、細節 13 のガソリン代及び 14 節、細節１の自動車借上料として名護市での移動に使うレンタカー経費を、そして、12 節役務費として激励訪問に同行する本町のマスコットキャラクター「パオくん」の着ぐるみの送料などを計上するものであります。

三つ目は、幕別町のＰＲ活動用グッズの作製に要する経費であり、11 節、細節４の消耗品費として記念スポーツタオルや応援大使の「のぼり」の作製経費、同じく細節 30 の印刷製本費として役場１階ロビー、札内支所、忠類道の駅の３か所に設置を予定しております記念写真撮影用の「顔出しパネル」の作製費用、そして、本庁舎に設置いたします「懸垂幕」の作製などに要する費用、さらに、18 節として「パオくん」のファイターズユニホームの作製に要する経費を計上するものであります。

なお、新年度に向けましては、広く町民の皆さんからアイデアを募集するなど、さらに具体的な取組内容の検討を行い、大使の活動期間は限られたものでありますが、まちの活性化に繋がる効果的な取組を実施してまいりたいと考えております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

４ページになります。

20 款、１項、１目繰越金、164 万２千円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員。

○７番（小島智恵）　名護市にまでいう今お話があったのですけれども、わたしのイメージの中では本町内でのイベント等行ってまちを盛り上げる､活性化させるというイメージが強かったものですから、出向いてというイメージでなかったものですから、その辺がちょっとわたしのイメージと違ったのですけれど、ご説明いただけますか。

○議長（芳滝　仁）　企画室参事。

○企画室参事（山端広和）　取り組みといたしましては、これまで 54 町村、過去に取り組んでいる町村もございます。

こちらでの活動もございますけれども、キャンプ地においての訪問、あるいは札幌のほうに出向いての物産展といいますか、物販の販売も予定しております。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　出向いてという、そこの必要性というのは検証が必要なのかなと思うのですけれども、その辺お願いいたします。

○議長（芳滝　仁）　企画室参事。

○企画室参事（山端広和）　向こうに行きまして、実際に名刺等、幕別町の応援大使という部分で幕別のＰＲということで直接的にお渡しする機会が唯一そのキャンプでの機会だというふうに聞いております。

それと、その場において幕別町のＰＲをするという部分で活動も予定しております。

○議長（芳滝　仁）　小島議員。

○７番（小島智恵）　そういった遠方で実質的なＰＲになっていくのでしょうか。それよりも幕別町内で地元でされたほうがどうなんでしょう。ちょっと疑問に思う所があるのですけれども。

○議長（芳滝　仁）　企画室長。

○企画室長（細澤正典）　地元での日本ハム応援大使を使った活動は当然大事だというふうに思っておりますけれども、実際に大谷選手、市川選手に会えるというのは、このキャンプの時とシーズンが終

わった11月しかないというふうに聞いております。

11月に沖縄に行って幕別町の特産品、パークゴルフスティックですとか農産物をお渡しするということも予定しておりますので、その時にはマスコミに取り上げられて幕別町のＰＲになるというふうに考えております。

○議長（芳滝　仁）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［委員会報告］

○議長（芳滝　仁）　日程第６、議案第85号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例から、日程第８、議案第87号、幕別町職員定数条例の一部を改正する条例までの３議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長寺林俊幸議員。

○13番（寺林俊幸）　総務文教常任委員会に付託されました３議件の審査結果をご報告いたします。

平成27年12月18日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸。

総務文教常任委員会報告書。

平成27年11月30日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

１、委員会開催日。

平成27年12月14日（１日間）。

２、審査事件。

議案第85号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

３、審査の経過。

審査にあたっては、マイナンバー法の施行に伴う町としての独自利用や同一機関内での利用、他機関への情報について説明を受け、セキュリティーや視覚障がい者の方への対応について質疑を行ったのち、慎重に審議した結果、全会一致で結論をみた。

４、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

平成27年12月18日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸。

総務文教常任委員会報告書。

平成27年11月30日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

１、委員会開催日。

平成 27 年 12 月 14 日（１日間）。

２、審査事件。

議案第 86 号、幕別町部設置条例の全部を改正する条例。

３、審査の経過。

審査にあたっては、行政改革の一環として「時代の変化に対応できる効率的な組織・機構の見直し」案である新たな組織・機構について説明を受け、見直しによる業務の影響等について質疑を行ったのち、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

４、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 12 月 18 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸。

総務文教常任委員会報告書。

平成 27 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

１、委員会開催日。

平成 27 年 12 月 14 日（１日間）。

２、審査事件。

議案第 87 号、幕別町職員定数条例の一部を改正する条例。

３、審査の経過。

審査にあたっては、組織・機構の見直しに合わせ、職員定数を実配置予定数を基準として見直すことについて説明を受け、臨時職員を含めた体制のあり方等について質疑を行ったのち、慎重に審議した結果、全会一致で結論をみた。

４、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝　仁）　報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 85 号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 86 号、幕別町部設置条例の全部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 87 号、幕別町職員定数条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

14：31　休憩

14：32　再開

○議長（芳滝　仁）　休憩前に引き続き会議を開きます。

［追加日程・付託省略］

○議長（芳滝　仁）　ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、条例案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、条例案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（芳滝　仁）　日程第８の２、発議第 13 号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○16 番（中橋友子）　発議第 13 号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例でありますが提案させていただきます。

発議第 13 号。

平成 27 年 12 月 18 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員小川純文。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により、提出します。

提案理由であります。

幕別町行政改革大綱推進計画により、幕別町部設置条例の一部改正に伴い、幕別町議会委員会条例について所要の改正を行うものです。

発議説明資料の１ページをご覧いただきたいと思います。

新旧対照表であります。

第２条第１号中「総務部、企画室」を「企画総務部」に改め、「忠類総合支所」の次に「、札内支所」を加え、同条第２号中「民生部」を「住民福祉部」に改め、同条第３号中「、水道部」を削る。

議案にお戻りください。

附則であります。

この条例は、平成 28 年４月１日から施行するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（芳滝　仁）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［委員会報告］

○議長（芳滝　仁）　日程第９、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただききたいと思います。

［閉会中の継続審査の申し出］

○議長（芳滝　仁）　日程第 10、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

議会運営委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

［閉会中の継続調査の申し出］

○議長（芳滝　仁）　日程第 11、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（芳滝　仁）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

［閉議・閉会宣告］

○議長（芳滝　仁）　これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 27 年第４回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：39　閉会